

会計大学院コアカリキュラム
検討委員会
成果報告書

平成 22 年 2 月 21 日

はじめに

会計大学院は、会計に関する専門家を養成することを目的とした大学院の専門職修士課程の大学院である。その教育課程は、各会計大学院がそれぞれの設置理念に基づいて独自に設定することが原則であるが、その一方ですべての会計大学院で標準的に教育しなければならない授業科目については、それらをコアカリキュラムとして位置づけ、その内容も担当者によって大きくばらつくことがあってはならない。会計大学院コアカリキュラム検討委員会は、平成 20 年度・21 年度の文部科学省の教育推進補助金を得てコアカリキュラムについての調査・検討を重ねてきたが、ここに「会計大学院コアカリキュラム」を策定したので、広く関係各位・機関に周知することを目的として、本報告書を公表する次第である。

平成 21 年 2 月 21 日
会計大学院コアカリキュラム検討委員会
委員長 高田敏文

目 次

本編

I	会計大学院コアカリキュラム検討委員会について・・・・・・・・・・	5
II	会計大学院の現状と教育課程を取り巻く状況・・・・・・・・・・	14
III	会計大学院の教育課程に影響する基準と規則等・・・・・・・・・・	23
IV	コアカリキュラムの役割と内容・・・・・・・・・・	62

資料編

V	基本4科目ワーキンググループ調査報告と資料・・・・・・・・・・	123
VI	海外調査，国際会議，国際シンポジウム，セミナー・・・・・・・・・・	169
VII	委員会実施記録，委員名簿・・・・・・・・・・	243

本 編

I 会計大学院コアカリキュラム検討委員会について

会計大学院コアカリキュラム検討委員会は、平成 20 年度文部科学省公募の教育推進補助金を得て設置された。同補助金の申請書は下記の通りである。平成 21 年 11 月現在の検討委員会を構成する組織は下記の通りである。

- (1) 会計大学院として、北海道大学、東北大学、千葉商科大学、青山学院大学、関西大学、関西学院大学の 6 大学会計大学院（当初は下記の 3 大学）
- (2) 連携機関として、会計大学院協会、日本公認会計士協会、特定非営利活動法人国際会計教育協会の 3 組織（当初は下記の 1 組織）

教育推進補助金申請書（申請時の書類）

平成 20 年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」申請書
参加大学の学部又は研究科等の規模（平成 20 年 5 月 1 日現在）

大学，研究科等名	入学定員	収容定員	在籍学生数	教員数
東北大学大学院 経済学研究科会計専門職専攻	40 人	80 人	76 人	31 人 (19 人)
青山学院大学会計プロフェッ ション研究科 会計プロフェッ ション専攻	80 人	160 人	179 人	52 人 (15 人)
関西学院大学専門職大学院研究 戦略研究科会計専門職専攻	100 人	200 人	193 人	62 人 (23 人)

※：取組に参画する学部又は研究科等のみ記入してください。

※：「教員数」の欄における（ ）内には専任教員数を内数で記入してください。

連携機関の概要

特定非営利活動法人国際会計教育協会は、質の高い国際会計人の養成をすることを目的として、会計、監査、税務等に関する知識の普及・啓蒙活動を及び教育活動を会計専門職業人に対して行っている。また、平成 19 年 10 月に文部科学大臣から会計専門職大学院の「認証評価機関」としての認証を受けた。同協会の運営は、日本公認会計士協会元・現役員等の会計専門職業人と会計大学院教員等とが共同して行っている。

(1) 取組の全体の概要

① 取組の趣旨・目的

本取組「会計大学院におけるコアカリキュラム－3 大学会計大学院におけるコアカリキュラムとその実施枠組みの形成－」は、専門職大学院である会計大学院を設置している 3 大学会計大学院（東北大学、青山学院大学、関西学院大学）がコアカリキュラムとその実施枠組みを調査・研究・形成し、同カリキュラムを先導的にモ

デル大学として実践することを目的としている。本取組により、現在、資格試験と「点」で結びついている教育から体系的な教育プロセスとしての「線」に基づいた会計専門職人材の育成教育に移行する。

② 「期待する取組②」を選定した理由

本取組は、本事業公募要領「4 期待する取組」の「②教育の質の保証」に合致するものとする。これを選定した理由は、下記の通りである。

第一に、会計基準・監査基準は国際化が進み、国際的に通用する高度な能力を備えた会計職業人を養成することを目的としている会計大学院における教育は、国際化が進む会計の環境に対応した教育カリキュラムに基づいて実施することが必要であるからである。国際教育基準や他の国々で実践されている会計教育を調査・研究し、それら授業を実施する枠組みを形成することにより、会計大学院における教育の質を実践的な裏付けをもって保証することを試みるものである。

第二に、国際標準となる教育課程を識別、形成することが、教育プログラムの開発の前提条件として必要であり、今回の申請大学・連携組織はその前提条件を満たした活動を実践してきていると考えられるからである。今回の申請大学のうちの2大学（東北大学、青山学院大学）は、平成18・19年度教育推進プログラム補助事業により国際セミナーと実験的な授業を実施した経験があり、連携組織である特定非営利活動法人国際会計教育協会は、会計教育の国際標準づくりを目的とした国際会議をすでに2回実施し、アジア地域の会計教育の標準づくりで主導的な役割を果たしてきた。同協会が実施した国際会議では、日中韓各国の会計教育のリーダーが、教育の質の保証枠組みとしての認証評価基準が深く議論された。

第三に、専門職大学院における教育カリキュラムが従来の大学院教育と大きく異なる点の一つは、実践的な教育が求められることである。多くの会計大学院において、実務家教員が多数配置されているのは、そのことを教員組織の側面から担保するものである。実践的な教育の実施方法として、諸外国で実施されている教育方法の一つとしてインターンシップがある。インターンシップについては、現在、会計大学院協会と日本公認会計士協会との間で一定の枠組みで実験的に実施されているが、先進的な諸外国のインターンシップと比較すると極めて不十分な内容である。充実した内容のインターンシップをどのように実施するのかを検討し、実施枠組みを策定する必要があると認識したことが第三の理由である。

③ 達成しようとする目標

本取組での目標は、第一に会計大学院におけるコアカリキュラムを調査・研究し、形成すること、第二にその実施枠組み（コアカリキュラムを構成する複数の授業科目が実施できる諸条件を形成すること）の2点である。会計大学院のカリキュラムについては、資料に添付したように平成16年4月に関係者による検討会が策定したモデル・カリキュラムがあるが、これはごく短期間で策定されたものであり、その後発足した会計大学院での教育経験に照らして再検討が必要である。多くの会計大学院は、国家試験である公認会計士試験等に対応した授業科目と会計実務基礎科目の配置は完了しており、特に公認会計士試験の短答式試験の一部試験科目免除要件（会計関係科目28単位）を満たすことに対応した授業科目については、各会計

大学院共通して配置・実施してきている。反面、国際水準に配慮した体系的なカリキュラム編成については、必ずしも十分な認識も実施枠組みも有していない。本取組を実施し、上記の目標を達成することにより、実施枠組みを形成し、その後のコアカリキュラムに基づいた授業の実践を通してプロセスとして会計専門職業人の養成の教育課程の形成をめざす。

④ 人材養成上の改善点

本取組により、人材養成上、下記の改善が期待できる。

第一に、公認会計士試験科目中心の授業科目に偏りがちな教育による、いわゆる試験科目の知識しか持たない会計職業人から、バランスのとれた知識を有する会計職業人の養成が可能となるカリキュラムを形成できる。第二に、倫理、国際性に関する、どのような授業を実施するのかについて、テキストの作成と教員養成にまで踏み込んだ実施枠組みを形成し、それを実施することにより、会計職業についての哲学を持った人材を養成することができる。従来、こうした教育の必要性は認識されていたが、どのように授業を行うのかについては十分な実施枠組みがなかった。この点を改善する。第三に、長期インターンシップの実施枠組みを形成することにより、実務において現実に生起している諸事象についての知識を持った人材を養成できる。現在行われているインターンシップは、受け入れ側の事情もあり、1週間（実質的には5日間）しか実施されていない。これはインターンシップというよりも職場訪問であり、国際的な標準に照らしてみた場合、インターンシップではない。カナダの諸大学で実践されているインターンシップを参考にして実施枠組みを形成する計画である。

（２）取組の実施体制等

① 取組の趣旨を踏まえた教育課程と教育方法

コアカリキュラムは、すでに全国の医学部において、それに基づいた授業が実践され、一定の成果をあげている教育課程であり、資格試験の試験科目にあるのか否かではなく、当該分野の職業人が備えるべき必要最低限の知識を必修あるいは選択必修科目として構成したものである。会計大学院については、公認会計士試験に対応した授業科目は、17大学すべての会計大学院において、程度の差はあれ、充実している。一方、それ以外の授業科目については、各会計大学院共通の授業科目とはなっていない。取組の趣旨を踏まえた教育課程としてわれわれ3大学会計大学院は、会計大学院のコアカリキュラムを想定しており、会計関連授業科目との体系性を維持しつつ、会計職業倫理、国際会計基準、監査情報システムの3分野について、3大学会計大学院で共通の授業の実施枠組みを形成するものである。

本取組申請大学がコアカリキュラム形成を目的とした理由の一つは、各会計大学院において公認会計士試験の試験科目以外の授業科目を配置し開講してきたものの、受講者が非常に少ない授業科目（いわゆる「開店休業」授業）が少なくなかったからである。その対策として、授業方法として会計実務の現実と向き合い、現実に即した問題意識を学生が持つことのできるような方法を取り入れる。それが長期インターンシップである。カナダ、アメリカの一部大学においては、インターンシ

ップが非常に重視されており，カナダにおいてはインターシップの認証組織も存在し，各大学で実施しているインターンシップの質の保証を行っている。本取組において，会計事務所が実施する長期インターンシップの実施枠組みを調査・研究するのは，そのためである。

② 取組の実施に向けた実施体制

(a) マネジメント体制

本取組の実施のマネジメント体制としては，本取組を実施するための推進委員会（仮称「会計大学院コアカリキュラム推進委員会」）を 3 大学会計大学院教員で組織し，月例で委員会を開催する。幹事大学（東北大学）は，責任者を配置し，全体の取組を統括する。同委員会の下に検討会（仮称「会計大学院コアカリキュラム全国検討会」）を組織し，連携組織である特定非営利活動法人国際会計教育協会を通じて，全国の 17 大学の会計大学院と職業団体である日本公認会計士協会等に検討会への参加を呼びかける。検討会は，補助事業の成果であるコアカリキュラムを検討し，コアカリキュラムが 3 大学以外の会計大学院に普及されることを担保する。

(b) 大学としての支援体制

幹事大学は，推進委員会事務局を設置し，責任者，事務補佐員を配置する。申請大学は，委員会に委員を派遣するとともに，委員会・検討会の開催に当たり，会議場所の提供等の便宜を図る。

(c) 教職員の体制

幹事大学は，全取組を統括する責任者（会計大学院教授）を配置する。申請大学は，担当委員（会計大学院教員）を推進委員会に派遣する。責任者・担当委員は，検討会メンバーを兼ねる。幹事大学に本取組の事務を補佐する職員（補助事業期間中，補助事業補佐職員を雇用）を置く。事務局は，必要に応じてアルバイトを雇用する。

委員の予定者と主たる責任

高田敏文（責任者，東北大学）：コアカリキュラム全体

松井隆幸（青山学院大学）：会計職業倫理，監査情報技術

山地範明（関西学院大学）：国際会計基準，インターンシップ

(d) 学生との関わり

本取組は，コアカリキュラムの本格的実施枠組みを形成することを目的の一つとしており，同カリキュラムに基づいた授業の実施は，本補助事業期間後であるが，本事業期間中，実験授業を 3 大学会計大学院で実施し，学生の参加を求める。推進委員会は，学生に対してコアカリキュラムの意義を十分に説明した上で，実験授業（会計職業倫理，国際会計基準，監査支援情報技術，インターンシップを予定）を実施し，受講した学生に対してヒアリング調査を実施し，授業の効果を検討する。

③ 3 大学会計大学院の緊密な連携の構築

今回申請する 3 大学会計大学院は，会計大学院協会，会計大学院認証評価機構，平成 18・19 年度教育推進プログラム補助事業を通じて連携関係にある。本取組においては，月例で委員会を開催し，プログラムの実施について，協議しながら進める。さらに，3 大学会計大学院は，コアカリキュラムを全国の会計大学院の中で率

先して実施する計画であり，本取組の補助事業期間において計画されている実験授業の実施においても，また補助事業期間完了後のコアカリキュラムに基づいた実際の授業の実施においても，緊密な連携を維持する。

④ 全体スケジュールと各年次の実施計画

平成 20 年度 コアカリキュラムの調査とシステム整備

- ・ 会計大学院コアカリキュラム推進委員会の開催（年度内 6 回）
- ・ 会計大学院コアカリキュラム全国検討会の開催（年度内 1 回）
- ・ コアカリキュラムの概念，範囲等の調査・検討
- ・ 監査情報技術にかかるソフトウェアの購入，インストール
- ・ 同教育システムの購入，インストール
- ・ 同担当教員の講習

10 月 第 1 回委員会 本事業の目的等基本事項の確認，年次計画の承認
各種調査計画の検討，職務分掌，検討会の組織化（参加呼びかけ）

11 月 第 2 回委員会 海外調査結果の報告，監査情報技術の教育の検討
海外調査（欧州）

12 月 第 3 回委員会 監査情報システム整備計画の検討，監査支援ソフト
教育システムの整備

1 月 第 4 回委員会 監査支援ソフトの担当教員講習会の検討
会計職業倫理，国際会計基準のテキスト制作計画の検討
監査情報システム，同教育システムのインストール

2 月 第 5 回委員会 検討会の開催計画検討
監査支援ソフト担当教員の講習会（ソフト・ベンダーの教育センター）

3 月 第 6 回委員会 平成 20 年度の総括，検討会の開催（1 回目）

平成 21 年度 コアカリキュラムの授業科目編成，実施枠組み形成

- ・ 会計大学院コアカリキュラム推進委員会の開催（年度内 12 回）
- ・ 会計大学院コアカリキュラム全国検討会の開催（年度内 2 回）
- ・ 各授業の実施枠組み策定，テキスト作成，実験授業実施
- ・ コアカリキュラムに関する国際セミナーの開催（年度内 1 回）

4 月 第 7 回委員会 今年度の実施事業計画の検討，職務分掌

5 月 第 8 回委員会 長期インターンシップの実施枠組みの検討

6 月 第 9 回委員会 インターンシップについての調査計画検討

7 月 第 10 回委員会 インターンシップの調査計画の検討

8 月 第 11 回委員会 インターンシップの調査（カナダ，アメリカ）

9 月 第 12 回委員会 海外調査結果の検討，テキスト原稿の検討

10 月 第 13 回委員会 海外調査計画の検討，実験授業とヒアリング調査

11 月 第 14 回委員会 実験授業結果の検討，海外調査（アジア）

12 月 第 15 回委員会 海外調査結果の検討，担当教員講習会の検討

1 月 第 16 回委員会 国際セミナーの開催計画検討，教員講習会の開催

2 月 第 17 回委員会 国際セミナーの開催

3 月 第 18 回委員会 全体の総括，報告書の検討，検討会の開催

(3) 取組の特色

① この取組を通じた教育上の効果を上げるための工夫・独自性

コアカリキュラムの形成が本取組の独自性であるが、単にコアカリキュラムとして一定の体系的な授業科目を示すことにとどまらず、下記の(a)から(d)の授業4科目について実施枠組み（システムの整備，テキストの作成，実験授業の実施）を形成することにより，コアカリキュラムに基づいた正式な授業を効果的に実施することができるようにすることが工夫した点である。これら4科目は，国際教育基準で特に重視されている科目（会計職業倫理，監査情報技術），米国等の主要国でこれから特に重視される科目（国際会計基準），他の諸国と比較して不十分さが際立つ科目（インターンシップ）を選択した。

(a) 会計職業倫理

監査に代表される公共会計職業は，極めて高い職業倫理に基づいて成り立っている。わが国の会計職業団体である日本公認会計士協会は「倫理規則」を定め，会員に対して倫理規範に基づいた行動を強く求めている。倫理規範を逸脱する行為を行った者に対しては，所定の審査手続を経て厳しいサンクションが科せられる。このことは主要国の会計職業団体においても同様に行われている。このように会計職業倫理は，会計職業の生命線であり，すべての会計大学院において会計職業倫理の授業科目が配置され開講されている。ところが，会計職業倫理をどのように教育するのか（標準的な教育コンテンツ，テキスト，そして担当可能な教員）についてのリソースが不足している。このことは放置されてはならず，本取組では，会計職業倫理をコアカリキュラムの具体的な授業科目とし，その実施枠組み（標準的な教育コンテンツの検討，テキストの作成，担当可能な教員の講習等）を調査・研究する。

(b) 国際会計基準

国際会計基準は，1970年代から国際会計基準審議会（以前は「国際会計基準委員会」）が形成し，同審議会に加盟している各国の職業団体に対して，それぞれの国における会計基準を国際会計基準に調和化することを求めていたが，近年ではコンバージェンスが求められるようになった。わが国の会計基準は，財団法人会計基準機構の会計基準審議会が策定しているが，国際会計基準と比較すると26項目の相違点があり，そのコンバージェンス・プロセスを提示している。国際会計基準を教育することの必要性はすべての会計大学院で認識されており，関係授業科目が配置されているが，コンバージェンスが喫緊の課題となっている状況に鑑みて，コアカリキュラムの授業科目として，実施枠組み（標準的な教育コンテンツの検討，テキストの作成，担当可能な教員の講習等）を調査・研究する。

(c) 監査情報技術

監査情報技術は，国際会計士連盟の国際教育基準審議会における教育基準には指定されていないが，その教育の重要性について極めて高く位置づけられており，標準的な教育コンテンツに関するステートメントが公にされている。平成3年に改訂された監査基準により，わが国にもリスク・アプローチ監査が導入され，効率的・効果的な監査の実施が求められている。監査情報技術は，これからの公認会計士にとって必要不可欠の知識である。

監査情報技術を授業科目として配置し教育している会計大学院は少ない。本取組では、国際的に標準とされている監査支援ソフトウェアを購入し、3 大学会計大学院の教育用コンピュータにインストールするとともに、監査情報技術担当教員に対する同監査支援ソフトウェア講習を実施し、さらに教育システムも購入し継続的な研修ができるようにする。監査情報技術をコアカリキュラムの授業科目として配置し、実施枠組み（標準的な教育コンテンツの検討、テキストの作成、担当可能な教員の講習等）を調査・研究する。

(d) インターンシップ

インターンシップは、会計大学院における授業と現実世界とを架橋する有効な教育方法である。会計職業人を養成する教育課程においては、学生に現実世界で生起している事象について認識させ、問題意識をもたせることにより、より効果的な教育が可能となる。現在わが国の会計大学院で実施されているインターンシップは、例えばカナダで標準的な実施されているインターンシップ（**Cooperative Education** と呼ばれている）と比較すると、不十分な内容である。本取組では、すでに長期インターンシップを実施している海外の大手会計事務所における方法を調査・研究する。

② これまでの事例との違い

コアカリキュラムは医学教育での事例がある。医学部での教育の基本は 6 年一貫の学部教育であり、大学病院での実践的教育訓練も確立されている。このことを背景として、医学教育のコアカリキュラムは形成され実践されている。会計大学院は、発足して 5 年が経過したところであり、コアカリキュラムの形成とその実践は、時間をかけて段階的に実施していく必要がある。

(4) 関係団体等との連携

本取組は、特定非営利活動法人国際会計教育協会と連携して実施する。

① 連携する背景・理由

同協会は、すでに資格を保有している会計職業人に対する教育を非営利で実施している組織である。同協会は、会計大学院教員のみならず、日本公認会計士協会の元・現役員と大手監査法人等の役員、実務界の人々が共同して運営している。会計大学院の教育の質は継続的にその向上を図ることが必要である。会計専門職業人に対する教育事業を実施する同協会が、従来行ってきたすでに公認会計士資格を保有した会計職業人に対する教育に加えて、会計大学院の教育の質向上のための教育事業を連携して展開することは、平成 20 年度の同協会総会・理事会で決定されている。さらに同協会は、分野別認証評価についての文部科学省の委託調査事業を平成 18・19 年度に受託し、評価事業にかかる国際セミナー等を開催し、アジア地域でリーダーとしての地位を確立している。

同協会はこのように会計教育に深く関与しているわが国唯一の組織であること、さらに本取組を実施する 3 大学会計大学院の成果を今後多くの会計大学院に広めていく視点が必要であることが、本取組で同協会と連携することとした背景・理由である。

② 連携する内容・方法

同協会と連携する内容・方法は下記の通りである。

第一に、同協会は日本公認会計士協会、3 大学会計大学院以外の会計大学院等と教育・認証評価で関係を保有していることから、会計大学院コアカリキュラム全国検討会の組織化を依頼する。

第二に、同協会にコアカリキュラムの実施枠組みを整備し、本取組の補助事業完了後、コアカリキュラムの普及についての役割を果たすことを担保する。ちなみに同協会は、事務局並びに情報システムを保有しているので、コアカリキュラムの普及についてのリソースを有している。

第三に、同協会は、中国、韓国の会計教育・研究の主要大学の教員とのネットワークを有しているので、国際セミナーの開催についても協力を依頼する。

③ 連携による具体的効果と成果

同協会と連携することにより下記の効果と成果が期待される。

(a) コアカリキュラムを 3 大学会計大学院以外の会計大学院に普及できる。

(b) コアカリキュラムに対する職業団体からの意見を聴取できる。

(c) 補助事業完了後の継続的なコアカリキュラムの維持・展開を協力しながら可能にする。

(d) 実験授業の実施について、教員の派遣等の面で協力が期待できる。

④ 同協会との連携による継続的な計画の評価・検証の方法

会計大学院コアカリキュラム推進委員会は、同協会の事務局会議室で定期的を開催するので、そのときに同協会と定期的に協議するとともに、連携して実施する計画について、委員会が評価・検証する。

(5) 取組の有効性

① 取組の目標と目標達成度を測定する指標と方法

本取組の目標は、コアカリキュラムの実施枠組みを形成し、実験的な授業を実施することを通して、国際的に通用する会計職業人を養成することである。この目標は、究極的には、コアカリキュラムを実践している会計大学院出身者である会計職業人のうち、国際的に活躍している会計職業人の人数で測定することになる。それは相当期間が経過した後のことであるので、当面は、コアカリキュラムとして配置した授業科目の受講者数を目標達成度とする。3 大学会計大学院は、受講者数を国際会計教育協会に報告し、同協会はそれを集約する。

② 他の大学に共有させる方法

本取組では、会計大学院コアカリキュラム全国検討会（本取組期間中に 3 回開催する）で成果を共有する。また本取組修了後は、国際会計教育協会の普及事業を通して共有する。

③ 取組についての問題意識、その解決する手段としての有効性

本取組は、現在の公認会計士試験制度の下で会計大学院での教育が試験科目中心になりつつあることを問題意識としている。コアカリキュラムで配置される授業科目を必修科目あるいは準必修科目とすることにより、この問題に対して有効な解決

手段を提供できる。

④ 補助事業期間（２年間）での成果・効果，補助事業終了後の仕組み

補助事業期間においては，コアカリキュラムの実施枠組みを形成することを成果として計画している。すなわち，授業コンテンツ，テキストの作成，担当教員の講習，システムの整備である。このことにより，コアカリキュラムで配置されている授業科目がたとえ新設科目であっても，容易に開講できる効果を期待している。補助事業終了後は，連携組織である国際会計教育協会に実施枠組みを形成し，コアカリキュラムの継続的な普及を図る。

（６）取組経過や成果等に関する情報の提供方法

① 定期的な情報提供の実施方法

連携組織の国際会計教育協会のホームページに本取組で実施した事業について，四半期に一度，情報提供する。

② 公開される情報の内容

下記の取組内容について公開する。

- (a) 本取組の概要，実施方法，組織
- (b) 会計大学院コアカリキュラム推進委員会の審議内容
- (c) 会計大学院コアカリキュラム全国検討会の審議内容
- (d) 国際セミナーの内容
- (e) 海外調査結果報告
- (f) 実験授業のコンテンツ，実施結果

③ 公開する情報の利用者，双方向性

本取組で公開する情報は，会計大学院（研究科長，教員，教務担当職員等），職業団体（日本公認会計士協会の研修委員会委員，研修担当事務局職員等），文部科学省（専門教育課，大学支援課等）が利用することが想定されている。ホームページに問い合わせ先のメールアドレス，電話番号等を記載し，双方向性を確保する。

Ⅱ 会計大学院の現状と教育課程を取り巻く状況

会計大学院（会計修士（専門職）の学位を授与することができる専門職大学院あるいは課程）は、全国の 18 大学に設置されている。会計大学院と 2 学年の定員は下記の通りである。

会計大学院設置大学と 2 学年学生定員

大学	地域	学生定員
北海道大学	北海道	40
東北大学	東北	80
青山学院大学	関東	160
大原大学院大学	関東	60
千葉商科大学	関東	140
中央大学	関東	200
法政大学	関東	200
明治大学	関東	160
LEC 東京リーガルマインド大学	関東	120
早稲田大学	関東	200
愛知大学	東海	70
愛知淑徳大学	東海	40
関西大学	関西	140
関西学院大学	関西	200
甲南大学	関西	60
立命館大学	関西	200
兵庫県立大学	関西	80
熊本学園大学	九州	60
合計	17	2,210

平成 21 年 4 月 1 日現在

会計大学院の教育課程（カリキュラム）については、平成 16 年に会計大学院が 10 大学でスタートしたときに文部科学省の呼びかけで関係者が集まり、検討した結果が通称「会計大学院モデル・カリキュラム」として公表され、当時の会計大学院は、それを参考にして教育課程を編成した。モデル・カリキュラムは下記の通りであった。

会計分野の専門職大学院に関する検討会報告書『会計分野の専門職大学院の教育課程等について』平成 16 年 4 月 30 日（抜粋）

1 と 2 は略

3. 教育課程編成の考え方

各大学は設置しようとする会計専門職大学院の設置趣旨・目的に照らして独自に特色のある教育課程を編成することが、教育課程編成に当たっての原則である。これからの社会で求

められる理想的な会計専門職業人を養成する目的を実現するための教育課程をどのように策定するのかは、各大学の自主性が最大限尊重されなければならない。特に社会からの期待を反映させることが教育課程編成の出発点である。会計専門職大学院は、その中心に公認会計士養成（公認会計士試験合格者の輩出）があることが明らかであるが、社会からはより広範な期待も寄せられていることを忘れてはならない。例えば、平成18年度からの新公認会計士試験合格後の実務研修実施、公認会計士協会によるリカレント教育（Continuous Professional Education）への協力、企業や自治体における会計専門家の養成（とりわけ自治体・公共事業体における管理会計専門家の養成）等は、広く社会から会計専門職大学院に期待されている機能である。こうした社会的な期待を確認した上で、ここでは、教育課程編成に当たって考慮することが望ましい諸点を下記の通り示すこととした。

(1) 新公認会計士試験への対応

略

上記の提言内容については、すでに平成16年3月に制定された内閣府令（公認会計士試験規則）に規定されているところである。したがって、上記の事項は、平成18年度から実施される新公認会計士試験の科目免除要件となるものであり、各専門職大学院の修了者が科目免除措置を金融庁に申請しようとする場合には、必ず満たすことが求められているので、これに対応した授業科目の開設が必要となる。各大学は、公認会計士試験だけに対応して教育課程を編成しているわけではないので、金融庁が科目免除する際に決めている上記の諸要件を必ず満たさなければならないわけではないが、公認会計士試験受験を前提とする場合には、考慮しなければならない。

(2) 段階的な教育課程編成

新公認会計士試験の科目免除要件としている単位に対応して開設することが必要となる授業科目や国際会計士連盟（IFAC）の教育基準に例示されている授業科目等は、単に新公認会計士試験に対応するためだけでなく、求められる公認会計士養成の観点からも各大学で教育課程を編成する際に考慮することが必要と考えられる。さらに会計分野の専門職大学院は、それぞれの大学での創意工夫による多様な発展を期待すべきものであるが、ここでは段階的な教育の観点から、授業科目については、以下の三つの大きな科目群により編成することを基本として整理することとした。

[基本科目群]

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、職業的専門家として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。

会計分野（財務会計・管理会計・監査）、経済経営分野、IT分野、法律分野等の各分野について、基本的な科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては必修科目とすることが望まれる。

[発展科目群]

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する職業的専門家としての必要な知識を教育することを目的とする。

基本科目群の各科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目群にない専門科目についても複数の科目を配置する。これらの科目については、各大学の目標等

に応じて、必修科目あるいは選択必修科目とすることが望まれる。

[応用・実践科目群]

会計専門職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れる。

これらの授業科目については、各専門職大学院が創意工夫して開設することとする。

(3) 多様な教育方法

専門職大学院は、社会の複雑化、高度化、グローバル化等により、大学院において高度で専門的な知識と能力を有する人材を養成することが強く求められるようになってきていることを受けて新たに設置基準が整備された大学院である。その特徴としては、

- ・教育目的を達成するため、体系的に教育課程を編成する
- ・授業は、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答なども加える
- ・教育上の目的を達成しうる実践的な教育を行うことのできる適切な方法により行う
- ・学修の成果についての評価、例えば、定期試験やレポート提出、日常の授業への取り組みとその成果等、その評価の基準をあらかじめ学生に明示した上で、当該基準にしたがった適切な評価を行うことにより、客観性・厳格性を確保する
- ・1クラスの学生数は、授業の方法や施設・設備などの教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果が挙げられるよう適切な人数とすること等が挙げられる。

そこで、会計専門職大学院においては、これらの特徴を踏まえることはもちろん、下記に示すような教育指導方法についても考慮されることが必要である。

- ① 既存の会計領域の授業科目が開設されている大学院（例えば、商学研究科、経営学研究科等）における研究者養成型大学院との違いを明確にするために、会計専門職大学院では、最新の情報に依拠した、実践性の高い、斬新なテキスト等を用いた授業が実施されることが望ましい。そのためにも、会計専門職大学院担当教員は、その趣旨にかなった教材開発を行うことができる人材で構成されることが望まれる。
- ② 国際的感覚を備えた会計専門職業人養成のために、使用教材のみならず、日々の講義及び事例研究等で、英語等を多く取り入れた授業を開講することが望まれる。
- ③ 会計及び監査実務社会で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法が設定されなければならない。
- ④ 具体的な会計事象に対して的確な判断を下したことを関係当事者に正しく伝達する能力、すなわち、プレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を養成するために、研究報告、討論及び質疑応答が課された、双方向・多方向的授業が不可欠である。
- ⑤ 企業社会における現場体験を可能とするためのインターンシップ、エクスターンシップといった現場体験教育を実施することが望まれる。
- ⑥ 高度情報化社会に即応できる会計専門職業人養成のために、ITリテラシーの修得に加え、豊富なIT関連知識の修得が可能となるような環境を整えることが望まれる。
- ⑦ 会計専門職業人として最も重視される資質としての高度な倫理観養成に向けて、個別の授業科目での倫理教育のみならず、経済社会で日々生じる「倫理的ジレンマ」に対する

対応について継続的な取組みが行えるような環境整備を行う。

- ⑧ コンピュータを使用した分析的な手法を身に付けるため統計学の実習教育を実施することが望ましい。
- ⑨ 専門職大学院の修了生の質を確保するため、CAP 制（各学期あるいは学年ごとの履修科目登録の上限設定）の適切な運用や、例えば、GPA 制度（グレード・ポイント・アベレージ）を導入して一定水準への到達を修了の要件とするなど、客観性・厳格性を確保した適切な成績評価及び修了認定を行うことが重要である。
- ⑩ 必要に応じてティーチング・アシスタント等、教員を支援する教育補助員を置くことが望ましい。

会計システムは、会計基準や複式簿記、原価計算という技術的な基本構造の上に成り立っていることから、高等教育機関で教えることが必要な会計に関連する授業科目には、相当程度の共通性が存在する。各会計大学院で開設されている主要な授業科目は、下記の通りである（平成 21 年 4 月現在調）。

(1) 北海道大学

- (a) 財務会計分野：簿記、財務諸表論、会計基準論、国際会計論、英文会計
- (b) 管理会計分野：原価計算論、管理会計論、管理会計史、公管理会計論
- (c) 監査分野：会計職業倫理、監査論、監査基準論
- (d) 法律分野：民法、企業法、税務会計論、タックスマネジメント
- (e) 経済と経営分野：ミクロ経済学、マクロ経済学、経営学、応用経営学、統計学、コーポレートファイナンス、金融デリバティブズ、信用リスク管理論
- (f) IT 分野：会計情報システム、経営情報、企業情報システム、流通情報システム

(2) 東北大学

- (a) 財務会計分野：簿記、財務諸表、財務会計、国際会計基準、財務諸表分析、公会計
- (b) 管理会計分野：原価計算、コストマネジメント、管理会計
- (c) 監査分野：会計職業倫理、監査、監査制度、監査計画の編成法、内部統制の実務
- (d) 法律分野：法人税法、所得税法、消費税法、会社法、証券取引行政、企業開示制度のしくみと実際
- (e) 経済と経営分野：ミクロ経済、マクロ経済、金融論、経営管理、経営戦略、統計学、計量経済分析、コーポレートファイナンス、ビジネス倫理、マーケティング、環太平洋経営事情、企業ファイナンスの基礎、ビジネスコミュニケーション
- (f) IT 分野：企業情報システム、情報システム設計、情報システム管理

(3) 千葉商科大学

- (a) 財務会計分野：簿記論、実務簿記、会計処理論、財務諸表論、財務会計論、連結制度論、連結財務諸表、英文簿記会計、会計基準、国際会計基準、会計実務、公会計論、財務会計実践
- (b) 管理会計分野：原価計算基準、原価計算制度、管理会計論、原価管理会計論、意思決定会計論、財務分析
- (c) 監査分野：会計職業倫理、監査論、監査基準、コーポレートガバナンス、国際監査基準、

内部統制監査

- (d) 法律分野：国税徴収法，法人税法，所得税法，消費税法，相続税法，アメリカ法人税法，国際租税，税務会計論，民法，会社法，金融商品取引法
- (e) 経済と経営分野：経済学Ⅰ（ミクロ），経済学Ⅱ（マクロ），企業福祉，コーポレートファイナンス，社会保険，損害保険，デリバティブ，社会保険コンサルティング，損害保険コンサルティング，不動産運用設計論，不動産管理論，ライフプランニング，銀行論，経営管理，国際経営，統計理論
- (f) IT 分野：情報技術

(4) 早稲田大学

- (a) 財務会計分野：基礎簿記，簿記，財務諸表，財務会計，財務諸表制度，国際会計基準，英文財務諸表および米国会計基準，公会計，非営利会計
- (b) 管理会計分野：基礎原価計算，原価計算，管理会計，財務分析，企業評価，**Management Accounting and Control**
- (c) 監査分野：会計職業倫理とアカウンティング・マインド，監査，内部監査，国際監査，システム監査，内部統制の実務と監査，業種別監査
- (d) 法律分野：企業会計法，国際税務，法人税法実務ワークショップ，所得税法・消費税法実務ワークショップ
- (e) 経済と経営分野：オペレーションズリサーチ，流通システム，マーケティング，国際ビジネス，金融工学，統計的分析手法，**Management and Leadership**，**Management in Global Organizations**，経済学トピックス，経済分析実務ワークショップ，**Business Communication**，**Communication for Accounting Professionals**，**Professional Presentation**
- (f) IT 分野：情報システム，ERP 実務

(5) 明治大学

- (a) 財務会計分野：財務会計の原理，簿記の原理，簿記，会計基準，連結財務諸表，ディスクロージャー制度，税務会計制度，環境会計
- (b) 管理会計分野：管理会計の原理，原価計算，業績管理会計，意思決定会計，経営分析，原価管理，戦略管理会計，会計情報システム
- (c) 監査分野：監査の原理，監査基準，監査制度，国際監査基準，内部監査制度，公監査，システム監査
- (d) 法律分野：民法，企業法の原理，会社法，金融商品取引法，租税法の原理，法人税法，所得税法，国際税務
- (e) 経済と経営分野：企業ファイナンスの原理，経営学の原理，経営管理，経営戦略，企業価値評価，マーケティング，リスク・マネジメント，国際金融システム，金融工学，M & A，統計学の原理，マクロ経済学，ミクロ経済学，国際経済，経営統計

(6) 中央大学

- (a) 財務会計分野：会計学入門（会計学原理），ビジネスアカウンティング，アメリカ会計制

度論，EU 会計制度論，国際財務報告基準詳論，公会計原則，環境会計・環境監査，会計情報システム論，財務会計論の理論と実践，財務会計理論，財務会計特論

- (b) 管理会計分野：原価管理論，戦略会計論，管理会計論の理論と実践，管理会計理論
- (c) 監査分野：国際監査論，内部統制とコンプライアンス，監査論の理論と実践，監査における職業倫理と品質管理，監査特論，監査実務，監査における職業倫理と品質管理
- (d) 法律分野：税務の基礎理論（租税法と経済学），金融取引と課税，企業行動と課税，事業戦略と国際税務，国際課税とコーポレートファイナンス，企業法特論，租税法特論，租税実務
- (e) 経済と経営分野：計量分析入門（統計），計量分析入門，経済学入門，マネジメント・セオリー，ファイナンス基礎，上場準備論（公開準備論），特別講義X I（環境報告書と国際規格），環境マネジメント，環境経済学，循環型社会論，マーケティング・マネジメント，企業の情報戦略とコミュニケーション，特別講義IV（広告ビジネスの理論と実践），ポートフォリオ理論とインベストメント，オプション理論，企業価値評価論，企業買収とガバナンス，証券化とオフバランス取引，財務リスク管理，年金と保険，ファイナンシャルマーケット論

(7) 法政大学

- (a) 財務会計分野：基本財務会計，財務会計，連結会計，英文会計 国際財務報告論，国際会計基準論，環境会計論，会計制度論，アメリカ会計基準論
- (b) 管理会計分野：基本原価計算，原価計算，管理会計
- (c) 監査分野：監査論，会計職業倫理，監査と情報技術，公会計監査論，内部監査・統制論
- (d) 法律分野：企業法，租税法
- (e) 経済と経営分野：企業評価論

(8) 青山学院大学

- (a) 財務会計分野：簿記，財務会計，財務諸表論，会計制度，会計基準，ディスクロージャー制度，上級簿記，国際会計，税務会計，会計行動論，特殊会計，公会計，国際財務報告，英文会計，E コマースと会計，会計戦略
- (b) 管理会計分野：原価計算，管理会計，財務分析，上級原価計算，会計情報システム，経営組織と管理会計，公管理会計
- (c) 監査分野：監査論，監査制度，職業倫理，監査入門，監査基準，内部統制，内部監査，コーポレートガバナンス，システム監査，会計士実務，会計倫理，監査実施，監査報告，公監査，英文監査
- (d) 法律分野：租税法総論 法人税法商業総則 商行為 会社法 証券取引法 民法 公認会計士法 金融関連法 租税法各論 国際租税法
- (e) 経済と経営分野：経営学，ミクロ経済学，マクロ経済学，ファイナンス，トップマネジメント論，経営コンサルティング概論，経営戦略，統計学，金融と市場，
- (f) IT 分野：マネジメント IT，IT 関連，IT アシュアランス，IT ガバナンス

(9) LEC 東京リーガルマインド大学

- (a) 財務会計分野：財務会計の全体構造，簿記論，会計基準，英文財務諸表，英文簿記会計，税法会計，ディスクロージャー制度，国際会計基準，実践税法会計
- (b) 管理会計分野：管理会計の全体構造，原価計算，管理会計システム論，マネジメント・コントロール・システム論，意思決定会計，財務分析論，応用管理会計
- (c) 監査分野：監査の全体構造，監査論，職業倫理原論，職業倫理制度論，内部監査・内部統制論，IT支援監査技法
- (d) 法律分野：企業法の全体構造，租税法の全体構造，企業法，租税法，国際租税法，実践国際租税法，応用法人税法
- (e) 経済と経営分野：経営の全体構造，ファイナンスの全体構造，経営戦略論，経営管理論，経営組織論，企業論，ファイナンス論，統計学，金融経済学，金融工学，組織行動論，知的財産権，資本市場理論（プロジェクトファイナンス理論），Excelによるファイナンス計量分析，キャッシュ・フロー分析と投資戦略，知的財産の価値評価，M&A，マネジリアルエコノミクス（経済性評価論）

(10) 大原大学院大学

- (a) 財務会計分野：簿記原理，簿記，財務会計，会計基準論，英文会計，国際財務報告基準概論，実践財務会計
- (b) 管理会計分野：原価計算原理，管理会計，財務諸表分析
- (c) 監査分野：監査論，会計職業倫理
- (d) 法律分野：会社法，民法，会社法特講，金融商品取引法実務
- (e) 経済と経営分野：日本経済・経済学概論，ミクロ経済学，マクロ経済学，経営学概論

(11) 愛知大学

- (a) 財務会計分野：財務会計総論，財務諸表論，上級簿記，会計基準，会計構造論，連結財務諸表，非営利法人会計
- (b) 管理会計分野：業績管理会計，意思決定会計，原価計算，戦略管理会計論，経営分析
- (c) 監査分野：監査論総論，監査基準論，会計・監査制度，職業倫理，内部統制，内部監査
- (d) 法律分野：会社法，商法総則・商行為，民法，金融商品取引法，法人税法，租税法概論，消費税法，所得税法，税務戦略，相続税法
- (e) 経済と経営分野：経営学，マクロ経済学，ミクロ経済学，統計学，経営戦略論，ファイナンス理論，経営財務論，金融論，金融・証券市場論，企業倫理
- (f) IT分野：会計情報システム，コンピュータネットワーク論

(12) 愛知淑徳大学

- (a) 財務会計分野：簿記，会計理論，財務会計，会計ディスクロージャー，財務諸表分析，会計基準，会計制度，国際会計，公会計
- (b) 管理会計分野：原価計算，管理会計，意思決定会計，戦略会計
- (c) 監査分野：会計職業倫理，会計監査，内部監査，システム監査
- (d) 法律分野：民法，会社法，租税法，法人税法，所得税法
- (e) 経済と経営分野：経営学，企業倫理，金融システム特講，経営財務

(f) IT 分野：経営情報システム特講，情報倫理特講

(13) 関西学院大学

- (a) 財務会計分野：国際会計論，簿記原理，簿記，財務会計基礎，財務会計論，会計基準論，国際会計基準論，連結財務諸表論，会計制度論，国際公会計論，会社法会計論，公会計論，英文会計，中小会社会計論，環境会計論，企業評価論，地方自治体財務会計論，地方公営企業会計論，非営利法人会計論，企業内容開示論
- (b) 管理会計分野：管理会計基礎，管理会計論，原価計算基礎，原価計算論，予算管理論，コストマネジメント，財務分析，意思決定会計論，業績評価会計論，会計情報システム，地方自治体原価計算論，地方自治体管理会計論，地方自治体予算管理論，地方自治体財務分析
- (c) 監査分野：会計倫理，監査論，監査制度論，監査基準論，内部統制論，地方自治体内部統制論，システム監査，監査役監査，地方自治体監査論，行政評価論
- (d) 法律分野：企業法，租税法基礎，法人税法，民法，商法，会社法，金融商品取引法，所得税法・消費税法，租税法実務，倒産処理法，知的財産権法，信託法，企業法要説
- (e) 経済と経営分野：経済学，経営学，経済政策，財政学，統計学，ファイナンス，経営管理論，経営財務論，ビジネスコミュニケーション，行政経営論，地方財政論，経済学詳説，金融機関経営，企業ファイナンス，経営戦略，組織管理，国際比較経営，NPO マネジメント，コーポレートガバナンス，地方自治体ファイナンス，地方自治体情報システム，地方自治体マーケティング，行政経営資源論，地方自治体人事管理論，海外行政経営事情，地方自治体人材開発論

(14) 関西大学

(a) 横断科目：会計専門職業倫理

- (a) 財務会計分野：上級簿記，上級財務会計論，会計基準論，会計制度論，財表作成簿記，国際会計基準論，国際会計制度論，IFRS 実務，ディスクロージャー実務，英文会計論，会計戦略論，無形資産会計論，金融商品会計論，企業結合会計，公会計理論，政府・自治体会計論，非営利会計論，国際公会計制度論
- (b) 管理会計分野：上級原価計算論，上級管理会計論，戦略管理会計論，企業分析論，コストマネジメント論，企業価値マネジメント論，会計情報システム
- (c) 監査分野：監査制度論，監査基準，監査実施論，監査報告論，国際監査制度論，保証業務論，内部監査論，不正摘発監査論，公監査論
- (d) 法律分野：上級税務会計論，租税法会計論，上級税務戦略論，国際税務戦略論，企業法，商法，会社法，民法，金融商品取引法，租税法理論，法人税法，行政法
- (e) 経済と経営分野：経営学理論，実践経営管理論，経営戦略論，経営組織論，プロダクト・マネジメント論，国際経営論，資本市場論，中小企業金融論，リスク分析論，国際財務戦略論，インベストメント論，コーポレートファイナンス論，ミクロ経済学，統計学，マクロ経済学，公共経済学
- (f) IT 分野：XBRL 論，基本会計プログラム演習，基本監査プログラム演習，実践会計プログラム演習，実践監査プログラム演習

(15) 甲南大学

- (a) 財務会計分野：簿記，財務諸表，国際会計の基礎，財務会計の基礎，財務会計実務，国際会計基準，中小会社会計基準，英文簿記会計，デリバティブ会計，知的財産会計，会計情報システム，会計ディスクロージャー，税務会計，公会計，英文財務諸表
- (b) 管理会計分野：管理会計の基礎，原価計算，上級管理会計，財務分析
- (c) 監査分野：監査の基礎，職業倫理，監査基準，国際監査実務，システム監査
- (d) 法律分野：企業法，会社法，租税法の基礎，法人税法，所得税法，民法，相続税法，国際税務
- (e) 経済と経営分野：経営学，経営組織，経営倫理，マクロ経済学，経営管理，経営戦略，コーポレートファイナンス，ミクロ経済学，マーケティング，ナレッジマネジメント，ERP，中国ビジネス
- (f) IT 分野：経営情報システムの基礎，統計の基礎，情報システムの分析と設計，データベースマネジメント

(16) 兵庫県立大学

- (a) 財務会計分野：簿記，財務会計，会計基準，会計制度・ディスクロージャー，国際会計，財務会計特論，公会計概論，政府会計，公営企業会計，非営利組織会計，財政学，ニュー・パブリック・マネジメント，行政法
- (b) 管理会計分野：原価計算，管理会計，原価管理，経営分析
- (c) 監査分野：会計職業倫理，監査概論，監査基準，細部監査・内部統制，監査特論
- (d) 法律分野：企業法，会社法，租税法，法人税法，所得税法，民法
- (e) 経済と経営分野：ミクロ経済学，マクロ経済学，経営学総論，経営戦略，経営組織，生産マネジメント，マーケティング，人的資源マネジメント，財務マネジメント，経営理念論，ビジネス・プラン，統計学，経営統計

(17) 熊本学園大学

- (a) 財務会計分野：基礎簿記，応用簿記，基本財務会計，上級財務会計，非営利・公会計，中小会社会計，会計基準，国際会計，自治体会計，連結会計
- (b) 管理会計分野：基本原価計算，上級原価計算，基本管理会計，上級管理会計，財務分析，企業評価
- (c) 監査分野：監査，監査基準，会計職業倫理，監査制度，管理会計と監査，公会計監査，自治体監査，内部監査
- (d) 法律分野：企業法入門，企業法応用，民法，コーポレートガバナンス，租税法原理，法人税法，所得税法，消費税法，相続税法，租税手続法・争訟法，国際税務
- (e) 経済と経営分野：ミクロ経済学，マクロ経済学，経営管理，コーポレートファイナンス，ビジネスコミュニケーション，ビジネスプレゼンテーション，経営コンサルティング
- (f) IT 分野：統計学，経営科学，企業情報システム，情報セキュリティ

Ⅲ 会計大学院の教育課程に影響する基準と規則等

会計の領域は 1960 年代から国際化が進展している。国際会計士連盟（International Federation of Accountants, IFAC）は、世界の 150 余の会計職業団体が加盟する、いわば会計の国際連合のごとき組織である。IFAC は、会計職業にかかる監査基準、倫理基準、そして教育基準を策定しており、その Adoption を加盟職業団体に求めている。また国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）は、会計基準を策定することを目的とした機関であり、現在の基準である International Financial Reporting Standards (IFRS) は、世界の主要国で Adoption されており、日本の金融庁はそのロードマップを公表している。会計大学院の教育課程のあり方に影響するのは、IFAC の教育基準であり、また授業科目の柱として IFRS を位置付けることは、会計大学院のカリキュラムにとって喫緊の課題となっている。

IFAC で教育基準を策定している組織は、国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board, IAESB）である。IAESB が策定している国際会計教育基準は全 8 基準から成り、現在、全面改訂中であるが、会計大学院の教育課程に関係する基準は、そのうちの第 2 基準である。現行の第 2 基準は下記の通りである。

IES 2 CONTENT OF PROFESSIONAL ACCOUNTING EDUCATION PROGRAMS INTERNATIONAL EDUCATION STANDARDS FOR PROFESSIONAL ACCOUNTANTS

Purpose and Scope of this Standard

1. This Standard prescribes the knowledge content of professional accounting education programs that candidates need to acquire to qualify as professional accountants.

2. The aim of this Standard is to ensure that candidates for membership of an IFAC member body have enough advanced professional accountancy knowledge to enable them to function as competent professional accountants in an increasingly complex and changing environment. The issue of maintaining this competence will be dealt with in IES 7, *Continuing Professional Development*.

3. The primary knowledge part of professional accounting education programs is shown under three major headings:

- (a) accounting, finance and related knowledge;
- (b) organizational and business knowledge; and
- (c) IT knowledge.

The professional skills required and the content of general education, professional values, ethics and attitudes, and the requirements related to practical experience are set out in IES 3, *Professional Skills*, IES 4, *Professional Values, Ethics and Attitudes* and IES 5, *Practical Experience Requirements*.

Introduction

4. Professional accounting education may take place in an academic environment or in the course of studying for a professional qualification, but needs to be at least equivalent to degree level study. Candidates need to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes, and need to be able to integrate these elements.

5. The knowledge component of professional accounting education programs can also be used to develop professional skills. Current knowledge may be obsolete later in a career. Therefore, a surface approach to learning knowledge across a very broad range of subjects is not in the long-term interests of prospective professional accountants and the profession. The intellectual skills required include understanding, application, analysis and evaluation. Over a lifetime's career, professional skills, values, ethics and attitudes are more important than the professional knowledge base obtained at the point of qualification.

6. Just as important is the development of skills to identify problems to know what knowledge is required to both identify and to solve problems, and know where to obtain the required knowledge. Instilling a commitment to lifelong learning is, in the long run, more important than any piece of knowledge. Lifelong learning is a skill that needs to be acquired, an attitude of mind that needs to be developed and a value that society endorses.

7. The body of knowledge professional accountants need to acquire to function competently is constantly changing and expanding. Local conditions also call for variations in the knowledge base required. In addition, professional accountants will specialize during their careers. For these reasons, this Standard sets out only broad subject headings on the premise that professional accountants will need to continually update their knowledge.

8. While this Standard focuses mainly on the professional knowledge required to function as a professional accountant, it also includes competences for the IT component of the program. These competences have been identified in IEG 11, *Information Technology for Professional Accountants* (revised 2003).

9. Definitions and explanations of the key terms used in the Standards are set out in the *Framework for International Education Statements*.

Effective Date

10. This Standard is effective from January 1, 2005.

Content of Professional Accounting Education Programs

11. Professional accounting study should be a part of the prequalification program. This study should be long enough and intensive enough to permit candidates to gain the professional knowledge required for professional competence.

12. The professional accountancy knowledge component of prequalification education should consist of at least two years of full-time study (or the part-time equivalent).

13. Students should pursue a degree in accounting, or a professional qualification, to gain this knowledge.

14. The content of professional accounting education should consist of:

(a) accounting, finance and related knowledge;

(b) organizational and business knowledge; and

(c) information technology knowledge and competences.

15. The professional knowledge component complements the nonprofessional knowledge, and the intellectual, personal, interpersonal, communication, and organizational and management skills developed in general education.

16. The subjects discussed in this Standard are not necessarily intended to be completed in the order shown. For example, professional accounting education may be gained alongside general education, while pursuing a university degree, or it may be obtained in advanced study after completing another program of study at university degree level. Students may take nonaccounting degrees, or no degrees at all, and then acquire the necessary knowledge of professional accountancy subjects through studying for the examinations of a professional body. In this case, the syllabus of the professional body needs to cover all the subject content listed in this Standard. In addition, the subjects and elements of the program may be integrated, for example, incorporating aspects of IT knowledge in specific accounting courses. This may assist the learning process and help candidates understand how the individual components are interrelated.

17. The professional accountancy knowledge component is only part of the pre-qualification education program. It may or may not be acquired in an academic environment. Some degree programs may, in addition to requiring up to two years of general studies, devote at least another two years to accounting studies. More specialist accounting degrees may incorporate general studies within a three-year program. The exact combination of general studies, accounting studies and practical experience may differ from one program to another as long as the equivalent professional competences are achieved.

18. Accounting, finance and related knowledge provide the core technical

foundation essential to a successful career as a professional accountant. The mix of topics may differ according to the sectors or locations in which individuals work. The accounting curricula is itself changing and will continue to change in response to rapidly changing market demands. New topics are entering the curriculum and the relative emphasis among topics is altering. Member bodies may wish to add topics, or alter the balance of their programs, to meet the needs of their particular environments.

19. Organizational and business knowledge provides the context in which professional accountants work. A broad knowledge of business, government and not-for-profit organizations is essential for professional accountants.

Organizational and business knowledge includes how businesses are organized, financed and managed, and the global environment in which business operates.

20. Information technology has transformed the role of the professional accountant. The professional accountant not only uses information systems and exercises IT controls skills but also plays an important role as part of a team in the evaluation, design and management of such systems.

21. The weighting of subjects can vary from one program to another. The three knowledge areas are not set out to indicate relative importance or order. A competency study is a useful way of deciding the relative weighting of subjects.

22. The subjects listed below represent the minimum subject areas in professional accounting education programs. However, the relative depth and weighting of coverage will depend on the needs of individual IFAC member bodies and any restrictions placed on them by statutory authorities.

23. The accounting, finance and related knowledge component should include the following subject areas:

- (a) financial accounting and reporting;**
- (b) management accounting and control;**
- (c) taxation;**
- (d) business and commercial law;**
- (e) audit and assurance;**
- (f) finance and financial management; and**
- (g) professional values and ethics.**

24. The accounting, finance and related knowledge component further develops and integrates the knowledge, skills and professional values, ethics and attitudes from elsewhere into the subject areas all professional accountants need to study. It gives students the necessary theoretical and technical accounting knowledge and intellectual skills, including an understanding of professional values and ethics. This part needs to be delivered at least at the level of an accounting degree. This component includes:

- (a) history of the accountancy profession and accounting thought;
- (b) content, concepts, structure and meaning of reporting for organizational operations, both for internal and external use, including the information needs of financial decision makers and a critical assessment of the role of accounting information in satisfying those needs;
- (c) national and international accounting and auditing standards;
- (d) the regulation of accounting;
- (e) management accounting, including planning and budgeting, cost management, quality control, performance measurement, and benchmarking;
- (f) the concepts, methods and processes of control that provide for the accuracy and integrity of financial data and safeguarding of business assets;
- (g) taxation and its impact on financial and managerial decisions;
- (h) a knowledge of the business legal environment, including securities and companies law, appropriate for the role of the profession in the particular country;
- (i) the nature of auditing and other assurance services, including risk assessment and fraud detection, and the intellectual and procedural bases for performing them;
- (j) a knowledge of finance and financial management, including financial statement analysis, financial instruments, capital markets — both domestic and international — and managing resources;
- (k) ethical and professional responsibilities of a professional accountant in relation to both the professional and wider public environment (see also IES 4, *Professional Values, Ethics and Attitudes*);
- (l) governmental and not-for-profit accounting issues; and
- (m) the use of non-financial performance measures in business.

25. The organizational and business knowledge component should include the following subject areas:

- (a) economics;**
- (b) business environment;**
- (c) corporate governance;**
- (d) business ethics;**
- (e) financial markets;**
- (f) quantitative methods;**
- (g) organizational behavior;**

- (h) management and strategic decision making;**
- (i) marketing; and**
- (j) international business and globalization.**

26. Organizational and business education equips prospective professional accountants with knowledge of the environment in which employers and clients operate. It also provides the context for the application of all the professional skills acquired during the pre-qualification process. Being able to understand is different from having the ability and experience to undertake, participate in and contribute to organizational and business management.

27. Organizational and business education includes:

- (a) a knowledge of macro- and micro-economics;**
- (b) a knowledge of business and financial markets and how they operate;**
- (c) the application of quantitative methods and statistics to business problems;**
- (d) an understanding of corporate governance and business ethics;**
- (e) an understanding of organizations and of the environments in which they operate, including the major economic, legal, political, social, technical, international and cultural forces and their influences and values;**
- (f) an understanding of environmental issues and sustainable development;**
- (g) an understanding of interpersonal and group dynamics in organizations, including the methods for creating and managing change in organizations;**
- (h) an understanding of personnel and human resource issues, managing people, project management, and marketing;**
- (i) an understanding of decision support and strategy, including business advice, strategic management and general management;**
- (j) an understanding of organizational and operational risk;**
- (k) a basic knowledge of international trade and finance and the ways in which international business is conducted, as well as the processes of globalization; and**
- (l) an ability to integrate the above components in accomplishing strategic objectives.**

28. The information technology component should include the following subject areas and competences:

- (a) general knowledge of IT;**
- (b) IT control knowledge;**
- (c) IT control competences;**
- (d) IT user competences; and**
- (e) one of, or a mixture of, the competences of, the roles of manager, evaluator or designer of information systems.**

29. Guidance on the information technology knowledge and competences for professional accountants is set out in IEG 11, *Information Technology for Professional Accountants*.

30. As part of their pre-qualification education, all professional accountants are expected to participate in at least one of the roles of manager, designer or evaluator of information systems or a combination of these roles as identified in IEG 11.

31. At the point of qualification, candidates are expected to have a knowledge and understanding of the competency elements in at least one of these roles. This may be evidenced by the ability to describe or explain the significance of the issues related to the listed competencies in a relevant business setting. A candidate needs to be able to participate effectively in the activities listed in this section as part of a team or under supervision, but would not be expected to demonstrate proficiency in all the competences.

32. Users of the various information technologies employ information systems tools and techniques to help them meet their own objectives and to help others meet their objectives. The following broad areas of competence relate to the user role:

- (a) apply appropriate IT systems and tools to business and accounting problems;
- (b) demonstrate an understanding of business and accounting systems; and
- (c) apply controls to personal systems.

33. The information technology knowledge component may be provided in a variety of ways, perhaps as separate courses or by integrating the subject into the organizational and business knowledge component or into the accounting and accounting related knowledge component. Competence may also be acquired through work experience in addition to the IT knowledge component. For the formal IT education component, case studies, interactions with experienced professionals and similar techniques may be used to enhance the presentation of subject matter and to help students develop practical skills, in combination with relevant IT work experience.

会計大学院は、会計の職業的専門家である公認会計士、税理士のみを養成することを目的としているわけではない。会計および監査の専門知識を有した人材は、企業・公益法人においても、また政府・自治体においても必要とされており、会計大学院が養成すべき人材の幅は広い。しかしながら、現在の 18 会計大学院で会計の職業的専門家養成を目的としていないところは存在しない。とくに公認会計士養成は、どの会計大学院においても、重要な目的とされている。会計の職業的専門家である公認会計士となるための登竜門は、国家試験である公認会計士試験である。公認会計士試験は、平成 15 年度の公認会計士法に全面改正によ

って、会計大学院との間のリンケージがつくられた。すなわち、会計大学院修了者で所定の単位を修得した者は、公認会計士試験の短答式試験 4 科目中 3 科目が免除されることとされた。

公認会計士試験は、会計大学院の教育課程にきわめて大きな影響を及ぼす。すなわち、公認会計士試験の試験科目、とくに論文式試験科目とその出題範囲、そして短答式試験の免除要件は、各会計大学院ともに、すべてを満たすようにその教育課程を編成している。このことは、会計の技術的な基礎としての会計基準、複式簿記、原価計算と相まって、会計大学院の教育課程のモノトーン化をもたらしている。

公認会計士試験論文式試験の出題範囲は下記の通りである。

公認会計士試験論文式試験出題範囲

財務会計

財務会計論の分野には、簿記、財務諸表論、その他企業等の外部利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論が含まれる。

簿記は、企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成について出題する。また、財務諸表論は、企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続について出題する。ここでいう会計諸規則及び諸基準の範囲には、会社計算規則、財務諸表等規則等の他、基本的には企業会計審議会の意見書及び企業会計基準委員会の企業会計基準を含めるが、これらの意見書及び基準の解釈上必要な場合には、企業会計基準委員会の適用指針及び実務対応報告、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題範囲とする。また、現行の会計諸規則及び諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論や代替的な考え方も出題範囲とする。なお、公会計及び非営利会計の分野は、当分の間、出題範囲から除外する。

1. 財務会計の意義と機能

(1) 財務会計の意義

(2) 財務会計の機能

情報提供機能 利害調整機能

2. 財務会計の基礎概念

(1) 会計公準

企業実体の公準 会計期間の公準 貨幣的測定の公準

(2) 会計主体論

資本主理論 企業実体理論

(3) 利益概念

当期業績主義と包括主義 現金主義会計と発生主義会計 財産法と損益法 資産負債アプローチと収益費用アプローチ 純利益と包括利益 資本維持論 資産評価と利益計算

(4) 概念フレームワーク

財務報告の目的 会計情報の質的特性 財務諸表の構成要素 財務諸表における認識と測定

3. 複式簿記の基本原理

(1) 取引と仕訳

(2) 勘定記入

(3) 帳簿組織

(4) 決算手続

(5) 本支店会計

4. 企業会計制度と会計基準

(1) 会社法会計

(2) 金融商品取引法会計

(3) 会計基準

企業会計原則とその一般原則 企業会計基準 会計基準の国際的コンバージェンス

5. 資産会計総論

(1) 資産の意義

定義 認識

(2) 資産の分類

流動資産と固定資産 貨幣性資産と費用性資産 金融資産と事業資産

(3) 資産の評価

原価 時価 現在価値

(4) 費用配分の原理

6. 流動資産

(1) 現金預金

(2) 金銭債権

(3) 有価証券

(4) 棚卸資産

棚卸資産の範囲 取得原価の決定 棚卸計算法と継続記録法 払出原価の計算方法 期末評価

(5) その他の流動資産

7. 固定資産

(1) 固定資産総論

意義 分類

(2) 有形固定資産

取得原価の決定 減価償却の方法 個別償却と総合償却 減耗償却と取替法 臨時償却と減損 圧縮記帳

(3) 無形固定資産

取得原価の決定 償却

(4) 投資その他の資産

投資有価証券 投資不動産 長期前払費用

8. 負債

(1) 負債の意義

定義 認識 偶発債務

(2) 負債の分類と評価

流動負債と固定負債 法的債務と会計的負債

(3) 流動負債

(4) 固定負債

社債 資産除去債務

9. 繰延資産と引当金

(1) 繰延資産の意義

(2) 繰延資産各論

創立費 開業費 開発費 株式交付費 社債発行費等

(3) 引当金の意義

(4) 引当金各論

製品保証引当金 退職給付引当金 売上割戻引当金 返品調整引当金 修繕引当金 債務保証損失引当金

10. 純資産

(1) 純資産の意義

(2) 純資産の分類

株主資本 評価・換算差額等 新株予約権

(3) 株主資本

資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 剰余金の配当等

(4) 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益

(5) 新株予約権

11. 収益と費用

(1) 収益と費用の意義

(2) 収益と費用の分類

経常損益と特別損益 法人税等

(3) 損益計算の原則

発生主義 実現主義 費用収益の対応

(4) 収益と費用の認識と測定

売上収益の認識 委託販売 割賦販売 試用販売 予約販売 工事契約 時間基準 内部利益の控除 役員賞与

12. 財務諸表

(1) 財務諸表の体系

(2) 貸借対照表

貸借対照表の種類 棚卸法と誘導法 完全性 総額主義 区分表示 流動性配列と固定性配列 勘定式と報告式

(3) 損益計算書

総額表示 区分表示 勘定式と報告式

(4) 株主資本等変動計算書

(5) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の目的 利益とキャッシュ・フロー 資金概念 キャッシュ・フロー計算書の区分 直接法と間接法

(6) 附属明細表

(7) 注記

会計方針 後発事象 偶発事象 時価情報 継続企業情報 1株当たり情報

(8) 財務諸表の遡及修正

(9) 臨時計算書類

13. 金融商品

(1) 金融資産及び金融負債の意義

(2) 金融資産及び金融負債の発生の認識

(3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識

(4) 金融資産及び金融負債の評価

金銭債権 有価証券 金銭債務

(5) 複合金融商品

区分法と一括法 新株予約権付社債

(6) デリバティブ

先物 先渡 オプション スワップ

(7) ヘッジ会計

公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジ 時価ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計

(8) 注記

14. ストックオプション等

(1) ストックオプションの意義

(2) ストックオプションの会計処理

公正な評価単価 権利付与 権利確定

権利行使 失効 条件変更

(3) 財務諸表における表示と注記

15. リース

(1) リース取引の意義

(2) リース取引の分類

ファイナンス・リース取引 オペレーティング・リース取引

(3) ファイナンス・リース取引の会計処理

借手側の会計処理 貸手側の会計処理

(4) オペレーティング・リース取引の会計処理

借手側の会計処理 貸手側の会計処理

(5) 注記

16. 退職給付

(1) 退職給付の意義

退職一時金 退職年金

(2) 退職給付会計の仕組み

現金主義と発生主義 退職給付債務と年金資産 勤務費用・利息費用・期待運用収益

(3) 財務諸表における表示

退職給付費用 退職給付引当金 前払年金費用

(4) 過去勤務債務と数理計算上の差異の会計処理

(5) 注記

17. 研究開発とソフトウェア

(1) 研究開発とソフトウェアの意義

(2) 研究開発費の会計処理

(3) ソフトウェア制作費の会計処理

受注制作 市場販売目的 自社利用 期末評価

(4) 財務諸表における表示と注記

18. 固定資産の減損

(1) 減損の意義

(2) 減損の兆候と認識

(3) 減損損失の測定

回収可能価額 使用価値 正味売却価額

(4) 減損損失の配分

(5) 資産のグルーピング

キャッシュ・フロー生成単位 共用資産 のれん

(6) 財務諸表における表示と注記

19. 法人税等

(1) 税金の意義と種類

所得課税 外形標準課税

(2) 税効果会計の仕組み

税金の期間配分 繰延法 資産負債法

(3) 一時差異等

一時差異 繰越欠損金等

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の認識と測定

(5) 財務諸表における表示と注記

法人税等と法人税等調整額 繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺表示 注記

20. 連結財務諸表

(1) 連結財務諸表の意義と目的

親会社説と経済的単一体説 少数株主持分

(2) 連結の範囲

子会社 関連会社

(3) 個別財務諸表の修正

会計処理の統一 子会社の資産及び負債の時価評価

(4) 連結貸借対照表

投資と資本の相殺 のれん 段階取得 子会社株式の一部売却 子会社増資 債権債務の相殺

(5) 連結損益計算書

内部取引高の相殺消去 未実現利益の消去 税効果会計

(6) 持分法

(7) 連結株主資本等変動計算書

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書

(9) 注記

関連当事者間取引の開示 セグメント情報の開示

21. 企業結合と事業分離

(1) 企業結合の意義

(2) パーチェス法による会計処理

時価評価 のれん 資本構成

(3) 持分プーリング法による会計処理

(4) 共同支配企業の形成と共通支配下の企業結合

(5) 事業分離の会計処理

(6) 注記

22. 外貨換算

(1) 外貨換算の意義

(2) 外貨建取引の換算

(3) 外貨建資産・負債の換算

外貨建金銭債権債務 外貨建有価証券 換算差額の処理

(4) 外貨表示財務諸表の換算方法

(5) 在外支店の財務諸表項目の換算

資産・負債の換算 収益・費用の換算 換算差額の処理

(6) 在外子会社等の財務諸表項目の換算

資産・負債の換算 収益・費用の換算 換算差額の処理

(7) 注記

23. 四半期財務諸表

(1) 四半期財務諸表の意義と範囲等

(2) 四半期財務諸表の作成方法

実績主義 予測主義 四半期特有の会計処理

(3) 四半期財務諸表の表示と注記

管理会計

管理会計論の分野には、原価計算と管理会計が含まれている。原価計算は、材料、仕掛品及び製品等の棚卸資産評価並びに製品に関する売上原価の計算について出題する。また、管理会計は、利益管理、資金管理、戦略的マネジメント等を含み、会計情報等を利用して行う意思決定及び業績管理に関連する内容について出題する。

I 製品原価計算に関する領域

1. 原価計算の基礎知識

- (1) 原価計算の意義と目的
- (2) 原価の意義と種類

2. 実際原価計算

- (1) 費目別計算
- (2) 部門別計算
- (3) 製品別計算
- (4) 単純個別原価計算と単純総合原価計算の流れ

3. 部門別計算

- (1) 原価部門の意義
- (2) 部門個別費と部門共通費
- (3) 補助部門費の製造部門への配賦
- (4) 単一基準配賦法と複数基準配賦法
- (5) 実際配賦と予定配賦

4. 個別原価計算

- (1) 製造直接費の直課
- (2) 製造間接費の配賦
- (3) 製造間接費の配賦基準
- (4) 実際配賦と予定配賦
- (5) 一括配賦と部門別配賦
- (6) 仕損の処理

5. 活動基準原価計算（ABC）

- (1) 活動基準原価計算の意義
- (2) 活動基準原価計算の計算原理

6. 総合原価計算

- (1) 月末仕掛品の評価
- (2) 仕損・減損・作業屑の処理
- (3) 工程別総合原価計算
- (4) 組別総合原価計算
- (5) 等級別総合原価計算

7. その他の実際原価計算

- (1) 連産品の原価計算
- (2) 副産物等の処理と評価

8. 標準原価計算

- (1) 標準原価計算の意義
- (2) 標準原価と原価標準
- (3) 標準原価差異の算定と分析

9. 直接原価計算

- (1) 直接原価計算の意義
- (2) 直接原価計算の計算原理

II 会計情報等を利用した意思決定及び業績管理に関する領域

1. 管理会計の基礎知識

- (1) 管理会計の意義と目的
- (2) 管理会計の領域

2. 財務情報分析

- (1) 財務情報分析の意義と種類
- (2) 収益性分析
- (3) 安全性分析
- (4) 生産性分析
- (5) 成長性分析
- (6) キャッシュ・フロー分析

3. バランスト・スコアカード

- (1) バランスト・スコアカードの意義
- (2) バランスト・スコアカードの構造
- (3) 非財務指標を利用した業績評価

4. 短期利益計画のための管理会計

- (1) 短期利益計画の意義
- (2) CVP分析
- (3) 貢献利益アプローチ

5. 原価態様と原価予測

6. 予算管理と責任会計

- (1) 予算管理の意義と機能
- (2) 予算編成と予算統制
- (3) 責任会計

7. 資金管理とキャッシュ・フロー管理

- (1) 資金管理の意義
- (2) 運転資金の管理
- (3) 現金資金の管理

8. 原価管理

- (1) 原価企画の意義
- (2) 原価企画のプロセス
- (3) 原価改善の意義
- (4) 原価維持の意義

- (5) ライフサイクル・コストニング
- 8. 活動基準原価管理と活動基準予算
 - (1) 活動基準原価管理の意義
 - (2) 活動基準原価管理のプロセス
 - (3) 活動基準予算の意義
- 9. 生産・在庫管理と管理会計
 - (1) JIT会計の意義
 - (2) バックフラッシュ・コストニングの意義
 - (3) スループット会計の意義
 - (4) サプライ・チェーン管理会計の意義
 - (5) マテリアルフローコスト会計
- 10. 品質管理と管理会計
 - (1) 品質管理会計の意義
 - (2) 品質管理会計のプロセス
- 11. 差額原価収益分析
 - (1) 差額原価収益分析の意義
 - (2) 差額原価収益分析の手法
- 12. 設備投資の経済性計算
 - (1) 設備投資の経済性計算の意義
 - (2) 設備投資の経済性計算の手法
 - (3) リアル・オプションの意義と概要
- 13. 分権組織とグループ経営の管理会計
 - (1) 分権化と管理会計
 - (2) 事業部制会計
 - (3) グループ経営のための管理会計
 - (4) 企業価値の評価

監査論

監査論の分野には、公認会計士又は監査法人(以下、公認会計士)による財務諸表の監査を中心とした理論、制度及び実務が含まれる。ただし、財務諸表の監査の制度的延長に中間財務諸表の監査、四半期財務諸表の四半期レビュー及び内部統制報告書の監査があり、さらに、より大きな概念枠としては保証業務があるので、これらも出題範囲とする。

また、企業会計審議会が公表する監査基準は公認会計士による監査の中心的規範として出題範囲となるが、あわせて監査基準の理解ないし解釈に必要な場合には、日本公認会計士協会の実務指針等も適宜出題範囲とする。さらに、公認会計士による財務諸表の監査に係る諸基準や諸法令（金融商品取引法、会社法、公認会計士法、内閣府令等を含む。）に関する知識のみならず、それらの背景となる監査の理論や考え方、監査人（公認会計士）としての職業倫理、関連概念やその他の監査制度（内部監査、監査役監査又は監査委員会監査など）の概要も、公認会計士による財務諸表の監査の性格を理解するうえで出題範囲とする。

1. 公認会計士監査の基礎概念

(1) 公認会計士監査の意義

- ① 公認会計士監査の定義
- ② 公認会計士監査とその周辺概念
- ③ 二重責任の原則の意義
- ④ 公認会計士監査をめぐる基礎的理論

(2) 公認会計士監査の役割と機能

- ① 監査基準における監査の目的
- ② 不正に対する公認会計士監査の役割と機能
- ③ 虚偽表示の発見に対する公認会計士監査の役割と機能

(3) 監査人としての要件と職業倫理

- ① 監査基準及び公認会計士法等に定める人的資質（職業資格、専門的能力、実務経験）
- ② 監査人としての適格性要件の概念(公正不偏性、独立性、職業的懐疑心、守秘義務等)
- ③ 監査人が保持すべき倫理上の要件

(4) 公認会計士監査制度の意義

- ① コーポレート・ガバナンスと公認会計士監査との関係
- ② 財務内容開示制度と公認会計士監査との関係

2. 公認会計士法

- (1) 公認会計士法の意義と体系
- (2) 公認会計士制度
- (3) 公認会計士の義務と責任
- (4) 監査法人制度
- (5) 公認会計士・監査審査会
- (6) 日本公認会計士協会

3. 金融商品取引法監査制度

- (1) 金融商品取引法監査制度の意義と目的
- (2) 発行市場における開示制度
- (3) 流通市場における開示制度

(4) 監査人の権限と責任

(5) 監査人の監査報告書

4. 会社法監査制度

(1) 会社法監査制度の意義と目的

(2) 会社法及び関係法令に基づく監査制度

(3) 会計監査人の権限と責任

(4) 監査役（監査役会）・監査委員会の権限と責任

(5) 会計監査人の監査報告書

(6) 監査役（監査役会）・監査委員会の監査
報告書

5. 財務情報等に係る保証業務

(1) 保証業務の意義と目的

(2) 保証業務の要素

6. 監査基準（監査基準の意義と一般基準関係）

(1) 監査基準の意義

① 監査基準生成の歴史的経緯

② 監査制度における監査基準の意義と役割

(2) 一般基準の内容

① 専門的能力の向上と知識の蓄積

② 公正不偏の態度と独立性の保持

③ 正当な注意と職業的懐疑心

④ 不正等に起因する虚偽の表示への対応

⑤ 監査調書の意義と役割

⑥ 監査業務全般に係る監査事務所としての品質管理

⑦ 個々の監査業務に係る品質管理

⑧ 守秘義務

7. 監査基準（実施基準関係）

(1) 基礎的諸概念

① 監査要点

② 監査証拠

③ 監査計画

④ 監査上の重要性

⑤ 試査

⑥ 内部統制

⑦ 監査リスク

⑧ 監査手続

⑨ 監査調書

(2) 実施基準の内容

① リスク・アプローチに基づく監査実施の体系と特徴

② 事業上のリスクを含む，企業の事業内容や経営環境の理解

- ③ 内部統制の評価と監査計画との関係
- ④ 監査要点に適合した監査証拠の入手
- ⑤ 監査上の重要性和基準値の設定
- ⑥ 重要な虚偽表示のリスクの評価
- ⑦ 財務諸表全体に係る重要な虚偽表示のリスクの評価と対応
- ⑧ 発見リスクの決定と実証手続の選択・適用
- ⑨ 不正及び誤謬による重要な虚偽の表示の可能性の評価
- ⑩ 会計上の見積りや収益の認識等，特別な検討を必要とするリスク
- ⑪ 情報技術が監査に及ぼす影響
- ⑫ 他の監査人の監査結果の利用
- ⑬ 専門家の業務の利用
- ⑭ 内部監査の理解とその利用
- ⑮ 経営者又は監査役若しくは監査委員会とのコミュニケーション
- ⑯ 経営者による確認書
- ⑰ 継続企業の前提

8. 監査基準（報告基準関係）

(1) 基礎的諸概念

- ① 適正性の判断
- ② 監査報告書の意義と機能
- ③ 監査意見と監査証拠及び合理的基礎との関係

(2) 報告基準の内容

- ① 監査報告書の標準的書式と記載事項
- ② 適正意見の意義
- ③ 監査意見の種々の形態と記載方法
- ④ 意見に関する除外事項
- ⑤ 監査範囲に関する除外事項
 - ⑥ 継続企業の前提
 - ⑦ 追記情報の意義と役割（後発事象，偶発事象，会計方針の変更などの概念と意味を含む。）
- ⑧ 意見表明に関する審査

9. 財務報告に係る内部統制監査の基準

- (1) 内部統制監査の意義と目的
- (2) 内部統制監査と財務諸表監査との関係
- (3) 内部統制監査の実施
- (4) 内部統制監査の報告

10. 中間監査基準

- (1) 中間監査の意義と目的
- (2) 実施基準
 - ① 中間監査リスクと財務諸表の監査に係る監査リスクとの関係
 - ② 中間監査における重要性

③ 中間監査の監査手続

(3) 報告基準

- ① 有用意見の意義
- ② 中間監査報告書の標準的書式と記載事項
- ③ 中間監査意見の種々の形態と記載方法
- ④ 継続企業の前提
- ⑤ 中間監査に係る追記情報の意義と役割（後発事象，偶発事象，会計方針の変更などの概念と意味も含む。）

11. 四半期レビュー基準

(1) 四半期レビューの意義と目的

(2) 実施基準

- ① 四半期レビュー計画
- ② 四半期レビュー手続
- ③ 追加的手続

(3) 報告基準

- ① 四半期レビュー報告書
- ② 四半期レビューの結論
- ③ 継続企業の前提

12. 品質管理基準

(1) 品質管理基準の意義と体系

(2) 品質管理の目的

(3) 品質管理のシステムの構成

- ① 責任，職業倫理及び独立性
- ② 監査契約の新規の締結と更新
- ③ 監査実施者の採用，教育・訓練，評価及び選任
- ④ 業務の実施
- ⑤ 品質管理のシステムの監視

(4) 監査事務所間の引継

(5) 共同監査

企業法

企業法の分野には、会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る）及び監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法が含まれる。

会社法に関しては、会社法の全体を出題範囲とする。

商法に関しては、商法第1編（総則）及び第2編（商行為）を中心として出題する。

金融商品取引法については、企業内容等の開示に関する金融商品取引法第2章を中心として出題する。同法第1章（総則）及び監査証明並びに開示に関する民事責任、刑事責任及び行政処分（課徴金制度を含む）は、出題範囲とする。さらに、同法第2章の2（公開買付けに関する開示）、第2章の3（株券等の大量保有の状況に関する開示）、第2章の4（開示用電子情報処理組織による手続の特例等）、第2章の5（特定証券情報等の提供又は公表）についても、出題の範囲とする。

監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法については、当分の間、出題範囲から除外する。

1. 会社法

(1) 総論・総則

会社の意義 子会社・親会社 公開会社 大会社 特例有限会社 会社の法人性 法人格否認の法理 会社の能力 会社の使用人 会社の代理商 事業譲渡会社と事業譲受会社の義務・責任

(2) 株式会社の設立

発起人 発起設立・募集設立 定款 変態設立事項 払込の仮装 発起人の責任 設立の瑕疵

(3) 株式・新株予約権

株式の意義 株主平等原則 株式の内容・種類 株式の併合・分割・無償割当 単元株制度 株券 株式譲渡 株式の担保化 株主名簿 基準日 株式振替制度 自己株式 利益供与の禁止 株式会社の資金調達方法 募集株式の発行等 新株予約権 買収防衛策

(4) 株式会社の機関

機関の組合せの多様性 株主総会の権限・招集・運営 議決権 株主総会決議 役員等の選任・解任 役員等と会社との関係 役員等の権限 社外取締役・社外監査役 株式会社における業務執行権限と代表権限 委員会設置会社 取締役会 内部統制システム 代表行為と取引の安全 取締役・執行役の責任 取締役の職務執行に対する監督・監査 監査役会

(5) 株式会社の計算

会計の原則 計算関係等 計算書類等の監査・承認・開示 資本金・準備金 剰余金の分配

(6) 持分会社

社員の責任 所有と経営の制度的な一致 投下資本の回収方法

(7) 社債

株式と社債の相違 社債の多様性

(8) 組織変更・組織再編等

組織変更 合併 会社分割 株式交換・株式移転 事業譲渡等

(9) 外国会社

(10) 定款変更 解散 清算 罰則

2. 商法

(1) 総則

商法の意義 商法の法源

(2) 商人，商行為

商人とその組織 商行為 商法上の企業活動補助者の制度 企業の情報開示

企業会計 商事売買 運送営業 寄託

3. 金融商品取引法

(1) 総則

(2) 企業内容等の開示

開示制度の意義 開示制度の対象 発行開示・流通開示・結合開示 直接開示・間接開示 内

部統制報告制度 自己株券買付状況報告書 適時開示

(3) 公開買付けに関する開示

公開買付規制の意義 公開買付けの手続 公開買付けと行為規制

(4) 株券等の大量保有の状況に関する開示大量保有報告制度の意義

(5) 開示用電子情報処理組織による手続の特例等

(6) 特定証券情報等の提供又は公表

特定勧誘等 特定証券情報

(7) 開示に関する責任

民事責任 刑事責任 行政処分

租税法

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的理解を問う基礎的出題とする。また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱いを問う。ただし、特定同族会社の留保金課税を除く。また、国際課税については、外国税額控除のみを問うものとする。例えば、非居住者の所得に関連する事項、タックスヘイブン税制、移転価格税制、過少資本税制は出題範囲から除外する。さらに、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当分の間、出題範囲から除外する。

また、相続税法、租税手続法、租税訴訟法及び租税罰則法については、当分の間、出題範囲から除外する。

1. 租税法総論

(1) 租税法の基本原則

租税法律主義 租税公平主義

(2) 租税法の解釈と適用

租税法と私法 租税回避 信義則 仮装行為

2. 法人税法

(1) 納税義務者

(2) 課税所得の計算

① 課税所得の計算と企業会計

課税所得の計算と企業会計の関係 確定決算主義

② 資本等取引

③ 益金の額の計算

資産の販売 資産の譲渡または役務の提供 無償取引 受取配当金 資産の評価益 など

④ 損金の額の計算

売上原価 販売費及び一般管理費 損失 資産の評価損 給与等 保険料 寄附金 交際費
租税公課 貸倒損失 減価償却 圧縮記帳 引当金・準備金 など

⑤ 特殊取引等

長期割賦販売 長期請負工事 リース 有価証券の時価評価損益 デリバティブ取引 外
貨建取引の換算 ストックオプション ヘッジ処理 など

(3) 同族会社

同族会社の判定 同族会社の行為計算の否認

(4) 欠損金と税額の計算

欠損金の取扱い 税額控除（外国税額控除を含む。） 税額計算の手順

(5) 申告

青色申告 更正と決定 清算所得の申告

(6) 納税・還付等

3. 所得税法

(1) 納税義務者と課税所得の範囲

(2) 各種所得の帰属と金額の計算

利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 退職所得 山林所得 譲渡所得 一時所得 雑所得

(3) 損益通算と損失の繰越控除

(4) 所得控除

(5) 税額の計算

(6) 申告・納税・還付等

(7) 源泉徴収

4. 消費税法

(1) 課税の対象と課税期間 課税業者 非課税業者

(2) 納税義務者

(3) 課税標準と税率

(4) 税額控除等

(5) 申告・納税・還付等

経営学

経営学の分野には、経営管理と財務管理が含まれる。経営管理は、経営管理の基礎及び経営管理の個別領域のうち、経営戦略、経営計画、経営組織、動機づけ・リーダーシップ、経営統制を出題範囲とする。また、財務管理については、資本調達形態、投資決定、資本コスト、資本構成、配当政策、運転資本管理、企業評価と財務分析、資産選択と資本市場、デリバティブを出題範囲とする。

なお、生産管理、販売管理及び労務・人事管理は、当分の間、出題範囲から除外する。

I 経営管理

1. 経営管理の基礎

- (1) 管理過程としての経営管理
- (2) 全般的経営管理
- (3) トップ・マネジメントの役割
- (4) 経営（企業）理念
- (5) 日本の経営管理
- (6) グローバル経営管理

2. 経営戦略

- (1) 企業戦略
- (2) 多角化戦略
- (3) 事業戦略（競争戦略）
- (4) 製品戦略（マーケティング戦略）
- (5) 垂直統合戦略
- (6) グローバル戦略
- (7) 合併・買収（M&A）戦略
- (8) 戦略的提携
- (9) 技術経営（MOT）

3. 経営計画

- (1) 経営戦略と経営計画
- (2) 経営計画（長期・中期・短期等）

4. 経営組織

- (1) 経営戦略と経営組織
- (2) 組織目標
- (3) 組織構造（形態）と組織デザイン
- (4) 組織と環境
- (5) 組織の成長（発展）と組織革新
- (6) 組織学習
- (7) 組織（企業）文化
- (8) 組織間関係

5. 動機づけ・リーダーシップ

- (1) 組織均衡

- (2) 動機づけ（モチベーション）
- (3) リーダーシップ

6. 経営統制

- (1) 内部統制と外部統制
- (2) コーポレート・ガバナンス
- (3) 企業の社会的責任

II 財務管理

1. 資本調達形態

- (1) 株主資本調達
- (2) 負債による資金調達
- (3) 新株予約権の利用

2. 投資決定

- (1) 投資とキャッシュ・フロー
- (2) 投資案の評価方法（NPV 法，IRR 法など）
- (3) 税制の影響（APV 法など）
- (4) リアル・オプション

3. 資本コスト

- (1) 源泉別資本コスト
- (2) 加重平均資本コスト（WACC）
- (3) 税制の影響

4. 資本構成

- (1) レバレッジ効果と財務リスク
- (2) 資本構成と企業価値－MM 理論
- (3) 資本構成に影響する要因
- (4) エージェンシー理論

5. 配当政策

- (1) 配当と企業価値－MM 理論
- (2) 市場の不完全性と配当政策
- (3) 自己株式取得

6. 運転資本管理

- (1) 流動資産管理
- (2) 流動負債管理

7. 企業評価と財務分析

- (1) 収益性分析
- (2) 成長性分析
- (3) キャッシュ・フロー分析
- (4) 安全性分析

8. 資産選択と資本市場

- (1) 最適ポートフォリオ選択

(2) 資本資産評価モデル (CAPM)

(3) マルチファクター・モデル

(4) 債券投資

9. デリバティブ

(1) 先渡しと先物

(2) オプション

(3) スワップ

経済学

経済学の分野には、ミクロ経済学とマクロ経済学が含まれる。基礎的な理論の理解を確認した上で、応用力を問う。

I ミクロ経済学

1. 市場と需要・供給

- (1) 需要曲線と供給曲線
- (2) 市場均衡
- (3) 比較静学
- (4) 均衡の安定性

(5) 価格弾力性

2. 消費者と需要

- (1) 無差別曲線
- (2) 限界代替率
- (3) 代替財・補完財
- (4) 効用最大化
- (5) 上級財・下級財
- (6) 奢侈品・必需品
- (7) 所得弾力性
- (8) 所得効果と代替効果

3. 企業と生産関数・費用関数

- (1) 限界費用
 - (2) 平均費用
 - (3) 利潤最大化
 - (4) 損益分岐点・操業停止点
 - (5) 限界生産物・平均生産物
 - (6) 生産要素の需要
- #### 4. 市場の長期供給曲線
- (1) 短期と長期の費用曲線
 - (2) 規模に関する収穫
 - (3) 産業の長期均衡
 - (4) 費用一定産業・費用低減産業・費用逓増産業

5. 完全競争市場

- (1) 完全競争の条件
- (2) 一般均衡モデル

6. 厚生経済学

- (1) 消費者余剰と生産者余剰
- (2) 課税の効果
- (3) パレート最適
- (4) 厚生経済学の基本定理

7. 不完全競争市場

- (1) 市場構造の分類
- (2) 限界収入
- (3) 独占企業の利潤最大化
- (4) 独占度
- (5) 自然独占
- (6) 複占モデル
- (7) 独占的競争
- 8. 市場の失敗
- (1) 外部性
- (2) 公共財

II マクロ経済学

1. 国民所得

- (1) GDP 統計
 - (2) 三面等価の原則
 - (3) 名目値と実質値
 - (4) 物価指数
 - (5) 産業連関表
- ### 2. 国民所得の決定
- (1) 有効需要の原理
 - (2) 45 度線モデル
 - (3) 乗数効果（政府支出乗数，租税乗数，均衡予算乗数の定理）
 - (4) インフレギャップ・デフレギャップ

3. IS-LM モデル

- (1) IS-LM モデル
- (2) 国民所得と利子率の決定
- (3) 財政政策の効果
- (4) クラウディング・アウト
- (5) 金融政策の効果
- (6) 流動性のワナ

4. 消費と貯蓄の理論

- (1) 限界消費性向と平均消費性向
- (2) 消費関数（ケインズ型消費関数，恒常所得仮説，ライフサイクル仮説 等）
- (3) 流動性制約
- (4) 日本の貯蓄率
- (5) 遺産動機

5. 貨幣需要と貨幣供給

- (1) 貨幣の概念
- (2) 貨幣数量説
- (3) 流動性選好理論

(4) マネーサプライ・ハイパワードマネー

(5) 金融政策の手段

6. 投資理論

(1) 資本の限界効率

(2) 資本の使用者費用

(3) 資本ストック調整原理

(4) トービンのQ

(5) 流動性制約と投資

(6) 在庫投資

7. 労働市場

(1) ケインズの失業理論（名目賃金の硬直性，非自発的失業）

(2) 古典派の雇用理論

(3) 摩擦的失業

(4) 日本の失業率

8. 経済政策の有効性

(1) 総需要曲線

(2) 総供給曲線

(3) 物価水準の決定

(4) 景気循環の考え方

9. 経済成長理論

(1) 均衡成長の条件

(2) 新古典派経済成長モデル

(3) 技術進歩

(4) 黄金律

(5) 成長会計

民法

民法の分野は、財産法の分野と家族法の分野に大別されるが、このうち財産法の分野、すなわち民法第1編〔総則〕、同第2編〔物権〕及び同第3編〔債権〕並びに関連する特別法を出題範囲とする。

民法第1編〔総則〕は、権利や取引の主体（自然人・法人）、権利の客体（物）及び取引の内容や効力（意思表示・法律行為）に関する基本ルールを定めた部分である。民法第2編〔物権〕は、所有権を中心とする物権（所有権・占有権・用益物権）の帰属や移転（物権変動）に関する諸規定等を定めた部分及び債権担保を目的とした担保物権について定めた部分からなる。さらに民法第3編〔債権〕は、取引上生じる債権や債務に関する諸規定を定めた部分、契約に関する諸規定を定めた部分及び不法行為に代表される法定債権関係（事務管理・不当利得・不法行為）を定めた部分によって構成されている。

関連する特別法とは、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、仮登記担保契約に関する法律、利息制限法、消費者契約法（第1章及び第2章）、借地借家法、製造物責任法である。

家族法すなわち家族関係に固有の法領域（民法第4編〔親族〕、同5編〔相続〕）については、当分の間、出題範囲から除外する。

1. 民法総論

(1) 民法における基本原則

権利能力平等の原則 所有権絶対の原則 契約自由の原則・私的自治の原則 過失責任主義

(2) 民法と一般条項

公共の福祉 信義誠実の原則 権利濫用の禁止

2. 民法総則

(1) 権利及び取引の主体

自然人 権利能力 制限能力者制度 法人 法人の能力 法人の不法行為責任 権利能力なき社団・財団

(2) 権利の客体

物 不動産・動産 主物・従物 果実

(3) 取引の内容及び効力

法律行為 意思表示 法律行為の有効要件 心裡留保 虚偽表示 錯誤 詐欺・強迫 誤認 不当条項 無効及び取消 条件 期限

(4) 代理

代理の意義 自己契約と双方代理 表見代理 無権代理

(5) 時効

時効の意義 援用 中断 停止 取得時効 消滅時効 除斥期間

3. 物権

(1) 物権

物権の意義 物権法定主義 物権の効力 物権的請求権

(2) 物権変動

意思主義 対抗要件 登記制度 不動産物権変動 動産物権変動 混同

(3) 占有権

占有権の意義 占有権の態様 占有訴権 即時取得

(4) 所有権

所有権の意義 所有権の原始取得 共有

(5) 用益物権

地上権 地役権

4. 担保物権

(1) 法定担保物権

留置権 先取特権

(2) 約定担保物権

質権 抵当権 根抵当権

(3) 非典型担保

仮登記担保 譲渡担保 所有権留保

5. 債権

(1) 債権の目的

特定物債権 種類債権 金銭債権 選択債権

(2) 債権の履行・不履行

債務不履行（履行遅滞，履行不能，不完全履行） 受領遅滞 履行の強制 債務不履行による損害賠償 損害賠償の範囲 過失相殺 金銭債務の特則 賠償額の予定

(3) 債権者代位権及び詐害行為取消権

(4) 多数当事者の債権関係

分割債権・分割債務 不可分債権・不可分債務 連帯債務 保証債務 貸金等根保証契約 不真正連帯債務

(5) 債権・債務の移転

債権譲渡 債務引受 契約上の地位の移転

(6) 債権の消滅

弁済 代物弁済 弁済の提供 供託 弁済による代位 相殺 更改 免除 混同

6. 契約

(1) 契約の成立

申込みと承諾 契約準備段階の過失

(2) 契約の効力

同時履行の抗弁 危険負担 第三者のためにする契約

(3) 契約の解除

履行遅滞と解除 履行不能と解除 不完全履行と解除 解除権の行使 解除の効果 解除権の消滅 継続的契約の解除 事情変更の原則

(4) 典型契約

贈与 売買 交換 消費貸借 使用貸借 賃貸借 雇用 請負 委任 寄託 組合 終身定期金 和解

7. 法定債権関係

(1) 事務管理

(2) 不当利得

不当利得の要件 不当利得の効果 非債弁済 不法原因給付

(3) 不法行為

故意・過失 権利・法益侵害 因果関係 損害 損害賠償 責任無能力者の監督義務者の責任 使用者責任 工作物責任 共同不法行為 過失相殺 不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限 製造物責任

統計学

統計学の分野には、記述統計とデータ解析、確率、推測統計、相関・回帰分析の基礎が含まれる。

I 記述統計と確率

1. 記述統計

- (1) 度数分布表とヒストグラム
- (2) 平均、中央値、最頻値などの位置の尺度
- (3) 分散、標準偏差、変動係数、分位点
- (4) 散布図、共分散、相関係数
- (5) ローレンツ曲線、ジニ係数
- (6) 時系列データと移動平均
- (7) 価格指数、数量指数

2. 確率

- (1) 事象と確率空間
- (2) 条件付確率、事象の独立性
- (3) ベイズの定理
- (4) 基本的な確率の計算

3. 確率分布と期待値

- (1) 確率関数、確率密度関数、分布関数
- (2) 同時分布、周辺分布、条件付分布
- (3) 期待値と積率（モーメント）
- (4) 確率変数の独立性
- (5) 分散、標準偏差、歪度、尖度
- (6) 共分散と相関係数
- (7) 条件付期待値、条件付分散・共分散
- (8) 事前分布と事後分布

4. さまざまな確率分布

- (1) 二項分布と超幾何分布
- (2) ポアソン分布、その他の離散分布
- (3) 正規分布
- (4) カイ二乗分布、t 分布、F 分布
- (5) 指数分布、ガンマ分布、ベータ分布
- (6) 対数正規分布など、その他の連続分布

II 推測統計・変数間の関係

1. 母集団と標本

- (1) 有限母集団と無限母集団
- (2) 復元抽出と非復元抽出
- (3) 層別抽出、多段抽出などの抽出法
- (4) 標本誤差と非標本誤差

- (5) 大数の法則
- (6) 中心極限定理
- (7) 実験計画の考え方
- 2. 点推定
 - (1) 統計量, 推定量
 - (2) 不偏性, 一致性
 - (3) 漸近正規性
 - (4) 最良 (線形) 不偏推定量
 - (5) 頑健な推定量
 - (6) ベイズ推定量
- 3. 区間推定
 - (1) 信頼係数と信頼区間
 - (2) 平均に関する区間推定
 - (3) 比率に関する区間推定
 - (4) 分散に関する区間推定
 - (5) ベイズ区間推定
- 4. 仮説検定
 - (1) 帰無仮説と対立仮説, 二種類の過誤
 - (2) 有意水準, P 値, 事後オッズ
 - (3) 片側検定と両側検定
 - (4) 平均に関する検定
 - (5) 比率に関する検定
 - (6) 分散・分散比の検定
 - (7) 分割表におけるカイ二乗検定
- 5. 相関係数と回帰分析
 - (1) 無相関性の検定
 - (2) 回帰モデル (単回帰と重回帰)
 - (3) 最小二乗法とガウス・マルコフの定理
 - (4) 外れ値と頑健な推定法
 - (5) 回帰係数に関する検定 (t , F)
 - (6) 決定係数, 重相関係数, 共線性
 - (7) 1 元・2 元配置分散分析と F 検定
 - (8) 共分散分析とダミー変数
 - (9) 誤差項の系列相関, ダービン・ワトソン検定
 - (10) 時系列モデル, ランダム・ウォーク

一方, 公認会計士試験短答式試験の科目免除要件は, 金融審議会公認会計士制度部会が策定した報告書は下記の通りである。

金融庁の金融審議会公認会計士制度部会「専門的教育課程についてのワーキングチーム」最終報告書「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」平成 15 年 11 月（抜粋）

「会計分野に関する専門職大学院」における履修科目等について

- 会計教育、公認会計士試験、実務補習や業務補助を含む実務経験が連携した公認会計士養成のシステムには、わが国の公認会計士業務に対する社会的付託に応え、かつ職業会計士の国際的なスタンダードにも沿ったものとした上で、公認会計士業務の国際化、IT 化、私的部門だけでなく公的部門にもわたる業務の多様化に対応した知識や技能の修得と共に、論理的思考力、倫理的判断力、並びに実務対応能力の涵養を目指すものとするのが求められる。
- 一方、「専門職大学院」の教育課程の編成については、大学の自主性・自律性が尊重されるべきものであるが、その上で、公認会計士試験との連携が見込まれる「会計分野に関する専門職大学院」においては、公認会計士の質の確保の観点から、試験の合格者が備えるべき資質・能力などにかんがみ、公認会計士試験の科目免除との関連において、必要となる授業科目を備え、財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目をバランスよく履修することが求められる。
- 具体的な免除の要件としては、「会計分野に関する専門職大学院」において、財務会計に関する科目を 10 単位以上、管理会計に関する科目、監査に関する科目をそれぞれ 6 単位以上計 28 単位以上履修し、当該「会計分野に関する専門職大学院」の学位を授与されることとすることが適切である。

なお、それぞれの科目の具体的科目の内容の例示（名称はこれに準ずるものでも可とする。）としては、下記の内容が考えられる。

 1. 財務会計に関する科目（10 単位以上修得）具体的科目の内容（例示）としては、財務会計論、簿記、財務諸表、会計基準、会計制度、ディスクロージャー制度、国際会計、公会計・非営利会計など
 2. 管理会計に関する科目（6 単位以上修得）具体的科目の内容（例示）としては、管理会計論、原価計算、財務分析、意思決定会計など
 3. 監査に関する科目（6 単位以上修得）具体的科目の内容（例示）としては、監査論、監査基準、監査制度、システム監査、内部監査・内部統制、会計職業倫理、コーポレート・ガバナンスと企業倫理など

（注）具体的科目の内容（例示）のうち、下線を付した内容（名称はこれに準ずるものでも可とする。）については、各科目の中心をなすものとして、履修することが強く期待される。
- 各会計関連科目については、大学院レベルの内容が期待され、基礎から応用さらに発展的なものにいたるまで事例研究などの授業方法を用いながら展開されることが適切である。
- 免除の対象となる公認会計士試験の試験科目については、公認会計士の質を確保するとの観点から、「会計分野に関する専門職大学院」において上記の科目が適切に履修

されるのであれば、相応の能力があるものとして、修了者につき、当面の間は短答式試験における「財務会計論、管理会計論、監査論」の 3 科目を免除することが適切である。

この点に関しては、「財務会計論、管理会計論、監査論」の 3 科目は、平成 18 年から実施される新しい公認会計士試験における短答式試験 4 科目のうちの会計関係の科目であり、新公認会計士試験における短答式試験が公認会計士となろうとする者に必要な一定の資質、能力を有しているかを認定する試験であると位置づけられることから、「会計分野に関する専門職大学院」において前述の科目を適切に履修していれば、短答式試験における 3 科目の科目免除に相当する資質、能力が備わっていると確認できると判断できるのでないかの考えによるものである。

なお、新しい公認会計士試験短答式試験におけるこの会計関係の 3 科目は相互に関連性を持っていることから、科目免除においても個々に判断するのではなく、「会計分野に関する専門職大学院」において財務会計に関する科目を 10 単位以上、管理会計に関する科目及び監査に関する科目をそれぞれ 6 単位以上計 28 単位以上履修した上で、当該「専門職大学院」を修了した者に対して、短答式試験における「財務会計論、管理会計論、監査論」の 3 科目を合わせて免除することが適切であるとしたものである。

(注) 新しい公認会計士試験の試験科目

短答式試験――財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

論文式試験――(必須) 会計学、監査論、企業法、租税法

(選択) 経営学、経済学、民法、統計学から 1 科目

- ただし、免除の科目等については、これを恒久的なものと考えてのではなく、修了者の状況等も適切に評価した上で、将来的に見直すことも必要である。
- なお、試験科目の一部免除の対象となる「会計分野に関する専門職大学院」に求められる要件は、上述の科目の履修を含む教育課程を修了することであり、当該「専門職大学院」の修了者に与えられる学位の名称の如何によるものではないことに留意する必要がある。
- また、科目免除と関係するものではないが、公認会計士になろうとする者が備えるべき資質・能力の観点からは、「会計分野に関する専門職大学院」において履修することが期待される科目、分野等として次のような内容が考えられる。
財務管理、IT に関する知識、税務、企業法（商法、証券取引法）、経済学、企業経営、ファイナンス、統計学など

上記の金融審議会ワーキングチーム報告書は、その後、試験実施組織である「公認会計士・監査審査会」によって、会計大学院修了生に対する免除要件としてオーソライズされた（以下「免除要件」という）。このことによって、免除要件は、会計大学院の教育課程編成に対する基本的な枠組みとして大きな影響を持つことになった。このことについては、その賛否はあるにせよ、事実として認めなければならない。もっとも早期に設置された会計大学院は、設置後すでに 5 年が経過しようとしている。上記の免除要件には、その前文があり、一定期間経過後に「見直し」をすることとされている。本検討委員会成果報告書では、免除要件についての審議はしなかったため、免除要件に対する本検討委員会としての公式的な意見を表

明することは差し控えるが、免除要件報告書でみずから「見直し」を表明されているのであるから、それを実行してもらうことを要望するものである。このことについては、本補助金事業が終了してから後、会計大学院協会を通じて、関係機関に働きかけをすることを期待する。

以上、会計大学院のコアカリキュラムを構築しようとするときには、上記の基準、報告書、要件等が、大きな影響を有していることを事実として認識しておくことが必要である。

Ⅳ コアカリキュラムの役割と内容

1. 会計大学院コアカリキュラム編成の基本的な考え方とその意義
2. 会計大学院コアカリキュラムの体系
3. 重点 4 科目の考え方と教育指針
4. 分野別基幹授業科目と教育指針

1. 大学院コアカリキュラムの基本的な考え方とその意義

ここに提示する会計大学院コアカリキュラムは、平成 20 年度文部科学省公募の教育推進補助金を得て設置された会計大学院コアカリキュラム検討委員会が平成 20 年度と 21 年度にかけて調査・検討してきた結果である。平成 21 年 11 月現在の検討委員会を構成する組織は下記の通りである。

会計大学院として、北海道大学、東北大学、千葉商科大学、青山学院大学、関西大学、関西学院大学の 6 大学会計大学院

協力組織として、会計大学院協会、日本公認会計士協会、特定非営利活動法人国際会計教育協会の 3 組織

会計大学院コアカリキュラムは、①国際的な教育基準、国内の会計職業の資格試験の免除要件と出題範囲、これまでに検討されてきた教育課程等を踏まえた内容であること、②会計制度に関する国際的な動向とそのことへの国内の対応を反映した内容であること、③会計大学院の現行の教育課程の質を向上させる視点を有していることを基本として検討委員会の結論として提示するものである。下記の(1)から(6)は、検討委員会が本コアカリキュラム案を編成するに際して、とくに参考にした文書である。なお、これら文書の原文とリストは、本委員会成果報告書に掲載してあるので参照されたい。

- (1) 国際会計士連盟国際会計教育基準審議会教育基準
- (2) 金融庁金融審議会公認会計士制度部会ワーキング委員会報告書
- (3) 金融庁公認会計士試験出題範囲
- (4) 会計大学院モデルカリキュラム
- (5) 各会計大学院授業科目、シラバス
- (6) 標準的な会計大学院テキスト

これらを踏まえた会計大学院コアカリキュラムの基本的な考え方は下記の通りである。

- (1) 会計大学院コアカリキュラムは、各会計大学院の設置理念に基づいて各会計大学院の責任で編成する特色ある教育課程の中の主要な柱を成す授業科目であること。各会計大学院の教育課程編成の責任は、一義的には、それぞれの会計大学院にあり、本報告書に示したコアカリキュラムとしての授業科目体系は、各会計大学院に対して、あたかも教育指導要領のごとき、ある種の強制力をもつものではないが、会計大学院コアカリキュラムは、Good Practice, あるいは Best Practice の中から抽出した de facto Standard, あるいは Minimum Requirement として機能する。

- (2) 会計大学院コアカリキュラムは、会計の専門家として必要不可欠な知識を形成することを目的とした体系的な授業科目と各授業科目で教えるミニマムの概念・制度・技術等から成るものであること。各会計大学院の修了要件は、主として収容学生定員の規模によって、相当程度の違いがある。したがって、コアカリキュラムの授業科目だけの履修により、学生は修了要件を満たしてしまうような会計大学院もある可能性がある。各会計大学院は、本報告書を活用する観点から、修了要件の変更も含めて体系的な教育課程の編成に着手されたい。
- (3) 会計大学院コアカリキュラムは、会計大学院修了生の理論的・技術的な知識の水準を保証するものであること。教育には、学生の視点が必要不可欠である。会計大学院は、高等教育機関であることから、その視点は特に重要である。平成 21 年 4 月現在、全国には 18 大学に会計大学院が設置されており、それぞれ特色ある教育を実施しているが、その修了生の最低限の知識水準は、理論的な側面においても、技術的な側面においても、担保されていなければならない。コアカリキュラムを受け入れた会計大学院は、そのことの保証をする意味で、GPA を実施する等、修了者の質保証の枠組みを検討されたい。また、会計大学院協会、あるいは会計大学院評価機構には、会計大学院修了者の質を担保するための一定の仕組み（例えば、統一試験等）を検討することを要望するものである。
- (4) 会計大学院コアカリキュラムは、特定の資格試験の試験科目に限定されるものではないが、会計教育にかかる基準、会計制度、資格試験の出題範囲等の諸要件を総合的に満たすものであること。会計大学院が法科大学院と大きく違うところは、公認会計士試験に特化した専門職大学院ではないことである。会計大学院の修了者すべてが公認会計士をめざすわけではない。したがって、会計大学院は、公認会計士試験に特化したカリキュラム編成をしてはならないが、その一方、公認会計士養成を目的としない会計大学院も存在しない。それゆえ、会計大学院はその教育課程編成に当たっては、そのことを十分に意識しなければならない。免除要件については会計大学院協会を通じて見直しを関係機関に働きかけられたい。
- (5) 会計大学院コアカリキュラムは、現在各会計大学に設置されている授業科目から大きくかい離してはならないこと。ただし、それは現状追認をするものであってはならず、教育の質を向上させる視点で編成されていること。会計大学院コアカリキュラムは、会計大学院の教育の質を保証し、向上させるという高い理念に基づいて編成されているが、そのことは必ずしも、新たに設置を求める授業科目とその教育内容が実態からかけ離れた、あるべき体系を示しているものではない。ここに示した会計大学院コアカリキュラムは、すべての会計大学院にとって、相当程度の改善努力を求めるものではあるものの、それは決して実現不可能な理想ではないので、継続的な改善努力を求めるものである。

本検討委員会が提示する会計大学院コアカリキュラムは、各会計大学院が教育課程を編成する際の指針となること、認証評価機関がその第三者評価手続を教育課程に適用する際に基準となること、修了生の知識の水準を保証すること、職業団体が継続教育等を目的とした教育課程を編成する際の指針となること等、多面的な意義を有する。もちろん本コアカリキュラムは、それ自体、法律や基準で強制される性格の規範ではないが、少なくとも検討委員会に参加した大学の会計大学院と機関は、本カリキュラムを尊重し、その内容を教育課程、評

価基準等に反映させなければならない。ただし会計大学院を取り巻く制度、基準、規則等の改廃により、コアカリキュラムも進化発展させる必要があり、その点で今後も会計大学院協会等を中心にして継続的な調査検討を進められたい。

2. 会計大学院コアカリキュラムの体系

会計大学院コアカリキュラムは、検討委員会ワーキンググループが2年間にわたり検討してきた4科目（会計職業倫理、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, 以下IFRSと略す）、IT支援監査技法、インターンシップ）の柱と各会計大学院の教育課程編成の際に基礎とした基準等として、本検討委員会委員も含めて、会計大学院関係者がこの5年間にわたり検討し、公表してきた授業科目分野（財務会計分野、管理会計分野、監査分野、法律分野、経済と経営分野、IT分野）の授業科目から構成される体系である。各授業科目分野でどのような授業科目名で授業科目が設置されているのかは、それぞれの会計大学院によって違いがある。例えば、A大学とB大学の会計大学院の授業科目は、下記の通りである。

(1) A大学

- (g) 財務会計分野：簿記、財務諸表、財務会計、国際財務報告基準、財務諸表分析、公会計
- (h) 管理会計分野：原価計算、コストマネジメント、管理会計
- (i) 監査分野：会計職業倫理、監査、監査制度、監査計画の編成法、内部統制の実務
- (j) 法律分野：法人税法、所得税法、消費税法、会社法、証券取引行政、企業開示制度のしくみと実際
- (k) 経済と経営分野：ミクロ経済、マクロ経済、金融論、経営管理、経営戦略、統計学、計量経済分析、コーポレートファイナンス、ビジネス倫理、マーケティング、環太平洋経営事情、企業ファイナンスの基礎、ビジネスコミュニケーション
- (l) IT分野：企業情報システム、情報システム設計、情報システム管理

(2) B大学

- (a) 財務会計分野：簿記、財務会計、財務諸表論、会計制度、会計基準、ディスクロージャー制度、上級簿記、国際会計、税務会計、会計行動論、特殊会計、公会計、国際財務報告、英文会計、Eコマースと会計、会計戦略
- (b) 管理会計分野：原価計算、管理会計、財務分析、上級原価計算、会計情報システム、経営組織と管理会計、公管理会計
- (c) 監査分野：監査論、監査制度、職業倫理、監査入門、監査基準、内部統制、内部監査、コーポレートガバナンス、システム監査、会計士実務、会計倫理、監査実施、監査報告、公監査、英文監査
- (d) 法律分野：租税法総論、法人税法商業総則、商行為、会社法、証券取引法、民法、公認会計士法、金融関連法、租税法各論、国際租税法
- (e) 経済と経営分野：経営学、ミクロ経済学、マクロ経済学、ファイナンス、トップマネジメント論、経営コンサルティング概論、経営戦略、統計学、金融と市場、
- (f) IT分野：マネジメントIT、IT関連、ITアシュアランス、ITガバナンス

設置されている授業科目名には、上記の通り、各会計大学院によってそれぞれ差異がみられるものの各分野に標準的に設置すべき授業科目は、財務会計分野：財務会計、管理会計分野：管理会計、監査分野：監査論、法律分野：租税法、法人税法、経済と経営分野：経営学、ミクロ経済学、マクロ経済学である。これら標準的授業科目の名称には、このような差異があるものの、そこで教育すべき内容については、大きな違いがあってはならない。

以上の基本的な考え方を基礎として、われわれ検討委員会は、会計大学院コアカリキュラムとして、当該授業科目の設置の緊急性と体系性とを考慮し2年間調査検討してきた4科目（会計職業倫理、国際財務報告基準 IFRS、IT 支援監査技法、インターンシップ）と財務会計・管理会計・監査・法律・経済と経営の各分野の標準的授業科目を設定するものである。なお、IT 分野については、基幹科目として設定した IT 支援監査技法との関係で必要とされる IT 関係科目を各会計大学院が適宜設定するものとし、本検討委員会は IT 関連科目をコアカリキュラムとして指定することはしなかった。コアカリキュラムとして設定する各授業科目の考え方と教育方針は下記の通りである。

3. 重点 4 科目の考え方と教育指針

ここで重点 4 科目とは、会計職業倫理、国際財務報告基準 IFRS、IT 支援監査技法、インターンシップである。これら 4 科目の性格は、各会計大学院で必修あるいはそれに近い位置づけで開設すべき「会計職業倫理」と「国際財務報告基準 IFRS」及び各会計大学院の教育課程を体系的に充実させる視点からとくに重要であると考えられる「IT 支援監査技法」と「インターンシップ」とからなる。これら 4 科目は、会計大学院コアカリキュラム検討委員会ワーキンググループが2年間かけて調査・検討を重ねてきた科目である。必修あるいはそれに近い位置付けとする2科目については、すでに複数の会計大学院で授業が実施されていることから、ここでは、教育目的と授業で教えるべき内容を提示することとした。一方、教育課程の充実の観点の2科目については、会計大学院としては新しい授業科目となることから、ワーキンググループでの調査結果を踏まえて、授業の考え方から授業実施上の注意点まで含めて詳細な記述をすることとした。なお、IT 支援監査技法のツールとして ACL を想定しているが、他の監査支援ソフトウェアを使用することを妨げない。

〔 会計職業倫理 〕

学習の到達目標：この授業は、職業倫理の基礎概念、職業倫理と財務諸表監査との関係、理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の 3 つの側面からなる職業倫理の基本的な枠組みについて、国際的にも整合する幅広い視点に立って、この職業倫理上の諸問題に関する最新かつ総合的な理解を深めることが最終的な到達目標である。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 倫理の基礎

倫理の概念、職業倫理、倫理教育の必要性を解説し、倫理の必要性を理解する。

(2) 職業倫理の基礎概念 その 1

プロフェッションの意義・特質、古典的なプロフェッション、近代的・現代的なプロフェッション：職業倫理が問題とされるプロフェッションの意義および共通の特質について検討を加える。

(3) 職業倫理の基礎概念 その 2

会計プロフェッションの意義および役割、自主規制の中核としての職業倫理：会計プロフェッションの特質等について確認するとともに、会計プロフェッションが有すべき社会的役割について正しい理解を得る。

(4) 財務諸表監査と職業倫理 その 1

財務諸表監査の基本的枠組み、監査人の役割、職業倫理の位置づけ：会計プロフェッションの独占業務たる財務諸表監査の基本的枠組みについて説明し、かかる業務を推進する際に不可欠な、職業倫理の内実について理解する。

(5) 財務諸表監査と職業倫理 その 2

職業基準の役割、監査人の自主規制としての職業倫理：監査基準と職業倫理規程(倫理規則)の有する意義と役割について説明し、監査人の自主規制の中核としての職業倫理規程の重要性について正しく理解する。

(6) 職業倫理と自主規制

監査人の条件とその受容、私的統制としての職業倫理：監査結果が社会的に受け入れられるための条件としての監査人の人的条件、社会的条件等について具体的に説明し、自主規制の下での監査人の私的統制について理解する。

(7) 職業倫理の概念的枠組み

職業倫理の枠組みを支える「理論としての職業倫理」：会計プロフェッションの職業倫理の枠組みとして、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の 3 つにつき順次理解する。

(8) 理論としての職業倫理

規範倫理学、倫理原則、倫理的裏づけ：一般的な哲学ないし倫理学を援用した結果として捉えられる職業倫理は、いずれの職業においても不可欠な道德律であり、あるべき倫理の実態を指示していることを確認する。

(9) 「制度としての職業倫理」の内容 その 1

公認会計士制度、財務諸表監査制度、公認会計士協会の倫理規則：倫理的行動を制度的に規制するものとしての法律、規則等が制定されている理由等について、会計プロフェッショ

ンの社会的役割との関係から検討する。

(10) 「制度としての職業倫理」の内容 その2

金融商品取引法・同施行令，公認会計士法・同施行令，関係府令等，諸法令・諸規則の遵守の程度：会計プロフェッションの倫理に関して，具体的な諸規定の内容とそれへの遵守の程度等について検討する。

(11) 「制度としての職業倫理」の内容 その3

倫理規則，懲戒処分，監査業務の品質管理：「制度としての職業倫理」の中心をなす「倫理規則」の内容につき，国際会計士連盟(IFAC)と日本公認会計士協会(JICPA)の双方を比較しながら検討する。

(12) 「実践としての職業倫理」の取り組み その1

「実践としての職業倫理」の意義，専門継続研修(CPE)の意義：会計プロフェッションの倫理観高揚に向けた取り組みとしての「実践としての倫理」につき，その内容と実践の方法等につき検討を行う。

(13) 「実践としての職業倫理」の取り組み その2

オン・ザ・ジョブ・トレーニング，講習形式の研修，監査現場での倫理問題，事例研究の欠陥，倫理上のジレンマ：「実践としての職業倫理」の取り組みの具体的に対応について検討する。

(14) 職業倫理を取り巻く国際的な動向

国際会計士連盟(IFAC)，米国の「企業改革法」：21世紀に入って大問題となった，会計プロフェッションの倫理観の喪失問題について事実を検証するとともに，かかる問題を克服するために講じられた対策等を確認する。

(15) 職業倫理高揚に向けた課題

国際教育基準(IES)の内容，日本公認会計士協会(JICPA)の取り組み：国際的及び国内的な対応等につき，多面的な検討を行うことで，将来に向けた職業倫理高揚に向けた課題について考える。

〔国際財務報告基準 IFRS〕

学習の到達目標：国際財務報告基準 IFRS の理論的な基礎を身につけること。とくに国際財務報告基準の背後にある考え方について理解すること。国際財務報告基準 IFRS は、概念フレームワークでも指摘されているように、従来の会計基準にはみられなかった基本的な考え方によって編成されている。さらにそれら基本的な考え方は、従来の複式簿記と原価計算に依拠した会計の技術的枠組みではなく、経済学、ファイナンス理論、保険数理、統計学等がバックボーンとしている。国際財務報告基準 IFRS の授業を通して、そのことを学習者は理解すること、またバックボーンを形成している理論についても最低限は理解することが学習の目標である。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 国際財務報告基準 IFRS の概要

国際財務報告基準 IFRS の概要，IFRS の歴史と設定主体，IFRS の設定プロセス，IFRS に関する情報源について理解する。

(2) 国際財務報告基準 IFRS の特徴

原則主義，比較可能性の重視，資産・負債アプローチ，公正価値会計，キャッシュ・フロー会計，連結会計の重視，経営者の恣意性の排除，実質優先思考，豊富な注記，演繹的アプローチ等の IFRS の特徴を理解する。

(3) 概念フレームワーク

「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」について理解する。

(4) 財務諸表の体系および相互関係 その 1

IFRS の完全な 1 組の財務諸表である，財政状態計算書，包括利益計算書，持分変動計算書，キャッシュ・フロー計算書，注記，最も古い比較対象期間の期首の財政状態計算書の体系と相互関係，その前提について理解する。

(5) 財務諸表の体系および相互関係 その 2

包括利益計算書，経営成績，当期純利益，包括利益，再分類修正（リサイクル），性質別分類法，機能別分類法，持分変動計算書，キャッシュ・フロー計算書，現金および現金同等物，営業活動，投資活動，財務活動，直接法，間接法について理解する。

(6) 収益 その 1

収益の認識・測定に関する基本的な考え方，とくに物品の販売，経済的便益，役務の提供，原価回収基準について理解する。

(7) 収益 その 2

工事収益に関する基本的な考え方，とくに固定価格契約，工事契約収益，工事契約原価，進捗度，コスト・プラス契約，工事進行基準，工事原価回収基準について理解する。その他の収益である利息，実効金利法，ロイヤルティ，発生基準，配当，配当受領権についての考え方を理解する。

(8) 収益 その 3

カスタマー・ロイヤルティ・プログラム，公正価値，政府補助金，収益に関する補助金，資産に関する補助金，繰延収益法，直接減額法，政府補助金の返還，会計上の見積りの変更を理解する。

(9) 棚卸資産

棚卸資産の評価方法としての取得原価，借入費用，先入先出法，加重平均法，標準原価法，売価還元法，個別法，低価法，正味実現可能価額，洗替法，切放法を理解する。後入先出法は認められていないことに注意する。

(10) 有形固定資産および投資不動産 その1

有形固定資産の意義とその認識・測定について，当初認識，資産除去債務，借入費用，適格資産，資産化率，交換，交換損益，当初認識後の測定，原価モデル，再評価モデルを理解する。

(11) 有形固定資産および投資不動産 その2

有形固定資産の通常の評価にかかる当初認識後の測定，原価モデル，再評価モデル，減価償却，残存価額，耐用年数，定額法，定率法，生産高比例法，コンポーネント・アカウンティングについて理解する。また投資不動産の評価についての原価モデル，公正価値モデルを理解する。

(12) 無形資産

無形資産の意義と識別可能，支配，将来の経済的便益，当初認識，研究局面，開発局面，当初認識後の測定，原価モデル，再評価モデル，再評価剰余金，その他包括利益，耐用年数，償却，認識の中止について理解する。

(13) 減損

減損とは何か，その認識と測定についての基礎概念である資金生成単位，減損の兆候，回収可能価額，売却費用控除後公正価値，使用価値，減損損失，全社資産，のれん，減損損失の戻入れについて理解する。

(14) リース

ファイナンス・リース，オペレーティング・リース，実質優先思考，利息法，リース資産，リース負債，最低リース料総額について理解する。

(15) 会計方針の変更，会計上の見積りの変更，誤謬，IFRS の初度適用

財務諸表の作成全般について，とくに会計方針，会計方針の変更，表示方法の変更，会計上の見積りの変更，誤謬，初度適用について理解する。

(16) 引当金，偶発負債および偶発資産

引当金，偶発資産，偶発負債とその経済的便益，注記について理解する。

(17) 従業員給付

退職給付を中心とした従業員給付に関する IFRS の規定を，IFRS の特徴の一つである資産負債アプローチの考え方とともに理解する。退職給付債務，退職給付費用，退職給付引当金，保険数理上の差異，回廊方式，過去勤務債務，制度資産，遅延認識等の概念が重要である。

(18) ストックオプション

持分決済型の取引，現金決済型の取引，現金決済選択権付取引の3タイプのストックオプションについて理解する。

(19) 金融商品の認識と測定

金融商品の会計処理について，金融資産，金融負債，持分金融商品の概念を理解するとともに，認識，認識の中止，公正価値について理解する。

(20) 金融商品の開示

金融資産，金融負債の分類，および持分金融商品，複合金融商品，自己株式の開示方法に

ついて理解する。

(21) ヘッジ会計

ヘッジと投資との違いに注意し、ヘッジ会計、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外事業体の純投資のヘッジについて理解する。

(22) 法人所得税

法人所得税について、その税効果、資産負債法、将来減算一時差異、将来減算一時差異、繰延税金資産、繰延税金負債を理解する。

(23) 企業結合

企業結合会計については、取得法、のれん、負ののれん、バーゲン・パーチェス、非支配持分、全部のれん方式、購入のれん方式を理解する。持分プーリングは認められない。

(24) 連結・持分法

連結財務諸表に関する IFRS の規定を、IFRS の特徴の一つである経済的単一体説の考え方とともに理解する。親会社、連結財務諸表、支配、非支配持分、関連会社、持分法が基礎概念である。

(25) ジョイント・ベンチャー、関係当事者

ジョイント・ベンチャーと連結との違い、とくに共同支配の事業、共同支配の資産、共同支配の事業体、比例連結、関連当事者について理解する。

(26) 外貨換算

外貨換算法について、機能通貨、期末日レート法、テンポラル法、期末日レート、取得時レート、期中平均レートを理解する。

(27) セグメント情報

マネジメント・アプローチに基づく事業セグメント情報の開示について理解する。事業セグメントは、集約基準を満たすか否かにより認識され、その事業セグメントが量的閾値（いきち）（収益性テスト、損益テスト、資産テスト）を超える場合に報告セグメントとして識別されることが重要である。

(28) 1株当たり利益、後発事象

基本的1株当たり利益は、普通株式に帰属する利益を加重平均株式数で割って求められること、また希薄化後1株当たり利益は、普通株式の発行が1株当たりの利益を減少させる効果（希薄化効果）を有する潜在的普通株式の影響について基本的1株当たり利益の分母、分子それぞれを調整し算定されることを理解する。

(29) 中間財務報告

中間財務報告書の最小限の構成要素は、要約財政状態計算書、要約包括利益計算書、要約株主持分変動計算書、要約キャッシュ・フロー計算書、選択された説明的注記であり、中間財務報告における測定は、期首からの累積基準で行われることを理解する。

(30) IFRS の将来像

現在進められている IASB のプロジェクトの概要と将来の方向性について理解する。

〔 IT 支援監査技法 〕

学習の到達目標： この講義では、会計ならびに監査の基礎的な知識を前提として、コンピュータ支援監査技法（Computer Assisted Audit Techniques ; CAAT）を中心に、会計・監査をめぐる IT の知識と運用について学習する。CAAT は監査を実施する際の手法の一つであり。企業が、企業活動の業務を IT で管理することに対応して、その様々なデータを直接的に監査するものである。これまでの監査は、特定の監査手続の実施に際し、母集団からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施する試査が基礎的な手法となってきたが、IT の進展によって母集団の項目を全て抽出して、それに対して監査手続を実施する精査が可能となってきた。そこで、重要となったのが CAAT である、本講義では、国際的に広く用いられている CAAT のソフトウェア（ACL Services Ltd. 社製の監査ソフトウェア ACL）を用いた実習を通じて、CAAT について理解するとともに、実際に適用できることを目指す。

第 3 回までで CAAT についての基本を学習する。第 4 回以降は実習とする。まず、第 4 回と第 5 回では、ACL の基礎的な操作について学習し、第 6 回以降は統制評価、仕訳・元帳、不正発見などについての具体的なケーススタディに取り組んでいく。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 会計・監査と IT（情報技術）をめぐる状況（オリエンテーション）

会計・監査における IT（情報技術）の利用に関する経緯と現状について把握するとともに、講義の全体像を理解する。

(2) 財務諸表監査における IT（情報技術）の利用

日本公認会計士協会 IT 委員会報告第 3 号「財務諸表監査における情報技術（IT）を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」をふまえて、財務諸表監査における IT の利用の必要性について理解する。

(3) CAAT（Computer Assisted Audit Techniques, コンピュータ支援監査技法）の概要

財務諸表監査は限られた時間と人員の中で実施されており、効率的かつ有効な監査手続が求められている中で、CAAT が必要とされてきた点について理解する。米国では、CAAT が広く用いられるようになっており、IT の発展とともにその信頼性は高まっている。しかし、日本においては、監査における CAAT の導入は遅れており、その導入の必要性が高まっている点について把握する。

(4) ACL 実習 (1) ACL の基本 ①

ACL Services Ltd.社製の監査ソフトウェア ACL を操作に慣れる。第 4 回講義では、実際に ACL を操作して、ACL が監査業務に即したツールであること、そしてデータへのアクセスが容易であることを理解する。

(5) ACL 実習 (2) ACL の基本 ②

ACL をスムーズに操作できるようにする。

ここでは、ACL が監査に必要な分析ツールを有している、データの完全性を維持できるといった特徴を把握する。特に、CAAT においてデータの完全性が維持することが重要であることを理解する。

(6) ACL 実習 (3) 仕訳・元帳の妥当性の評価

仕訳・元帳記帳の実務について理解するとともに、ACL による仕訳・元帳の転記プロセスの適正性評価手法について理解する。ACL によって整合性がとれないデータを検出する方法に

について理解する。

(7) ACL 実習 (4) 売掛金の年齢調べ

売上債権の回収の実務について理解するとともに、ACL によって債権回収を適切に分析・評価する手法について概説する。データベースを用いた分析において重要な「関連付け」の手法について理解する。

(8) ACL 実習 (5) 在庫の管理の分析

企業における在庫管理の実務について把握し、ACL による、在庫（棚卸資産）管理のプロセスの評価を理解する。さらに、データベースを用いた分析において重要な「結合」の手法について理解する。

(9) ACL 実習 (6) 統制評価 ① 一販売プロセスの統制評価 - 1 -

第 9 回より第 12 回講義までは、統制評価について検討する。日本公認会計士協会 IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」に沿って、ACL による統制評価のプロセスを理解する。第 9 回と第 10 回講義では、ACL による販売サイクルの統制評価の手法を検討するが、第 9 回では与信限度の承認を検証する手法について理解する。

(10) ACL 実習 (7) 統制評価 ② 一販売プロセスの統制評価 - 2 -

日本公認会計士協会 IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」に依拠して、ACL を用いて販売サイクルの有効性を評価し、そのサイクルの統制 (controls) をテストするプロセスを理解する。第 10 回講義では、割引、売上認識の妥当性を検証する手法について理解する。

(11) ACL 実習 (8) 統制評価 ③ 一購買サイクルの統制評価 -1-

日本公認会計士協会 IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」に依拠して、ACL を用いて購買サイクルの有効性を評価し、そのサイクルの統制 (controls) をテストするプロセスを理解する。

第 11 回講義では、購買サイクルにおいて、請求に対する支払いが適切になされているかについて、購買活動が企業の承認の範囲内で実施されているかについて分析する手法について学習する。

(12) ACL 実習 (9) 統制評価 ④ 一購買サイクルの統制評価 -2-

日本公認会計士協会 IT 委員会研究報告第 36 号「自動化された業務処理統制等に関する評価手続」に依拠して、ACL を用いて購買サイクルの有効性を評価し、そのサイクルの統制 (controls) をテストするプロセスを理解する。

第 12 回講義では、支払いの請求と承認の分離 (segregation) が十分に維持されているか、支払いが送り状および注文書にそって実施されているかについて検証する。

(13) ACL 実習 (10) 不正の検証 ① 一購買の不正

第 13 回と 14 回講義では、不正の検証について検討する。不正が明らかとなった場合、企業の経営が立ち行かなくなることもあり、その発見・検証は最も重要な課題である。第 13 回講義では、企業内の不正についてその背景を把握し、その上で、ACL を用いた不正の発見手法について理解する。第 13 回講義では、仕入および買掛支払における不正の検証について取り組む。ACL 教育教材 252 の BreeZee 社（仮想会社）のケースを通じて、不正を承認と正当性の観点から評価する手法を理解する。

(14) ACL 実習 (11) 不正の検証 ② 一経費の不正

従業員の経費にかかる不正の発見を課題とする。従業員の不正の背景，それを抑止するメカニズムを検討する。従業員の出張にかかる旅費をめぐる不正（DigiLink Telecommunication 社（仮想会社）），そして購買カードを通じた不正（Cypress Assistants 社（仮想会社））に関するケースを通じて，データ分析を通じて不正を発見するプロセスについて理解する。

(15) CAAT の課題 ―講義のまとめ

講義全体をレビューするとともに，CAAT の課題について検討する。さらに，国際会計士連盟から公表されている国際会計実務意見書第 2 号「会計専門家のための IT」について解説し，会計専門職に求められる IT について理解する。

【 インターンシップ 】

学習の到達目標

インターンシップは、会計または監査事務所における実地研修を通じて、知識の習得と、習得した知識の適用が一連のプロセスであることを理解・習得することを目的とする。すなわち、実地研修の場である、会計または監査事務所における業務プロセスを理解したうえで、会計大学院で習得した会計・監査・税務などの理論的知識を踏まえ、特定の事案における問題点を認識・識別する能力、そして、問題の解決に必要な資料・データの選定し、これを分析し、解決策の立案に結び付ける能力を習得する。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 受け入れ組織における研修

- ① 受け入れ組織に関する説明
 - ・ 業務内容とその特色
 - ・ 年間の業務スケジュール
 - ・ 組織と職階
 - ・ 入所 1 年目から 3 年目までの研修内容
- ② 研修上の注意事項に関する説明
 - ・ 法令遵守および守秘義務に関する指導
 - ・ 品質管理体制
- ③ 次回以降の研修内容の説明
 - ・ スケジュール

(2) 仮想企業を用いた e-learning または大学院における集合演習における課題の説明

～内部統制を含む、企業及び企業環境の理解～

- ① 産業、規制等の外部要因の理解
- ② 企業の事業活動等の理解
- ③ 事業上のリスクの理解
- ④ 企業の業績の測定と検討
- ⑤ 不正による重要な虚偽表示のリスク要因の抽出と検討

(3) 仮想企業を用いた e-learning または大学院における集合演習Ⅱ

～重要な虚偽表示のリスクの識別～

- ① 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクの識別
 - ・ 経営者等との意見交換事項の検討
 - ・ 監査役等との意見交換事項の検討
- ② 財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクの識別
 - ・ 固有リスクの検討

(4) 仮想企業を用いた e-learning または大学院における集合演習Ⅲ

～重要な虚偽表示のリスクの評価～

- ① 監査計画段階における分析的手続の実施
 - ・ 企業の事業内容等に含まれる問題点の識別，検討
 - ・ リスクの高い項目または領域の識別，検討
- ② 重要な虚偽表示のリスクの認識

- ・ 重要な虚偽表示のリスクの暫定的評価
- ・ 暫定的評価の階層化と文書化

(5) 受け入れ組織における研修

- ① 第2回～第4回までの演習に関する検討とディスカッション
 - ・ 学生同士によるディスカッション
 - ・ 受け入れ先組織の担当者と学生とのディスカッション
- ② 監査計画の策定および実施すべき監査手続等の検討

(6) 受け入れ組織における研修

- ① 内部統制
- ② 監査計画立案業務

(7) 顧問先企業への同行

(8) 受け入れ組織における研修

- ① 決算書類作成の業務，会計ソフト，データ入力業務
- ② 有価証券報告書チェック業務

(9) 顧問先企業への同行

(10) 受け入れ組織における研修

- ① 観察，経験した事柄の文書化作業
- ② 会計，監査，税務業務等に関するディスカッション

4. 分野別基幹授業科目と教育指針

ここで分野とは、財務会計分野、管理会計分野、監査分野、法律分野、経済と経営分野である。各分野でコアカリキュラムとされる授業科目、学習の到達目標、授業で取り上げるべきテーマと内容は下記の通りである。ただし、授業科目名については、固定的な名称ではない。また、ここで示したすべての授業科目を開設することを義務付けることを検討委員会は意図しているわけではない。例えば、法律分野については、「企業法」として複数の法律科目を括することも可能である。授業で取り上げるべきテーマは、公認会計士試験の出題範囲をミニマムとして位置付けている。会計大学院修了者には、公認会計士試験短答式試験 4 科目中企業法を除く 3 科目（財務会計、管理会計、監査）が免除されている。一部試験科目免除は、会計大学院でこれら 3 科目が必ず教育されているからであるのか、あるいは短答式は計算力や記憶力を試す試験としての性格を色濃く有しているのか、会計大学院修了生にはそのような試験はなじまないとされているからであるのか、その根拠ははっきりしない。われわれ検討委員会としては、短答式は全科目免除されることを期待して、法律分野も含めて会計大学院コアカリキュラム基幹科目として位置付けることとした。法律分野については、会社法、商法、民法の範囲が非常に広いため、また経済と経営分野については、経済学、経営学、統計学の範囲が非常に広いため、公認会計士試験の出題範囲を最低限教育すべき内容として示した。

財務会計分野：財務会計、会計制度、簿記

管理会計分野：管理会計、原価計算

監査分野：監査論、監査手続論

法律分野：租税法、法人税法、金融商品取引法、会社法、商法、民法

経済と経営分野：経済学、経営学、統計学

〔財務会計分野〕

〔財務会計〕

学習の到達目標：財務会計の理論について基礎概念を理解することを目的とする。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 会計の意義

会計とは、情報の利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことができるように、情報の提供者が、ある経済主体の経済活動及び関連事象に関する情報を識別し、測定し、伝達する社会的な情報システムであることを説明する。

(2) 財務会計の意義・役割と財務会計に対する規制

財務会計が果たす2つの社会的機能（情報提供機能と利害調整機能）

(3) 会計規範の形成方法

ピースミールか・体系的か、民間か・公的機関かについて理解する。

(4) わが国の会計規範の体系

わが国の主な会計基準の変遷を説明する。

(5) 会計規範形成における財務会計理論の役割

形成された会計基準を公共の利益に資する社会的選択として正当化する上で、重要な役割を担う財務会計理論の役割について理解する。

(6) 会計公準の意義と内容

「会計実体の公準」「継続企業の公準」「貨幣的評価の公準」

(7) 会計主体論

「資本主理論」「代理人理論」「企業主体理論」「企業体理論」

(8) 「企業会計原則」の目的と構成

「一般原則」「損益計算書原則」「貸借対照表原則」から構成され、全ての企業が会計処理を行うに当たって従うべき基準であることを理解する。

(9) 真実性の原則

「企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」の意味内容について理解する。

(10) 正規の簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」の意味内容について理解する。

(11) 資本取引・損益取引区分の原則

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」の意味内容について理解する。

(12) 明瞭性の原則

「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」の意味内容について理解する。

(13) 継続性の原則

「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」の意味内容について理解する。

(14) 保守主義(安全性)の原則

「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて健全な会計処理をしなければならない」の意味内容について理解する。

(15) 単一性の原則

「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない」の意味内容について理解する。

(16) 重要性の原則

利害関係者の意思決定に重要な情報については、厳密な会計処理と表示を要求する一方で、重要性の乏しい情報については、簡便な会計処理と表示を容認する原則であることを理解する。

(17) 貸借対照表の本質

貸借対照表とは、企業の財政状態を明らかにするために、貸借対照表日において企業に属している全ての資産・負債及び純資産を一表に集計表であることを理解する。

(18) 貸借対照表の報告様式に関する原則

「総額主義の原則」「区分表示の原則」「項目配列の原則」「科目分類の原則」の原則について理解する。

(19) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」に取り上げられている資産および負債の測定値

「財務会計の概念フレームワーク」における資産及び負債の測定方法について理解する。

(20) 取得原価基準

取得原価基準： 資産の取得に際して会計帳簿に記載された実際購入原価等を基礎として、当該資産の貸借対照表価額を決定する基準をいい、資産の原則的な評価基準であることを理解する。

(21) 債権の会計

債権の区分と貸倒見積高の算定方法について理解する。

(22) 有価証券の会計

「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」「その他有価証券」

(23) 棚卸資産の会計

棚卸資産の評価方法としての先入先出法と平均法，低価法

(24) 有形固定資産の会計

有形固定資産の減価償却方法，定額法，定率法

(25) 無形固定資産の会計

無形固定資産の価値とその測定方法

(26) 繰延資産の会計

繰延資産の意義とその償却

(27) 金銭債務の会計

金銭債務額の算定方法

(28) 引当金

負債としての引当金の本質を理解するとともにその認識・測定方法について理解する。

(29) 退職給付の会計

従業員給付としての退職給付の測定について理解する。

(30) 資産除去債務の会計処理

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものであり、その負債としての性質を理解する。

(31) 純資産の部の区分

資産性及び負債性をもたないものは、資産と負債との差額として純資産の部に記載され、それらがどのような性質を有しているのかを理解する。

(32) 自己株式の会計処理

自己株式がどのような場合に発生し、それをどのように評価するのかについて理解する。

(33) 新株予約権とストックオプション

純資産の部に計上される新株予約権とストックオプションを理解する。

(34) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書は、純資産の部の一会計期間における変動額のうち、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成されること、そしてその作成法を理解する。

(35) 損益計算書の本質

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするために、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して当期純利益を表示している。その意義と作成法を理解する。

(36) 損益計算の基本原則

「発生主義の原則」「実現主義の原則」「費用収益対応の原則」「費用配分の原則」

(37) 損益計算書の報告様式に関する原則

「総額主義の原則」「費用収益対応表示の原則」「区分表示の原則」

(38) 特別損益項目

「臨時損益」、「前期損益修正」

(39) 収益の認識基準

収益認識の原則的基準として採用される実現主義

(40) 収益の測定基準

収益の測定基準として制度上採用される収入額基準

(41) 費用の認識基準

費用認識の原則的基準として採用される発生主義と費用収益対応の原則

(42) 費用の測定基準

費用の測定基準として制度上採用される支出額基準

(43) 研究開発費の会計処理

研究開発費に係る会計処理方法としての一括費用計上方式

(44) 工事契約の会計処理

「工事進行基準」と「工事完成基準」

(45) 内部利益の意義とその除去の方法

企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる内部利益を，合併損益計算書において控除しなければならないこと，その方法について理解する。

(46) 現金割引額(仕入割引額)の会計処理

現金割引額（仕入割引額）は，送状価額から控除せずに営業外収益に計上すること。

(47) 役員賞与の会計処理

役員に対する賞与(金銭以外による支給及び退職慰労金は含まない)の意義と処理

(48) キャッシュ・フロー計算書の位置づけ

キャッシュ・フロー計算書の意義と役割

(49) キャッシュ・フロー計算書の論点

「営業活動によるキャッシュ・フロー」「投資活動によるキャッシュ・フロー」「財務活動によるキャッシュ・フロー」

〔会計制度〕

学習の到達目標： 財務会計の制度的枠組みについて理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 企業会計制度の意義

株主や債権者の意思決定に有用な会計情報を提供するための制度であることを理解する。

(2) 企業会計制度の枠組み

会社法、金融商品取引法、法人税法によって規制を受ける企業会計制度

(3) 企業会計制度の再構築

会計基準の国際的コンバージェンスに伴う、わが国の企業会計制度の再構築

(4) わが国における会計制度の改革

会計ビッグバンによる会計制度改革

(5) 連結会計制度

連結財務諸表の制度化、充実化及び国際化

(6) 会計制度改革が与える影響

会計制度改革による、将来キャッシュ・フローを指向した会計への移行

(7) 新しい会計基準設定主体の設立

会計基準設定主体としての財務会計基準機構の設立

(8) 企業会計を取り巻く最近の動向

公認会計士法の改正、公認会計士・監査審査会の設立、会計専門職大学院の開校、会計制度監視機構の設立、企業改革法（SOX 法）の成立と内部統制システムの構築

(9) 会計基準の国際的コンバージェンスの必要性

近年における資本市場の国際化に伴う、会計基準の国際的コンバージェンスの必要性

(10) IASB による会計基準の国際的コンバージェンス

会計基準の国際的コンバージェンス、国際財務報告基準審議会（IASB）

(11) 会計基準の国際的コンバージェンスとわが国の対応

国際財務報告基準と同等であるとの評価を受けたわが国の会計基準

(12) 株式会社と決算制度

株式会社の分類・機関と決算制度

(13) 会社法会計の基本理念

債権者保護を目的とする財産評価規定と、株主保護を目的とする繰延資産・引当金規定を特徴としたわが国の会社法会計

(14) 会社法会計に関する諸法令と会計規定

① 会社法、②会社法施行規則、③会社計算規則、④電子公告規則によって規制される会社法会計と会計規定

(15) 商法の改正と会社法の創設

商法改正と会社法の創設に伴う諸制度の変更

(16) 連結計算書類の導入

商法改正に伴う連結計算書類の導入

(17) 会社法に基づく情報開示の意義

株主・債権者保護目的による、会社法に基づく情報開示制度

(18) 会社法に基づく開示制度

計算書類(連結計算書類)、事業報告及び附属明細書

(19) 株式会社における開示制度

株主に対する直接開示、株主と債権者を対象とする間接開示、一般大衆を対象とする公告による開示制度

(20) 計算書類等

会社法に基づく計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、附属明細書）

(21) 連結計算書類

会社法に基づく連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）

(22) 臨時計算書類

会社法に基づく臨時計算書類（臨時決算日における貸借対照表と、期首から臨時決算日までの損益計算書）

(23) 金融商品取引法の基本理念

企業内容開示制度(ディスクロージャー制度)

(24) 金融商品取引法会計に関する諸法令と会計規制

金融商品取引法、金融商品取引法施行令、企業内容等の開示に関する内閣府令等によって規制される金融商品取引法会計と会計規定

(25) 有価証券報告書等の公衆縦覧

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の公衆縦覧

(26) ディスクロージャー制度の監視システム

ディスクロージャー制度の監視システムとしての、公認会計士又は監査法人の財務諸表監査、証券取引等監視委員会により検査・審査・調査、不公正取引規制、賠償責任及び課徴金制度、宣誓書及び確認書の提出

(27) ディスクロージャーの電子化

オンラインでのディスクロージャー制度（EDINET）

(28) 情報提供機能と利害調整機能

ディスクロージャー制度が果たす情報提供機能と利害調整機能

(29) 金融商品取引法における開示制度の概要

「企業内容等に関する開示」「公開買付けに関する開示」「株券の大量保有の状況に関する表示」

(30) 発行市場における開示制度

内閣総理大臣に提出し公衆の縦覧に供する「有価証券届出書」「発行登録書及び発行登録追補書類」と、投資家に直接交付する「目論見書」

(31) 流通市場における開示制度

有価証券の公正・円滑な流通の確保と投資者保護に資することを目的とした、「有価証券報告書」「確認書」「内部統制報告書」「四半期報告書」「半期報告書」「自己株券買付状況報告書」「臨時報告書」の内閣総理大臣への提出

(32) その他の開示制度

「決算短信」と「任意開示情報とインベスター・リレーションズ（IR）」

(33) 有価証券報告書の意義

企業が発行する財務情報のうち最も詳細な情報が記載され、一般投資家は有価証券報告書を利用することにより、投資意思決定を行う際に十分な投資判断ができることを理解する。

(34) 有価証券報告書における連結財務諸表の体系

金融商品取引法の規制を受ける会社が開示する連結財務諸表の体系と、SEC 基準に準拠した連結財務諸表の体系

(35) 有価証券報告書における連結会計情報

有価証券報告書における「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結株主持分変動計算書」「連結キャッシュ・フロー計算書」及び「注記事項」

(36) 金融商品会計

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約

(37) 退職給付会計

退職一時金と年金にかかる会計

(38) 企業結合・事業分離会計

企業結合の会計処理（パーチェス法と持分プーリング法）と事業分離の会計処理

(39) ストックオプション会計

ストックオプション用の自社株の取得とその処理

(40) 棚卸資産の評価

「通常の販売目的で保有する棚卸資産」, 「トレーディング目的で保有する棚卸資産」

(41) 四半期財務諸表

『四半期財務諸表に関する会計基準』の適用

(42) 関連当事者の開示

会計基準の国際的なコンバージェンスに基づく『関連当事者の開示に関する会計基準

(43) 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発または通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務

(44) 税効果会計

税引前当期純利益と法人税等の合理的対応

(45) 減損会計

資産の収益性低下、投資の回収可能性

(46) キャッシュ・フロー計算書

主要な活動区分別（営業活動、投資活動、財務活動）

(47) 1株当たり当期純利益と包括利益

「1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、資産負債アプローチにもとづく貸借対照表における資本取引を除いた持分(純資産)の変動額である「包括利益」

(48) リース取引

ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引）、オペレーティング・リース取引

(49) 工事契約

「工事進行基準」，「工事完成基準」

[簿記]

学習の到達目標： 複式簿記の技術的枠組みについて理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 現金・預金

- (a) 現金－ 現金の範囲，現金過不足，小口現金
- (b) 預金－ 当座預金，当座借越，銀行勘定調整表，その他の預金勘定

(2) 債権・債務と貸倒引当金

- (a) 債権・債務の内容と勘定科目－ 取引による分類と勘定科目
- (b) 手形債権・債務－ 手形の種類と各手形取引の内容
- (c) 不渡手形－ 満期日に手形が決済されなかった場合の処理
- (d) 債権・債務の評価－ 貸倒見積高と償却原価法
- (e) 貸倒引当金－ 引当金設定の 4 要件と貸倒引当金の処理
- (f) 未決算勘定－ 取引発生時点で確定できない場合の処理
- (g) 偶発債務－ 取引先の債務を保証した場合の処理

(3) 一般商品売買と商品の評価

- (a) 商品勘定の分割と 3 分法－ 分記法，総記法，3 分法
- (b) 仕入(売上)諸掛・割戻・割引－ 諸掛の処理と割戻・割引がある場合の処理
- (c) 売上原価の算定－ 継続記録法による売上原価の算定と払出単価の決定方法
- (d) 商品の評価－ 帳簿棚卸と実地棚卸，棚卸減耗費と商品低価評価損
- (e) 商品販売に係る引当金－ 商品保証引当金，返品調整引当金，売上割戻引当金

(4) 特殊商品売買

- (a) 実現基準－ 実現主義の原則と予約販売・未着品販売等の処理
- (b) 回収基準－ 割賦販売における回収基準の適用，対照勘定法と未実現利益控除法
- (c) 割賦商品の取り戻し－ 割賦商品を取り戻した場合の処理

(5) 固定資産

- (a) 有形固定資産－ 種類，取得原価，減価償却方法，資本的支出と収益的支出，売却・買換え等
- (b) 無形固定資産－ 法律上・契約上の権利とのれん（営業権）
- (c) 投資その他の資産－ 投資有価証券，長期性預金，破産更正債権等

(6) 有価証券

- (a) 有価証券の範囲と分類－ 金融証券取引法の有価証券と保有目的による分類
- (b) 有価証券の会計処理－ 売買目的有価証券，満期保有目的の債券，子会社及び関連会社株式，その他有価証券の処理

(7) 株式会社会計

- (a) 株式会社の設立と開業－ 定款の作成と設立時の株主資本，創立費，開業費
- (b) 募集株式の発行による増資－ 募集株式発行手続，資本金等の増加，株式交付費
- (c) 株式会社の純資産－ 株主資本，資本剰余金，利益剰余金
- (d) 剰余金の配当等－ 剰余金の配当・処分等，株主資本等変動計算書
- (e) 会社の合併－ 吸収合併の処理
- (f) 社債－ 社債の発行・償還，社債利息の処理

(g) 繰延資産－ 意義，種類，償却期間等

(8) 損益取引と税金

(a) 販売費及び一般管理費－ 給料・手当，退職給付費用，役員報酬・賞与，租税公課

(b) 営業外収益と営業外費用－ 営業外収益・費用に含まれる項目

(c) 法人税等－ 法人税，住民税，事業税，申告，追徴と還付

(d) 消費税－ 税抜方式と税込方式

(9) 決算と財務諸表

(a) 決算の概要－ 決算手続一巡

(b) 決算予備手続－ 試算表・棚卸表・精算表の作成

(c) 決算本手続－ 決算整理手続，英米式決算法と大陸式決算法

(d) 決算報告手続－ 損益計算書・貸借対照表の作成

(10) 本支店会計

(a) 本支店会計の意義－ 本店集中会計制度と支店独立会計制度

(b) 本支店間の取引－ 支店独立会計制度による処理，振替価格

(d) 支店相互間の取引－ 本店集中計算制度と支店分散計算制度

(e) 帳簿決算－ 未達事項の整理，決算整理手続，内部利益の控除等

(11) 本支店合併財務諸表

(a) 本支店合併財務諸表の作成手続－ 作成手続一巡

(b) 帳簿決算と本支店合併財務諸表－ 帳簿決算の違いによる本支店合併財務諸表への影響

(12) 帳簿組織と伝票式会計

(a) 帳簿組織－ 単一仕訳帳制と特殊仕訳帳制，二重仕訳と二重転記

(b) 伝票式会計－ 3 伝票制と 5 伝票制，仕訳集計表

【 管理会計分野 】

【 管理会計】

学習の到達目標：管理会計の基本的な理論と手法について理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと基礎概念：

(1) 管理会計の基礎

(a) 管理会計の意義と目的－ 管理会計の目的と財務会計との違い，組織における管理会計の役割

(b) 管理会計の領域－ 管理会計とコスト・マネジメント

(c) 管理会計の基礎用語－ 直接費と間接費，変動費と固定費，貢献利益（貢献差益），コスト・ドライバー，関連領域など

(2) CVP 分析

(a) CVP 分析が前提とする仮定－ CVP 分析を行う際に前提とされる仮定の理解（費用・収益が操業度の線形関数として表現可能なこと）

(b) CVP 分析の基礎－ CVP 分析の基礎としての，損益分岐点及び目標営業利益を達成する操業度の求め方

(c) CVP 分析と利益計画－ CVP 分析が利益計画にどのように応用されるか

(d) 多品種製品の販売が行われている場合の CVP 分析－ 多品種製品が販売される場合の CVP 分析

(e) 不確実性が存在する場合の CVP 分析－ 販売量に不確実性が存在する場合の CVP 分析

(3) ABC（Activity-Based Costing）

(a) ABC と伝統的な原価計算－伝統的な原価計算における間接費計算の問題点

(b) ABC の計算構造－ABC における原価階層と ABC の計算法の理解

(c) ABC と ABM－ABM の目的と ABM において ABC 情報がいかに利用されるか

(d) ABC の導入－ABC を導入する場合における留意点

(e) ABC の導入が望ましいと思われるケース－ABC の導入を考慮すべき具体的なケース

(4) 総合予算

(a) 総合予算－ 業務予算と財務予算からなる総合予算

(b) 業務予算－ 売上高予算の作成から見積損益計算書作成までの業務予算の編成プロセス

(c) 業務予算の例－ 業務予算の具体例と感度分析

(5) 変動予算の差異分析

(a) 変動予算－ 固定予算と変動予算の違い。

(b) 予算差異－各種予算差異の意味とその計算法

(c) 直接費の差異分析－ 直接費の各種差異における分析

(d) 製造間接費の差異分析－ 製造間接費の各種差異における分析

(e) 予算差異とマネジメントコントローラー－予算差異がマネジメントコントロールにおいてどのように利用されるか

(6) 原価の推定

(a) 費用関数の分類－線形の費用関数の分類（①変動費②準変動費③準固定費④固定費）

(b) コスト・ドライバーの選択－ コスト・ドライバーの選択における注意点

(c) コストの推定方法と手続－ コストを推定するための 4 つの代表的な方法（①工学的的方法

②インタビューによる方法③勘定科目精査法④数量的な分析法)と手順

(d) 回帰分析モデルによる費用関数の推定— 最小自乗法を用いた費用関数の推定及び決定係数と相関係数

(e) 回帰係数の検定— 回帰係数の検定に用いる推定量と手続

(7) 意思決定と会計情報

(a) 関連原価と関連収益— 意思決定により影響を受ける費用・収益の理解。差額原価。

(b) 「1 回限りの特別注文」の問題— 「1 回限りの特別注文」の受注の可否判断における関連原価と関連収益

(c) 機会原価の問題— 意思決定が行われる状況において生じる機会原価を理解

(d) ABC の原価情報を用いた意思決定— 「自製か外注か」の意思決定における ABC の原価情報の利用

(8) 価格決定と原価管理

(a) 価格決定に影響を与える要因— 価格決定に影響を与える要因（「顧客」「ライバル会社」「コスト」）と低価格化戦略と差別化戦略の選択

(b) 短期的な価格決定と長期的な価格決定— 価格決定の対象となる期間により価格決定の目的・方法が異なることを理解

(c) コストプラス法による価格決定— コストプラス法（コストにマークアップを加え価格を決定する方法）による価格決定

(d) 原価企画による価格決定— 原価企画（あらかじめ設定された目標価格から、必要利益を差し引くことにより目標原価を設定）に基づく価格決定、特に、コストが実際に発生する時期とコストの発生が決まる時期が異なる点を理解

(e) ライフサイクル・コストを用いた価格決定— ライフサイクル予算に基づいて行われる、ライフサイクル・コストを利用した価格決定

(9) 戦略的な利益分析

(a) 戦略の策定— 5 つの競争要因に着目した企業戦略の策定

(b) BSC (Balanced Scorecard)—BSC と戦略マップの理解

戦略と BSC (Balanced Scorecard)—BSC が戦略策定、戦略の実行プロセス、戦略の評価で果たす役割

(10) 品質原価

(a) 品質の重要性— 競争市場における製品品質の重要性と、品質が有する 2 つの側面（①設計の品質②品質の適合性）

(b) 品質のコスト— 品質のコストの分類（①予防コスト②評価コスト③内部失敗コスト④外部失敗コスト）

(c) 品質のコストの測定と分析— 品質のコストの測定方法と分析方法

(d) 品質のコスト削減— 品質のコスト削減方法

(e) 品質に関連する非財務的指標— 設計の品質を評価する際における、非財務的指標と企業利益の関連性の分析と、品質に関するコスト削減の必要性

(f) リードタイムと品質のコスト— 顧客満足度を高めるための生産のリードタイムと品質のコスト

(11) 在庫管理とジャストイン・タイム

- (a) 在庫管理— 在庫に関係して発生する費用の抑制, 在庫の流れに関連する活動の計画・調整・コントロール
- (b) ジャストイン・タイム購入・生産—ジャストイン・タイム方式が在庫管理とどのような関係を持つか, バックフラッシュ・コストニングの理解
- (b) Economic Order Quantity(EOQ)モデル— 注文を行う際の最適在庫量計算モデル
- (c) 再発注点の決定—Economic Order Quantity(EOQ)モデルにより最適発注量を決定した後に行われる再発注点 (新たな注文を行うべき在庫水準) の決定
- (d) ジャストイン・タイム購入と EOQ— ジャストイン・タイム購入と EOQ の関係
- (f) スループットコストニング— 制約理論 (Theory of constraints: TOC) とスループット

(12) 資本予算

- (a) 資本予算— 長期的な戦略に基づく様々なプロジェクトへの投資に関する意思決定と資本予算
- (b) 割引キャッシュ・フローに基づく方法— 割引キャッシュ・フローの考え方に基づく方法 (①正味現在価値法②内部利益率法③年額原価法④収益性指数法) とその具体例
- (c) 割引キャッシュ・フロー法の例— 割引キャッシュ・フロー法 (①正味現在価値法②内部利益率法③年額原価法④収益性指数法) の具体例
- (c) 回収期間法と会計上の利益率に基づく方法— 回収期間法と会計上の利益率に基づく方法 (①回収期間法②会計利益率を用いた方法)
- (d) 割引キャッシュ・フロー法と回収期間法と会計上の利益率に基づく方法の比較—それぞれの方法の長所・短所を理解
- (e) 投資プロジェクトの経済性計算におけるキャッシュ・フローの見積—所得税率や減価償却費がキャッシュ・フローの見積に与える影響を理解

(13) 業績評価と報酬

- (a) 業績尺度— 業績尺度設定のプロセスとマネジメントコントロール。
- (b) 事業部制—分権化の意義, 責任会計と事業部業績評価会計
- (c) 振替価格—事業部制における振替価格。多国籍企業における振替価格。
- (b) 投資利益率・残余利益・経済的付加価値— 代表的な業績評価尺度 (「投資利益率」「残余利益」「経済的付加価値 (EVA)」)
- (c) 業績評価のタイムスパン— 業績評価におけるタイムスパンの重要性
- (d) 業績尺度計算例— 業績尺度の計算具体例

〔原価計算〕

学習の到達目標： 原価計算の基本的な計算手法について理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 原価計算の目的と原価概念

(a) 原価計算の目的－ 原価計算基準に示されている原価計算の 5 つの目的と関連する原価計算の一般基準

(b) 原価概念－ 原価の定義，実際原価と標準原価，製品原価と期間原価，全部原価と部分原価，非原価項目

(2) 原価の分類と実際原価計算

(a) 原価の分類基準－ 形態別分類，機能別分類，製品との関連における分類，操業度との関連における分類，管理可能性に基づく分類

(b) 実際原価計算－ 費目別計算，部門別計算，製品別計算という一連の計算手続を理解

(3) 部門別計算

(a) 原価部門の設定－ 製造部門と補助部門

(b) 部門個別費と部門共通費－ 部門個別費と部門共通費の配賦方法

(c) 補助部門費－ 補助部門費配賦の方法

(d) 部門費の配賦手続－ 部門費配賦手続と予定配賦の意義

(4) 個別原価計算

(a) 直接費と間接費－ 直課（直接費）と配賦（間接費）の意味

(b) 間接費の配賦基準－ 間接費の配賦を行う際の配賦基準の選択と配賦率の計算

(c) 実際配賦と予定配賦－ 個別原価計算における予定配賦の意義と予定原価と実際原価の調整

(5) 総合原価計算

(a) 単純総合原価計算－ 月末仕掛品の評価

(b) 等級別総合原価計算－ 等級別総合原価計算の意義と計算方法，等価係数

(c) 工程別総合原価計算－ 工程別総合原価計算の意義と計算方法，累積法と非累積法，加工費工程別原価計算

(d) 組別総合原価計算－ 組別別総合原価計算の意義と計算方法，間接費組別工程別原価計算，加工費組別工程別原価計算，完全組別工程別原価計算

(f) 連産品の計算－ 連産品原価計算の特徴，分離点，副産物の処理と評価

(g) 仕損・減損・作業屑－仕損・減損・作業屑の処理計算，度外視法と非度外視法

(6) 標準原価計算

(a) 標準原価計算の意義－ 標準原価計算の目的

(b) 標準原価の算定－ 標準直接材料費，標準直接労務費，製造間接費の標準の算定

(c) 標準原価差異の算定と分析－ 原価差異の計算方法と分析方法，原価差異の会計処理

(7) 直接原価計算

(a) 直接原価計算の意義－ 直接原価計算の意義と CVP 分析との関連

(b) 直接原価計算の計算原理－ 全部原価計算と直接原価計算の違い，固定費調整

〔 監査分野 〕

〔 監査論 〕

学習の到達目標：現代の市場経済社会においては、企業には財務内容を開示することが求められている。財務内容開示の主要な手段となっている財務諸表は、企業からは独立した公認会計士ないし監査法人による監査が義務づけられている。監査済みの財務諸表を通して、企業の利害関係者は、事情に通じた意思決定や判断をミスリードされることなく下すことが可能となる。このような意味で監査は、財務内容開示制度の要諦をなしており、市場経済社会を支える礎の一つとなっている。この講義では、金融商品取引法に基づいて実施される財務諸表の監査を中心とした会計監査について、制度・理論・歴史にわたり理解する。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 監査とは何か

- (a) 監査の対象は会計（財務諸表）だけではない。業務やシステムも監査対象となる。
- (b) 企業会計審議会が定める「監査基準」は、財務諸表の監査を前提としている。
- (c) 監査対象となっている財務諸表（あるいは会計）は、そもそもどのような社会的な役割を果たしているのか、このことについて、会計の職業的専門家（会計プロフェッショナル）を志す諸君がまずもって理解しなければならない。
- (d) 財務諸表の監査は、多くの国で法制度として維持されている。つまり、法規によって強制されている。監査制度を維持し、それを運用していくためには、多額のコストがかかる。社会はそうしたコストを負担して、どのようなベネフィットを受けているのか、このことについて、この講義では主として理解する。

(2) 監査の社会的機能

- (a) 証券市場と会社の帳簿を理解すること。簿価と時価総額とは相当額の差がある。敵対的な買収をかける人々はこのことに着目する。
- (b) 投資家のための会計の基本的な考え方を理解しよう。会計基準と手続的正しさ。国際基準の威力。
- (c) 投資家の行動パターン。企業価値の基本的なモデルは単純。リスクと分散投資。リスクを小さくすれば儲けの可能性が低まるワケ。
- (d) リスクのコントロールと情報の役割。情報に対する保証と正しさとの関係。投資家ないし市場が監査に期待していること。情報コストの考え方。
- (e) 監査の基本機能は会計情報の正しさを保証することである。保証の範囲あるいは免責範囲として監査基準は機能していることも理解すること。
- (f) 監査の第二機能として損失回避がある。投資家にとっての最大の損失はデフォルト（企業の倒産）である。不正あるいは違法行為によってデフォルトを起こされることのないようにしてもらいたいと通常の投資家は考える。不正監視装置として公認会計士による監査がある。

(3) 財務内容開示制度と監査

- (a) 監査制度は、財務内容開示制度の中の仕組みとして成立している。財務内容開示制度の生成・発展を 20 世紀の歴史を中心にして理解する。
- (b) 開示財務諸表に対する任意監査あるいは「財務諸表保険」（Financial Statements Insurance）は、いわゆる市場主義の思想を原点にしている。制度や広い意味での規制と

市場主義は対比される考え方である。こうした思想的な対立軸について理解する。

- (c) 株式会社をはじめとした会社組織においては、株主総会あるいはそれに準ずる所有者による総会において、財務諸表が開示される。さらに所有者には帳簿を閲覧する権利が認められている。こうした意味での財務開示と広く社会に対する財務内容開示制度との違いを理解する。
- (d) 株価（あるいは時価総額）は、長期的には会社の業績との間に強い相関関係がある。しかし、ごく短期的に（例えば 2 日間）株価は開示された業績情報にしたがって動くのかどうかを調べてみると、ほとんどの場合、無関係となる。その一方、財務諸表で示される業績情報以外の情報に対して株価はすばやく反応する場合もある。こうした事実を照らしてみたと、財務内容開示制度が有する理念をどのように理解したらよいのかについて、授業の中で考えてみよう。
- (e) わが国の財務内容開示制度と監査制度の歴史について理解する。

(4) 金融商品取引法監査制度

- (a) 証券市場とその歴史、証券市場はどうして出来たのか。余剰資金はどうして生じるのか、人々は余剰資金をどのようにしてきたのか。
- (b) 市場のルールの考え方、証券取引所の上場規則。証券取引所も株式会社であり、証券取引そのものをビジネスとしている。したがって取引所相互の市場間競争があり、地方市場は淘汰されている。その一方で、インターネットを利用した新しい市場が出現している。
- (c) 金融商品取引法の精神は、株価の動きにだけ関心のある、だまされやすい投資家とその保護。多くの投資家は会社の経営には関心がない（関心がある人々は TOB をかけるかもしれない）。その一方、大きく儲けたいが、リスクは避けたい、と都合のよいことを考えている。この点が詐欺師の目のつけどころ。金融商品取引法は、正しい情報を開示させて、投資家が事情をよく理解した上で投資決定できるようにすることを通して投資家を保護しようとしている。
- (d) 投資家が市場リスクを避けようとするれば、ダウあるいはトピックスと同率で動くポートフォリオに投資すればよい（完全分散投資）。リスクをとる投資家は不完全分散投資になるので、どうしても情報が必要になる。その情報が虚偽であったならば、投資家は損害を被ることになるので、それを防止するために監査が求められている。
- (e) こうした考え方は、投資家が企業の真実の状態を財務諸表が開示されるまで知らないことを前提にしている。世界で初めて証券取引に関する法律が制定された 1930 年代であるならばいざ知らず、今日の情報化社会では、市場は程度の相違はあれ効率的である。そうであるとすれば、監査はいったいどのような役割を果たしているのだろうか。

(5) 会社法監査制度

- (a) 会社法。大会社でも上場しない会社は数多い。その理由は何か。会社はそもそもだれのものか？
- (b) 会社はパイ（収益）の分配メカニズムでもある。収益に対する持分をもつ人々がいる。債権者（納入業者、従業員、金融機関等）、当局、経営者、そして所有者としての株主。持分に基づいた配分に順序がある。株主は「残り物」をもらう。その代わり青天井。
- (c) 会社法の計算についての基本的な思想 債権者を保護すること、配当可能利益を計算すること。配当=分配可能な利益と純粋な業績指標としての利益とは違うのかどうか。「確定決

算」とは何か。法人税法の影響。

- (d) 債権者をどうして保護しなければならないのか。債権者は弱者か。債権者=金貸し、といった短絡的な思考はやめよう。退職金や企業内年金は会社が倒産するとどうなるのか。
- (e) 株主も保護しなければならないことを会社法が認識。日本ほど株主を軽視する社会はないのではないか。経営者支配と従業員支配。悪党が跋扈する株主総会。
- (f) パイの分配と監査役。監査役監査あるいは監査委員会。強大な権限はあるものの「閑散役」と呼ばれる監査役。株主代表訴訟のターゲットになりにくい監査役。監査役監査の限界と会計監査人監査。しかし、その実態は・・・。
- (g) 配当可能利益の計算について理解しよう。どうして違法配当（蝸配当）は厳禁されているのか。弱者としての債権者とその筋の債権者。

(6) 監査基準

- (a) 監査基準は、監査人の人的資格要件と監査手続の規範を定めており、監査のクオリティを規定していると考えることができる。また、監査契約に基づいて実行されるべき監査手続を規定していることから監査人による保証の範囲が規定されていると考えられるので、監査人の責任を限定する役割も果たしている。日本では、伝統的に「官」（企業会計審議会）がこれを定めている。監査基準の歴史 (1)初めての監査基準（岩田基準）：アメリカの制度導入、(2)H3 監査基準（村山基準）：監査基準書方式の導入、(3)H14 監査基準（山浦基準）：準則の撤廃と国際監査基準への準拠
- (b) 現行の監査基準の最大の特徴＝財務諸表の監査の目的（重要な虚偽記載を防止・摘発）の明示、どうして経営者は「うそ」をつくと考えるのか、監査人の指導性の発揮とクリエイティブ・アカウンティング
- (c) 経営者は **Earnings Management** をするのか、粉飾をするのか、あるいは利益の凸凹を調整したがるのか、これが大問題。**Earnings Management** の発見器としてのジョーンズ・モデル。開示義務のない会社はどのように行動するのか。
- (d) 監査によって裁量行動を抑制することは可能か。法規違反は論外（大株主の持株数の虚偽表示は論外です）、ではエンロンの倒産は法規違反があったのかどうか。総合意見としての適正意見の性格を理解しよう。
- (e) 監査の精度と監査基準の精度とは別（監査基準はミニマムスタンダードを示しているから、よりよい手続を追加的に実施することはもちろん可能であるので）。監査基準の精度を上げることは、その国の監査のクオリティを底上げすることになる。どのように監査基準の精度を測定できるのか。限定意見の付き方の違いに着目。

(7) 公認会計士協会の監査基準委員会報告書

- (a) 平成3年改訂の監査基準でアメリカ公認会計士協会 AICPA の監査基準書 SAS に倣って、わが国でも日本公認会計士協会の各種委員会が策定する監査の指針についての報告書等を広い意味での監査基準とすることになった。現在は、監査基準委員会報告書がその柱となっており、平成16年度にそれまで単発で公にされてきた報告書を取りまとめた。
- (b) 監査基準委員会報告書で取り扱われる主題は、監査基準で規定されている監査手続や概念である。報告書では、主題に関して啓蒙的な解説を実施する場合もあるし、監査手続の指針を示す場合もある。監査手続指針としての性格を報告書がもっている場合、それは監査人にとって強い規範力をもつことになる。

- (c) 日本公認会計士協会は、金融庁が管轄する特別法に基づいて設置されている特別法人であり、金融庁による企業開示行政の一端を担っている。監査基準委員会は、H3 監査基準で設置が認められることになった準公的な組織体であると考えられ、日本公認会計士協会会長は当該委員会を組織し、委員会報告書の形式をもって監査基準を策定する義務を負う。
- (d) 同委員会委員は、有力監査法人から推薦された公認会計士が手弁当（協会からの報酬なし）で任用されており、委員に任命された場合、相当の時間をこれにとられる。委員会報告書の「お手本」は AICPA の SAS である。委員会は諮問事項に関して、まず関連の SAS を翻訳し、それに基づいて審議し、結果を委員会担当理事の責任で ED の形で公にする。委員が多忙すぎることで、資金面でのサポートがされていないこと等がおそらく原因となって、「未熟な」報告書が公にされることもみられる。
- (8) 監査の基礎概念その一 独立性、重要性とリスク
- (a) 財務諸表の監査は、クライアント（被監査会社）から監査人が報酬を得て投資家のために行われる。こうした契約形態が原因となって、投資家あるいは社会から、監査人の独立性について疑問が呈されてきた。会社はそもそも株主のものであるから、クライアントが監査報酬を支払うことについて法律的には何ら問題はないようにみえるが、現実には、会社のエージェントとして絶大な権力を有しているのは経営者である。監査人の独立性についての疑義は、この経営者と監査人との関係に対するものである。
- (b) 監査人が独立でなかったら、あるいは独立でないと外観的にみえたとしたら、監査はその存在意義を失う。したがって、監査人の独立性に関しては、公認会計士法、監査基準、そして「倫理基準」で厳しく規定されている。監査基準が規定する精神的独立性と外観的独立性について理解しよう。
- (c) 監査手続は、事業上のリスクを重視したいわゆる「ビジネスリスク・アプローチ」（和製英語です）の考え方に基づいて計画し、実施されなければならない。われわれの周囲の事象を確率事象として認識すると、ある事象にかかる言明はまた確率的にしか表明できない。財務諸表の監査もまた同様であり、現行の監査基準では、特定の監査要点を検証する際に、監査リスク（重要な虚偽記載を見逃してしまうリスク）を一定以内に抑えることが求められている。ビジネスリスク・アプローチの基本的な考え方をよく理解しよう。
- (9) 監査の基礎概念その二 内部統制、試査
- (a) 内部統制の概念を理解しよう。組織やシステムが均衡する（安定的に目標通りに稼動する）ためには統制が必要となる。統制には、程度の差はあれ、コストがかかるので、統制なしに組織の均衡が保たれれば一番よい。しかし、そうはならず、統制がなく組織が暴走し壊滅した場合のロスを考えれば、統制がどうしても必要であると皆考える。
- (b) 財務諸表の監査では、内部統制が整備され運用されていることを確認して監査手続を特定の監査要点に適用する。十分に整備された内部統制が円滑に運用されていれば、固有リスクを一定とした場合、発見リスクを高めに設定できるので、試査範囲を狭めることができる。
- (c) エンロン事件後、アメリカで制定された SOX 法により、アメリカでは、公共会計監視機構 PCAOB が監査基準を策定することとなった。その監査基準第 2 号が内部統制についての基準であり、アメリカではすでに内部統制に対する監査が制度的に始まっている。世界各国は、このアメリカの動きにどのように対応したらよいのか検討し、一定の対応策を

とりつつある。わが国では、平成 17 年 1 月に企業会計審議会が改組され、内部統制部会が発足した。平成 17 年度に内部統制監査基準が制定された。

(d) 世界各国の内部統制概念のデファクトあるいは Best Practice は、いわゆる COSO レポートである。COSO を理解しよう。

(10) 企業の継続能力の監査

(a) 財務諸表は、企業が継続することを仮定して作成されている。つまり、財務諸表に表示されている勘定科目の金額は、将来にわたって企業が存続していることを前提にして計算されている。しかし、仮定と現実とは違う。清算会計基準を作成した場合には、それは機能するのかが問題である。

(b) H14 監査基準でいわゆる企業の継続能力監査が制度的に導入された。先進諸国の中では最後尾である。監査基準ならびに委員会報告書では、注意深くダイレクト・レポーティングにならないように配慮されているが、監査人はどこかの時点で必ず継続能力についての判断を下さなければならない。

(c) 実は、企業の継続能力評価（別の言い方をすると倒産予測）については、50 年にわたる研究の蓄積がある。初期の論点の一つとなっていたのは、倒産危険度の高い企業は、総資本に占める他人資本（借入金）の比率が高いかどうかであった。これについては、MM が決着をつけた。倒産企業データと健全企業データとの間にうまく判別点を定めることができるのかがアルトマンによって提起された研究テーマである。その後、倒産予測モデルについての研究は大きな展開をみせてきた。

(d) 監査人が企業継続能力の報告に関与することは、世界的な潮流からみて避けることはできない。監査人が監査報告書でこのことを報告すれば、場合によっては、企業の存続がそれで不可能となることもある。そのことに鑑みれば、監査人には、重大な責任があることになる。

(11) 監査意見と監査報告書

(a) 監査人は監査手続を実施した後、監査の結論として監査意見を表明する。監査意見を表明する手段が監査報告書である。監査人は、監査報告書において、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない（「監査基準」第四報告基準二・1）とされている。金融商品取引法監査や会社法監査などの法定監査では、短文式監査報告書が用いられる。この監査報告書は利用者が不特定多数であることから記載内容の標準化が図られており、その中核をなす項目は、監査人の財務諸表に対する意見を述べる「意見区分」である。

(b) 監査人は、監査基準に準拠して監査を実施した結果、意見表明のための合理的な基礎を得たときは除外事項や重要な虚偽の表示の有無で「無限定適正意見」、「限定付適正意見」、「不適正意見」のどれかの意見を表明し、合理的な基礎を得ることができなかったときは「監査意見を表明しない監査報告書」を作成する。よって、監査意見には、4 種類の意見表明が存在する。

(c) 「無限定適正意見」がもっとも多くなる理由についても理解しよう。監査報告書の記載事項には監査の結果としての意見とは別に「追記情報」が付される場合がある。追記情報で存続能力にかかる追記がなされる場合、クライアントにとっては重大事となる。

(12) 四半期レビュー

- (a) 四半期報告書レビューの前身である中間財務諸表の開示制度の歴史を確認しておこう。わが国の株式会社の多くは 6 ヶ月決算であったが、昭和 49 年の商法改正によりほとんどの会社が 1 年決算に移行した。それよりも早く昭和 46 年に証券取引法は、1 年決算の会社に対して半期報告書の開示を求めているが、商法改正により半期報告書に含める中間財務諸表の監査が制度化された。
- (b) その後、四半期報告書とそのレビューが制度化された。
- (c) この四半期報告書は、市場に対するタイムリーな情報開示にある。そのレビューでの監査手続は分析的手続が中心となる。実証テストが用いられないのであることから、監査に比較して保証の程度は低くなる。

(13) 保証業務と MAS

- (a) 公認会計士は会計についての職業的専門家であり、彼らの提供できるサービスは財務諸表の監査に限定されない。わが国では、税理士のみに認められている業務（所得税申告書の作成代理業務）は税理士登録をしないと出来ないが、公認会計士の資格保有者は申請すれば税理士登録が可能である。この他に公認会計士が提供できる業務としては、会社の上場支援コンサルティング、会計システムの設計・設置、内部統制の設計・設置、海外進出コンサルティング等、多岐にわたる。これらはマネージメント・アドバイザー・サービス（MAS）と呼ばれている。
- (b) MAS に対して、金融商品取引法や会社法、あるいは関連法令に基づいて実施される財務諸表の監査は、前回の授業でとりあげたレビューとともに、保証業務と呼ばれている。検証手続を特定の要点のみに限定する **Agreed Upon Procedure** は、わが国では保証業務には入れない。
- (c) 保証業務基準は、平成 16 年の企業会計審議会第二部会（当時）で策定され、公表されている。保証業務は抽象度の高い概念であるので、同基準には一般には馴染みの薄い専門用語が百出している。同基準は、国際会計士連盟（IFAC）の保証業務基準をお手本にしている。
- (d) よくある間違いであるが、保証の水準と監査リスクとを混同してはならない。監査リスクは特定の監査要点の発見リスクをどのように設定するのかにかかる概念であり、固有・統制・発見の各リスクを統合したものである。それに対して、保証水準は業務全体にかかる抽象的な概念である。

〔 監査手続論 〕

学習の到達目標： 監査の基本手続について理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 監査手続論の基礎

- (a) 財務諸表監査の意義― 「経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程」
- (a) 十分かつ適切な監査証拠― 監査要点に適合し、監査人が必要とする証明力を有し、かつ過不足のない監査証拠
- (b) 経営者の主張と監査要点― 経営者の主張と監査人が設定する監査要点
- (c) 監査手続― 監査人が監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るための監査証拠を入手するために実施する手続
- (d) 監査技術― 監査の手法としての監査手続
- (e) 監査業務と保証業務― 保証業務の一類型としての監査業務
- (f) 監査業務の諸活動― 「監査業務の管理」「監査計画の策定」「監査手続の実施」の反復的なプロセス

(2) 監査業務の管理

- (a) 監査業務の計画― 監査契約から監査報告の完了における、監査人による一連の監査業務の計画
- (b) 監査契約― 監査業務を効果的かつ効率的に実施して、監査契約に基づく期限内に完了するための重要な活動
- (c) 品質の管理― 監査業務の質を合理的に確保することを目的とし、監査基準と一体として適用される
- (d) 監査調書― 監査契約の締結から監査報告書の作成に至る過程において、監査人が入手した監査証拠及び監査人の判断の過程の記録

(3) 監査計画の編成

- (a) 適切な監査計画― 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるための、監査の基本的な方針の策定と詳細な監査計画の作成
- (b) 監査の基本的な方針― 監査業務の範囲、実施の時期および具体的な方針を設定するとともに、詳細な監査計画を作成するための指針
- (c) 詳細な監査計画― 監査リスクを合理的に低い水準に抑え、十分かつ適切な監査証拠を入手するための、監査人が実施する監査手続とその実施の時期及び範囲の決定
- (e) 監査リスク― 監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性
- (f) リスク・アプローチ― 重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について、重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的に実施する方法
- (g) 監査上の重要性― 財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を与える程度を考慮して、発見された虚偽の表示が個別に又は集計して財務諸表全体にとって重要であるかどうかの判断の基準

(4) リスク評価手続・企業および企業環境の理解

(a) 企業および企業環境の理解— 監査人は、重要な虚偽表示のリスクを評価するために、企業及び企業環境について理解する

(b) 理解すべき企業および企業環境に関する事項— ①産業、規制等の外部要因

②企業の事業活動等と会計方針の選択及び適用

③企業目的及び戦略並びにそれらに関連して財務諸表の重要な虚偽の表示となる可能性のある事業上のリスク

④企業の業績の測定と検討

⑤内部統制

(c) 事業上のリスク— 企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を与えるリスク

(d) 重要な虚偽表示のリスクの評価— 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価する

(5) リスク評価手続・内部統制の理解

(a) 内部統制の概念— 組織が企業目的を達成するために、取締役会、経営者その他の人々によってデザインされ運用されるプロセス

(b) 内部統制の理解— 監査人は、監査に関連する内部統制について理解する

(c) 構成要素ごとの内部統制の理解— 監査人は、内部統制を構成要素（①統制環境、②企業のリスク評価のプロセスとその結果、③統制活動、④財務報告目的の情報システムと伝達、⑤監視活動）ごとに理解する

(6) リスク対応手続

(a) 全般的な対応— 監査証拠の入手と評価において、監査チームのメンバーが職業的懐疑心を保持するとともに、豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識もしくは技能を持つ監査チームのメンバーの配置、補助者の増員、専門家の配置、監査チームのメンバーへの指導監督の強化、適切な監査時間の確保、被監査会社が想定しない監査手続の選択を考慮すること等

(b) リスク対応手続— 監査人が、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、暫定的に評価した、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクに対応して実施する監査手続のことをいい、運用評価手続と実証手続で構成される

(c) 運用評価手続— 監査人が必要と判断した場合に実施する、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を発見・是正する内部統制の運用状況を評価する手続

(d) 実証手続— 財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を看過しないために実施する、取引、勘定残高及び開示等に対する詳細テストと分析の実証手続

(e) 監査証拠の評価— 監査人は、入手した監査証拠の十分性及び適切性を評価する

(7) 最終段階の監査手続

(a) 最終財務諸表案の検討と分析的手続— 監査人による最終財務諸表案の検討と総括的吟味としての分析的手続

(b) その他の監査手続— 監査の最終段階における、個々の取引サイクルや財務諸表項目に関係しないその他の監査手続

(c) 監査の結果の検討と意見形成— 監査人は、合理的な基礎を得たことにより監査意見を形成する

- (d) 監査意見の審査－ 監査意見の表明に先立って行われる，監査業務に係る審査
- (e) 監査結果の報告－ 監査の最終段階における監査結果の報告
- (8) 実証手続
 - (a) 実査－ 監査人自身が，現物を実際に確かめる監査技術
 - (b) 立会－ 観察の一種であり，企業が実施する棚卸資産の実地棚卸状況を，監査人が確かめる監査技術
 - (c) 確認－ 財務諸表項目に関連する情報について，監査人が会社の取引先等の第三者に対して文書により問い合わせを行い，その回答を直接入手し評価する監査技術
 - (d) 分析的手続－ 監査人が財務データ相互間又は財務データ以外のデータと財務データとの間に存在する関係を利用して推定値を算出し，推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する監査手続
 - (e) 計上の見積りの監査－ 監査人は，十分かつ適切な監査証拠を入手するために，経営者が行った会計上の見積りの監査を行う
 - (f) 期末日前の実証手続－ 期末日前に行う実証手続の意義と効果
- (9) 試査と監査サンプリング
 - (a) 監査証拠の入手方法としての試査－ 監査人は，試査（母集団からその一部の項目を抽出して，それに対して監査手続を実施する）により監査証拠を入手する
 - (b) 監査サンプリングに関連するリスク－「サンプリングリスク」「ノンサンプリングリスク」「特定項目抽出リスク」
 - (c) サンプリングの計画－「統計的サンプリング」と「非統計的サンプリング」
 - (d) サンプルに対する監査手続の実施と結果の評価－ 監査人は，試査により抽出したサンプルに対して監査手続を実施し，その結果を評価する
- (10) 不正等の監査と継続企業の前提の監査
 - (a) 不正・誤謬－ 故意による不正（不正な財務報告と資産の流用）と過失による誤謬
 - (b) 違法行為－ 故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず，会社が関係する法令違反
 - (c) 継続企業の前提－ 経営者が，継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することの適切性における，監査人の検討
- (11) 他の監査人等の利用
 - (a) 他の監査人の作業の利用
－近年の企業活動の国際化・多角化及び監査実務の拡大に対応するための，他の監査人・専門家の業務・内部監査の利用
 - (b) 他の監査人の監査結果の利用－ 他の監査人（主たる監査人が監査意見を表明する財務諸表に含まれる，子会社等の財務諸表等の監査人）の監査結果の利用
 - (c) 専門家の業務の利用－ 専門家（会計及び監査以外の特定分野における専門的な知識，技能及び実務経験をもつ個人または組織体）の業務の利用
 - (d) 内部監査の実施状況の理解とその利用－ 内部監査（内部統制の有効性・効率性を継続的に監視し，必要に応じて行う助言，勧告等）の利用
- (12) 中間監査
 - (a) 中間監査の概念－ 中間会計期間に係る企業の財政状態，経営成績等の情報提供

(b) 中間監査手続－ 中間監査に係る監査手続

(c) 中間監査の問題点－ 年度監査と重複する中間監査の意思決定有用性

〔 法律分野 〕

〔 租税法 〕

学習の到達目標： 租税法の枠組みについて理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 租税法総論

- (a) 租税の意義および種類－ 租税の 5 要件と 6 分類
- (b) 租税の機能－①公共サービスのための資金調達 ②所得再分配
③景気調整
- (c) 租税の根拠－ ①利益説 ②義務説 ③会費説
- (d) 租税法の特色と位置－ 成文性等 4 つの特色と財政学等他の学問との関係
- (e) わが国の租税制度の歴史－ 近代～現代までの租税制度

(2) 租税法の基本原則

- (a) 租税法律主義－ 意義，背景，機能， 4 原則
- (b) 租税公平主義－ 意義，背景，機能
- (c) 自主財政主義－ 地方団体の課税権

(3) 租税法の解釈総論

- (a) 租税法の法源－ 国内法源と国際法源
- (b) 憲法－ 租税法規の合憲性の有無
- (c) その他の解釈－ 国税及び地方税との関係
- (d) 租税法の解釈総論－ 租税法解釈の方法論・議論点

(4) 租税法の解釈各論

- (a) 租税法と私法の関係－ 借用概念と固有概念
- (b) 租税回避－ 発生の構造的原因と脱税及び節税との相違点
- (c) 租税回避の否認－ 租税回避の否認に対する各考え方
- (d) 信義則および禁反言の原則－ 各原則の意義，機能及び合法性との関係

(5) 租税法の適用

- (a) 租税法の適用－ 実質課税の原則と反装行為
- (b) 解釈・適用の例－ 租税法の特定の規定を実際に適用する場合の具体的手順
- (c) 租税法の基本用語－ 条文上に出てくる基本用語

(6) 租税実体法－課税要件総論

- (a) 租税実体法総論－ 租税実体法の意義と重要性
- (b) 納税義務者－ 納税義務者，連帯納税義務者，第二次納税義務者
- (c) 課税物件－ 収益・所得，財産，消費，その他
- (d) 課税物件の帰属－ 一般的定めと属性に関する特別の定め
- (e) 課税標準および税率－ 各意義及び具体例
- (f) 付帯税－ 延滞税，利子税，加算税，過怠税
- (g) 税理士－ 業務と資格要件

(7) 所得税

- (a) 所得の概念－消費型所得概念と取得型所得概念，包括的所得概念と制限的所得概念
- (b) 納税義務者－ 居住者，非居住者，法人

- (c) 所得税の特徴－ ①所得に対して課税 ②所得の種類別計算
 - ③所得の総合 ④所得控除 ⑤超過累進税率
- (d) 10種類の所得の意義－ 利子所得，配当所得，不動産所得，事業所得，給与所得，退職所得，山林所得，譲渡所得，一時所得，雑所得
- (e) 所得税額の計算の順序と特例－ 特別な税額計算と課税の特例制度
- (f) 所得税の申告と納付－ 予定納税と確定申告
- (8) 法人税法
 - (a) 法人税の意義と特質－ 法人擬制説と法人実在説，法人・個人間の二重課税排除
 - (b) 納税義務者－ 公共法人，公益法人等，人格のない社団等，協同組合等，普通法人
 - (c) 課税所得－ 益金及び損金，公正妥当な会計処理基準，収益及び費用の年度帰属
 - (d) 連結納税－ 企業グループへの課税と行為・計算の否認規定
 - (e) 組織再編等税制－ 法人の設立・合併・分割に対する税法上の取扱い
 - (f) 国際課税－ 国際二重課税の回避及び排除，タックスヘイブン対策税制等
- (9) その他の税
 - (a) 消費税－ 納税義務者，対象取引，税額の計算等の基本事項
 - (b) 相続税－ 納税義務者，課税財産の範囲，税額の計算等の基本事項
 - (c) 贈与税－ 納税義務者，課税財産の範囲，税額の計算等の基本事項
 - (d) 地方税－ 住民税，事業税，固定資産税，その他の地方税
 - (e) 関税－ 不当廉売関税，相続関税，緊急関税
- (10) 租税手続法－確定手続
 - (a) 租税手続法序説－ 租税の確定及び徴収の手続の概要と他の規定
 - (b) 租税確定手続－ 申告納税方式，賦課課税方式，除斥期間，質問検査権
- (11) 租税手続法－徴収手続
 - (a) 租税の納付－ 納付の方法，主体，期限と徴収納付の概要，問題点，法律関係
 - (b) 租税の徴収－ 意義，納税の告知，督促，徴収の繰上及び納付の猶予
 - (c) 滞納処分－ 意義，法的性格，租税債権の一般的優先権，手続，他の手続との関係
- (12) 租税争訟法・租税処罰法
 - (a) 租税争訟法－ 異議申立てと審査請求
 - (b) 租税訴訟の内容－ 6つの類型と効力，立証責任，判決等
 - (c) 租税処罰法－ 各租税犯の内容と責任，処罰手続

〔 法人税法 〕

学習の到達目標： 法人税法の枠組みについて理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

(1) 法人税法総則 その 1

- (a) 法人税の概要－ 法人税の意義と地位，法人擬制説と法人実在説
- (b) 法人税の法源－ 憲法，法人税法など法人税に関する法の存在形式
- (c) 法人税の沿革－ 明治時代から平成 18 年の会社法制定に伴う改正まで
- (d) 法人税の納税義務者－ 内国法人と外国法人
- (e) 法人税の課税所得の範囲－ 所得による分類と法人の種類による分類

(2) 法人税法総則 その 2

- (a) 事業年度－ 意義，原則と例外，変更
- (b) 納税地－ 意義，異動，国税局長による納税地の指定
- (c) 税法上の実質主義－ 経済的実質の重視と実質所得者課税の原則
- (d) 同族会社－ 意義，同族会社の判定，課税上の特別規定

(3) 法人税法の所得概念と所得の計算原理

- (a) 法人税法における所得概念－ 所得源泉説（制限的所得概念）と純資産増加説（包括的所得概念）

- (b) 法人所得の計算原理－ 課税所得計算上の要素，確定決算基準と税務調整

(4) 法人税法における収益・費用の認識基準

- (a) 収益計上に関する一般基準－ 一般に公正妥当と認められる会計処理基準との関係，実現主義，引渡し基準，完成基準
- (b) 費用・損失の計上に関する一般基準－ 発生主義，費用収益対応の原則，債務確定基準
- (c) 収益・費用の計上基準についての特例－ 延払い基準と工事進行基準

(5) 益金の額の計算

- (a) 受取配当等－ 受取配当等の益金不算入とみなし配当
- (b) 資産の評価益－ 取得原価主義と評価益の益金不算入
- (c) 還付金等－ 還付金等の益金不算入

(6) 損金の額の計算 その 1

- (a) 棚卸資産について－ 売上原価及び期末の評価方法，取得価額と評価替えの特例

(7) 損金の額の計算 その 2

- (a) 有価証券の譲渡損益－ 有価証券の意義と範囲，取得価額と譲渡損益の計算
- (b) 有価証券の時価評価損益－ 期末評価と時価評価損益の課税損益参入，原価法による評価

(8) 損金の額の計算 その 3

- (a) 減価償却－ 意義，減価償却資産の範囲，取得価額，減価償却方法と償却限度額
- (b) 繰延資産の償却－ 繰延資産の意義・範囲，償却方法と償却限度額

(9) 損金の額の計算 その 4

- (a) 役員の給与等－ 役員の範囲や法人税法上の規制，役員給与の損金不算入と使用人給与
- (b) 交際費等－ 意義，範囲，交際費等の損金不算入
- (c) 寄附金－ 意義，範囲，寄付金の損金算入

(10) 損金の額の計算 その 5

- (a) 租税公課－ 意義，損金算入されない租税公課
- (b) 不正行為等にかかる費用等－ 賄賂や隠蔽・仮装行為に要する費用等の損金不算入
- (c) 資産の評価損－ 損金算入の場合と損金不算入の場合
- (d) 貸倒損失－ 意義，貸倒れの判定基準
- (e) 保険料－ 確定給付企業年金の掛金等の意義と損金算入限度額
- (f) 引当金－ 貸倒引当金と返品調整引当金の損金算入限度額
- (g) 圧縮記帳－ 意義，種類，圧縮記帳の方法
- (h) 欠損金の繰越しと繰戻し－ 欠損金の意義と種類，繰越控除と繰戻還付の額

(11) 税額の計算

- (a) 各事業年度の所得に対する基本税率－ 税額の計算と法人の種類・所得金額の区分に基づく税率
- (b) 特定同族会社の特別税率－ 留保金課税の意義，課税留保金額の計算，特別税率の適用
- (c) 使途秘匿金の支出がある場合の特別税率－ 使途秘匿金の意義，判定時期，特別税率の適用
- (d) 税額控除－ 意義，種類，控除額の計算

(12) 法人税の申告，納付，還付等

- (a) 法人税の申告，納付および還付－ 申告納税方式と申告時期，法人税の納付と還付の意義
- (b) 青色申告制度－ 青色申告制度の意義，承認手続，承認の取消し及び取りやめ

〔金融商品取引法〕

学習の到達目標： 金融商品取引法の枠組みについて理解すること。

授業で取り上げるべきテーマと内容：

- (1) 証券取引と証券市場
 - (a) 証券取引と証券市場－ 間接金融と直接金融，発行市場と流通市場，証券市場の機能と役割
 - (b) 証券市場の発展と証券取引規制－ 証券市場の歴史とわが国におけるディスクロージャー制度の確立
- (2) 金融商品取引法の目的と体系
 - (a) 金融商品取引法の目的と役割－ 2つの目的と3つの役割
 - (b) 金融商品取引法の性格と体系－ 重層的な規制，開示制度の概要
- (3) 有価証券の範囲と証券取引
 - (a) 有価証券の範囲－ 第1項有価証券と第2項有価証券，開示規制の適用除外
 - (b) 証券取引－ 意義と範囲，デリバティブ取引
- (4) 募集と売出し
 - (a) 有価証券の募集の意義－ 新たに発行される有価証券の取得の申込の勧誘，募集（公募）と私募の判断基準
 - (b) 有価証券の私募－ プロ私募と少人数私募
 - (c) 有価証券の売出し－ 既に発行された有価証券の売付け・買付けの申込の勧誘，募集との相違点
- (5) 発行開示制度 その1
 - (a) 発行開示手続の概要－ 有価証券届出書の提出と売付けまでの手続
 - (b) 届出の免除および有価証券通知書の提出－ 届出が免除される場合と有価証券通知書の提出
 - (c) 有価証券届出書の記載と自発的訂正－ 記載内容と特例，訂正届出書の自発的提出
 - (d) 特殊な届出書の記載－ 小額募集等の場合の簡略化，継続開示の場合の組込方式と参照方式
- (6) 発行開示制度 その2
 - (a) 届出の効力発生－ 待機期間の原則と例外
 - (b) 行政命令による有価証券届出書の訂正－ 形式不備による訂正命令と虚偽記載等の訂正命令
 - (c) 目論見書の作成と交付－ 目論見書の意義，記載内容，虚偽表示の禁止
 - (d) 発行登録制度－ 概要，発行登録書と発行登録追補書類
 - (e) 発行開示規制違反と責任－ 真実保証等の禁止と違反した場合の責任
- (7) 継続開示制度
 - (a) 継続開示制度－ 有価証券報告書の提出義務と免除，その他の継続開示書類
 - (b) 内部統制報告制度－ 制度導入の背景と概要
 - (c) 自己株券買付に関する開示制度－ 自己株券買付状況報告制度の概要
- (8) 財務書類の作成と監査
 - (a) 金融商品取引法における会計制度－ 一般に公正妥当と認められる企業会計

の基準の内容と金融商品取引法との関係

(b) 会社法および税法における会計制度－ 会社法における会計基準の位置づけと法人税法における確定決算主義

(c) 財務諸表の監査制度－ 財務書類の監査証明と公認会計士

(9) 公開買付け・大量保有報告

(a) 公開買付け制度－ 制度概要と各当事者の権利・義務

(b) 大量保有報告制度（5%ルール）－ 制度概要と機関投資家に関する特例

(10) 金融商品取引業者等に関する規制

(a) 金融商品取引と業者－ 金融商品取引業者の種類と行為規制

(b) その他の証券関連業者－ 証券投資委託業者と投資法人，証券金融会社

(c) 証券市場の構成者と規制－ 証券取引所，日本証券協会等の組織概要

(11) 有価証券の取引規制

(a) 有価証券の取引規制の趣旨－ ①取引の公正確保 ②公正な価格形成

(b) 不公正取引規制－ 風説の流布・偽計等の禁止と相場操縦行為等の禁止

(c) 役員および主要株主に関する取引規制－ 役員等の報告義務と不当利益の返還

(d) インサイダー取引規制－ 規制内容と対象となる会社関係者

(e) その他の禁止行為－ 各種禁止行為の概要

(f) 課徴金制度－ 各取引規制違反に対する課徴金の概要

(12) 金融取引に係る行政等の役割

(a) 金融庁とディスクロージャーを巡る最近の動向

〔法律分野の公認会計士試験の出題範囲〕

〔企業法〕

企業法の分野には、会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る）及び監査を受けるべきこととされている組合その他の組織に関する法が含まれる。会社法に関しては、会社法の全体、商法に関しては、商法第1編（総則）及び第2編（商行為）、金融商品取引法については、企業内容等の開示に関する金融商品取引法第2章、同法第1章（総則）及び監査証明並びに開示に関する民事責任、刑事責任及び行政処分（課徴金制度を含む）、同法第2章の2（公開買付けに関する開示）、第2章の3（株券等の大量保有の状況に関する開示）、第2章の4（開示用電子情報処理組織による手続の特例等）、第2章の5（特定証券情報等の提供又は公表）が、出題の範囲とされている。

1. 会社法

（1）総論・総則

会社の意義 子会社・親会社 公開会社 大会社 特例有限会社 会社の法人性 法人格否認の法理 会社の能力 会社の使用人 会社の代理商 事業譲渡会社と事業譲受会社の義務・責任

（2）株式会社の設立

発起人 発起設立・募集設立 定款 変態設立事項 払込の仮装 発起人の責任 設立の瑕疵

（3）株式・新株予約権

株式の意義 株主平等原則 株式の内容・種類 株式の併合・分割・無償割当 単元株制度 株券 株式譲渡 株式の担保化 株主名簿 基準日 株式振替制度 自己株式 利益供与の禁止 株式会社の資金調達方法 募集株式の発行等 新株予約権 買収防衛策

（4）株式会社の機関

機関の組合せの多様性 株主総会の権限・招集・運営 議決権 株主総会決議 役員等の選任・解任 役員等と会社との関係 役員等の権限 社外取締役・社外監査役 株式会社における業務執行権限と代表権限 委員会設置会社 取締役会 内部統制システム 代表行為と取引の安全 取締役・執行役の責任 取締役の職務執行に対する監督・監査 監査役会

（5）株式会社の計算

会計の原則 計算関係等 計算書類等の監査・承認・開示 資本金・準備金 剰余金の分配

（6）持分会社

社員の責任 所有と経営の制度的な一致 投下資本の回収方法

（7）社債

株式と社債の相違 社債の多様性

（8）組織変更・組織再編等

組織変更 合併 会社分割 株式交換・株式移転 事業譲渡等

（9）外国会社

（10）定款変更 解散 清算 罰則

2. 商法

（1）総則

商法の意義 商法の法源

(2) 商人，商行為

商人とその組織 商行為 商法上の企業活動補助者の制度 企業の情報開示
企業会計 商事売買 運送営業 寄託

3. 金融商品取引法

(1) 総則

(2) 企業内容等の開示

開示制度の意義 開示制度の対象 発行開示・流通開示・結合開示 直接開示・間接開示 内部統制報告制度 自己株券買付状況報告書 適時開示

(3) 公開買付けに関する開示

公開買付規制の意義 公開買付けの手続 公開買付けと行為規制

(4) 株券等の大量保有の状況に関する開示大量保有報告制度の意義

(5) 開示用電子情報処理組織による手続の特例等

(6) 特定証券情報等の提供又は公表

特定勧誘等 特定証券情報

(7) 開示に関する責任

民事責任 刑事責任 行政処分

【 租税法 】

租税法の分野には、租税法総論及び法人税法、所得税法などの租税実体法が含まれる。租税実体法については、法人税法を中心として、所得税法、消費税法、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する実務上の取り扱い、国際課税については、外国税額控除のみが出題範囲とされている。

1. 租税法総論

(1) 租税法の基本原則

租税法律主義 租税公平主義

(2) 租税法の解釈と適用

租税法と私法 租税回避 信義則 仮装行為

2. 法人税法

(1) 納税義務者

(2) 課税所得の計算

① 課税所得の計算と企業会計

課税所得の計算と企業会計の関係 確定決算主義

② 資本等取引

③ 益金の額の計算

資産の販売 資産の譲渡または役務の提供 無償取引 受取配当金 資産の評価益 など

④ 損金の額の計算

売上原価 販売費及び一般管理費 損失 資産の評価損 給与等 保険料 寄附金 交際費
租税公課 貸倒損失 減価償却 圧縮記帳 引当金・準備金 など

⑤ 特殊取引等

長期割賦販売 長期請負工事 リース 有価証券の時価評価損益 デリバティブ取引 外貨建取引の換算 ストックオプション ヘッジ処理 など

(3) 同族会社

同族会社の判定 同族会社の行為計算の否認

(4) 欠損金と税額の計算

欠損金の取扱い 税額控除（外国税額控除を含む。） 税額計算の手順

(5) 申告

青色申告 更正と決定 清算所得の申告

(6) 納税・還付等

3. 所得税法

(1) 納税義務者と課税所得の範囲

(2) 各種所得の帰属と金額の計算

利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 退職所得 山林所得 譲渡所得 一時所得 雑所得

(3) 損益通算と損失の繰越控除

(4) 所得控除

(5) 税額の計算

(6) 申告・納税・還付等

(7) 源泉徴収

4. 消費税法

(1) 課税の対象と課税期間 課税業者 非課税業者

(2) 納税義務者

(3) 課税標準と税率

(4) 税額控除等

(5) 申告・納税・還付等

【 民法 】

民法の分野は、民法第1編〔総則〕、同第2編〔物権〕及び同第3編〔債権〕並びに関連する特別法が含まれる。関連する特別法とは、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、仮登記担保契約に関する法律、利息制限法、消費者契約法（第1章及び第2章）、借地借家法、製造物責任法である。

1. 民法総論

(1) 民法における基本原則

権利能力平等の原則 所有権絶対の原則 契約自由の原則・私的自治の原則 過失責任主義

(2) 民法と一般条項

公共の福祉 信義誠実の原則 権利濫用の禁止

2. 民法総則

(1) 権利及び取引の主体

自然人 権利能力 制限能力者制度 法人 法人の能力 法人の不法行為責任 権利能力なき社団・財団

(2) 権利の客体

物 不動産・動産 主物・従物 果実

(3) 取引の内容及び効力

法律行為 意思表示 法律行為の有効要件 心裡留保 虚偽表示 錯誤 詐欺・強迫 誤認 不当条項 無効及び取消 条件 期限

(4) 代理

代理の意義 自己契約と双方代理 表見代理 無権代理

(5) 時効

時効の意義 援用 中断 停止 取得時効 消滅時効 除斥期間

3. 物権

(1) 物権

物権の意義 物権法定主義 物権の効力 物権的請求権

(2) 物権変動

意思主義 対抗要件 登記制度 不動産物権変動 動産物権変動 混同

(3) 占有権

占有権の意義 占有権の態様 占有訴権 即時取得

(4) 所有権

所有権の意義 所有権の原始取得 共有

(5) 用益物権

地上権 地役権

4. 担保物権

(1) 法定担保物権

留置権 先取特権

(2) 約定担保物権

質権 抵当権 根抵当権

(3) 非典型担保

仮登記担保 譲渡担保 所有権留保

5. 債権

(1) 債権の目的

特定物債権 種類債権 金銭債権 選択債権

(2) 債権の履行・不履行

債務不履行（履行遅滞，履行不能，不完全履行） 受領遅滞 履行の強制 債務不履行による損害賠償 損害賠償の範囲 過失相殺 金銭債務の特則 賠償額の予定

(3) 債権者代位権及び詐害行為取消権

(4) 多数当事者の債権関係

分割債権・分割債務 不可分債権・不可分債務 連帯債務 保証債務 貸金等根保証契約 不真正連帯債務

(5) 債権・債務の移転

債権譲渡 債務引受 契約上の地位の移転

(6) 債権の消滅

弁済 代物弁済 弁済の提供 供託 弁済による代位 相殺 更改 免除 混同

6. 契約

(1) 契約の成立

申込みと承諾 契約準備段階の過失

(2) 契約の効力

同時履行の抗弁 危険負担 第三者のためにする契約

(3) 契約の解除

履行遅滞と解除 履行不能と解除 不完全履行と解除 解除権の行使 解除の効果 解除権の消滅 継続的契約の解除 事情変更の原則

(4) 典型契約

贈与 売買 交換 消費貸借 使用貸借 賃貸借 雇用 請負 委任 寄託 組合 終身定期金 和解

7. 法定債権関係

(1) 事務管理

(2) 不当利得

不当利得の要件 不当利得の効果 非債弁済 不法原因給付

(3) 不法行為

故意・過失 権利・法益侵害 因果関係 損害 損害賠償 責任無能力者の監督義務者の責任 使用者責任 工作物責任 共同不法行為 過失相殺 不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限 製造物責任

〔 経済と経営分野 〕

〔 経済と経営分野の公認会計士試験の出題範囲 〕

〔 経済学 〕

経済学の分野には、ミクロ経済学とマクロ経済学が含まれる。

I ミクロ経済学

1. 市場と需要・供給

(1) 需要曲線と供給曲線

(2) 市場均衡

(3) 比較静学

(4) 均衡の安定性

(5) 価格弾力性

2. 消費者と需要

(1) 無差別曲線

(2) 限界代替率

(3) 代替財・補完財

(4) 効用最大化

(5) 上級財・下級財

(6) 奢侈品・必需品

(7) 所得弾力性

(8) 所得効果と代替効果

3. 企業と生産関数・費用関数

(1) 限界費用

(2) 平均費用

(3) 利潤最大化

(4) 損益分岐点・操業停止点

(5) 限界生産物・平均生産物

(6) 生産要素の需要

4. 市場の長期供給曲線

(1) 短期と長期の費用曲線

(2) 規模に関する収穫

(3) 産業の長期均衡

(4) 費用一定産業・費用低減産業・費用逓増産業

5. 完全競争市場

(1) 完全競争の条件

(2) 一般均衡モデル

6. 厚生経済学

(1) 消費者余剰と生産者余剰

(2) 課税の効果

(3) パレート最適

(4) 厚生経済学の基本定理

7. 不完全競争市場

- (1) 市場構造の分類
- (2) 限界収入
- (3) 独占企業の利潤最大化
- (4) 独占度
- (5) 自然独占
- (6) 複占モデル
- (7) 独占的競争

8. 市場の失敗

- (1) 外部性
- (2) 公共財

II マクロ経済学

1. 国民所得

- (1) GDP 統計
- (2) 三面等価の原則
- (3) 名目値と実質値
- (4) 物価指数
- (5) 産業連関表

2. 国民所得の決定

- (1) 有効需要の原理
- (2) 45 度線モデル
- (3) 乗数効果（政府支出乗数，租税乗数，均衡予算乗数の定理）
- (4) インフレギャップ・デフレギャップ

3. IS-LM モデル

- (1) IS-LM モデル
- (2) 国民所得と利子率の決定
- (3) 財政政策の効果
- (4) クラウディング・アウト
- (5) 金融政策の効果
- (6) 流動性のワナ

4. 消費と貯蓄の理論

- (1) 限界消費性向と平均消費性向
- (2) 消費関数（ケインズ型消費関数，恒常所得仮説，ライフサイクル仮説 等）
- (3) 流動性制約
- (4) 日本の貯蓄率
- (5) 遺産動機

5. 貨幣需要と貨幣供給

- (1) 貨幣の概念
- (2) 貨幣数量説

- (3) 流動性選好理論
- (4) マネーサプライ・ハイパワードマネー
- (5) 金融政策の手段
- 6. 投資理論
 - (1) 資本の限界効率
 - (2) 資本の使用者費用
 - (3) 資本ストック調整原理
 - (4) トービンのQ
 - (5) 流動性制約と投資
 - (6) 在庫投資
- 7. 労働市場
 - (1) ケインズの失業理論（名目賃金の硬直性，非自発的失業）
 - (2) 古典派の雇用理論
 - (3) 摩擦的失業
 - (4) 日本の失業率
- 8. 経済政策の有効性
 - (1) 総需要曲線
 - (2) 総供給曲線
 - (3) 物価水準の決定
 - (4) 景気循環の考え方
- 9. 経済成長理論
 - (1) 均衡成長の条件
 - (2) 新古典派経済成長モデル
 - (3) 技術進歩
 - (4) 黄金律
 - (5) 成長会計

【 経営学 】

経営学の分野には、経営管理と財務管理が含まれる。経営管理は、経営管理の基礎及び経営管理の個別領域のうち、経営戦略、経営計画、経営組織、動機づけ・リーダーシップ、経営統制、財務管理については、資本調達形態、投資決定、資本コスト、資本構成、配当政策、運転資本管理、企業評価と財務分析、資産選択と資本市場、デリバティブが出題範囲とされている。

I 経営管理

1. 経営管理の基礎

- (1) 管理過程としての経営管理
- (2) 全般的経営管理
- (3) トップ・マネジメントの役割
- (4) 経営（企業）理念
- (5) 日本の経営管理
- (6) グローバル経営管理

2. 経営戦略

- (1) 企業戦略
- (2) 多角化戦略
- (3) 事業戦略（競争戦略）
- (4) 製品戦略（マーケティング戦略）
- (5) 垂直統合戦略
- (6) グローバル戦略
- (7) 合併・買収（M&A）戦略
- (8) 戦略的提携
- (9) 技術経営（MOT）

3. 経営計画

- (1) 経営戦略と経営計画
- (2) 経営計画（長期・中期・短期等）

4. 経営組織

- (1) 経営戦略と経営組織
- (2) 組織目標
- (3) 組織構造（形態）と組織デザイン
- (4) 組織と環境
- (5) 組織の成長（発展）と組織革新
- (6) 組織学習
- (7) 組織（企業）文化
- (8) 組織間関係

5. 動機づけ・リーダーシップ

- (1) 組織均衡
- (2) 動機づけ（モチベーション）

(3) リーダーシップ

6. 経営統制

(1) 内部統制と外部統制

(2) コーポレート・ガバナンス

(3) 企業の社会的責任

II 財務管理

1. 資本調達形態

(1) 株主資本調達

(2) 負債による資金調達

(3) 新株予約権の利用

2. 投資決定

(1) 投資とキャッシュ・フロー

(2) 投資案の評価方法（NPV 法，IRR 法など）

(3) 税制の影響（APV 法など）

(4) リアル・オプション

3. 資本コスト

(1) 源泉別資本コスト

(2) 加重平均資本コスト（WACC）

(3) 税制の影響

4. 資本構成

(1) レバレッジ効果と財務リスク

(2) 資本構成と企業価値－MM 理論

(3) 資本構成に影響する要因

(4) エージェンシー理論

5. 配当政策

(1) 配当と企業価値－MM 理論

(2) 市場の不完全性と配当政策

(3) 自己株式取得

6. 運転資本管理

(1) 流動資産管理

(2) 流動負債管理

7. 企業評価と財務分析

(1) 収益性分析

(2) 成長性分析

(3) キャッシュ・フロー分析

(4) 安全性分析

8. 資産選択と資本市場

(1) 最適ポートフォリオ選択

(2) 資本資産評価モデル（CAPM）

- (3) マルチファクター・モデル
- (4) 債券投資

9. デリバティブ

- (1) 先渡しと先物
- (2) オプション
- (3) スワップ

〔統計学〕

統計学の分野には、記述統計とデータ解析、確率、推測統計、相関・回帰分析の基礎が含まれる。

I 記述統計と確率

1. 記述統計

- (1) 度数分布表とヒストグラム
- (2) 平均、中央値、最頻値などの位置の尺度
- (3) 分散、標準偏差、変動係数、分位点
- (4) 散布図、共分散、相関係数
- (5) ローレンツ曲線、ジニ係数
- (6) 時系列データと移動平均
- (7) 価格指数、数量指数

2. 確率

- (1) 事象と確率空間
- (2) 条件付確率、事象の独立性
- 3) ベイズの定理
- (4) 基本的な確率の計算

3. 確率分布と期待値

- (1) 確率関数、確率密度関数、分布関数
- (2) 同時分布、周辺分布、条件付分布
- (3) 期待値と積率（モーメント）
- (4) 確率変数の独立性
- (5) 分散、標準偏差、歪度、尖度
- (6) 共分散と相関係数
- (7) 条件付期待値、条件付分散・共分散
- (8) 事前分布と事後分布

4. さまざまな確率分布

- (1) 二項分布と超幾何分布
- (2) ポアソン分布、その他の離散分布
- (3) 正規分布
- (4) カイ二乗分布、t 分布、F 分布
- (5) 指数分布、ガンマ分布、ベータ分布
- (6) 対数正規分布など、その他の連続分布

II 推測統計・変数間の関係

1. 母集団と標本

- (1) 有限母集団と無限母集団
- (2) 復元抽出と非復元抽出
- (3) 層別抽出、多段抽出などの抽出法
- (4) 標本誤差と非標本誤差

- (5) 大数の法則
- (6) 中心極限定理
- (7) 実験計画の考え方
- 2. 点推定
 - (1) 統計量，推定量
 - (2) 不偏性，一致性
 - (3) 漸近正規性
 - (4) 最良（線形）不偏推定量
 - (5) 頑健な推定量
 - (6) ベイズ推定量
- 3. 区間推定
 - (1) 信頼係数と信頼区間
 - (2) 平均に関する区間推定
 - (3) 比率に関する区間推定
 - (4) 分散に関する区間推定
 - (5) ベイズ区間推定
- 4. 仮説検定
 - (1) 帰無仮説と対立仮説，二種類の過誤
 - (2) 有意水準，P 値，事後オッズ
 - (3) 片側検定と両側検定
 - (4) 平均に関する検定
 - (5) 比率に関する検定
 - (6) 分散・分散比の検定
 - (7) 分割表におけるカイ二乗検定
- 5. 相関係数と回帰分析
 - (1) 無相関性の検定
 - (2) 回帰モデル（単回帰と重回帰）
 - (3) 最小二乗法とガウス・マルコフの定理
 - (4) 外れ値と頑健な推定法
 - (5) 回帰係数に関する検定（ t ， F ）
 - (6) 決定係数，重相関係数，共線性
 - (7) 1 元・2 元配置分散分析と F 検定
 - (8) 共分散分析とダミー変数
 - (9) 誤差項の系列相関，ダービン・ワトソン検定
 - (10) 時系列モデル，ランダム・ウォーク

資 料 編

V 基本 4 科目ワーキンググループ調査報告と資料

1. 会計職業倫理

会計職業倫理に関しては、その重要性が設置審査でも指摘され、すべての会計大学院で何らかの形式で授業が開設された。また、日中韓の枠組みでスタートした会計大学院教育アコード会議においても、早くから会計職業倫理を教育することの重要性が指摘されていた。平成 20 年 3 月に開催されたアコード会議では、会計職業倫理に関する中国の標準的なテキストが紹介された。本検討委員会では、さっそくそのテキストを入手し、何が教えられているのかについて、抄訳を基にしてワーキンググループで検討した。以下は、その抄訳である。

『商業道德と会計職業倫理』

序

「徳治」とは長年、国を治め邦を安定させてきた中国の優れた伝統であり、五千年に及ぶ輝かしい中華文明を創造、維持してきたものである。「仁義礼智信、温良恭儉讓」といった倫理道德文化により我々炎帝、黄帝の子孫である中国人は中華民族の礼儀の国の眩い光を浴びている。

挑戦と希望に満ちた 21 世紀において、中国の社会主義市場経済を建設、発展させるため、我々は社会主義法律制度の建設強化を絶え間なくおこない、法律によって国を治め、科学技術立国、教育立国への歩調を速めなくてはならない。それとともに、社会主義道德建設の強化を絶え間なく行い、徳によって国を治め、法律制度建設と同レベルに道德建設の重要性を引き上げなくてはならない。新世紀の改革開放と現代化建設、中華民族の偉大な復興の実現に対して、このことは必ず深い歴史的意義と積極的な現実意義を持つであろう。

一、 社会の進歩と法律制度の建設は倫理道德全体を回復させる

人類社会が絶え間なく進歩をしている今日において、法律は個人の行動を制約する特効薬であり、制度とは集団の行動を規範化するものであり、科学技術は人類がすばらしい生活を作り出すための手段であり、文化知識は人類が生活水準を引き上げるための有効な方法であり、倫理道德はほとんど取るに足らない余計なもの、古臭い説教となっているという考えが人々の間で一般化している。しかし、そうではないのである。法律は道德が破壊された後の恐ろしい人心（これこそが各種の社会問題が多発する大本である）をコントロールすることはできないのである。科学技術は善悪両面を持った両刃の剣である。科学技術は人類にその生存条件を改善させる力を与えると同時に、人類に自身を滅ぼす能力をも与えているのである。現在世界各国が保有している核兵器で地球を 100 回も滅ぼすことは十分できる。その他、大量の各種各様の大規模殺傷兵器が次々と登場し、さらには現代のコンピュータ技術と結びつき、地球の安全と人類の生存は押しボタンとキーボードに完全に握られている。

もし、人類が倫理道德を重視しなければ、社会がさらに進歩し、法律制度がさらに健全な

ものになったとしても、科学技術はおそらく人類を滅ぼす凶器となるであろうし、人類は科学技術がもたらす豊かな成果を享受することはできないであろう。嘆かわしいことに、科学技術が急速に発展している今日、人々の道徳に対する重視の度合いは、昔の人々に遠く及ばないのである。この調子でいけば、科学技術と道徳の分離は地球の安全と人類の生存に対する巨大な脅威となるであろう。悲劇を避ける方法は人類の道徳の回復である。法律と道徳を同等に重視し、法律によって国を治めることと道徳によって国を治めることを同時に行い、表面と根本を一緒に治療することによってはじめて、社会の気風が墮落していくことを根本的に変えることができる。人類社会において、道徳水準の全体的向上を強く必要とし、切実に叫ばれる今日のような状況はかつてはなかった。

二、 市場経済の発展のため、商業道徳と会計職業倫理水準の向上が強く待たれている

市場経済とは競争経済であり、法律制度による経済でもあり、またそれと同時に倫理の経済である。激しい競争の市場経済において、利潤が各企業の命運と結びついている。企業は誠実な労働、製品の品質、高質のサービスの提供によって利潤を得るべきである。しかしながら、悲しいことに目にするのは貪欲と愚昧によって人々が本質を忘れていく姿である。現実生活の中では高価格、天井価格を掲げているばかりであり、多くの恥ずべき行為は見過ごされている。どんな厳しい法律の制裁があろうとも、必ず違法行為をしたがる人々がいる。まるでお金で全てが買えるようである。ある経営者は利潤を追求するため、どのような違法手段も使うことを厭わない。偽物製品の製造販売、詐欺行為、賄賂、業界の独占などの不当な競争行為は、ビジネスという海の中の濁流である。これに加え、会計の偽帳簿の広がりや大量の会計情報が真実でないことが、社会の気風を深刻なまでに破壊し、市場経済の秩序を大いにかき乱している。このような倫理道徳の規範を無視し、法律法規に違反し、公衆の意識を顧みない企業や個人は、時には幸運なことにも「成功」を収め、短期的、局部的利益を騙し得ることができるであろう。しかしその虚偽の皮が剥れ、その恥ずべき権謀術策が世間に知られた時が、すなわち彼らの終わりの時である。道徳倫理に反した競争は一時的にはうまくいくかもしれないが、永遠にうまくいくわけではない。手段を選ばないで得た不当な利益は、商戦中たまには得ることができるかもしれないが、しかし、それによって市場の流れの中で立場をしっかりと固め、その後も発展できるというものではない。

事実、不当な競争と会計の偽帳簿の流行は多くの消費者と誠実な経営者の正当な權益を損ねている。同時に企業自身の社会的信用を失わせている。会計の公的信用を大幅に損ね、顧客からは見捨てられ、多くの人々に批判され、状況が深刻な場合、法律の制裁を受けることになり、自ら滅びへの道をたどっているのである。まさに「不義を多く行えば、必ず自ら倒れる」である。この意義から言って、不当な市場競争によってでは、永遠に勝者にはなれないのである。

世界的に見て、20 世紀の 70 年代から、経営とビジネスにおいて倫理道徳を尊ぶことは、すでに世界的な新しい流れとなっている。商業道徳教育を重視することは世界各地のビジネススクールやマネジメントスクールで MBA 養成の特色の一つとなっている。アメリカの大部分のビジネススクールやマネジメントスクールではマネジメントとビジネス倫理道徳の課程を開設している。イギリス、アメリカ、ヨーロッパ、日本の多くの先進的企業では、次第に厳格な倫理制度と監督管理のメカニズムを構築しつつある。世界トップ 500 企業の大

多数では成文化された倫理規範が制定され、従業員の行動を規制している。多くの企業には新しく倫理を主管する役職も現れた。国際企業の間では、以前の偏見のある経営観念が改められ、企業目標を利潤追求と社会の良好な循環の推進として、企業が長期にわたり、持続的に、協調のとれた生存ができ、さらに大きく発展することを目指している。

残念なことに、わが国の大部分の企業のマネージャーは倫理道德をいまだ十分に重視してはいない。多くの経営者は経営実務、特に経営上の謀略のみに関心を抱いている。古代に書かれた『鬼谷子』から中華民国時代に流行した『厚黒学』まで、ほとんど各時代の権謀、策略は高い評価を得ている。その目的は、最も簡単で、最も早く、最も安価な方法で家を栄えさせ富ませることのみであり、何も持たず、素手で暴利を得ようとしているのである。それ故、道義を重視しない、権謀のみを論じた書籍が機運に乗じて出版され、それらの書籍は人気が高く衰えることがない。中国の書籍市場はこのような理解しがたい状況となっている。

確かに、中国における謀略、術策は歴史が長く、深く広いものである。しかし、それは救世の特効薬では決してない。かえって、あまりにも謀略、術策を「偏食」し、道德倫理を軽視すると、謀略、術策は「毒薬」となる。現在、偽物や粗悪品が流行し、約束を違え、借金の踏み倒しが深刻であり、詐欺行為が氾濫しているが、これらはわが国における一大公害となっている。多くの汚職、収賄、脱税、公金の流用などの経済犯罪、多発する腐敗事件のほとんどが、財務会計関係者が偽帳簿を作成することと関係している。これは市場経済の秩序に深刻な害となる「ガン」である。このような不正は上で述べた「偏食」が引き起こしたものである。私はよく考えるのだが、中国の圧倒的多数の企業の寿命は、長くて 10 年、短いものとなると数年であるが、どうしてこんなにも短いのであろうか。なぜ、その名を世界に馳せる中国ブランドがこのように乏しいのであろうか。私が考えるに、謀略、術策を「偏食」し過ぎ、企業の倫理道德による規制を軽視することが、あるいは中国企業の発展を阻害する致命傷となっているのであろう。

今現在、中国はすでに WTO に加盟している。このことは、中国の企業と会計業界にとっては、発展、前進し経済のグローバル化に入り込むチャンスである。またそれと同時に、強大な海外企業と国際的な監査法人からの厳しい挑戦を受けることになるのである。競争が激しく、文化が多文化化し、情報が溢れているネットワーク経済において、中国企業と会計業界は国際社会と世界各国からの厳格な検査と監督を受け入れざるを得ない。公平で開放的である国際化の競争の中で、倫理道德の規制がない企業と監査法人は淘汰される運命から逃れ難く、倫理道德で自らを律することがない企業家や CPA は競争に参加する資格を剥奪されることになると言えよう。

西側諸国の数百年におよぶ市場経済の発展の歴史は、商業道德と会計職業倫理が市場経済の健全な運営に対して重要な意義を有していることを証明している。「信用が市場と企業の礎石である。企業が信用に反する行為をするということは、毒を飲んで渴きを癒すのと変わりがなく、自らを滅ぼし、社会に害を及ぼすものである」中国証券市場で前後して発生した深原野、瓊民源、鄂猴王、鄭百文、銀広夏、黎明股份、大慶聯誼、麦科特、張家界などの上場企業による粉飾暴露事件や中天勤会計会社の倒産事件から、アメリカの **Enron** 社の会計の偽帳簿事件、**Worldcom** 社の最大の破産事件、**Xerox** 社の財務詐欺事件、Arthur Anderson 社の監査スキャンダル事件、フランスの **Vivendi** 社の財務危機事件、韓国最大のグループ企業 SK グループの偽帳簿事件、オランダの **Ahold** 社会計スキャンダル事件、最近イタリアで大

きな波紋を広げた **Parmalat** 社の金融詐欺事件まで、各企業の粉飾事件はすべて暴かれ、またそれらの痛ましい会計の粉飾すべてが上述の真理を証明している。上述の大事件、重大事件は中国内外の資本証券市場と投資者に害を与え、世界各国の証券保有者に計算ができないほど巨額な経済的損失と精神的損失を与えた。さらには会計、会計監査業界、CPA 自身も大きな災難を引き寄せることになった。それらの事件と関係した上場企業とその上部管理者層、会計と監査の当事者と監査法人は当然法律の厳しい制裁を受けることになる。事件に関与した証券会社、信用格付け機関、法律事務所、マスメディア、政府の監督管理部門、民間自主規制機関のすべてはその責任を逃れ難い。政府のマクロ経済調整コントロール部門はさらに深く反省すべきである。

ここ何年かで、中国内外の経営で飛びぬけた成果がある企業のほとんどすべては良好な商業の倫理道德と企業文化の基礎の上に成立している。その理由は、現代企業としての権力のチェックアンドバランスのメカニズムと意思決定のメカニズム、保証制度といった会社経営自体そのものが、資本証券市場の公平、公開、公正、公の信用の原則に従っていて、このことが商業の倫理道德と企業文化構築の本質的要求を具体化したものとなっており、商業の倫理道德と企業文化の思想は企業の経営制度建設と企業の経営指標の評価と検査の要求の中に入れられてこそ、初めて大きな効果を生み出すからである。

まとめると、わが国の企業と会計業界にとっての当面の急務は経営の管理と思想上の誤りを急いで改め、商業の道德と会計職業倫理の発展に大いに力を注ぎ、職業倫理道德の理念を強化し、商業の道德と会計職業倫理を企業のシステム改革の重要な部分と企業文化建設の重要な要素とし、企業が枠組みを作る際、運営上有効な倫理監督の仕組みを構築し、確実にビジネス要員の倫理道德と会計職員の職業倫理の水準を向上させ、企業家と会計士にさらに多くの社会的責任を負わせ、共同でこの世に浄土を作り上げ、企業間において良好な競争が展開できるようにし、社会主義市場経済が健全に、持続的に、協調して発展できるようにする。

三、本書の主な特徴と肯定的な価値

商業の道德と会計職業倫理の建設を強化するために、関連する分野の理論研究と実践分析を行わなければならない。しかしながら、我が国の学者はこの分野に対して長年に渡り、関心が薄く、研究も少なく、著述も少ない。幸運なことに、東北财经大学出版社が鋭敏にもこの課題を選び、南開大学国際商学院ポストドクターの叶陈刚教授に会計修士（MPAcc）のシリーズ教材の一つとして、『商業道德と会計職業倫理』を執筆することを依頼してきた。

『商業道德と会計職業倫理』は現代経営学、情報経済学、制度経済学、行動科学、システム理論、ゲーム理論、倫理学、および会計学の理論、思想、方法を総合し、実証研究と規範研究を統一、定量分析と定性的な論述の結合を具体化した。さらに中国内外の大量の文献を閲読、研究したことを基礎に、国内外の社会経済生活中における実情と突出した商業の道德と会計の偽帳簿の問題を結びつけ、商業の道德と企業信用の分析、会計の偽帳簿に関して道德観点から見た考察と会計職業倫理理論とその応用問題研究を全面的に行い、斬新な観点を提出し、商業道德と会計職業倫理の理論と応用体系を構築した。本書の選んだ課題には重要な理論、現実的な意義、応用価値がある。本書の研究には以下にあげる特徴と新見地がある。

1. 資料を十分に把握した上で、本書は実例研究法を採用し、北京同仁堂、アメリカ **Amway** などの成功例、中国の現代会計の父・潘序倫、著名な会計専門家である顧准などの模範

例を紹介し、我が国の証券市場上場企業の十大粉飾事件の表とアメリカ、イギリス、中国などの有名企業の会計、監査粉飾事件の主なデータをあげ、Enron 社、鄭百文社、銀広夏社の粉飾事件、再編成までの苦難の過程を分析した。本書は市場経済における倫理道德の機能と道德・利益の共生理論を論述し、契約経済、道德契約と信用のメカニズムの関連内容、委託代理の乱用と需要・供給曲線モデル両方面から会計業界の職業倫理の地すべり状況つまりは会計の不道德行動を分析し、権力と金銭との交換の仕組みとそのゲーム分析、及び会計のレントシーキングの分析を行った。不公正経済と会計の偽帳簿の成立原因を検討した。

2. 商業道德と会計職業倫理の理論上の分析を中国社会の現実と密接につなげるため、本書では代表的な調査アンケート、調査表を収録した。葉陳剛博士は高級訪問学者として国家会計学院にいたとき、研究グループの責任者の一人として、全国規模の調査研究活動を企画し、それに参与し、216 社の CFO が答えた会計職業倫理に関する 15 の質問についての 60 の回答があるアンケートの分析データ、323 名の中国の CPA が答えた独立した会計監査の信用に関する 15 の質問についての 60 の回答のあるアンケートの分析データ、13 大学の 48 名の会計専門家の教授が答えた会計の道德教育に関する 15 の質問についての 60 の回答があるアンケートの分析データ、及び現在の中国企業の信用状況に関する 10 の質問についての 40 の回答があるアンケートの分析データ 625 件を入手した。大量の第一資料を掌握し、効果の高い整理と分析を行った。これが本書の最大の特徴である。本書は更に関連するリンクと実例を大量に引用して、情報量を豊かにしたので、本書が叙述する理論には多くの証拠があることになった。
3. 本書では商業道德と会計職業倫理のシステムを結合させたモデルが提出されている。本書では該当のシステムが、商業道德及び会計職業倫理理論のサブシステムと商業道德及び会計職業倫理の応用のサブシステムとから、どの様に構築されたのかを論述している。前者では商業道德と会計職業倫理の理論の基礎及び商業道德と会計職業倫理規範システムを論述している。後者では商業道德と会計職業倫理の実践活動及び商業道德と会計職業倫理のメカニズムと環境を論述している。企業の経営管理と会計業務は倫理道德によって打建てられた強力な自律のメカニズムと他律のメカニズムの助けを借り、企業の経営管理と会計管理の水準を向上させるべきであると作者は考えている。

本書が検討している問題は道德問題中の核心部分に及んでいる。それはビジネスマンや会計職員(会計専門職 or 経理職員)にとっては、非常に困難な道德の苦境問題であり、その他の専門職員あるいは経済と経営活動に従事している全ての人々にとって、避けることができない、遅かれ早かれぶつかることとなる問題である。本書を通じて、ビジネスマン、会計職員、またこの問題に関心がある人々が倫理道德の問題の奥深い意義について認識を深め、商業道德と会計職員の道德文化の再建が長期にわたる困難な道であることを認識し、人格の信用、業界の自律性、業務を行うときの態度を自分の生命と同じように永遠に大切にすることになることを願っている。

全体のまとめとして、本書『商業道德と会計職業倫理』は商業道德と会計業務の信用についての考え方、商業道德と会計職業倫理教育の展開、商業道德と会計職業倫理管理を普及させるための良書であると私は考えている。『商業道德と会計職業倫理』の出版が我が国の商業道德と会計職業倫理の建設の推進、我が国の商業道德と会計職業倫理の水準の向上に積極的

な役割を果たすであろうと確信し、ここに序を書き、多くの読者に推薦するものである。

李維安 2004年8月

前言

「徳をもって国を治める」と「法によって国を治める」のこの二者はお互いに結びついた国を治めるための政策である。これらは古代から現代まで中国内外での国を治める経験を基礎した上で、深く考察しまとめて得た科学的な結論であり、中国の特色のある社会主義市場経済の規律に対しての理論上の昇華である。まったくの疑問もないように、これらは我が国の経済管理と会計業務における「法治」と「徳治」の強化に対して、経済管理と会計監査の職能作用を十分に発揮させ、さらには特別に重要な指導的意義をも持ち合わせている。

道徳は人と人、人と社会の間を調整する行動規範の総和であり、社会経済、政治、文化の客観的な反映である。道徳と法律は同じく社会の上層建築の範疇に属するもので、両者ともに人々の行動を調整、規範する重要な手段であり、国民経済の発展と社会の進歩を加速させることに対して欠くことができない役割を果たすものである。我が国の社会主義の革命、建設、改革の実践がこのことを十分に証明している。新しい歴史の条件下で、改革が深化すればするほど、開放を拡大すればするほど、社会主義経済が発展すればするほど、社会主義道徳の建設と社会主義法律制度の建設を強化することを重視しなければならない。以前、我々は「法律によって国を治める」ということをずっと強調してきた。現在、「徳をもって国を治める」方針が提出され、我々が全局面と戦略の高みから全体的に「徳をもって国を治める」を実施することの重要性、緊急性、長期性を十分に認識するべきであることがはっきりと要求されている。確実に道徳建設を強化し、精神文明建設を強化し、公民の道徳の素養を向上させることに努力し、中国の特色ある社会主義のために、強大な精神力、有力な思想的保証と良好な道徳的環境が提供される必要がある。

国を挙げて人々が、さらには各界、各分野の人々がこの方針に相次いで共鳴している中、企業と会計業界が遅れをとるわけにはいかない。企業家と会計士は当然自身の職業倫理の建設に努力しなければならない。職業倫理の規範を確実に実施し、企業家と会計士の職業倫理の建設を他の業界の手本となるようにしなければならない。しかしながら、道徳、社会公德、職業倫理の関係はどのようになっているのであろうか。商業道徳と会計職業倫理との関係はどうなっているのであろうか。商業道徳と会計の偽帳簿の道徳的観点からみた考察はどのように行うのであろうか。商業道徳の原則と企業内外の倫理道徳はいかに構成されるのであろうか。現段階で我が国の企業の信用制度建設をどのように強化するべきであろうか。会計職業倫理の規範の体系はどのように構築するのであろうか。会計職業倫理の自律メカニズムと他律メカニズムはどのように完備するのであろうか。会計職業倫理の実践活動はどのように組織するのであろうか。『商業道徳と会計職業倫理』はこれらの問題を検討し、作者の観点を述べている。

本書『商業道徳と会計職業倫理』は上中下の三編、十五章に分かれている。本書はビジネス活動と会計業務中の道徳現象及びその規律性、すなわち商業道徳の行為と会計職業倫理活動に関して全方位的に、多角度的に深く研究を展開している。これによって商業道徳と会計職業倫理の本質と特徴、職能作用及びその変化発展の客観的規律を科学的に提示しようとしているのである。

上編「倫理道德の理論基礎」で、著者はまず、現在の知識経済時代が倫理道德の昇華を呼び起こしたことを指摘し、『商業道德と会計職業倫理』の研究目的、研究意義、研究方法、国内外の研究現状、研究の背景と主要枠組みを論述している。本書は商業道德と会計職業倫理に対する三種の研究方法に関して対比、分析を行い、会計活動のコスト関数のモデル、会計活動の収入関数モデルと会計活動のコスト・効果・利益の計量関数のモデルを構築した。我が国の証券市場上場企業の十大粉飾事件早見表を収録し、「道德人」、「経済人」、「会計人」の役割に分けた分析を行った。次に著者は、古代から現代までの倫理道德の理論の変遷を紹介し、社会公德の基本要求と建設手順を明確にし、商業道德の研究内容と課題を挙げ、職業倫理と会計職業倫理、商業道德と会計職業倫理との関係を深く検討している。さらには、本書は市場経済が変化している時代の商業道德と会計の偽帳簿に関する道德から見た考察を行っている。作者は市場経済中における倫理道德の調節機能を論述し、利益を得ることに駆り立てられることが市場経済での直接的表れであると考えている。また作者は、市場経済における公平、公正、公開、信用の原則を解説し、市場経済は信用経済であると考えている。現在、我が国にとっての急務は、企業体、事業体と個人の総合的な信用メカニズムを構築し、道德契約を履行し、市場経済の秩序ある競争が可能な条件を作り出すことである。本書は市場経済における「道德の地滑り」と会計の不道德行為との関係を分析し、会計の不道德行為の表現とメカニズムについて需要供給曲線モデルの分析を行った。

五つの不公正経済、権力と金銭との交換、腐敗及びレントシーイングなどの行為と会計の偽帳簿との関係を分析し、会計の偽帳簿が多く発生する前提条件、社会の根源と具体的原因について深く検討した。最後に、作者は会計職業倫理思想の発達過程の歴史を回顧し、会計職業倫理思想史の分析思考の道筋を整理し、我が国の会計職業倫理思想の発展状況を簡単に説明し、海外での会計職業倫理準則、AICPA の道德準則、AIM の道德行為規範、カナダ会計監査の職業倫理、オーストラリア会計監査職業の道德などの西側諸国の会計職業倫理の標準と発達過程を紹介した。

中篇「商業道德と信用理念」では、作者はまず、商業の倫理道德の原則デザインを展開し、商業の倫理道德規範システムの構成と道德と利益の共生理論を説明し、商業の倫理道德の原則の特徴と要求を紹介し、ビジネス活動が集団主義の原則を推進することはビジネスの団体精神を形成することが趣旨であるとし、法によって民のために金銭を処理する原則をビジネス活動の最終目的とし、信用を保つことを根本的な原則にすることが商業で豊かになることの魂であり、廉潔で公のために尽くすという原則が商業活動の行動規準であると考えている。次に、本書は企業の対外経営の倫理道德理念を分析し、企業の社会責任及びその本質は道德責任であることを指摘し、企業と顧客との間では、顧客が企業の神であることをはっきりさせるべきであること、企業と競争者の関係は互惠互利であるべきで、両者が利益を得ることができるようにすべきであると言った企業の経営道德の理念を紹介している。本書は企業内部の管理倫理道德の理念、倫理道德規範の特殊管理の効能と企業文化中の倫理道德の理念を検討し、企業と所有者の間は経営を委託して、情報の対称性があるべきで、企業と職員とは同じ船に乗り助け合い、リスクを分担する関係であるべきと指摘している。さらには、中篇では、企業の信用管理制度構築の構想を論述し、企業信用管理制度モデルの選択を行い、中国企業の信用状況に関する 625 件のアンケート調査に関する分析を行い、我が国の企業の信用管理システムの核心制度、企業の信用管理の制度環境とセットの制度を説明している。

本書全体の中で最も重要な下編「会計職業倫理の規範体系」では、作者は会計職業倫理教育と環境の優良化を検討し、会計職業倫理教育を大いに強化することの重要性と急務性を明確にし、48名の会計専門家と教授に対して行った会計職業倫理教育に関するアンケート調査の分析をした。そして、会計職業を重視し、会計の地位を向上させ、会計職員を尊重して、会計業務に協力し、会計情報を利用し、経営政策をうまく決定し、会計法規を遵守して、会計の責任を強化し、会計業界のために良好な社会道德環境を作り出すと言った会計の社会道德規範に対する主要要求を説明した。さらには、著者は会計職業倫理の規範枠組みを示し、市場経済が会計職業倫理に与える影響を指摘し、216社のCFOに対して行った会計職業倫理に関するアンケート調査を分析した。そして、職場を守り、職場を愛して職業を敬うこと、よき参謀となり、管理業務に参加すること、真実を反映させ、正確に計算すること、紀律を尊重して法を守り、厳格に監督すること、準則を堅持し、偽帳簿を作成しないこと、公私を明確に分け、勤勉で儉約に努めて金銭を管理すること、秘密を守り、内と外で協調すること、大胆に改革を行い、効果と利益を大切にすることなど八方面に渡る会計職員に要求される道德規範の具体例を説明している。作者はCPAの会計監査の職業倫理の規範構築の問題を研究し、WTO加盟後の中国のCPA市場が直面する道德の問題と対策を分析し、323名のCPAに対して行った独立した会計監査の信用性についてのアンケートの回答を分析した結論を説明し、超然として独立し、客観的に事実を追及すること、公正に監査を行い、廉潔に法を守ること、信用を基本とし、操行を重んじること、厳格に業務を執り行い、確実に積極的に取り組むこと、秘密と時間を守り、合理的な費用を受け取ること、公平な競争を行い、共に発展すること、社会にサービスを提供し、優秀さを追及することなどのCPA監査職員の主な職業倫理規範の具体的内容を指摘した。さらに、作者は会計職業倫理のカテゴリーの選択問題を論述し、会計職業倫理のカテゴリー、含意、構成を明確にした。会計士は会計職業倫理義務を履行し、職業倫理の良心を大切にし、職業倫理の名誉を重視し、職業倫理の節操を養い、職業倫理の境地とレベルを向上させなくてはならない。最後に下編では、会計職業倫理の自律メカニズムと他律メカニズムを論述し、制度の割り振りは会計職員の短期利益と長期利益を比べることを趣旨とすることを指摘し、会計職業倫理の自律と他律の弁証関係を分析している。また、この編では、会計の徳治と法治の協調問題が研究され、法律制度と道德の関係と区別が分析され、会計の法律制度建設の強化の重要意義と具体的内容が指摘され、会計職業倫理と会計法、会計職業倫理と会計制度、会計職業倫理と会計改革などの関係が検討されている。作者はさらに、会計職業倫理の実践活動組織の形式を研究し、会計職業倫理行為の規律、特徴、動機づけモデルと選択標準を論述し、会計職業倫理評価の基準、依拠、方式を提案し、会計職業倫理教育強化の特性と方法、会計職業倫理修養を向上させる実践の原則と方法の明示し、会計職業倫理の発展と鍛錬の手段を指摘した。

ここで、特に指摘しておく必要があることは、国务院学位委员会学科評議組委員、国家自然科学基金管理学科評議委員、教育部工商管理学教学指導委員会委員、南開大学国際商学院院長、雑誌『南開管理評論』主編、博士課程指導教授である李維安教授に光栄なことに本書に序を書いて頂くことがお願いでき、李維安教授はご多忙であるのにも関わらず、序を書いて下さいました。このことに深い感謝を表す。本書は、CICPA秘書長、財政部財政科学研究所博士課程指導教授である陳毓圭博士が2002年8月26日北京で国家会計学院が主催した「CPAの職業倫理国際研究討論会」にて行った発表内容を結びとして使っている。これにも

深い感謝を表する。

本書の閱讀価値を高め、情報量を増加させるため、大量の雑誌、書籍、文献の関連資料を引用し、本書の関連リンクと実例とした。本書で引用した文章の作者の方々（注に入れた方、入れなかった方を含め）に感謝を表する。同時に、長期にわたり、作者の勉強、仕事、生活に気をかけ、援助を与え、支持をしてくれた先生方、上司の方々、家族、友人たち、同僚、同級生に深い感謝を表する。

ことわざにも、「水を飲むときは、その源を考える」とある。作者は、東北财经大学出版社社長方紅星博士と編集者の李智慧に心よりの感謝を表する。二人は、大胆にも『商業道德と会計職業倫理』をテーマに選び、MPAccのシリーズ教材の一つとし、さらに私に中心になって書くことを委託してきた。このことは私に対する深い信任であり、鞭撻であった。ここに深い謝意を表する。シリーズ教材企画者の最初の希望に従い、本書は大学のMPAcc教育の会計職業倫理道德課程の授業で主に使用するものとなっている。その他、大学のMBA教育とその他の経済経営類の大学院生の企業経営の倫理道德課程の授業、大学の会計専攻及び经济管理専攻の高学年生のための商業道德と会計職業倫理課程の授業で使用することもできると著者は考えている。

對外經濟貿易大会計学教授、南開大学国際商学院工商経営学ポスト・ドクトラル・ステーション（註：博士后流动站）の葉陳剛博士が全面的に本書の編・章の枠組みを設定し、第1・3・5・9・10・11・12章を執筆し、総編集と全体の推敲をした。その他の執筆者（氏名の画数順で）は、王燕（第7章）、葉陳雲（第4章）、葉陳毅（第8章）、李月娥、汪長英（第2章）、宋紹清（第13章）、鄒進興（第15章）、游経元（第14章）、譚恵芳（第6章）である。

本書の課題は現代の経営科学のなかで先行研究があまりないものである。参考にできる資料に限界があり、執筆は非常に困難であり、執筆時間も短く、仕事の重要性は高く、仕事量は大量であったため、本書のなかには不適切な箇所、手落ちがある箇所が存在するのは避けられないものがあり、読者の批判と訂正を請う。

P3

第1章

[学習目標]

本章の学習を通じて、商業道德、会計職業倫理の理論及び応用体系を構築し、商業道德と会計職業倫理の建設強化の重大意義を理解し、商業道德と会計職業倫理の三種類の研究方法を把握及び熟練し、「道德人」、「経済人」及び「会計人」の役割を分析するといった本書の研究目的を明確し、本書の研究背景と主要枠組みを理解し、これ以降の章を学習するための基礎を固める。

P21

[本章の小まとめ]

第1章は商業道德と会計職業倫理全体の内容である以下の事項を主に分析した。

- (1) 商業道德と会計職業倫理理論及び応用体系の構築という本書の研究目的を先ず指摘し、商業道德と会計職業倫理建設強化の三つの重大意義を論述した。

- (2) 商業道德と会計職業倫理の三種類の研究方法を紹介した。
- (3) 「道德人」、「経済人」、「社会人」の役割を分析した。
- (4) 本書の研究背景と主要の枠組みを説明した。

P23

第 2 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、道德の本質と特徴、道德と社会公德及び職業倫理の関係を理解でき、社会公德、職業倫理の基本含意と基本要求、職業倫理の研究内容、研究課題を明確にし、社会主義の職業倫理の特徴及び核心を把握し、会計職業倫理の一般的な特徴、職能作用、及び職業倫理と会計職業倫理の関係を理解する。

道德は人と人、人と社会の間の関係の行為規範の総和であり、一定の社会経済、政治、文化の客観的な反映である。道德と法律は社会の上層建築のカテゴリーに共に属するものであり、人々の行動を規範調整する重要な手段であり、国民経済の発展と社会の進歩を加速させるために二者ともに欠かすことができない重要な意義を持っている。我が国における社会主義の革命、建設、改革の実践がこの点を十分に証明している。新しい歴史条件の下、改革が深化すればするほど、開放が広がれば広がるほど、社会主義市場経済が発展すればするほど、社会主義道德の建設と社会主義の法律制度の建設が強化、重視される。以前我々はずっと「法律により国を治める」ということを強調してきた。しかし、現在、「徳をもって国を治める」という方針が提出され、全局面と戦略の高みから、徳をもって国を治める基本政策の重要性、緊急性、長期性を十分に認識し、道德建設を適切に強化し、精神文明の建設を強化し、公民の道德的素養を向上させ、中国の特色ある社会主義の建設のため、強大な精神動力、有力な思想的保証及び良好な道德環境を提供することを明確に要求されている。

現実の社会生活の中で、社会の構成員一人ひとりの行動すべてが社会と他者に対して一定の影響を与えることになる。この種の影響は二種類の結果をもたらす。一つは、ある行動が他者と社会に幸福をもたらすものであり、道德ある行動と見做されるものである。もう一つは、ある行動が社会と他者に苦痛と不幸をもたらすものであり、不道德の行動と見做される、つまりは不道德行為である。道德とはこの場合、人々の行動に対する善悪を評価する一種の基準の尺度と見做されている。では、結局のところ、道德とは何であろう。道德にはどのような特徴があるか。これが我々が先ず明らかにする必要がある問題である。

P50

[本章の小まとめ]

第 2 章では、下にあげる道德、社会公德、職業倫理及び会計職業倫理に関連する内容を含んだものを分析、概略した。

- (1) 道德はある社会が人々の間及び個人と社会の間の相互関係によって発生する行為を調整する準則と規範の総和である。道德は社会意識の形態の一つとして、単にその他の意識形態と同様に**相対の独立性**があるばかりではなく、さらには規範性、非強制性、歴史性、階級性、全人類性、社会实践性、**相対独立性**など、その他の意識形態とは違う特徴を持っている。

道德の起源問題はずっと歴史上の倫理学者たちに重視されてきた。歴史上の倫理学者たちの道德の起源対する論述はおおよそ四種類にまとめることができる。本章はさらに、現代の道德問題の戸惑いも紹介している。

- (2) 社会公德は社会全体の公民が社会の正常な生活秩序と人間関係を確保するために、皆で遵守しなければならない最も簡単な、最も基本的な社会公共生活の基準である。社会公德は社会の公共利益を確保するための道德規範であり、公民が社交と社会生活において共同で遵守しなければならない行動基準である。この種の基準は普遍化を図ることができ、なおかつ全ての公民が実行できるものである。これには明白な公共性があり、維持保護するのは社会の共同利益と公民全員の全体の利益であり、人と人、人と社会、人と自然の関係を含み、広汎性、現実性、実行性がある。
- (3) 商業道德の含意、基本の研究内容、研究の目的を論述した。
- (4) 職業倫理とは、ある職業の職務中、従事者が従うべきものであり、職種の特徴がある道德の原則と規範の総和であり、明確な業界性、範囲の限定性、形式の多様性、安定した連続性などの特徴がある。職業倫理の形成と発展には非常に長い歴史がある。

社会主義の職業倫理は共産主義道德体系の重要な部分の一つとして存在し、発達してきたものであり、人類の職業倫理の発展の新しい段階である。職務に忠実で、全身全霊をもって人民のためにサービスを提供することが社会主義の職業倫理の核心であり、社会主義における各種業界職業の道德規範の体系中において牽引作用がある。
- (5) 会計職業倫理の含意、一般的な特徴、基本の職能と会計職業倫理の作用を明示した。
- (6) 商業道德と会計職業倫理との関係を簡単にまとめ、これ以降の章を理解、認識する基礎とした。

P54

第3章

[学習目標]

本章の学習を通じて、商業道德道德の環境を認識し、社会主義市場経済下の商業の倫理道德の機能を理解し、契約経済、道德契約、信用メカニズムが要求するものを理解し、国内外での「道德の地すべり」の現状を客観的に認識し、権力と金銭の交換、腐敗、レントシーキング及びそれらと会計の偽帳簿との関係と会計の不道德行為に関して深く分析し、不公正経済と会計の偽帳簿の重層的発生原因に対する理解をさらに進めることができる。

最近、国内外の資本証券市場の一部企業の信用喪失は深刻である。上場することを現金獲得のための手段とし、この目的のために手段を選ばず、偽帳簿を作成し、利益を粉飾し、民衆を欺き、私益を貪り、これによって多くの上場企業が巨額の粉飾を行い次々と倒産した。国内外社会のビジネスの腐敗現象は甚だ深刻であり、次々と作られる会計の偽帳簿が社会に巨大な害を与えている。このことから、商業の倫理道德環境と会計の偽帳簿の発生原因について、分析を行う必要が非常にある。

P69

[本章の小まとめ]

本章は商業道德の環境と会計の偽帳簿の道德観点からの考察に重点を置いた。主な内容は

以下の通りである。

- (1) 実例研究法を採用し、鄭州百文股份有限公司粉飾、再建の主な流れを紹介し、アメリカの 10 大企業の会計監査の偽帳簿事件の主なデータを挙げ、市場経済における商業道德の積極的作用つまりは大切な調節機能について論述した。
- (2) 利益によって動くことは市場経済における必然的な行動表現と考え、市場経済における公平、公正、公開、信用の原則と道德・利益の共生理論を明示した。
- (3) 契約理論を運用し、市場経済は契約経済と考え、全面的に道德契約を履行するため、我が国は急ぎ社会、企業事業体と個人の総合信用メカニズムを構築し、信用メカニズムの調節器の作用を発揮させ、市場経済の秩序ある競争の条件を作り出すべきである。
- (4) 現代の道德の地すべり状況を直視し、会計業界の道德の地すべり状態、つまり会計の不道德行為に対して、委託代理の乱用と需要・供給曲線モデル両方面から分析を行った。
- (5) 市場経済における権力と金銭の交換は会計の偽帳簿が多発する原因であると論述し、権力と金銭の交換に対して制度分析とゲーム理論分析を行った。
- (6) 五種類の不公正経済は会計の偽帳簿が多発する直接条件であると考え、腐敗とたかりは会計の偽帳簿が多発する内在的動機原因であると考え、会計の偽帳簿が多発する会計業界の具体的原因を検討した。

P72

第 4 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、会計職業倫理思想と歴史的分析の考えの道筋を明確にし、我が国の会計職業倫理思想の歴史的発展過程を理解し、海外の会計職業倫理の標準の歴史上の変化と主な標準を把握し、会計職業倫理理論及び応用系統の学習の基礎作りをする。

P89

[本章の小まとめ]

第 4 章は会計職業倫理の歴史上の発展と変化について分析を行った。主なものとして下に挙げた部分である。

- (1) 「古のことを今に利用し、外国のものを中国で利用する」という精神に基づき、先ず我が国の会計職業倫理思想の縦方向である歴史を分析し、それと横方向である国外の会計職業思想を比較研究した。
- (2) 我が国古代における会計職業倫理思想は主に真実の反映、正確な記録、廉潔に公への奉仕、制度の堅持、職務への忠誠という形として具体化していた。
- (3) 潘序倫氏が提唱している会計の信用を打ち立てよう精神には主に、愛国主義精神、無私奉仕貢献精神、大胆改革精神、苦難に耐えての創業精神、事実を追求する精神、職業を敬い信用を守る精神の六つが含まれている。
- (4) 「会計職業倫理」討論観点の回顧を行い、『会計職員の職業倫理』、『中国 CPA の職業倫理の基本準則』と内部監査職員の職業倫理の基本内容を説明した。
- (5) 国際会計職業倫理準則、AICPA の道德準則、AIM の道德行動規範、カナダの会計監査の職業倫理とオーストラリアの会計監査の職業倫理を紹介した。

第 5 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、商業の倫理道德規範の系統の公正、道德と利益の共生理論を明確にし、商業の倫理道德の原則の特徴と要求を理解し、集団主義の原則の推進はビジネスの団体の精神を形成することを趣旨とすることを理解し、ビジネス活動中で、法によって民のために金銭を管理する原則、信用を基礎とする原則、廉潔で公に奉仕する原則といった商業の倫理と会計職業倫理の三大原則を把握、熟練する。

P115

[本章の小まとめ]

本章は商業道德道德の体系について検討をはじめ、商業道德道德の体系は商業道德道德理論系統と商業道德道德の応用系統の二大部分が組み合わさってできると考えた。本章は、商業道德の道德原則のデザインの思考手順を提案し、ビジネス業界の集団主義の推進の原則はビジネスの団体精神の形成にあることを明確に述べた。本章の研究で新たに得た成果は下の通りである。

- (1) 商業道德道德の規範体系の構成を分析し、商業道德道德の原則の特徴と要求を指摘した。
- (2)

P120

第 6 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、企業の社会責任とその本質を明確にした。道德責任：企業経営の道德理念及び信用は企業倫理の中心であることを理解する。企業と顧客の間において、「お客様は神様です」という深遠たる含意を理解する。企業と競争者の間において、互惠互利ができるので、お互いに利益を得ることを実現させる。

P142

[本章の小まとめ]

1. 本章での分析を通し、我々は企業責任の含意、対象、内容及び国内外の企業の社会責任に関連する共通の理解を知った。企業の社会責任の本質は道德責任であることを明確にした。
2. 企業経営の道德理念を明確に述べ、公認の商業経営の道德規範の主なものは自らの意思での選択、平等な取引、信用を守ることであると考え、信用は企業倫理の中心であると指摘した。平等な規則、互惠互利の規則及び提携の規則といった企業の経営道德の内容及び一般規則を紹介した。
3. 「お客様は神様です」の含意、企業と顧客の関係において注意すべき倫理道德の規範、特に製品の品質、製品の価格設定、製品のセールス及びサービス中の倫理道德の原則と注意事項について初歩的理解をした。

4. 企業と競争者との関係において、製品競争、価格競争、情報競争などの各方面の倫理道德の原則のような、注意すべき倫理道德の規範の初歩的理解をし、互惠互利により双方がともに利を得ること期する。

P147

第 7 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、企業内部の利益関係の倫理道德の規範に対して全面的に認識する。倫理道德規範の特殊な管理機能を明確にでき、企業と所有者の間の経営の委託、情報の対称性の関係を理解し、併せて企業所有者と企業経営者及び利益関係者との間における倫理道德規範を把握する。企業と従業員の間は同じ船に乗って助け合い、リスクを共同で負う関係であることを理解し、企業が従業員に対する及び従業員が企業に対する倫理道德の規範を把握する。最後に、企業文化に対する全面的な認識を基礎とした上で、企業文化中における企業倫理の地位と作用を明確にし、企業文化及び経営管理中における企業倫理の機能を理解する。

P171

[本章の小まとめ]

第 7 章は企業内部の利益関係中における倫理道德の規範に対して、具体的な論述を行った。主なものは以下の部分である。

1. 倫理道德の規範の特殊な功能、つまり人が見ていないとき、自分で正しい行動を取れるよう管理することを説明した。
2. 企業と所有者のとの間の経営の委託、情報の対称性の関係を明確にし、合わせて企業所有者、企業経営者及び企業利益関係者との間における倫理道德の規範を論述した。
3. 企業と従業員の間を同じ船に乗って助け合い、リスクを共同で負う関係であることを確認し、合わせて企業が従業員に対する及び従業員が企業に対する両方面の企業と従業員に間における倫理道德の規範を論述した。
4. 企業文化中における企業倫理の地位と作用を示し、企業文化と経営管理中における企業倫理の機能を論述した。

P174

第 8 章

[学習目標]

本章の学習を通じて企業の信用管理制度の体系を構築する必要性を明確にし、典型的な信用喪失の実例の分析を通して、現在我が国の企業が直面している信用の苦しい状況をはっきりと認識し、企業信用制度の構築を強化することの重要性を理解し、国内外の企業の信用管理の制度モデルを把握し、企業の信用制度とその特徴を正確に理解し、企業の信用管理制度の系統の構築の主要枠組みと重要な内容を全面的にマスターする。

信用は現代市場経済の魂であり、市場経済の本質的な要求である。我が国が取り急ぎ健全な社会信用の管理体系を構築するという前提の下、企業の信用管理の強化はすでに社会の信用管理体系の中心となっている。企業の信用状況を改善する鍵は科学的、合理的な制度の整

備である。しかしながら、現在、我が国の企業には信用制度は未だ構築されておらず、監督、制約をするメカニズムは力不足であり、企業間では信用にこだわらないのが一般的である。これらの「三つの負債」は非常に一般的であり、企業の信用問題はすでに経済の発達に影響を与える社会の公害となっている。最近のアメリカの著名な企業 **Enron** 社による会計の偽帳簿事件や「銀広夏」事件など、世界規模で信用を喪失する事件が起こっている。企業の信用の欠如は企業自身の大いなる発展を妨げる致命的な障害であり、市場経済の健全な発展を極度に妨げている。中国の一部企業は、信用の欠如により直接及び間接的に 5855 億元の経済損失を出している。この数字は中国の一年の財政収入の 37%に相当し、中国の国民総生産値はこのために少なくとも 2%減少している。改革開放の深化と我が国の WTO 加盟に伴い、企業の信用の再構築と健全の信用管理制度の構築はすでに社会的な強い要請となっている。

P195

[本章の小まとめ]

本章は企業の信用管理の制度体系の構築について重点を置いて討論した。主な内容の下のものである。

- (1) 国内外の企業の信用制度の発展概況を回顧し、合わせて企業の信用管理制度の三種類の主なモデルについて比較分析を行い、欧米日本などの国の先進的経験を参考にし、構築すべき中国の特色の企業信用管理制度—特許経営の制度モデルを提案した。
- (2) 我が国の企業信用現状に関する 625 のアンケート調査の回答の分析を提供し、全ての人々が企業の信用管理を強化することを熱望しており、信用制度の再構築と社会信用の挽回が叫ばれていることを明らかにした。
- (3) 我が国の企業の信用管理体系の構築の制度の中心内容は、政府、企業、社会信用仲介機構の三大主体の建設である。企業の財産制度の改善と個人の信用制度の構築を重点突破口とし、法と徳を共に重視し、信用問題を扱う人材を急ぎ養成する。
- (4) 我が国企業の信用管理制度の構築は関連する制度の環境（つまりは道德環境、法律制度環境、社会環境、これらは信用制度建設の必要な前提である）建設をさらに一段と整備しなければならないということを論じた。
- (5) 我が国の企業の信用管理体系の付属制度の構築と健全化の主な内容、例えば会社の法人管理構造を完全にし、企業信用保存書類記録制度、企業信用格付け制度、企業信用公示制度、企業信用賞罰制度などの制度を作るべきことを論述した。
- (6) 徳をもって企業を治め、企業の信用文化建設を強化するいくつかの手段と施策を明確に論じた。中華信用文化という優秀な伝統を発揚し、西側諸国の信用文化の重要部分を吸収する。絶えず制度と文化の建設を全うする。すなわち、制度と文化の基盤を形成し、それによって展開される企業文化の形成に努め、信用文化の気風を作ることに力を尽くす。

P 不明

第 9 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、会計職業倫理教育の特徴と方法を明確にし、会計職業倫理教育についての 48 名の会計専門の教授のアンケート調査の回答を分析した結論を理解し、会計とい

う職業を重視し、会計の地位を向上させること、会計職員を尊重し、会計業務に協力すること、会計情報を利用し、経営政策をうまく決定すること、会計法規を遵守し、会計の責任を強化することといった会計の社会道德規範の要求を理解し、会計業界のために良好な社会道德環境を作る。

百年の大計は教育が本である。青少年は人類の希望、祖国の未来である。同様に、会計の希望と未来も青少年への会計教育、特に会計職業倫理教育にかかっている。それゆえ、会計職業倫理の建設は先ず会計職業倫理教育を切り口にするべきである。会計職業倫理教育は会計教育の鍵と核心であり、会計教育の方向と前途を決定する。朱鎔基同志は「多数の職業倫理感の強い、業務に対する素養が高い会計人材を養成する。これが社会主義市場経済を発達させる基礎であり、現代化建設の根本の大計でもある」と指摘し、合わせて「国家会計学院は信用教育を最優先にするべきであり、育てた人材は一流の専門知識レベルを持っているばかりではなく、決して偽帳簿を作らない、一流の道德レベルを持っていないてはならない」と要求した。

P222

[本章の小まとめ]

本章は会計職業倫理教育の現実の反省と会計の社会道德の規範を重点的に検討した。その内容は下のものである。

- (1) 大いに強化している会計職業倫理教育の五つの特徴と二種類の方法を紹介した。
- (2) 13大学の48名の会計専門家の教授が答えた会計の倫理教育に関する15の質問についての60の回答があるアンケートに対する分析が、会計教育には会計職業倫理と会計職業信用が必要とされていることを明らかにしている。会計職業倫理・信用教育を最優先にするべきである。
- (3) 会計業務と関係のある一般市民は会計に関連する四つの社会道德の観念、つまりは会計職業を重視し、会計の地位の向上させること、会計職員の尊重し、会計業務に協力すること、会計情報を利用し、経営政策をうまく決定すること、会計法規を遵守し、会計の責任を強化することといったことを打ち立て、会計業界がスムーズに業務を行うために、良好な社会道德環境を作るべきである。

p 227

第 10 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、会計職業倫理規範は会計職員が会計行為を行う際の道德要求であることを理解する。現実の経済生活における会計職業倫理規範の重要意義を明確にする。職場を守り、職場を愛して職業を敬うこと、よき参謀となり、管理業務に参加すること、真実を反映させ、正確に計算すること、紀律を尊重して法を守り、厳格に監督すること、準則を堅持し、偽帳簿を作成しないこと、公私を明確に分け、勤勉で儉約に努めて金銭を管理すること、秘密を守り、内と外で協調すること、大胆に改革を行い、効果と利益を大切にすることといった八つ具体的な職業倫理規範が会計業務に従事する人々に求められていることを理解する。

市場経済は会計職業が生存、発展するための基礎である。市場経済がなければ、会計、CPA 業界の発展もない。市場経済が発展すればするほど、会計と CPA 業界も重要になる。同じように、会計と CPA 業界の発展状況も、市場経済に基礎的作用を持っている。なぜならば、このことを経済管理倫理学から分析すると、市場経済は信用と法律を基礎として発達する商品経済であり、会計、CPA 業界は市場経済の信用原則を構築、保持することによって存在、発達するものであるためである。市場経済は会計と CPA 業界を懐胎し、分娩を促進し、育ていて、会計と CPA 業界も市場経済の運行を支え、影響を与えている。両者はお互いに支えあい、お互いに補い合い、お互いに影響しあい、お互いに制約しあっている。その中、経済管理の倫理道德の要素は市場経済全体に対しても、会計、CPA 業界に対しても決定的な影響を持っている。

P256

[本章の小まとめ]

第 10 章は会計業務従事者の職業倫理の規範について論述した。主に下に挙げた部分で構成した。

- (1) 市場経済が会計職業倫理に与える影響。会計職員に自身が主人公であるという意識を高め、向上心のある業務気風をかきたて、奮起させる。会計職員の自由平等な発展を促進し、業界の不正を認める空気を排除する。会計業界における任用は縁故のみという観念を打ち破り、有能な人物を任用するという気風を形成する。市場経済の発展は会計業務の生活に変化を引き起こす。
- (2) 216 社の CFO に対して行った会計職業倫理に関するアンケートの回答を分析し、CFO たちが会計の信用を呼びかけ、会計職業倫理を構築の強化を期待していることを説明した。
- (3) 職場を守り、職場を愛して職業を敬うこと、よき参謀となり、管理業務に参加すること、真実を反映させ、正確に計算すること、紀律を尊重して法を守り、厳格に監督すること、準則を堅持し、偽帳簿を作成しないこと、公私を明確に分け、勤勉で儉約に努めて金銭を管理すること、秘密を守り、内と外で協調すること、大胆に改革を行い、効果と利益を大切にすることといったことが会計職業倫理の規範が求めているものに含まれている。

P260

第 11 章

[学習目標]

本章での学習を通じて、CPA の会計監査の職業倫理の規範の含意を把握し、『中国 CPA 職業倫理の基本準則』で全体的に論じられている CPA の会計監査員に求められる倫理要求を理解する。超然として独立し、客観的に事実を追及すること、公正に監査を行い、廉潔に法を守ること、誠実さを基本とし、操行を重んじること、厳格に業務を執り行い、確実に積極的に取り組むこと、秘密と時間を守り、合理的な費用を受け取ること、公平な競争を行い、共に発展すること、社会にサービスを提供し、優秀さを追及することといった CPA の会計監査員が求められている職業倫理の規範を把握する。

CPA は財務報告書の多くの使用者に対して責任を負う。財務報告書の大多数の使用者は企業の活動及び管理に関する第一次資料を持っていないのである。会社の規模が拡大するに伴

い、所有権と経営管理権は分離し、所有者が企業の経営管理を一手に行うことは不可能であり、所有者は報告書を参考にして企業の経営活動を理解しなければならない。債権者、潜在投資者及びその他の利益関係者もこれらの財務報告書に頼らなければならない。独立した CPA が財務報告書に意見を発表すると、報告書の信頼度を上げることができる。

CPA に社会公衆の経済利益を保護するという神聖な職責を担わせるため、公衆に対して良好な職業イメージと職業信用を形成するため、CPA に対する職業倫理教育の強化に大々的に力を入れ、CPA の道徳レベルを強化向上させる。CPA の道徳行動としては独立性、正直性、客観性、一般職業の準則と技術準則が含まれるべきで、包括的な職業の能力、職業に対する慎重、計画と監督、十分に適当な証拠、業務の予測、顧客への責任、同業者への責任、その他の責任と義務といったものも含める。以上の内容は CPA の職業倫理の行為が求められている最低限の基本要求であり、CPA の職業倫理の行為は上の標準を上回るべきである。王光遠は「道徳行動の観念は一種の総合性の観念であり、監査人が高い標準でできるか否かが、その業界全体の名誉と名声に関わってくる。それゆえ、個人の利益を損なうことになっても、公正に行うべきだ」としている。

CPA の会計監査人としての職業倫理は、職業品德、職業規律、専門の業務遂行能力及び職業責任などの到達すべき行動基準を含んだ CPA が職務に実施する際に、従うべき行動の規範である。我が国は 1997 年 1 月 1 日に、『中国 CPA 職業倫理の基本準則』を發布、実施したが、その中に CPA が求められている倫理要求が全面的に述べられている。2002 年の初め、CICPA は『中国 CPA 職業倫理規範の指導意見』を制定、發布した。CICPA 現在、CPA の職業倫理の具体的準則を制定している。

[本章の小まとめ]

本章は CPA の会計監査の職業倫理規範の構築を重点に研究した。新しい考え方として以下の内容がある。

- (1) WTO 加盟後の中国 CPA 市場が直面する道徳問題とその対策を分析した。
- (2) 323 名の CPA に対して行った独立した会計監査の信用に関する 15 の質問の 60 の回答についての分析を収録し、会計士事務所と CPA に会計の倫理と会計監査の信用を喚起していることを示した。
- (3) 会計監査業務に従事する CPA、国家会計監査職員、内部の会計監査職員には、超然として独立し、客観的に事実を追及すること、公正に監査を行い、廉潔に法を守ること、誠実さを基本とし、操行を重んじること、厳格に業務を執り行い、確実に積極的に取り組むこと、秘密と時間を守り、合理的な費用を受け取ること、公平な競争を行い、共に発展すること、社会にサービスを提供し、優秀さを追及することといった 7 つの会計監査の職業倫理の規範に関する要求を提出した。

p289

第 12 章

[学習目標]

本章での学習を通じて、会計職業倫理範疇の含意、作用及び構成を明確にし、会計士の職業倫理の義務を如何に履行するか。如何にして会計職業倫理の良心を大切にするか。会計職

業倫理の奨励と評価。会計職業倫理を守ることの機能及び養成方法といったいくつかの会計職業倫理の問題についてはっきりした認識を持つことができる。最後に会計がどれほど社会に幸福をもたらすかを明示すること及び会計職業倫理の境地と昇華について理解する。

P306

[本章の小まとめ]

本章は全面的に会計職業倫理の範疇で選択した四つのことに関して論述した。具体的な内容は以下にある。

- (1) 会計職業倫理義務の作用及び会計職業倫理義務を履行する内容が求めるものについて検討した。
- (2) 会計職業倫理の良心の内容が求めるものとその機能を分析した。
- (3) 会計職業倫理の榮譽の内容、動機付け及び社会評価と協調を研究した。
- (4) 会計職業倫理を守ることによって表れる内容、機能、養成方式を紹介した。
- (5) 会計がどれほど社会に幸福をもたらすかを明示し、会計職員が「雇用型」の道德の境地から「職務に尽くす型」の道德の境地に転化し、さらに「献身型」の道德の境地への昇華を提案した。

p311

第 13 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、会計職業倫理管理のメカニズムは、会計職員の短期利益と長期利益のバランスを配慮した制度の割り振りであることを明確にする。自律、職業倫理の自律、会計職業倫理の自律及び会計職業倫理の構築における自律の作用を理解する。会計職業倫理の自律のメカニズム及びその構築内容を把握する。他律、職業倫理の他律、会計職業倫理の他律、会計職業倫理の構築における他律の作用を理解する。会計職業倫理の自律と他律のメカニズムの弁証関係を把握する。

P327

[本章の小まとめ]

本章は会計職業倫理の自律メカニズムと他律メカニズムを重点に分析した。主な内容は以下のものである。

- (1) 会計職業倫理管理の自律メカニズムと他律メカニズムを組み合わせてできた会計職業倫理管理のメカニズムは会計職員の短期利益と長期利益をバランスを考慮した制度の割り振りである。
- (2) 会計職業倫理構築の強化は、一方では内在している道德と品性の自律、修養、完成を重視すべきであり、もう一方では外在する法律制度の教育、法律意識の構築、法律制度の管理を主体とする言行の規範、即ち他律を強化すべきである。他律には強制性の性質がある。両者は相互作用、お互いに依存する関係であるべきだが、会計職業倫理の「自律」は「他律」を前提としている。
- (3) 道德の自律と他律は不可分であり、通常他律があつて自律がないということはありません。

会計職員が受けている外部からの制約から言えば、それは他律である。ただし、自身の生活範囲内で求められていることをある程度理解、把握していることから言えば、それは自律である。我々が自律を強調しているとき、自律は他律を前提にしていることをあること忘れたり、否定したりするべきではない。最初に、道德価値を肯定する根拠は自分自身にあるのではなく、自分以外の人々、即ち社会と歴史の発展の中にあり、その価値は人々の活動の一定の社会存在方式、即ち、社会に対して尽くすべき責任とすべき貢献である。我々が他律のことに言及するとき、道德は自律を通して体现すべきものであり、自律に転化してこそ「徳に因って道を明るくする」ということになることを軽視したり否定したりするべきではない。

- (4) 自律だけがあって他律のない道德は、事実上、自己を律する道德準則の客観的根拠を見落としているか、或いはまったく根拠のないものである。他律だけがあって、自律がない道德は、実のない虚構の規定であるか、或いは強制力がある宗教の規定である。我々の会計職業倫理の構築は、自律と他律の統一を進めることを求めるべきである。

p331

第 14 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、法律制度と道德の関係を明確にし、会計の法律制度の建設意義と基本内容を理解する。会計職業倫理と会計法、会計職業倫理と会計制度、会計職業倫理と会計の改革の関係、区別及び相互作用を理解する。

市場経済という条件の下、会計業務は社会に対して、資金と物資の計算、管理業務を担っている。その地位は重要であり、担う責任は重い。現在、我が国の会計のレベルは低いが、引き出せる潜在能力は大きい。会計の業務上いくつは積極的に改革を行うことが求められているのである。しかし、意思決定に必要な情報の提供、経営管理に加わり、価値のコントロールを強化し、現在ある人力、物力、財力を十分に使用し、可能な限り小さな労働の消耗で、可能な限り大きな経済効果と利益を得るようにするのである。上であげたような求めに対して、各方面の業務の協力がさらに必要であり、自覚的に会計法規を遵守し、会計制度を厳格に運用し、会計改革の深化を速める。本章は法律制度と道德の関係、健全な会計の法律制度の構築、会計職業倫理と会計法、会計制度及び会計制度と会計改革の関係について細かく分析、論述した。

P353

[本章の小まとめ]

本章は会計の徳治と法治の協調について全面的に検討した。主な内容は下記のものである。

- (1) 法律制度と道德がお互いに協調しあい、助け合って生成発展している関係を論述した。
- (2) 会計の法律制度建設の現実的意義、基本内容、階層構造、ネットワーク時代の趨勢が我が国の会計の法律制度構築に求めるものを紹介した。
- (3) 会計職業倫理と会計法の関係、区別及び相互作用について分析を行い、「合理的であるが非合法」、「合法であるが不合理」の問題対策を理解することを提案した。
- (4) 会計職業倫理と会計制度の関係を分析し、会計職業倫理は会計制度を運用する上での保証

であると考えた。

- (5) 我が国の会計改革及びその道徳的意義、会計職業倫理と会計改革の相互作用、会計職業倫理観念の更新を説明した。

P356

第 15 章

[学習目標]

本章の学習を通じて、会計職業倫理行為の本質、特徴、動機付けモデルと選択思考手順を明確にする。会計職業倫理の検査、評価の作用、基準、根拠と方式を理解する。会計職業倫理修養の実践原則と方法をマスターする。会計職業倫理の品性の特徴、会計職業倫理の品性を形成、発展させる手段を理解する。会計の幸福量のデザイン、会計職業倫理の境地レベルと昇華を理解する。

P371

[本章の小まとめ]

本章は会計職業倫理の実践活動の組織形式を専門に研究した。主な内容は以下のものである。

- (1) 会計職業倫理行為の規律、特徴、動機付けモデルとその選択について論述した。
- (2) 会計職業倫理の検査と評価基準、依拠と方式を提案した。
- (3) 会計職業倫理管理の品性及びその形成と発展の過程を分析した。会計職員は会計職業倫理認識、会計職業倫理感情の養成、会計職業倫理意志の鍛錬、会計職業倫理信念の樹立、会計職業倫理習慣の形成を向上するべきである。
- (4) 会計職業倫理修養の実践原則と方法を向上させ、会計の幸福量をデザインし、会計職員は「雇用型」の道徳の境地から「職に尽くす型」の道徳の境地に転化し、さらに「献身型」の道徳の境地に昇華するべきと論じた。

P374 結び

一、 職業倫理は CPA 業界の立脚の本である

CPA は市場経済の発展の産物であり、また市場経済の生存、発展の条件でもある。我々はまさに社会主義市場経済を建設している。社会主義市場経済が法律制度の経済であり、信用経済でもあり、それは全社会に信用の意識を打ち立てること、市場経済に適応した道徳規範と道徳観念を構築することを求めている。CPA 業界は市場全体の信用のリンクの重要な部分である。ゆえに、信用を守り、信用に拘り、信義を重んじ、職業倫理を守ることは我々の業界の生存と発展の生命線である。職業倫理がなく、信用を拘らないならば、我々の業界は生存する空間がなくなる。まさにこのことから、CPA の職業倫理は業界の生存と発展に関連するばかりではなく、社会経済秩序の一步一步の規範化とも関連する。

(一) CPA 業界は社会経済の監督体系における重要な部分である

社会主義市場経済という条件の下で、会計情報の質は非常に重要である。それは国家のマクロ経済の政策決定の適時性（註：时效性）、正確性、および資源配置の効果に直接影響し、多くの人々、社会の各階層の利益に直接関係するのである。それゆえ、『中華人民共和国会計

法』が公布されて以来、我が国は、政府の会計業務に対する監督、CPAによる会計監査の企業会計に対する監督、企業会計の企業内部の経済活動に対する監督といった三層の社会経済を含めた監督体系の構築をずっと行ってきた。その中、CPAの会計監査は監督体系全体の中で重要な一部である。CPAの会計監査作用を十分に発揮することを通じて、経営の委託の責任（註：受托经济责任）を客観的に評価し、会計情報中に存在する重大な誤報、漏れ抜けた情報を発見及び訂正し、会計情報の使用者が会計情報に対する信頼度高めるようにし、それにより、投資者、債権者及び社会公衆の合法的権益を保護し、社会経済監督体系のために有効な防御の壁を作る。まさにこのようであるので、改革開放の絶え間ない深化と社会主義市場経済が次第に完成されていくのに伴い、我が国のCPA制度も非常に重視され長足に発展している。CPAの業務上の行動も日に日に規範化され、業務レベルも絶え間なく向上し、会計の秩序の維持、会計情報の質の保証、市場経済建設への奉仕の過程において、CPA業界ますます重要な作用を発揮している。

（二） 職業倫理はCPA業界の生存に関わっている

CPA制度と市場経済の密接な関係は、CPAの職業倫理と市場経済の間にお互いに助け合う関係を決定付けた。CPAの職業倫理は社会道徳から起こったものであり、同時また社会道徳より高い位置にある。それは一般社会の道徳がCPAの業務活動中において具体的化したものであり、業務活動中の会計士と社会、不同の利益団体と職務活動の会計士の関係の規範と原則を維持と協調するものである。それまた、CPAが業務の活動中において期待されている目的を果たすことを促進、保証する一種の拘束力である。公共職業の一つとして、CPAは社会にサービスを提供するとき、社会にサービスする職責を担うべきであり、その専門知識と業務技術をもって、独立し、客観的な身分で公正な意見を発表し、職と業界の良好なイメージを維持するべきである。信用はCPA業界の立脚の本であり、CPAの信用は主に職業倫理の遵守することによって実現される。CPAは信用できるサービスを通じて、経済情報の信用性を高め、合わせて社会に対して責任を負う。職業倫理を守り、有すべき信用水準を保持し、社会公衆からの信用を得てこそ、はじめてCPA業界は生存する場を有することができる。もし、CPAの職業倫理と業務活動が社会道徳の基本的求めに反した場合、または会計職の行動規範の求めに反した場合、当然業界のイメージは損なわれ、業界の地位は影響を受け、業界の生存の基礎は奪われることになる。

（三） CPA業界が職業倫理の確立にあたって行う仕事

中国公認会計士協会はその成立以来、ずっと業界の職業倫理規範の構築を重視してきた。1992年にCPAの職業倫理守則を公布し、CPAの思考方式と行動方式についての基本規定を作り、具体的な要求を提出した。1996年末に『中国CPA職業倫理の基本準則』を公布し、CPAの職業の品德、職業規律、業務の実施能力及び職業責任などに対する基本的要求を提出した。今年の初めにまた、『中国CPA職業倫理規範の指導意見』を制定した。業務が深化するに伴い、中国CPA業界も徐々に基本準則、具体的な準則、規範ガイドなどのCPA職業倫理の規範体系の基本枠組みを整えてきた。

CPAの職業倫理の行為を適切に規範化し、職業倫理の水準を向上させ、業界イメージを保持するため、CICPAは職業倫理規範の公布、遂行、評価と指導を重視し、さらに業界体制、メカニズム運用の改革に力を入れ、業界外部環境の改善に力を入れてきた。CPA職業倫理の構築を行い、業界全体の職業倫理水準の向上を効果的に促進してきた。

第一に、会計事務所の質に関しての意識の低さ、危機意識の低さ、業務実施の深刻な混乱状況に対して、CPA 業界は 1997 年 7 月から 1998 年年末まで、全国規模で業界の整理整頓業務を展開し、業界の不良行為を阻止し、業界の公正と正直さを打ちたてそして維持するため、業界の職業倫理構築の一つとして、「してはいけない十か条」という具体的な内容を打ち出した。

CPA の「してはいけない十か条」を以下にあげる。CPA の職業イメージを損なう行為をしてはいけない。監査業務準則が規定しているプロセスに反して、監査業務をおこなってはいけない。顧客と結託して虚偽の報告を提出して、報告使用者の利益を損なうことをしてはいけない。自分の業務能力ではできない業務を引き受けていけない。委託者から契約で決まっている以外の報酬やその他の財物を受け取ってはいけない。規定に違反して会計監査対象の企業の株券及び有価証券を所有してはいけない。業務実施の利便性から不当な利益を得ることをしてはいけない。規則に違反して、顧客から飲食、娯楽などの高価な接待を受けてはいけない。同時に複数の事務所で兼業してはいけない。他人に名義を貸して会計監査業務に従事させてはいけない。

会計事務所の「してはいけない十か条」を以下にあげる。行政機関の権力を借りて市場を占拠してはいけない。詐欺、利益での誘い、脅迫などの不正当な方法で業務の誘致を行ってはいけない。業務の質を無視して受け取る費用を安くしてはいけない。広告を使って自身の能力を宣伝してはいけない。他人に手数料、リベート、紹介料を支払うという方法を使って業務を誘致してはいけない。顧客のもとから規定された費用以外、如何なる利益も手に入れてはいけない。別の事務所に名義を貸して業務を行ってはいけない。費用をはっきりさせず（註：或有收费）、保証業務を行ってはいけない。会計士個人が業務を下請けし、その収入を事務所と分け合ってはいけない。独立性を損なう会計監査業務やその監査関連業務を請け負ってはいけない。

第二に、会計事務所が支援を受けている体制において、その独立性は弱く、支援してくれる機関の行政権力を利用して業務の誘致を行い、行政部門による独占現象が深刻な状況であることに対して、中国 CPA 業界は 1998 年から 1999 年末まで、事務所体制の改革業務を展開し、各レベルの党政府機関、社会団体、事業団体、企業及びその下部機関に対して、人員、財務、業務、名称の四つの面において、支援していた事務所と離れ、CPA を主体として出資し設置した共同経営の或いは有限責任制事務所に体制を改めさせ、自主経営、自己発展、リスクの自己負担を行う独立した法人にすることを要求した。

第三に、中国 CPA 業界は社会主義市場経済の発展の需要に基づき、業界の発展の中で直面している新状況、新問題に基づき、多くの業務従事者の業務素養を高めるため、さまざまなレベルと形式の養成グループを立ち上げた。養成内容は会計監査準則、会計準則、事務所内部の管理と品質管理、CPA の職業倫理と法律責任などの方面に及び、業務養成を通じて、業務を実行する職員の専門素養と職業レベルを上げている。

同時に、1993 年から現在まで、我々は前後して独立した会計監査準則、職業倫理準則、品質コントロール準則と後続教育準則をなどを含めた 40 あまりの準則項目を制定した。『独立会計監査準則』、『独立会計監査実務公告』、『業務実施規範ガイド』などを主な内容とした会計監査の標準体系の基本は出来上がっている。ここにいたり、中国 CPA 業界は独立会計監査体系の枠組みの初歩を構築した。独立会計監査準則の公布と実施は CPA と事務所の業務内容

を統一、規範化、業務品質の向上、業界の職業倫理に保持に対して、肯定的な作用を及ぼしている。

第四に、最近社会で多発している会計粉飾事件に対して、中国 CPA 業界は絶えず監督業務を強化し、有効な手段を採用し、業界内の粉飾行為を阻止している。2000 年以来、業界全体で監督の強化、粉飾を調べ、粉飾を打破するという業務目標をめぐって、検査対象、検査内容、検査と処理の方式、方法、手段などについて適切な調整を行った。同時に、検査、処罰などの規則制度を制定、完成し、政府部門と提携した監督、重大業務事項の報告、上下連動してお互いの調査の展開、人々からの通報とニュースでの告発を合わせた社会からの監督などを含めた業界の監督体系の第一段階での構築を行った。業界の監督と処罰業務を強化することにより、粉飾行為をなくすことに努め、業界の職業倫理の水準と業務品質の向上を促進した。

二、 中国 CPA の職業倫理の基本的内容

世界各国に会計職業倫理構築に関する多くの有益な経験がある。我々が職業倫理を構築する際、西側諸国の会計職業倫理の価値目標、体系構築および精神内包を吸収、融合するだけではなく、さらには中国の歴史文化、道德伝統の中から価値ある思想を吸収し、それに新たな意義を与えなくてはならない。中国の伝統道德は人倫の価値を重視し、精神の境地を追及し、修養の実行を提唱し、誠実で欺きがないこと、信用を至上とし、利益を得るにも道德があること、私を忘れ公のために働く職業の倫理準則を尊んだ。これらの準則は我々 CPA の職業倫理を構築する上での歴史的基礎である。

業界信用の構築業務の具体的実践と職業倫理守則、職業倫理の基本準則、職業倫理の規範ガイド意見の制定、実施の経験を結合させると、中国 CPA の職業倫理の基本内包は次のように概括できる。

中国 CPA の職業倫理には二つのレベルがある。一つは基本原則であり、もう一つは具体的要求である。基本原則には、CPA は社会責任を履行すること、独立、客観、公正の原則を守ること、あるべき職務上の慎重さを保持すること、専門の業務遂行能力を保持し向上させること、独立した会計監査の準則などの職業規範を遵守すること、顧客に対する責任及び同業に対する責任を履行することなどが含まれる。具体的要求には、独立性、専門の業務遂行能力、秘密の保持、費用と手数料、保証業務と相容れない仕事、前任の CPA の会計監査業務の引継ぎ及び広告、業務誘致と宣伝などの七つが含まれる。

独立性について。独立性は CPA が保証業務を行う魂である。独立性は実質上の独立と形式上の独立を指す。保証業務を行う際、如何なる利害関係も、その客観、公正の立場に影響してはならない。会計事務所と CPA は必要の措置を講じ、独立性を損なう要素及び受け入れることができないほどのレベルにまで独立性を損なう要素を排除しなければならない。しかし、講じた措置では独立性を損なう要素及び受け入れることができないほどのレベルにまで独立性を損なう要素を排除仕切れない場合、会計事務所はその業務の請け負いを拒否、或いは業務約定を廃棄すべきである。

専門の業務遂行能力について。CPA として、請け負った業務を遂行することができる専門知識、技能或いは経験を持っているべきである。専門の業務遂行能力とは、低コストで有効に顧客が委託した業務を完成する能力を指す。会計士として合格といえる CPA は自分の能力

を十分に認識する必要があるばかりでなく、自分に対して自信に満ちているべきであり、さらに重要なことは、自分の専門の業務遂行能力で不足しているものをしっかりと認識して、遂行できない業務は請け負うべきではない。もし、CPAがこの一点を認識できないで、遂行できない業務を請け負った場合、おそらく、顧客及び社会の人々に害をもたらすこととなるであろう。それゆえ、CPAは教育、養成と業務実施を通して、専門の業務遂行能力を維持、向上させるべきである。自分が持っていない専門知識、技能と経験をもってしていると公言してはならない。遂行する能力がない業務を提供してはならない。

秘密の保持について。CPAは顧客の秘密保持基礎として、顧客との関係を構築するべきである。CPAが業務約定を締結するとき、業務遂行中に知りえた顧客の秘密を保持することを書面で承諾するべきである。顧客が権限を与えた場合、CPAは顧客の関連情報を公表することができる。しかし、CPAはすべての関連情報が把握、検証されているかを考慮し、情報公開の方式と対象、受ける可能性がある法律責任と結果を考慮するべきである。

費用の受け取りと手数料について。会計士事務所の費用は顧客に提供した専門サービスの価値を公平に反映したものであるべきだ。CPA業界において、過度の競争、特に低価格競争が、往々にして会計士の独立性を弱め、サービスの質の低下を招いている。会計事務所の低価格競争と手数料を支払う状況の発生を制止するため、もし費用が明らかに以前業務を請け負っていたCPAより低い場合、或いは別の会計事務所の価格より低い場合でも、会計事務所は専門サービスを提供する際、業務の質を損なってはならない。またあるべき業務上の慎重さも維持するべきである。業務実施準則と品質コントロールのプロセスを遵守するべきである。同時に、法規が許すもの以外、会計士事務所も費用の有無を明確にしないで保証業務を提供してはならない。費用の受け取りは保証業務の結果を条件としたり、或いはある目的を実現することを条件としたりしてはならない。会計士事務所とCPAは顧客を得るために、紹介者に手数料を支払うということをしてはならない。また第三者に顧客を紹介して、手数料を受け取ってはならない。

保証業務と相容れない仕事について。CPAは顧客に評価サービス、内部会計監査サービス、ITシステムサービス、法律サービス、会計成績報告書の作成、管理コンサルタントなどのサービスを提供していて、その独立性に影響を与えることもある。それゆえ、CPAはその独立性、客観性、公正性或いは職業の名声を損なう或いは損なう可能性がある業務、職業、活動に従事してはならない。会計士事務所は上場企業に会計成績報告書作成サービスと会計監査サービスを同時に提供してはならない。会計事務所の幹部管理職員或いはその他職員は書類作成サービスを提供している顧客企業の理事（社外取締役も含む）、社長、その他の主要管理職務に就いてはならない。

前任のCPAの会計監査業務を引き継ぐことについて。会計士事務所を替える場合、前任及び後任の会計士両者に関係する。顧客が頻繁に会計事務所を替えている場合、会計と監査上の大きな問題に関してCPAと顧客の間に意見の相違が存在し、顧客がCPAの立場を認めないという可能性があること暗示している。後任のCPAが前任のCPAの会計監査業務を引き継ぐ場合、前任CPAの合法権益を故意に侵害してはならない。会計監査業務を引き継ぐ以前に、後任のCPAは前任のCPAに会計監査の顧客が会計士事務所を替えた理由を質問し、合わせて前任CPAと会計監査の顧客の間に存在するであろう重大な会計、監査上の問題に関する意見の相違に関心を払うべきである。もし、後任のCPAが前任のCPAが会計監査を行っ

た対象に重大な誤報がある場合、会計監査顧客に前任の CPA に通知してもらうよう依頼すべきである。あわせて、会計監査顧客に三者対談のセッティングを要求し、それによって妥当な処理を行うための措置を採用しなければならない。

公告、業務の誘致と宣伝について。会計士事務所は業務誘致のために、自身のサービスと技能に関する情報を社会に向かって宣伝する。業務の誘致は会計事務所と CPA が顧客以外の人々と接触して業務を獲得することを指すのである。宣伝とは会計事務所と CPA が社会に向かって関連事実を告知するものを指すのであって、自己を高くみせるためではない。CPA は職業のイメージを保ち、社会に情報を伝える場合、客観、真実、適切に行うべきだ。会計事務所はニュース、マスメディアを利用して自己の能力を宣伝してはならない。しかし、事務所の設立、合併、分立、解散、転居、名称変更、職員の募集及び CICPA が会員のために同意した宣伝の掲載はこの内に含まれない。会計事務所と CPA は脅迫、詐欺、利益誘導或いは騒動を起こすという手段を使って業務の誘致を行ってはならない。

現在、一部の国々では、会計事務所がメディアに業務誘致の広告を載せることを認めているが、中国ではまだ許されていない。『中華人民共和国 CPA 法』と『中国 CPA 職業倫理基本準則』の規定を基に、会計事務所と CPA は広告をメディアに載せることができない。その主な理由は以下の三つである。CPA のサービスの質及び能力は広告の内容からでは判断できない。広告はおそらく専門サービスの精神を損ねることになる。広告は同業者同士の不正な競争を招くことになる。

三、 中国 CPA の職業倫理の構築のための基本思想の推進

CPA の職業倫理の構築には全業界職員人員の実践の堅持、己に打ち勝ち自律すること、良好な職業倫理意識と習慣を養成することが待たれる。現在、中国の CPA 業界において、多くの職業倫理に反する現象がいまだなお存在する。例えば、会計事務所の低価格競争、品質を無視した劣悪な競争、収益を保つため、結果を考えないで企業側の要求に応じた会計監査を行い、干渉や圧力に直面し、あるべき独立性と注意深い職業態度の原則を保てず、心ならずも真実ではない会計監査報告を行うなどこれらのことすべてに対して、職業倫理の拘束力を強化して解決、規範化する必要がある。このため、中国 CICPA は業界の管理組織として、CPA の職業倫理の体系をさらに一步完成させ、職業倫理の養成と教育を強化し、監督力を強化し、業界全体の職業倫理水準を絶え間なく向上させようとしている。

(一) 職業倫理の規範体系をさらに完成させる

現行の『中国 CPA 職業倫理基本準則』は業界の基本規範として、CPA の職業倫理に対して原則的な規定を行っているが、さらに一步、具体的な準則を制定し、CPA の業務活動においてどのようにして職業倫理が要求する事柄に遵守するかを具体的に指導する必要がある。現在我々はこの方面の仕事に着手しているが、急場に対応するために、業界が当面突出した問題を解決するために、『中国 CPA 職業倫理規範の指導意見』を制定した。今後、我々は業界の職業倫理の規範の建設をさらに強化し、独立性、専門の職務遂行能力、秘密の保持、費用と手数料、書類作成業務と相容れない仕事、業務誘致と宣伝などの内容を含んだ職業倫理の具体的な準則と職業倫理の規範ガイドを一つ一つ公表し、業界会員に対してさらに具体的な自律ある要求を提出し、職業倫理水準の向上を促そうとしている。

(二) 業界の職業倫理教育を大いに強化する

職業倫理の構築は業界の発展に影響する重大な問題であり、CPA の職業倫理の構築任務は自然にできあがるものではなく、道德品格も一人一人の CPA が自発的に形成するのは難しい。このため、中国国内で、CPA 業界が職業倫理教育を強化するのは自然の成り行きである。将来の CPA 事業の担い手は道德と才能を兼ね備えた人物であるべきだ。それゆえ、我々は『業界信用建設の実施要綱』の徹底した実施と宣伝を契機として、業界全体において、職業倫理教育を大々的に展開している。後続者の教育と養成を行うとき、彼らに専門知識を授け、専門技能の訓練を行うだけではなく、職業倫理の知識を学ばせ、職業倫理の品性、情操を育てるべきである。特に職を敬う教育、職を楽しむ教育、職に勤める教育を重視し、職業倫理教育と基礎知識、専門技能の養成を有機的に結びつけなくてはならない。正反対の典型例、広範の宣伝、世論誘導、道德評価の実施を打ち立てることなどの多種類の形式を通して、業務従事者が職務活動中、自覚的に職業倫理の修養を実行し、職業倫理の修養を実行に移すように導き、多くの CPA の職業倫理水準を向上させるようにする。

(三) 監督する力を大いに強化し、業界の職業倫理水準をさらに高める

事務所及び業務実施者の業務の監督をうまく行うには、業界の職業倫理、業務活動の質、社会の名声を高めることに対して、業界の健全性、規範化、発展を促進することは重要な意義がある。このため、職業倫理の評価基準と評価方法を研究、構築し、職業倫理に対する評価と十分な監督を監督業務のなかに取り入れる必要がある。事務所の変更に引き続き注意を払い、同業者同士がお互いを中傷し、低価格競争を行う現象を避けることに力を尽くし、会計監査上の都合から企業によって委託を取り消される事務所と企業からの委託を取り消されないように、前任の会計事務所より企業にとって都合のよい会計監査結果を出す事務所に対しての監督業務をさらに深めることを強化する。

当然、CPA の職業倫理の優良化は社会環境の改善から切り離すことはできない。CPA の職業倫理は社会の各種の影響や干渉を受けることを避けることはできない。それゆえ、CPA の職業倫理の構築には、業界の自律を強化する以外に、全社会に向かっても、道德向上の自覚、道德修養の重視、調和の取れた環境の建設という基本の要求をしなければならない。当面、中国社会全体で信用の構築が展開されているので、中国 CPA 業界はこの機会をしっかりと捕まえ、優良な職業倫理を提唱し、社会の信用建設において責任を果たし、社会全体の信用建設を推し進めるため、中国経済の持続的、迅速的、健全な発展を推し進めことに我々も貢献しなければならない。

2. 国際財務報告基準 IFRS

国際財務報告基準 IFRS を本検討委員会の柱の一つとして検討することは、本補助金の申請手続における面接審査時に面接委員から特に指摘された事項である。国際財務報告基準 IFRS を高等教育機関でどのように教えるのかについては、同基準をアドプションする国々では、共通の課題となっている。本検討委員会は、国際財務報告基準 IFRS の教育方法についての情報収集に努めた。同基準を策定している国際財務基準審議会を構成しているのは、基本的には、各国の会計職業団体であり、国際的に活動している会計事務所は、それぞれ高等教育機関に対する教育に役立つ資料等の無料提供を行っており、また各国の会計教育に関係の深い学会やリーダーは、セミナーやシンポジウムを通して、開発した教育ツールを普及させている。

本検討委員会の国際財務報告基準ワーキンググループは、ウェブサイトで公表されている資料収集、内外の学会での特別セッション等での情報収集、IFRS セッションの開催等を通して、IFRS 教育方法の情報収集に努めた。それらは膨大となるため、ここですべてを提示することはしないが、平成 22 年 1 月 25 日に開催した IFRS セッションでの情報は、本報告書の追補として別冊の形で開示する。

IFRS セッションは下記の枠組みで開催した。

IFRS セッション

国際財務報告基準 IFRS の教育と実務上の諸課題

趣旨 IFRS を高等教育機関、一般財団法人会計教育研修機構でどのように教育していくのか、教員養成はどうするのか等の教育にかかる視点が、これまでの IFRS の検討では十分に行われてきませんでした。そこで、会計大学院コアカリキュラム検討委員会（文部科学省の専門職大学院等教育補助金事業）では、IFRS をもっとも重要なコアカリキュラムの一つとして位置づけ、その検討を行って参りました。また、金融庁からは、IFRS のアドプションに向けたロードマップが公開され、実務界ではその対応を急いでいます。その一環として、IFRS に基づく財務諸表を作成する部門の方々の教育をはじめ、実践上の諸課題に実務界は直面しています。今回の IFRS セッションは、国際会計基準審議会元委員の米国スタンフォード大学 Mary Barth 教授と金融庁の三井秀範氏を基調講演者としてお迎えし、標記課題についてのご講演をいただくとともに、それに関するディスカッションと Q&A を行うものです。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

日時：平成 22 年 1 月 25 日（月）午後 1 時から 4 時まで

場所：青山学院大学会計大学院教室

講師：スタンフォード大学教授 Mary Barth 氏

金融庁総務企画局企業開示課長 三井秀範氏

討論者：Mary Barth 氏

三井秀範氏

関西学院大学教授 平松一夫氏

三井物産執行役員 岡田譲治氏

司会：東北大学教授 高田敏文氏

なお、Mary Barth 氏の基調講演と発言は英語で行いますが、同時通訳が付きます。
参加費は無料です。

当日の内容

1. 1:00-2:00 Mary Barth, IFRS 導入に向けた教育上の諸課題（仮題）
2. 2:00-3:00 三井秀範氏, IFRS の実践上の諸課題（仮題）
3. 3:00-4:00 ディスカッションと Q&A
4. 4:00-5:00 予備

主催 会計大学院コアカリキュラム検討委員会

共催 会計大学院協会, NPO 国際会計教育協会

なお、この事業は文部科学省の専門職大学院教育推進補助金で実施するものです。

3. IT 支援監査技法

会計ならびに監査実務における情報技術（Information technology; IT）の活用は必須のものとなっている。こうした状況の下、会計専門職に対しては、高度な IT に関する知識ならびに運用能力が求められるようになってきている。2006 年には、国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会から、国際教育実務ステートメント公開草案「職業会計士のための情報技術（IT）」（International Education Practice Statement “Information Technology for Professional Accountants.”）が公開されたが、そこでは、国際的な潮流として会計専門職に対して高度な IT 技術の修得を求めている。

IT 支援監査技法の授業全体の概要・位置づけならびに運営方針は、下記の通りである。

講義全体の概要

第 3 回までで CAAT についての基本を学習する。第 4 回以降は実習とする。まず、第 4 回と第 5 回では、ACL の基礎的な操作について学習し、第 6 回以降は統制評価、仕訳・元帳、不正発見などについての具体的なケーススタディに取り組んでいく。

講義の位置づけならびに運営指針

本講義の運用にあたっては、会計・監査、ならびにコンピュータ（表計算ソフトウェア、データベースソフトウェア）の基礎的な知識、ならびに企業情報についての概論的な知識を有していることを前提とすることから、2 年次（ないし 1 年次後期）での受講を想定している。また、国際会計教育基準審議会の指針をふまえれば本科目は、必修化に近い形が望ましいが、設備、人員、また学生の水準をふまえれば、当面は選択科目（ないしは選択必修科目）とすることが妥当である。

講義については、第 4 回講義以降は、ACL 等の監査ソフトウェアがインストールされた PC が整備された環境での実施が望ましく、原則として受講者一人あたり PC 1 台体制を準備すべきである。なお、受講者が 5 名程度を超える場合は、ティーチング・アシスタントが配置されることが望ましい。

また、各回の授業での講義内容と指導のポイントは下記の通りである。

(1) 会計・監査と IT（情報技術）をめぐる状況（オリエンテーション）

講義内容

会計・監査をめぐる IT（情報技術）の利用に関するこれまでの経緯ならびに現状について概説する。現在の会計情報の構築において IT は不可欠なものとなっている。そしてそれに対応して、会計監査は、IT によって自動化された業務処理統制プロセスを効率的に監査することが求められるようになってきている。こうした状況をふまえ、会計専門職として IT について理解することが必須であることを理解する。

さらに、講義の内容の説明した上で、以下の点に関する受講生の前提知識の確認をする。

- ・企業内の経理手続き、内部統制
- ・基本的な監査手続
- ・表計算・データベースソフトウェアの操作方法
- ・データの形式（テキスト、CSV 等）について

上記についての理解が不足している場合は、補足教材を提供する。

指導のポイント

- ・講義の全体像を概説する。
- ・基礎的知識についての確認をしつつ、補足教材を提供することで、実習時における全体的なレベルをそろえることを考慮する。

(2) 財務諸表監査における IT（情報技術）の利用

講義内容

財務諸表監査における IT の利用をめぐる背景と現状について、日本公認会計士協会 IT 委員会報告第 3 号「財務諸表監査における情報技術 (IT) を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」のⅠ～Ⅲ章に依拠して講義する。

なお、同報告では下記のように言及されている。

企業が利用している IT は、監査人が実施するリスク評価に大きな影響を与えている。したがって、監査人には、企業が構築した業務プロセス（ビジネスプロセス）と IT に関する知識、及びそれに対応できる技術的な能力が求められる。具体的には、企業の統制活動として IT による自動化された統制活動や IT による情報を使用した統制活動が組み込まれている場合が多く、また監査人が実施する実証手続においても IT による情報を使用した手続があることから、監査人の IT への対応は必要なものとなっている。

指導のポイント

- ・企業における IT の利用が、財務諸表監査における IT の利用の必要性を生み出している点について講義する。
- ・会計監査人は、必ずしも IT の専門家ではないことから、テクニカルな点よりも、背景・構造について理解することが重要な点を強調する。

(3) CAAT（Computer Assisted Audit Techniques, コンピュータ支援監査技法）の概要

講義内容

CAAT は、データ・ダウンロード監査技法（DDL 監査技法）が発展したものであり、企業で利用している IT から直接データを抽出するなどして、データに対して直接的に監査手続を適用する手法として用いられるようになっている。こうした経緯について下記に焦点を当てて講義する。

- ・ CAAT の歴史
- ・ 監査テクノロジー
- ・ CAAT のメリットと機会

指導のポイント

- ・企業の業務プロセスの IT 化と対応するものであることを指摘する。
- ・David G. Coderre 著、監査法人トーマツエンタープライズリスクサービス監訳、安部靖雄・伊藤哲也・中原國尋 訳『内部監査のためのデータ監査技法』第一法規を参照する。

(4) ACL 実習 (1) ACL の基本 ①

講義内容

ACL を含めた監査ソフトウェアの特徴として、下記を理解する。

- ・監査業務のためのデータ分析ツールであること。

ERP や会計システム，あるいは Microsoft Excel/Access などでは困難な，企業全域にわたるデータ監査が可能である。

- ・データアクセスと分析

監査用のデータ変換などの手間をかけることなく，既存の会計システムや企業データベース，フラットファイルなど，あらゆる種類のデータ分析が可能。

指導のポイント

- ・ACL 社のデモ画面，また，実際に ACL を操作することによって，監査ソフトウェアの特徴についての理解を進める。
- ・ACL 教育教材 105 に基づく。

(5) ACL 実習 (2) ACL の基本 ②

講義内容

ACL を含めた監査ソフトウェアの特徴として，下記を理解する。

- ・独自の分析パッケージであること

監査業務のデータ分析用に設計されたツールにより，複雑な分析業務も実施される。

- ・データの完全性を維持できること

基幹システムなどソースデータへの直接的な書き込みは行わないため，データの完全性が維持される。

指導のポイント

- ・ACL 社のデモ画面，および，実際に ACL を操作することによって，監査ソフトウェアの特徴についての理解を進める。
- ・ソフトウェアの操作に慣れるようにする。
- ・ACL 教育教材 105 に基づく。

(6) ACL 実習 (3) 仕訳・元帳の妥当性の評価

講義内容

仮想企業の誤りを含んだ仕訳・元帳データに対して ACL を用いて，下記の分析を進める。

- ・仕訳の適正性（内容，タイミング）
- ・転記の正確性

これらの分析目的が，下記である点を理解する

- ・効率的かつ適時に決算する
- ・財政報告の締め切りの厳守
- ・財務上の誤謬/修正再表示のリスクを減少する正確な営業報告の作成
- ・総勘定元帳の作成プロセス (GL process) における営業，財務そして規制のコントロールのコスト効率性の維持

指導のポイント

- ・膨大な仕訳，元帳データから，問題がある箇所をスムーズに発見できるようにする。
- ・仕訳，元帳転記にかかる実務上の処理について理解を促す。
- ・ソフトウェアの操作について慣れるとともに，ケーススタディを通じて，統制評価につい

て理解する。

(7) ACL 実習 (4) 売掛金の年齢調べ

講義内容

売掛金の年齢調べ (Aging List) は、売掛金の内容を、売掛発生日ごとに分析した一覧表であり、例えば、支払条件が納品後翌月末払いであれば。当月売上が売掛残高となっているのは正常に支払条件とおりに支払っている正常債権といえる。ここで、1 カ月を超えて入金となされていないければ、何らかの事情で支払条件を超えており、さらに 3 カ月程度を越えて回収されていないければ、深刻な状況にあるといえる。そして、こうした回収が遅れている売上債権に対しては、貸倒引当金を設定することが求められる。

この講義では、ACL を通じて大量の売掛金データから、回収に問題があると考えられるデータをピックアップして、それぞれの背景、深刻さを見極める方法を講義する。

指導のポイント

- ・ 売掛に関する会計処理は、会計大学院生であれば熟知していると考えられるが、具体的にその処理がいかになされるのか、また、いかに判断すべきなのかについて検討する。
- ・ ACL 教育教材 105 に基づく。

(8) ACL 実習 (5) 在庫の管理の分析

講義内容

在庫（棚卸資産）プロセスの評価は、原材料の受入、払出、原価計算、完成在庫、製品払出、売上原価計上について実施される。各証憑のデータから ACL を用いてこれらが整合的であるかについて検証する方法を理解する。

指導のポイント

- ・ 企業の在庫管理とそれに連動した会計処理について理解を促し、その上で統制評価を理解する。
- ・ ケーススタディを通じて、実践的な在庫管理の手法について理解する。
- ・ ACL 教育教材 105 に基づく。

(9) ACL 実習 (6) 統制評価 ① 一販売プロセスの統制評価 - 1 -

講義内容

第 9 回から第 12 回講義では、ACL 教育教材 255 のロックウッド社（仮想会社）について、ACL データ分析技法を適用して統制 (controls) をテストする実習を行う。

第 9 回講義では、ケースとして設定するロックウッド社の概要について説明し、内部統制の課題がどこにあるのかを明らかにする。その上で、販売サイクルの統制評価として、顧客の与信限度額が適切に承認されているかについて検証する。

指導のポイント

- ・ 販売サイクルの業務について把握する。
- ・ ケーススタディを通じて、有効性評価について理解する。
- ・ 財務会計上の売上ならびに売掛金の処理と結びつけた理解を促す。
- ・ ACL 教育教材 255 を用いる。

(10) ACL 実習 (7) 統制評価 ② ー販売プロセスの統制評価 - 2 -

講義内容

ACL 教育教材 255 のロックウッド社（仮想会社）について、ACL データ分析技法を適用して統制（controls）をテストする実習を行う。

販売サイクルの統制評価として、販売インボイスに適用された割引は適切なもので限度内か。売上収益が製品・商品が出荷されるまで認識されていないかについて検証する。

指導のポイント

- ・ ケーススタディを通じて、有効性評価について理解する。
- ・ 販売における割引の仕組みについて理解する。財務会計上の処理との結びつきについても理解する
- ・ ACL 教育教材 255 を用いる

(11) ACL 実習 (8) 統制評価 ③ ー購買サイクルの統制評価 -1-

講義内容

ACL 教育教材 255 のロックウッド社（仮想会社）について、ACL データ分析技法を適用して統制（controls）をテストする実習を行う。

購買サイクルにおける過払いがなされていないか、権限外の購買活動がされていないかを検証する。

指導のポイント

- ・ ソフトウェアの操作について、自発的に実施できるようにする。
- ・ 買掛金の支払いの統制評価について理解を促す。
- ・ ACL 教育教材 255 を用いる

(12) ACL 実習 (9) 統制評価 ④ ー購買サイクルの統制評価 -2-

講義内容

ACL 教育教材 255 のロックウッド社（仮想会社）について、ACL データ分析技法を適用して統制（controls）をテストする実習を行う。

第 12 回講義では、支払いの請求と承認の分離（segregation）が十分に維持されているか、支払いが送り状および注文書にそって実施されているかについて検証する。

指導のポイント

- ・ データベースの分析について、手法を教えるのではなく、自ら創意工夫して分析プログラムを構築できるようにする。
- ・ 買掛金の支払いの統制評価について理解を促す。
- ・ ACL 教育教材 255 を用いる

(13) ACL 実習 (10) 不正の検証 ① ー購買の不正

講義内容

ACL 教育教材 252 の BreeZee 社（仮想会社）について仕入および買掛支払における不正の検証について取り組む。第 12 回講義では、不正を承認と正当性の観点から検証する。承認金

額を低く見せる取引分割，過払い，従業員と業者の重複，注文書と請求のマッチングの検証方法について講義する。また，システムの的には，N 対 1 のデータ関係についての処理の基礎的な考え方を取り扱う。

指導のポイント

- ・ ケースの背景について理解を深めた上で，分析を進める。
- ・ データベースの分析について，手法を教えるのではなく，自ら創意工夫して分析プログラムを構築できるようにする。
- ・ ACL 教育教材 252 を用いる

(14) ACL 実習 (11) 不正の検証 ② 一経費の不正

講義内容

ACL の教育教材 252 の，DigiLink Telecommunication 社（仮想会社）における従業員の出張にかかる旅費の管理の問題，ならびに Cypress Assistants 社（仮想会社）における購買カードを通じた不正の問題に関するケースを通じて，データ分析を通じて不正を発見するプロセスについて理解する。

前者では，従業員データ，支出報告，費用内訳，事前承認のデータを，旅費規程，を関連づけて，重複請求，食費手当超過，旅行承認，領収書の未提出，承認額 25%以上超などの検証，後者では，禁止業者との取引，週末・休日取引・取引金額限度超過，月額金額超過，分割取引などの検証を進める。さらに分析手法としては，これまでに用いたてきたものの総合的な復習をしていく。

指導のポイント

- ・ ケースの背景について理解を深めた上で，分析を進める。
- ・ データの分析において一から手法を教えるのではなく，自ら創意工夫して分析プログラムを構築できるようにする。
- ・ ACL 教育教材 252 を用いる

(15) CAAT の課題 一講義のまとめ

講義内容

講義全体のレビューとして，CAAT についての受講者間のディスカッションを実施する。CAAT のメリット，限界について議論する。

また，国際会計実務意見書第 2 号「会計専門家のための IT」をふまえて，今後の会計専門職に求められる技能について討論する。

指導のポイント

- ・ CAAT に関するテクニカルな面だけでなく，その背景を理解できているかを確認する。
- ・ 会計専門職として国際的に IT を用いた高度な分析能力が求められている点について確認する。

4. インターンシップ

I. インターンシップの定義・目的・プロセス

I-1 インターンシップの定義

インターンシップとは、教育機関が、学生の学問上または職業上の目標に関係のある分野の企業または組織に学生を委託し、就業体験をさせることである。就業体験により、理論と実務を融合させ、効果的に学習を進めることが、通常、インターンシップの目的となる。

なお、インターンシップという用語を用いず、CO-OP 教育という表現を用いることもある。しかし、インターンシップと CO-OP 教育は、区別すべき概念である。たとえば、カナダ CO-OP 教育協会は、1 業務経験期間を持つプログラムを CO-OP 教育インターンシップ・プログラムと定義する。そして、複数の業務経験期間を持ち、全体的なカリキュラムに統合されたプログラムを CO-OP 教育とよんでいる¹。

I-2 インターンシップの目的

会計大学院においては、主として、会計または監査事務所が、学生の目標に深く関係する組織であり、したがって、学生を委託する組織となる。会計または監査事務所における就業体験により現場を知することは、その後の学習を効果的に進めるために、役立つ。会計大学院で理論を学習する際に、現実的事例を当てはめて、より深く考察することができる。また、理論の実践可能性を検討するための刺激を与えることにもなり、学生の積極的学習意欲を促進することにもつながる。

会計または監査事務所における就業体験により、会計・監査・税務などの理論が、現場の問題解決にどのように適用されているかを学習することができる。具体的には、監査の理論を用いてどのように現場の資料を読み解いて結論を導き出すか、法解釈と事実認定の違いをどのようにして調整するか、知識を総合化し、どのようにして特定の顧問先の課題を解決するかなどの体験をすることができる。これにより、会計大学院で学習した理論が現場でどのように適用されているかを知ることができる²。

『インターンシップ産学連携教育 白書』が指摘するように、CO-OP 教育の、大学院側の視点から見た目的は、「キャリア教育志向」目的と「専門性志向」目的に分けて理解することができる³。

¹ <https://www.cafce.ca/pages/home.php> なお、インターンシップ後に、大学で講義を受ける期間を経て卒業することが必須であり、業務経験期間後にただちに卒業することは認められていない。

² 会計専攻学生のための会計に関するインターンシップの効用は、米国等において、多くの調査により明らかにされている。1952 年にアメリカ会計学会が行った調査では、次の 3 つの中心的効用を見いだしている。①大学の授業では遭遇しない会計技術や問題に遭遇する。②実務の理解が深まる。③授業を理解し吸収する能力が向上する。

³ 産学連携教育日本フォーラム（編）『インターンシップ産学連携教育 白書』2005 年、96-98 ページ。

「キャリア教育志向」目的の場合、比較的低学年の学生を対象に実施し、学生の大学院における学習を効果的に進めるための刺激を与えることが主眼になる。学生の専門能力はまだ十分ではないため、受け入れ組織にとっては、学生の関与による成果を期待することはできず、社会貢献ないし PR のために学生を受け入れることになる。成果を期待しないので、学生への報酬の支払いはないことになろう。この目的のインターンシップは、社会人経験のある学生で、会計や監査業務の経験を積んだ者には、必要ないであろう。

「専門性志向」目的の場合、比較的高学年の学生を対象に実施し、大学院で培った専門能力を現場に適用することにより、現場での問題解決に貢献し、専門能力の応用力を高めることが主眼になる。受け入れ組織も、一定の実質的成果を得ることを期待するであろう。したがって、成果に応じた報酬が学生に支払われるべきである。この目的のインターンシップの対象になる学生は、一定の専門能力を蓄積し、「キャリア教育志向」目的のインターンシップまたはこれに相当する業務経験を持つことが必要である⁴。

我が国の会計大学院において、インターンシップは、まだ根付いていないとはいえない。まず、「キャリア志向目的」のインターンシップを根付かせ、その後、「専門性志向」目的でのインターンシップを構想することが適当であろう。したがって、Ⅱでは、「キャリア志向目的」のインターンシップの枠組みについて詳述し、補足として、「専門性志向」目的のインターンシップを実施する場合の考え方に触れる。

なお、会計大学院には、既に実務経験のある学生も存在する。実務経験の内容にもよるが、それが会計、監査または税務業務である場合、キャリア教育指向型のインターンシップを受ける必要はないであろう。一定の要件（たとえば、上場企業において、経理部門、財務部門または監査部門に3年間以上在籍）を設け、その要件を満たす学生には、インターンシップを必修としない等の対応をする必要がある。

Ⅰ-3 インターンシップのプロセス

インターンシップを効果的に実施するためには、大学院側がインターンシップの目的を明確にし、受け入れ組織側と十分な協議を行い、目的を達成するための業務内容にも関与することが不可欠である。また、成績評価を適切に行うため、評価基準について、事前に検討し、受け入れ組織間でのレベルの統一を図ることも必要である。また、大学院側が学生に対し、インターンシップに関する十分なオリエンテーションを行い、法令遵守と守秘義務について厳しく指導することが不可欠である。

インターンシップに関する受け入れ組織側および学生の負担を最小化するとともに、大学院側が学生の状況をリアルタイムに把握するために、e-learning のシステムを活用することも考慮すべきである。具体的には、オリエンテーションの実施や受け入れ組織の状況およびシステムの説明は、e-learning システムを通して、一部を実施することが可能であろう。

⁴ この目的でのインターンシップは、必然的に、就職活動と密接に関連することになる。

場合によっては、監査計画策定業務の一部を実施することも可能かもしれない。また、学生に研修日誌を大学院の担当教員に送信するように求めることにより、学生のリアルタイムの状況把握が可能になる。

また、オリエンテーションや受け入れ組織の状況およびシステムの説明、監査計画策定業務の一部は、大学院において、通常の授業における演習と同様の形で、集合研修として実施した方が、受け入れ組織の負担が少なくなるであろう。必要に応じ、集合研修形態も検討すべきである。

以上を念頭に、インターンシップの一般的にプロセスを示せば、次のようになるであろう。

- ① 大学院側と受け入れ組織との協議
- ② 参加学生へのオリエンテーション
- ③ インターンシップ委託先の決定
- ④ インターンシップの実施
 - ・ e-learning または大学院における集合演習による研修
 - ・ 事務所における業務
- ⑤ 成績評価

成績評価は、大学院側のインターンシップ運営委員会が、受け入れ組織による「指導経過報告書」と学生による「インターンシップ報告書」を照らし合わせて行う。これらの報告書の効用についてなされた調査が少ない中で、Martin & Wilkerson (2006) には注目しておくべきである⁵。彼らの調査結果によれば、学生は、インターンシップの経験により、動機付けの価値よりも知識の価値を感じている。特に、インターンシップは、彼らの会計の知識に関する自信を著しく高めたが、学習意欲や会計キャリアへの関心を著しく高めたわけではなかった。彼らの調査結果が日本でのインターンシップに当てはまるかどうかは不明であるが、インターンシップ後の授業で生かすことに焦点をおいて「インターンシップ報告書」の設問を工夫することが必要であろう。

Ⅱ-1 では、上記プロセスのうち①から③までについて述べる。Ⅱ-2 では、「キャリア教育志向」目的インターンシップを前提として、④⑤について述べる。Ⅱ-3 では、「専門性志向」目的のインターンシップを実施する場合に発生する検討課題を指摘する。Ⅱの最後に、一般企業を受け入れ組織として実施する場合について考察する。

Ⅱ. インターンシップの枠組み例

Ⅱ-1 事前準備

⁵ 彼らは、Wake Forest University に在籍する 132 名の会計専攻の大学院生に、インターンシップから受けた価値について質問している。(Martin, D. R., and Wilkerson, J. E. Jr. (2006). An Examination Of The Impact Of Accounting Internships On Student Attitudes And Perceptions. *The Accounting Educators' Journal*, Vol. XVI, 129-138.)

（１）大学院側と受け入れ組織との協議

大学院は、インターンシップ運営委員会を設置する。運営委員会は、インターンシップの実施に関する責任を持つ。運営委員会は、受け入れ組織と、以下に関し協議する。

- ・ 受け入れ組織において学生を指導する、担当者を選定するための基準。直接指導する「上司」にあたる担当者のほか、学生の相談相手となる「メンター」となる担当者をおくことが望ましい。
- ・ 受け入れ組織が、学生を指導する際に参照する、経験させるべき業務内容を含むマニュアル。法令遵守および守秘義務に関する指導（管理体制を含む）、会計および監査補助業務、顧問先企業への同行、各種書類の起草や調査等の内容を含むことが望ましい。
- ・ 受け入れ組織が作成する指導報告書の作成要領。この報告書は、学生の成績を評価する際に、学生によるインターンシップ報告書とともに、評価の基礎となる。
- ・ 受け入れ組織と運営委員会の連絡調整方法。

（２）参加希望学生へのオリエンテーション

参加希望学生に対し、インターンシップ運営委員会から、インターンシップの目的、概要、実施期間、履修手続方法、成績評価方法について理解する。また、法令遵守および守秘義務については、特に厳しく指導する。その際、履修にあたり、大学院および受け入れ組織に対し誓約書を提出しなければならないこと、これに反した場合には、教授会の議を経て懲戒処分に出すことを周知徹底する。参加希望学生に、「インターンシップ希望表」、「自己調査報告書」および「誓約書」を配布する⁶。

各受け入れ組織から、受け入れ組織の概要や指導の概要について理解する。説明に際しては、少なくとも、以下の点について、要点は文書で示して説明を行う。

- ・ 研修の目的
- ・ 受け入れ期間・受け入れ人数
- ・ 受け入れ組織の概要
- ・ 研修の内容（プログラム） 原則として、各日に行う業務の概要を示す。

希望学生に対し、受け入れ組織の担当者と面談の機会を設けることが望ましい。

（３）インターンシップ委託先の決定

参加希望学生は、期日までに、「インターンシップ希望表」および「自己調査報告書」を運営委員会に提出する。運営委員会は、これらの資料を基に、各受け入れ組織と協議し、各受け入れ組織に委託する学生を決定する。その後、参加希望学生は、大学院および受け入れ組織に「誓約書」を提出する。

⁶ 添付資料にひな形を示した。

Ⅱ-2 キャリア教育指向型インターンシップ

(1) 科目分類

会計大学院では、会計及び監査のプロフェッショナルに必要な思考力の基礎となる理論的知識のみならず、実務的知識に関する講義を行っている。このような知識が、会計または監査事務所の現場においてどのように適用されているのかについて学生自ら観察、経験することにより、知識の習得と、習得した知識の実務への適用が一連のプロセスであることを理解することが、プロフェッショナルの素養として必須である。

したがって、会計大学院においては、キャリア教育指向型インターンシップは必修科目として科目配置することが必要である。ただし、社会人経験のある学生で、会計や監査業務の経験を積んだ者には必要ないと考えられることから、このような学生の修了要件には含めない措置を講ずることになる。

(2) 開講時期・時間

キャリア教育志向型インターンシップの場合、比較的低学年の学生を対象に実施し、学生の大学院における学習を効果的に進めるための刺激を与えることが主眼となるが、インターンにやはり職業倫理、財務会計論、監査論、ITといった一定の学習を積んでいることも必要とされる。Semester制度の授業歴を踏まえると、このような一定の学習を1 Semesterで課すことは学生に相当の負担ともなりうる。したがって、2 Semesterの終了した2月から3月の間に実施することが適当と考えられる。

また、キャリア教育志向型インターンシップにおいては、受け入れ組織に関する理解、業務内容の理解と業務の準備作業、そして、実地研修を経験することが最低限必要であるので、インターンシップの日数は10日間（2週間）と設定することが必要である。

(3) 単位数

インターンシップにおける受け入れ組織での研修総時間数は60時間（＝1日6時間×10日間）が1つの目安と考えられる。このほか、研修後に提出するインターンシップ報告書の作成などに相当の時間を要すると考えられる。1単位の学習時間は45時間とされることを勘案すれば、2単位科目として配置すること相当である。

(4) 担当者（実施責任者・成績評価責任者）

担当者は、インターンシップの実施に関する責任を持つインターンシップ運営委員会とする。なお、インターンシップに関する成績評価は、各学生を担当する教員および受け入れ先組織の評価を受けて行われるが、成績評価に関して対学生に責任を負うのはインターンシップ運営委員会とする。

(5) 到達目標

キャリア教育志向型インターンシップは、会計または監査事務所における実地研修を通じて、知識の習得と、習得した知識の適用が一連のプロセスであることを理解することを目的とする。すなわち、実地研修の場である、会計または監査事務所における業務プロセスを理解したうえで、会計大学院で習得した会計・監査・税務などの理論的知識を踏まえ、特定の

事案における問題点を認識・識別する能力，そして，問題の解決に必要な資料・データの選定し，これを分析したうえで，解決策の立案に結び付ける能力を習得する。

さらに，これらを単独でまたはインターンシップ先の指導者との共同で行うといった経験と観察を通して，今後，どのような理論的・実務的知識，スキルの習得が必要なのかという自覚を促し，自発的な学習プロセスの確立を図ることをも目的とする。

（６）各回の講義内容

講義内容は，法令遵守および守秘義務に関する指導（管理体制を含む），会計（税務）または監査補助業務，および顧問先企業への同行を含んでいることが必須である。ただし，その具体的内容は，受け入れ組織の業務内容とその特色を踏まえて，個々にアレンジするものといえる。

なお，講義内容の一部について受け入れ組織間で定型化が可能であれば，e-learning または大学院における集合演習による研修という形式で実施することも考えられる。例えば，仮想の企業に関する業界分析，リスク分析とその評価等を行うといったことが考えられる。大学院における集合演習は，受け入れ先組織の担当者の立会，指導のもと実施されることが望まれる。

（７）学習準備等

キャリア教育志向型インターンシップは，会計または監査事務所における実地研修を通じて，知識の習得と，習得した知識の適用が一連のプロセスであることを理解・習得することを目的とすることから，職業倫理，財務会計論，監査論，IT，租税法といった一定の科目を予め履修しておくことが望まれる。

（８）成績評価方法

成績は，インターンシップ運営委員会が，受け入れ組織による「指導経過報告書」と学生の提出した「インターンシップ報告書」を照らし合わせ，受け入れ組織側の担当者とも意見交換をして評価する⁷。評価は，インターンシップが個別性の高い指導であることから，相対評価ではなく，絶対評価が適当であると考えられる。

成績評価は，直接の指導者である受け入れ組織だけでなく，第３者の視点から目標が達成度に対する評価を含めることが適当と考えられることから，受け入れ組織とインターンシップ運営委員会との協議を経て行うものとする。

Ⅱ－３．専門性指向型インターンシップ

（１）専門性指向型インターンシップの意義

いわゆるコア・カリキュラムとして位置づけられるインターンシップとは，学生が就業体験を経て，会計専門職大学院の中で行われている講義（理論）と実務を融合させ，効果的に学習を進めることを目的とするものであって，原則として，全ての会計専門職大学院の学生をターゲットとするものである。

⁷ 添付資料にひな形を示した。

これに対して、専門性指向型のインターンシップとは、一定の能力を有する学生が、これまでの学習を生かして、職場における即戦力となるような高度のスキルを身につけることを目的とする就業体験である。なお、これもまた会計専門職大学院の教育のひとつとして位置づけられることから、会計大学院の授業として単位化される。しかし、以下で示すような特殊性があることから、これは選択科目としての位置づけとなり、必修、選択必修ないしこれに順ずる位置づけとはなりえない。

（２）専門性指向型インターンシップの到達目標

① 高度のスキルの修得

このタイプのインターンシップは、通常のインターンシップにおけるような就業体験で得られる学習効果を目的とするのとは異なり、就業体験を通じて近い将来に就職するであろう会計・監査事務所において即戦力となるような高度なスキルを身につけることをその目的とする。

一定の能力以上を有する学生は、高度なスキルを身につけるべく訓練にも十分に耐えられるし、また一流の人材となるよう訓練を受けることを希望する者の多くいると考えられる。会計大学院としても、より能力の高い、社会が求めているまたはそれ以上の能力を有した修了生を輩出する使命を負っていることから、学生に高度のスキルを修得させることもまた教育として重要である。

② 学生との協働

また、受け入れ先の会計・監査事務所においても、通常のインターンシップにおいては、もっぱら学生に対して指導をするということになるが、このタイプのインターンシップでは、学生は一定以上の能力があることから、学生に対して一定のまたは補助的な仕事を任せたり、学生と協力して仕事をするということも可能になる。

このことは、通常のインターンシップが無報酬で行われるのに対して、このタイプのインターンシップは有償で行われるということをも意味する。有償とすることで、受け入れ先の会計・監査事務所もそれに見合った仕事を任せることも可能となる。会計・監査事務所が短答式試験合格者をアルバイトとして採用することがあることもあるが、このタイプのインターンシップでは、一定の報酬を与えて仕事をさせることができ、さらに、派遣している会計大学院が貢献的な役割を果たすことにもなる。学生の側としても、アルバイトをするという必要性はなくなる（もちろん、このタイプのインターンシップがアルバイトの代替機能を果たすということは主たる目的ではなく派生的に現れるものである）。

会計大学院の２年生の段階で公認会計士試験を合格した学生としては、大学院をやめて会計・監査事務所に就職するという選択肢があり、こちらを選択するということも考えられよう。しかし、せっかく２年間で完結する会計大学院の教育を途中で放棄するのはもったいないことである。そこで、このタイプのインターンシップであれば、会計・監査事務所で働くこともでき、かつ単位化され、同時並行的に授業を受けることもできるので、会計大学院を修了することができる。

会計・監査事務所は、公認会計士試験合格者には実務補修をさせなければ、公認会計士としての仕事をさせることはできないことになる。このインターンシップが実務補修の機能を

果たすものとなるのであれば、その期間を短縮することもできる。これは、学生の側にとっても、少しでも早く公認会計士としての仕事を行う上で有意義なものとなる。

③ 就職活動

また、受け入れ先の会計・監査事務所で、当該学生の能力を見た結果から、必要な人材ということになれば、大学院修了後に採用するということもできる（通常のインターンシップにおいては就職活動とインターンシップとは切り離して考えられているが、このタイプのインターンシップではその延長線上に就職があつてよいものとする）。学生の側にとっても、受け入れ先の会計・監査事務所に対して自分の就職先企業としてふさわしいかどうかを確認でき、その上で就職活動をすることもできる。そもそも学生がこのタイプのインターンシップ先の会計・監査事務所を選択する段階において、将来の就職先をある程度は選択するという意味をもつことになる。

（３）インターンシップの参加要件

専門性指向型インターンシップの場合、その趣旨から、全ての学生に対して、または希望する学生に対して参加を認めることはできない。すなわち、一定の能力を有した学生にのみ参加を認めるということになる。受け入れ先の会計・監査事務所としても、一定の仕事ができることを前提としているため、その能力を有していることが必要であろう。

そこで、まず公認会計士試験合格に近い者、すなわち短答式試験の合格者（もちろん論文式試験合格者も含む）であるということがその資格となると考えられる⁸。学生にとっては、短答式試験合格ということによって一定の能力を認められたことにもなるし⁹、将来の就職ということを考える時期でもある。受け入れ先の会計・監査事務所としても、短答式試験の合格者であれば、一応、将来の公認会計士として期待できる水準に達していると考えることができる。

短答式試験は、現在においては年間で２回、５月と１２月に実施されている。どの段階での合格者であることが必要であるかということは、次のインターンシップ実施期間とも関連するが、２年次秋学期実施ということになれば、少なくとも２年生の５月までの段階で短答式試験に合格していることが必要である。すなわち、１年次の５月か１２月、２年次の５月のいずれかにおいて短答式試験に合格していることが必要になる。

あと、要件としては、２年次に達していることが必要であると考えられる。一定の能力を有する学生ということターゲットに考えているが、これは短答式試験さえ合格していればよいというものではない。少なくとも１年間は会計大学院で会計学およびその関連する学問について専門的な学習をし、修得してきたということも必要であろう。

よって、以上の点を考慮すると、このインターンシップの参加要件は、短答式試験に合格している者であつて、かつ２年生であつてその時点における会計大学院の成績が優秀な学生ということになる¹⁰。

⁸ 通常、会計専門職大学院の学生は公認会計士短答式試験に合格した段階で、会計・監査事務所に対して、就職活動を行う。

⁹ 実際に、会計専門職大学院の現役学生が短答式試験に合格することは多くなく、優秀な学生が現役で短答式試験に合格している。

¹⁰ 成績が優秀であることを前提としているので、修了見込み者であることはいうまでもない。

（４）インターンシップ実施期間

インターンシップ期間の設定に関しては、高度のスキルを身につけるということを目標としているため、通常のインターンシップにおけるような２週間程度というわけにはいかない。会計・監査事務所において即戦力となるような高度なスキルを身につけるという点から考えた場合には最低でも２～３ヶ月は必要ではないかと考える。その中でも最初の１～２週間は所属事務所の公認会計士と協働というわけにはいかないだろう。これ以上長期のほうがよりその効果は発揮できると考えられるが、身分が会計専門職大学院の学生である以上は、大学院の授業を受けるのに支障をきたさないように配慮しなければならない。

次に、実施時期については、（３）でも述べたように２年次に実施されるべきである。なおかつ、その秋学期時実施するのが現実的であろう。というのは、資格として短答式試験合格者であることが要求されているが、これらの者は１年次の段階で論述式試験に合格していない限り、２年次で論述式試験を受験することになる。そして、實際上ほとんどの会計大学院の短答式試験合格者が、２年次における論述式試験の合格を目指している。論述式試験は８月に実施されるので、それまでの期間でインターンシップ実施期間を設けるのは、やはり実際的ではない。そこで、２年次の秋学期で、２～３ヶ月の期間でこの専門性指向型インターンシップが実施されるのが適当であると考えられる。

また、補足であるが、２年次５月の短答式試験の合格者にも参加資格が与えられることから、これを実施する各会計大学院において、秋学期に履修登録を認めるかまたは履修変更を認めるという措置が必要になる。

加えて、このインターンシップの特徴から考えると、このインターンシップ期間を実務経験にカウントすることも可能となるように思う。このインターンシップで派遣される学生は受け入れ先の公認会計士と協働で仕事を行うわけであって、会計・監査事務所に就職して業務補助をするのと変わらないからである。インターンシップ期間が実務経験にカウントされるかどうかということは、現時点ではわからないが、カウントされるということを想定した場合には、やはりある程度その期間が長期でないという意味はないであろう。

（５）評価方法

評価方法に関しては、通常のインターンシップと同様で、受け入れ組織の担当者による「指導経過報告書」と学生の「インターンシップ報告書」に基づき、インターンシップ運営委員会が評価するというのが適当であろう。ただし、受け入れ組織の担当者が評価する基準としては、通常のインターンシップと異なり、専門的な仕事ができるか否かなどがその対象となろう。

（６）通常のインターンシップとの相違点

最後に、通常のインターンシップとの相違点をまとめておくと以下のようになる。

- ① 専門的で高度なスキルを修得することを目的とするものであること
- ② 能力があると認められる学生にのみ参加資格が与えられるということ
- ③ 受け入れ先の公認会計士と協働で仕事を行うということ
- ④ 有償であること
- ⑤ 就職活動の一環としての位置づけもあるということ

⑥ 実施期間が長期であること（2～3ヶ月）

以上の特徴をもったインターンシップは、わが国においては例を見ない。しかし、たとえばカナダにおいては、CO-OP 教育としてこれらの特徴を持ったインターンシップが実施されている。通常のインターンシップとは、別個の、またそれでは果たせない役割を果たすインターンシップというものが、インターンシップ教育の中のひとつとして位置づけられてもよいのではなかろうか。

Ⅱ-4 一般企業等におけるインターンシップ

会計大学院の在学生すべてが、将来公認会計士や税理士になろうとしているわけではない。一般企業や公的機関において、経理担当者として活躍することを目的としている学生も在籍している。上場会社等の経理担当者であれば、将来、たとえば財務諸表監査を受ける際に監査人と応接することもあり、必修としてキャリア教育指向型インターンシップの受講を求めること自体は不適切ではない。しかし、一般企業の経理部門、財務部門または内部監査部門等において、インターンシップを経験することは、キャリア教育指向型インターンシップの目的をより効果的に達成できるものと期待できる。したがって、キャリア教育指向型インターンシップの受け入れ組織として、一般企業等と交渉することも検討すべきである。

厚生労働省が平成 14 年度より実施している「インターンシップ受入企業開拓事業」においては、平成 21 年度には全国で約 3200 の企業や団体がインターンシップの受入先として登録されており、その中に会計事務所、税務事務所のほか一般企業等の経理・財務部門でのインターンシップポジションも含まれている。これらの受け入れ先は、大学が実施しているインターンシップ・プログラムに参加している一般の学生対象で、会計大学院の在学生に限定したものではないが、今後キャリア教育志向型インターンシップの受入組織として交渉の対象となりうる。経理・財務部門での受入実績がない企業等であっても、インターンシップ受入の経験とノウハウを持った企業への働きかけは有効であると思われる。加えて、各大学の経理部門、財務部門または内部監査部門におけるインターンシップが可能であるかも検討すべきである。

Ⅲ. インターンシップ実行に向けての現状と課題

Ⅲ-1 現在のインターンシップ実施状況

① 日本公認会計士協会が進めるインターンシップ

日本公認会計士協会が仲介して、大手監査法人に対してインターンシップを実施している。実施期間は、継続した一週間を監査法人事務所の東京、大阪で受け入れをしている。実施内容は、監査法人の組織、体制、監査法人の役割、公認会計士の業務、提携しているネットワークファームといった全体的な研修から企業開示制度、有価証券報告書、会計監査業務と品質管理体制、株式公開支援業務、などの具体的な業務説明がなされる。ただし、会計監査の守秘義務の観点から、監査法人実務体験として監査現場での実査、立会、確認、など監査業務作業、監査調書の作成などが、行われていない。また、監査法人から学生の評価がなく、期間が一週間と短いことから会計大学院の単位付与もなされていない。

② 青山学院大学が実施しているインターンシップ

青山学院大学は、エクスターンシップと称して、インターンシップを中堅監査法人、個人会計事務所に協力を得て実施している。期間も夏休みの二週間で、内容も監査業務作業が含まれており、実務が経験でき、学生にとっては、監査、会計、税務の理論が現場でどのように実務に展開できているかを肌で得られる。

Ⅲ-2 今後のインターンシップ実施課題

① 受け入れ先確保と実施期間の延長

インターンシップの意義は、前述のように、就業体験により理論、実務の融合により効果的な学習を高めることである。そのためには、受け入れ先の理解が十分になされることである。本来、監査法人、会計事務所のインターンシップのメリットは、優秀な学生確保にある。現在、大手監査法人が実施するインターンシップは、社会的貢献の観点から、学生の一時的な就業の場の提供にとどまっており、また、急増する公認会計士試験合格者のために、容易に採用ができることから、監査法人側はインターンシップを優秀な学生の確保とのメリットを考えていない。最近の監査業務厳格化などから監査現場への学生派遣を行っていないので、監査、会計、税務は、理論の習得と現場での実務経験の両輪が極めて必要な学問であるのに、受け入れ先での実施内容に制約があり、その意味では、十分なインターンシップ教育とはいえないのが状況である。

特に、東京や大阪などの大都市圏を除く地方の監査法人や会計事務所は、多くの場合、学生を受け入れるための余裕がないケースが多い。地方の学生を大都市圏の監査法人に受け入れてもらうことも考えられるが、この場合、旅費や宿泊費を誰が負担するかという問題が生じる。米国やカナダで見られるインターンシップのように、将来の就職に直結するインターンシップまたは学生を戦力として期待するインターンシップであれば、学生に対する報酬を伴うこともあり、学生または監査法人等がある程度の費用負担をすることは考えられる。したがって、専門性志向のインターンシップであれば、学生または監査法人が費用を負担するということがよいであろう。しかし、キャリア教育志向のインターンシップでは、まずは大学院側も積極的に協力しつつ、地元の監査法人や会計事務所に受け入れを求め、このような費用負担を回避する必要がある。

② 会計大学院コア・カリキュラムへ編入の意義

日本の監査制度および会計基準が、国際化の流れの中で、欧米の様式に変えていることから欧米が積極的に行っているインターンシップ教育制度も定着が予想される。会計大学院コア・カリキュラムへ編入することは、正式教育プログラムになったわけでもあるし、社会的貢献の観点だけでなく、優秀な学生の確保ためにインターンシップが一般企業でも定着していることから、監査法人側の理解も少しずつ深まることを期待している。

VI 海外調査，国際会議，国際シンポジウム，セミナー

1 海外調査

[平成 20 年 10 月 25 日から 31 日までカナダ調査]

監査支援ソフトの利用状況等に関する情報収集

カナダ ACL 社 調査報告

概要

会計大学院コア・カリキュラム検討委員会の事業の一環として、平成 20 年 10 月 25 日より平成 20 年 10 月 31 日まで監査支援ソフトウェア・カリキュラムの情報収集のための調査を行った。世界的に利用されている監査ソフトを提供している ACL 社の本社での研修とインタビューにより調査は行われた。調査の目的は監査教育へのコア・カリキュラムへの適用実現可能性調査であるが、本報告書では IT 関連知識教育の副次的視点も加え、委員個人報告のかたちでまとめた。

研修

内容

ACL 社が標準的に用意している監査ソフトウェアを用いた米国監査基準による不正防止のワークショップ（16 時間コース）を受講した。

標準ワークショップ用として用意された、ケースを利用しながら、16 時間コース内に初心者でもついていけるように、説明を加えながら効果的、効率的プログラムが用意され、研修がおこなわれた（内容の概要は添付資料 1）。

環境

教室

30 名程度の受講が可能な視聴覚教室で、各人に端末が用意され、インストラクターがスクリーン上に画面を映し出し講義はすすめられた。

受講者とインストラクター

実習研修（ハンドオンセッション）では、受講生に対するインストラクター、サブ・インストラクターの数が課題となるが、今回は 5 名の受講者に対して、公認情報システム監査人（CISA）の資格を持つ経験のあるインストラクター 1 名であり理想的な環境であったといえる。

インストラクターは、カナダ ベル社を拠点として IT の開発、運用業務と IT 支援監査技法の経験を 30 年間つみ、監査ソフト自体も長年利用しているコンサルタントである。

受講者の知識レベルは、監査ソフトウェアの基礎研修修了者 2 名、未受講者 3 名の 5 名、このうちコンピュータ技術のバックグラウンドのあるものは 1 名であり、研修の評価を行うにはめぐまれた受講者であるといえる。

成果

当初目標として設定した範囲の研修は全員終了することができ、修了証

書を手に入れた。

インタビュー

講義中に以下の関連質問をおこなった。

- (1) 新しい財務情報の開示として展開されてきている XBRL 言語(わが国では、世界に先行して 2008 年 4 月より全上場会社が開始)のデータ取り込みのインターフェースが用意されているか。
- (2) 今回の研修では、対象外である財務諸表レベルの経営者不正のワークショップが用意されているか。

回答は、以下のとおりである。

- (1) 2008 年度版は対応済みである。
- (2) 調査後、返事をするとのことであるが未入手。カタログレベルでは記述はない。

コア・カリキュラム化の実現にあたって考慮が必要な点 環境

視聴覚教室、端末の確保

10 名程度の受講者を前提とするのが理想的と思われる。各大学院の受講者用パソコン端末を各人用に確保し、ソフトを導入する必要がある。既存のコンピュータ用教室がある場合には、その活用がのぞましい。

視聴覚教室については、パソコン用プロジェクターの設置がおこなわれればよく、コンピュータ教室に備え置きがなければ、プロジェクターを持ち込むことで対応可能である。

受講者とインストラクターの関係

インストラクターが実習型の研修を行うときに、受講生が間違っただけで予定している処理をおこなえず、遅れてとまどっているときに、その状況を速やかに把握し、本来の軌道にもどすことが効果的な研修のために重要である。このために、まず、インストラクターの基礎的な能力、経験が要請される。

ついで、受講者に対するインストラクターの数も重要となる。5 人にインストラクターひとりが各人別の進捗をたしかめながらすすめるには必要とおもわれる。10 名クラスでは、インストラクターに加えてサブ・インストラクターが 1 名必要である。

教材内容

日本化方針

米国の実務を基にしたケーススタディであり、実務慣行に異なるものがあるが、ケーススタディのデータの分量や将来の維持可能性を考えれば、その慣行の内容と日本との差の簡単な説明を追加するに留め、日本化はとりあえず見送るのが無

難と思われる。

翻訳方針

翻訳については、ワークショップテキストのみの翻訳をおこない、ソフト部分については、既存監査ソフトウェア業者の一般市場提供の日本語対応ソフトを利用することを前提とする。また、ケーススタディのデータについても英語をそのまま利用することを前提とし、必要な場合のみ最低限の日本語化に留めるのが望ましい。

IT 関連知識の副次的視点からの調査の目的

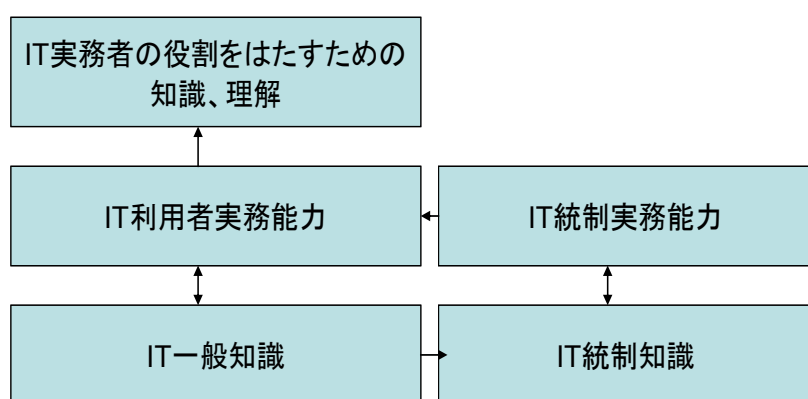
会計大学院における IT 関連知識の教育については、国際会計士連盟（IFAC）の教育委員会がガイドライン（IEPS2）を出している。資格取得前教育、取得後教育、監査専門家教育としての詳細な例示が行われている。会計大学院では、資格取得前の要求を満たす必要がある（添付資料2）。会計大学院の限られた講義時間のなかでこれらの要請を効果的に満たすためにコア・カリキュラムとして財務諸表監査のソフトウェアの教材の開発、及びそれと連動したかたちでの効果的、効率的な IT 関連知識の教育を行う実現可能性をもあわせて検討した。

監査ソフトウェアの教育がコア・カリキュラムとして位置づけられることにより、将来の試験範囲への IT 関連知識の取り込み、及び、会計大学院としての最新実務基準への継続的遵守性の維持の可能性を情報収集では重視した。

監査支援ソフトの教育的価値

IEPS2 では、資格取得前に IT 統制と IT 利用者としての実務能力（Competency）をつけることを求めている。インターンシップを通して実務で実際にこれらを経験するのが理想的ではあるが、基礎的知識に学習と同時にワークショップのかたちでケーススタディを学習するのが実践的な解決策であるように思われる。これらの相互関係を簡単に示すと以下のようになると思われる（図表1）。

図表1 資格取得前 IT知識、実務能力



カリキュラムとして位置づけることにより、その知識教育としての IT 統制知識研修がいくてくることになる。また、ビジネスプロセスと IT の橋渡しをしながら、ビジネスプロセス稼動を担う IT の役割を理解す

るのは、学習者自身が利用者としての学習環境において、IT 環境と監査ソフトの関係を理解し、修得することは効果的であり、IT 一般知識の研修が生きてくることになる。

公認会計士資格取得を前提とする会計大学院の IT 教育において、監査ソフトを用いた実習教育は、これからの IT 環境における監査専門家にとっては、会計教育における基礎的簿記教育に相当するものであり、IT リタラシーになれば IT の一般的理解をはかるためにも必須のものと思われる。

添付資料 1 研修の概要

ACL 社ワークショップ 2 5 2 不正防止への ACL の利用

1. データのインテグリティ（信頼性）の検証 為替換算の事例

不正防止の監査利用のために入手したデータの信頼性をチェックするパラメータ設定の研修であり、正確性（Accuracy）と完全性（Completeness）についての簡単な入門である。データタイプの基礎知識が前提としてあるのが望ましい。また、業務処理統制の信頼性のチェックの方法についても基礎的知識の習得が終わっているのが望ましい。

外貨換算率の適用についてそのテーブルの正確性のチェックと

それをもとにした取引データのマッチングによる正確性のチェック

範囲チェック、合理性チェックなど。

完全性については、コントロールトータルのチェック、重複チェック、連番チェックなどがおこなわれた。

2. 仕入と買掛 不正の検証 仕入の不正の検証

不正を承認（Authorization）、正当性（Validity）の観点から検証するケースである。承認金額を低くみせる取引分割、過払い、従業員と業者の重複、注文書と請求のマッチングの検証等を行った。取引レベルの不正の検証としては標準的な問題である。抽出とマッチングが主たる検証方法である。

システム的には N : N 関係、1 : N 関係、N:1 関係の処理の基礎的考え方が教えられているのが望ましい。また、不正取引の要因としてのプレッシャー、モチベーション、環境についての基礎もあらかじめおしえておくのが効果的である。

3. P カード 不正の検証 費用の不正の内部監査

従業員に社用の消耗品の調達等のために P（Purchase）カードを提供し効率化をはかることが米国でひろく行われており、その内部監査のケースである。全体集合としてのカード数、債務金額の確定ののち、月次金額制限の大きなものから 5 つ選択、利用されていないカード、禁止業者との取引、週末・休日取引、取引金額限度超、月額金額超、分割取引などの検証をおこなった。システム的には複数の条件をうまく判定するために結合の用い方を学習した。ここでも考え方は抽出とマッチングが主たるものである。また、呼び方が同じだがつづりがことなる名前名寄せの検証プログラムもテストした（アルファベットが前提、漢字ではない）。

4. 交通費 不正の検証 従業員直接入力システムでの不正検証

旅費報告書を作成しないで、直接画面から入力をおこない、領収書のみを提出するシステムでの不正検証のケースである。重複請求、食費手当超過、旅行承認、領収書未提出、承認額 25 % 以上超などの検証をおこなった。これまでの研修の総復習の位置づけである。

5、ベンフォード分析 不正の手がかりの検証 賃貸、パーティ業

ベンフォード分析は、小額の大量取引等で数字のデータで、その出現頻度が異常なものに焦点をあてて不正の手がかりを得ようとする手法であり。1 から 9 の整数で 1 に近いほど母集団内での出現が高く、3 までで 6 割近いとする経験則にてらし、取引の数値データで最初の 1 桁、2 桁目の数値に注目して発生頻度を分析するものである。母集団の範囲確認、数値チェックののち、1 桁目、二桁目について頻度チェックを棒グラフ分析でおこなった。異常な頻度群の取引明細をリストし不正の手がかりを名前等でソートし分析した。

添付資料 2

国際会計士連盟 国際教育実務意見書 2 会計専門家のための IT
IFAC International Education Practice Statements 2

意見書は

資格取得前、資格後および監査専門家にたいする IT に関する知識（Knowledge）と実務能力（Competence）レベルの要請（Requirement）を定めている。ここでは会計大学院に求められる取得前の要請の概要をまとめた。

資格取得前

IT 一般知識	IT 戦略、IT アーキテクチャー、ビジネスプロセス稼動を担う IT、システム調達・開発プロセス、IT 管理（会計システム・成果モニタリング・変更管理とハード/ソフトの更新）、IT と通信コミュニケーション
IT 統制知識	IT 内部統制環境、IT 目標、IT リスクイベント、IT リスク評価、IT リスクへの対応、IT 統制活動、IT に係る情報とコミュニケーション、IT に係るモニタリング
IT 統制実務能力	実務経験を通して習得するものとして、統制の分析と評価のための適切な規準、特定の IT 内部統制環境、選択した IT 目標、具体的 IT リスクイベント、

	IT リスク評価、具体的 IT リスクへの対応、IT 統制活動、IT に係る情報とコミュニケーション、IT に係るモニタリング、適切な IT システム/ツールのビジネス・会計課題への適用、各人のシステムへの統制
IT 利用者実務能力	・ ビジネス、会計上の課題に対応した適切な IT システムおよびツールの適用、 ・ ビジネス及び会計システムの理解を説明できる ・ 各個人のシステムの統制ができる
実務能力（右のいずれかひとつ、または複数の知識と理解であり専門性まで求めない）	管理者、情報システムの評価者または設計者の役割

[平成 20 年 11 月 8 日から 13 日まで欧州調査]

1. 第 20 回 Asian Pacific Conference on International Accounting Issues パリ大会

日程 平成 20 年 11 月 8 日（土）から 11 日（火）まで

目的 国際会計基準の教育方法についての情報収集

参加者 高田敏文（東北大学）、ダニエル・ドーラン（東北大学）、松井隆幸（青山学院大学）、山地範明（関西学院大学）、松本祥尚（関西大学）、藤田幸男（会計大学院評価機構）、藤田は NPO 国際会計教育協会派遣

概要 同学会は、会計に関する教育・研究に関するアジア・太平洋地域の研究者、実務家、当局者が参加するものである。今回は、特に国際会計基準（International Financial Reporting Standards）を高等教育機関、会計士団体でどのように教育していくのかが、セッションの柱の一つとされており、本補助金「会計大学院のコアカリキュラム」で課題としていた「国際会計基準」の教育コンテンツを検討する上で必要な情報収集をすることを目的として参加したものである。セッション「国際会計基準をどのように教育するのか」では、国際会計基準審議会と同基準の設定に関与した委員、米国の財務会計基準審議会の委員、米国と英国（UK）の大学教員がパネリストとしてプレゼンテーションを行うとともに、教育の目的、アプローチ、コンテンツ、資料の出所先等に関して、情報提供がなされた。4 人のプレゼンテーションの後に、活発な質疑が行われ、われわれの一行の中からも、質問が出された。

入手した資料に関しては、資料として保存する価値があるものもあると考えられるので、11 月末に予定している本補助金の委員会で審議し、ファイリングした。

2. アイルランド勅許会計士協会の訪問調査

日程 平成 20 年 11 月 12 日（水）から 13 日（木）まで

目的 同協会における教育システムの概要と国際会計基準、会計職業倫理、インターンシップのあり方についての情報収集

参加者 同上

概要 同協会は、世界に数ある会計職業団体の中で、教育システムについてテンプレート（お手本）となる体系を有しているとみなされている。また、国際会計士連盟の国際会計教育審議会の現会長である Henry Saville 氏は、同協会の元会長であり、今回の訪問は、かねて同氏とコネクションを有していたわたくし高田が企画し、同氏に依頼して実現したものである。同協会では、教育部長の Ronan O'Laughlin 氏以下、担当の方々 4 名が懇切丁寧に説明をしてくださり、われわれの多くの質問にも丁寧に回答してくださるとともに、貴重な情報提供をしていただいた。

今回の訪問で改めて理解できたことは、会計職業資格を授与する権限を有しているのは、協会であり、勅許会計士の資格は、3 年から 5 年にわたる会計事務所での職業実践と同協会が提供する教育コース受講を受験資格とした CAP1, CAP2, そして最終考査の 3 段階の試験に合格することとが必要であることである。わが国のように教育と資格試験が乖離してしまっているいびつな仕組みとは、まったく異なる理想的な教育体系に基づいた教育が行われている。

国際会計基準の教育については、目下、新しいテキストに基づいた教育が実施されている

が、国内 GAAP も残存しており、この教育も並行して実施されている。会計職業倫理の重要性は認識しているが、それを協会の中で授業として教えていることはないし、テキストもない。協会の授業の受講者（学生）は、会計事務所に雇用されているので、実務を覚える過程で事務所内のメンターが行動規範を教育している。したがって、インターンシップは、3 年から 5 年の協会の教育期間において実施されているとも考えられる。

同協会からも貴重な情報を収集できた。これについても、委員会で審議し、ファイリングした。

【平成 21 年 2 月 28 日から 3 月 7 日までブエノスアイレス訪問調査】

国際会計士連盟国際会計教育基準審議会会議出席

日程 平成 21 年 2 月 28 日から 3 月 7 日まで

目的 国際会計士連盟国際会計教育基準審議会新体制の第 1 回会議に出席し、同審議会が改訂しようとする国際教育基準の改訂方針について情報収集すること。

参加者 高田敏文（東北大学）、橋本尚（青山学院大学）

概要

会議冒頭、Mark Allison 新委員長があいさつし、2010 年から 2012 年までに国際会計教育基準全 8 基準すべてを改訂する方針であり、今回のセッションでは、その基本方針である **Drafting Conventions** の **Exposure Draft**（以下 ED と略す）を審議することが目的であることが表明された。初日午前中は、同 ED の起草ワーキンググループを代表して、A. Kilbride 委員が全文の詳細な紹介をした。午後からは、同 ED の影響評価について、Allison 委員長と McPeak 氏が解説し、質疑を行った。さらに **Professional Skill** の部分について、M.Spofforth 委員が解説し、質疑を行った。

会議 2 日目午前中は、レビューセッションで ED の用語法について説明があり、質疑を行った。午後からは、Allison 委員長が、改訂方針の基本的な考え方について説明し、それについて審議した。午後 3 時から、タスクフォースがここまでの審議を踏まえて別個に会議をもつことになった。

会議 3 日目午前中、**Drafting Conventions** の ED の改訂版について A. Kilbride 委員から説明があり、IFAC 会員団体からの質問、意見等の取りまとめ方針について審議した。その後、今年の IAESB セッションは、6 月にニューヨーク、11 月にブリュッセルで開催される予定であること、それから 2010 年から 2012 年までの期間で確定している会議とセッションについて、Allison 委員長から説明があり、散会となった。

国際会計士連盟（International Federation of Accountants, 以下 IFAC と略す）国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board, 以下 IAESB と略す）のテクニカル・アドバイザーである David McPeak 氏と面談し、3 月 15 日に東京で計画している国際会計教育シンポジウムの基調講演者について、前 IAESB のテクニカル・アドバイザーであったアイルランド協会教育部長の Ronan O'Loughlin 氏に決定した。また、Mark Allison 委員長と面談し、平成 22 年の 2 月に本検討委員会全国検討会に、IAESB の新基準についてのセミナー講師として招へいしたい旨を伝え、同氏から来日を検討する旨、回答を得た。

【平成 21 年 9 月 13 日から 19 日までカナダ調査】

ブリティッシュコロンビア大学（University of British Columbia, 以下UBC）とビクトリア大学（University of Victoria, 以下UVic）、ACL社の訪問調査

日程 平成 21 年 9 月 13 日～19 日 7 日間

目的 両大学の Coop Education（インターンシップ）の実施状況にかかる情報収集と IT 支援監査技法にかかる情報収集

参加者 高田敏文（東北大学）、ダニエル・ドーラン（東北大学）、上林三子雄（日本公認会計士協会）、松井隆幸（青山学院大学）、三島徹也（関西大学）、松井・三島両氏は校務のため UBC と UVic の調査のみ同行

概要

1. UBC の調査

UBC での調査は、非常に充実したものであった。ちょうど新学期が始まったところだったので、学内では新入生歓迎行事が行われていた。インターンシップの調査では、責任者の Jenny Kagetsu 氏から、2 時間にわたるていねいな説明があった。引き続きインターンシップを前学期に終了した 7 人の学生に対するインタビューも実施した。

調査は午後 1 時から 4 時まで UBC Engineering の Coop 支援部で実施した。対応していたのは、Jenny Kagetsu 部長、そのアシスタントの Yuko Nemoto さん（日本人）、Engineering Coop を経験した学生 7 名で、こちらからは高田敏文、松井隆幸、三島徹也、上林三子雄、Daniel Dolan、加藤直子さん(ILCC)の 6 名が出席した。最初に Jenny さんによる Coop Education の Accreditation, Engineering Coop の全般の説明があり、それに基づいた質疑があり、その後、学生からのインタビューを実施した。調査のポイントは下記の通り。

- (1) カナダの Coop Accreditation は、トロントの事務局に 1 名の連絡員を置いているだけであり、基本的には会員大学のボランティアで質の保証を実施している。
- (2) ボランティアで無責任にならないのか、問題のある Coop を実施していると評価された大学に対する支援はできているのかについては、それは確かに問題ではあるが、今の財政基盤ではここまでしかできないとのことであった。
- (3) UBC の Engineering Coop は、UVic のノウハウを導入して開始した。特に日本に Coop 学生を送り出すためのノウハウはそうである。必修ではなく選択科目であるが、Coop を選択した学生の修業年限は 5 年となる。
- (4) Engineering Coop を選択すると就業期間は 5 年間となり、通常の学生よりも 1 年長く授業料を支払うこと、卒業年次が通常の 4 年で終わる学生と比較して長くなることにより就職で不利にならないか、との質問に対しては、Coop 期間中は、「給与」を支払われること、経験が尊重されるので就職では有利になることの説明があった。
- (5) Engineering Coop の場合、1 年間で 3,000 社ほど Placement が可能であり、日本への Coop も 30 社ほどが可能である。カナダの Employer は、UBC の工学部出身の学生を採用したいと考えているので、このような状況になっていると考えられる。
- (6) 学生からは、「給与」が低い場合があること、日本で Coop を経験した 2 人の学生は非常に良かった、日本が大好きになった、との反応であった。日本語でのコミュニケーションに問題はなかったのかについては、英語を話せるメンターが付いてくれたので問題はなかった

とのことであった。

2. UVic の調査

ビクトリア大学の Coop Education 部長の Norah Macrae 氏とのミーティングは、午後 12 時から 13 時 45 分まで同大学の Faculty Club で昼食をとりながら行われた。UVic の Coop Education 全体の説明の後、質疑に入り質疑は活発に行われた。UVic の Coop は、カナダ全体の大学の中でもっとも活発かつ徹底して実施されていて、UBC と比較すれば Uvic は新設の弱小大学であるので、低迷しそうな UVic のレベルをカナダ有数の高い教育レベルの大学に押し上げているのは Coop があるからである、と Macrae 氏は自信をもって説明した。しかし、これは一朝一夕に出来上がったわけではなく、Coop が始まって 35 年間の努力の結果として現在の到達点があるとのことであった。Macrae 氏は、UBC の Kagetsu 氏、ILCC の斎藤敬子社長と親しく、斎藤社長が来られなかったことを残念がっていた。

Macrae 氏とのミーティングの後、経営学部に移し、3 時半まで同学部の Coop Education マネージャーの Leslie Liggett 氏、会計学担当教授の Chris Graham 先生からの説明を受けた。会計事務所(Deloitte)で今年 Coop を 4 ヶ月間経験した経営学部 3 年生の Amber McFarland さん(女子学生)からも経験談を聞くことが出来た。またカナダの勅許会計士試験と会計 Coop との関係も Graham 先生からていねいに説明していただいた。(1)カナダの会計 Coop は、勅許会計士試験を受験する学生の入口の教育として会計事務所のシステムの中に組み込まれていること、(2)毎月の報酬は McFarland さんの場合 3,000 カナダドル支払われ、これは一般的な会計事務所に就職した場合の初任給とほぼ同等であること、(3)大学卒業後、カナダ勅許会計士協会が実施する 2 年間 6 モジュールにわたる会計教育と 6 週間の実務補習を経てはじめて、勅許会計士の資格試験を受験でき、大学時代に会計 Coop を経験してきた学生は有利であること(会計 Coop が必要条件ではありませんが、大学卒業は受験の受験要件)、実際にビクトリア大学の会計 Coop を経験して受験した場合、合格率は 94 パーセントを達成し、これは全国平均の 75 パーセントを大きく超えていること等が説明された。

3. ACL 社での調査

午前 10 時から 11 時まで監査支援情報技術の授業への ACL 社としての支援、ならびに監査ソフトのマーケットシェアについての情報提供について会議を持った。ACL 社からは、社長の Harald Will 氏、取締役顧客支援部長の David Chiang 氏が出席、検討委員会からは高田敏文、Daniel Dolan、上林三子雄が出席した。(1)日本での会計大学院用のテキスト作成に関して、ACL 社のマニュアル等を部分的に引用することについては、その部分についての著作権を保留した上で、とくに経費を求めるようなことはしない。ただし、この許諾は、そのテキストを大学・大学院での授業で使用する限りにおいてである。(2)JICPA の合格後研修、CPE で引用のあるテキストを使用することについては、許諾することになると思うが、事前に相談してもらいたい。(3)会計教育研修機構で大学教員が担当する授業で使用することも、許諾することになると思うが、同様である。(4)データ分析・監査用のソフトの市場調査を IIA (アメリカの内部監査協会)が定期的実施しており、2 週間前に公にされた調査結果では、複数の分野で ACL がトップシェアであることが分かった。ACL はほぼ 50 パーセント、それに続く監査ソフトと思われる IDEA は 6 パーセント程度であった。この点からも、大学・大

学院での教育用に ACL を使用することは推奨される。

4. まとめ

予定していた会議はすべてスケジュール通り完了した。今まで、情報不足であった **Coop Education** と **Accounting Coop** について、十分な説明を受けることが出来た。**Coop Education** はその名の示す通り、大学と社会との協力関係があってはじめて成り立つものであり、この点、コアカリキュラムの中でも認識しなければならないことであることが分かった。また ACL 社からは、監査支援情報技術の会計大学院での教育、特にテキスト作りに関して、全面的な支援を得る約束を取り付けることが出来た。このことはコアカリキュラムの推進にとって大きな力となるものである。

[平成 21 年 11 月 21 日から 24 日まで米国調査]

第 21 回 Asian Pacific Conference on International Accounting Issues ラスベガス大会

日程 平成 21 年 11 月 21 日（土）から 24 日（火）まで

目的 国際会計基準の教育方法についての情報収集

参加者 高田敏文（東北大学），藤田幸男（会計大学院評価機構），藤田は NPO 国際会計教育協会派遣

概要 前年に引き続き同国際学会第 21 回大会に参加し情報収集した。今回は，国際財務報告基準 IFRS のセッションが多数開催され，高田・藤田で分散して情報収集に当たった。とくにオーストラリアでは，IFRS の全面アドプションが施行されており，その調査報告，実証研究が数チームから行われた。

入手した資料に関しては，資料として保存する価値があるものもあると考えられるので，本補助金の委員会に報告し，ファイリングした。

国際会議

[平成 21 年 3 月 23 日開催会計教育アコード会議]

The 3rd Round Table for Accounting Accreditation Accord Initiative

Theme: Agreement on the Accord, the Methods How to Proceed the Accord from now on, the Framework of Quality Control of the graduates of accounting schools

Objectives:

We are pleased to let you know the 3rd Round Table Meeting for Accounting Accreditation Accord Initiative which will be held at the Accounting School of Donbei University of Finance and Economics, Dalian, China. Professor Liu, Dean of the Accounting School, hosts the meeting. The 1st meeting was held in Kyoto, 2007 and the leaders of accounting education in China, Korea and Japan agreed to begin the discussion of the accounting accord among those countries. The 2nd meeting was held in Tokyo, 2008 and we discussed the accounting accreditation standards which have been promulgated in Japan. We have agreed to have a meeting in China next year.

Based on the promise at the 2nd meeting, Professor Liu has prepared for the 3rd meeting. The objectives of this meeting are following.

- (1) Discussion and having an agreement on the Accounting Accreditation Accord
- (2) Proposal of the methods how to proceed the accord activities from now on
- (3) Discussion on the framework of quality control of the graduates of accounting schools – an agenda of the achievement tests –

The materials and proposals have now been prepared by Secretary Division, Non Profit Organization of International Accounting Education Association, Tokyo, Japan. Professor Toshifumi Takada will make a key note speech in Dalian and he will send you the materials beforehand.

We are looking forward to seeing you in Dalian.

Date and Place:

10:00 – 17:00, March 23, Monday, 2009

Meeting Room in the campus of Donbei University of Finance and Economics, Dalian, China

Professor Liu will send you the details of the time and place information. If you need help on booking a room, picking up and dropping off services at the Dalian Airport, etc., please do not hesitate to ask him. He hosts the welcome reception in the evening of March 22 and also hosts the dinner party after the meeting of March 23.

Who will come:

China : 曲曉輝 (Xiamen University)

孫謙 (Xiamen University)

陳冬華 (Nanjing University)

劉永沢 (Donbei University of Finance and Economics)

張先治 (Donbei University of Finance and Economics)

王春山 (Donbei University of Finance and Economics)

Korea : Soon Suk Yoon (Chonnam National University)

* We will miss Professor InKi Joo, an original member of AAAI, because he will go abroad this week.

Japan : 藤田幸男 (Association of Accounting Schools Accreditation Organization)

上埜進 (Konan University)

伊豫田隆俊 (Konan University)

山地範明 (Kwansei Gakuin University)

上林三子雄 (Japan Institute of Certified Public Accountants)

高田敏文 (Tohoku University)

吉村文雄 (Aichi Shukutoky University)

浦崎直浩 (Kinki University)

松尾明 (Aoyama Gakuin University)

** The meeting is open for everyone who is interested in it. We expect many people will attend the meeting in addition to the list above.

Host at the 3rd meeting:

Accounting School of Donbei University of Finance and Economics, Dalian, China

This program is supported by the Ministry of Education, Japanese Government.

Coordinator:

Professor 劉永沢 and 高田敏文

Secretary :

Professor 王春山

oharuyamajp@yahoo.co.jp

How to join:

Everyone can attend the meeting. If you need more information and itinerary, please feel free to ask Professor 王春山 or Secretary Division below. The meeting is open for everyone who is interested in the education of accounting schools. You need not represent your university, organization, or government except yourself.

Headquarter :

Non Profit Organization of International Accounting Education Association, Tokyo, Japan

Secretary Division :

The Accreditation Organization for Postgraduate Accounting Schools

102-0074 #802, Nikkin Building 2, 4-4-9 Kudan-minami, Chiyoda-ku, Tokyo

Tel +81-3-5980-8365

2 国際シンポジウム，セミナー

[平成 21 年 3 月 14 日・15 日開催全国検討会，セミナー，シンポジウム]

1. 会計大学院のコアカリキュラム全国検討会 I 部

テーマ コアカリキュラムと修了生の質保証

趣旨と目的

コアカリキュラムは，高等教育機関において柱となる教育課程のテンプレート（規範，基準）のことを意味しています。コアカリキュラムは，授業科目の編成，その基本的な考え方，単位認定の方法，シラバス，修了認定，教員組織まで含めた幅広い概念です。専門職大学院は，特定の職業的専門家養成を目的とした高等教育機関でありますから，その教育課程はコアカリキュラムにより編成されることが重要です。

専門職大学院としての会計大学院は，2006 年度に本格的に設置され，現在は 17 大学に設置されています。17 大学の会計大学院は，公認会計士をはじめとした会計の職業的専門家養成を目的としており，その教育課程は内外の規範に基づいて編成されています。文部科学省は，専門職大学院等におけるコアカリキュラムの重要性に鑑み，2008 年度補助金によりコアカリキュラムを通じた教育推進を支援しています。会計大学院もこの補助金を受給し，昨年からコアカリキュラムにかかる情報収集と複数の授業科目の新設，充実を目的とした事業を実施してきました。

今回，まだ中間報告の段階ではありますが，その成果を皆さんと共有し，次年度以降の会計大学院の教育課程をより充実させることを目的として全国検討会を開催することといたしました。その I 部は，報告と討論が中心でありまして，報告で取り上げる予定のトピックは下記の通りです。

- (1) コアカリキュラムの意義
- (2) 教育課程の向上と修了生の質との関係
- (3) 国際会計士連盟教育審議会基準
- (4) 金融庁公認会計士・監査審査会免除要件
- (5) NPO国際会計教育協会会計大学院評価機構評価基準

皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

日時と場所

2009 年 3 月 14 日（土）午前 10 時から 12 時

青山学院大学会計大学院棟（16 号館）

講師等

基調報告者	東北大学	教授	高田敏文	氏
討論者	関西学院大学	教授	山地範明	氏
司会進行役	青山学院大学	教授	松井隆幸	氏

参加予定の方々

全国の会計大学院教職員，日本公認会計士協会の教育担当の方，公認会計士準備の都合がございますので，ご参加いただける皆様には，事前に事務局宛に添付様式でお申し込みください。すでに申し込みいただいている皆様は，申し込み手続は不要です。

主催者

会計大学院コアカリキュラム推進委員会

（補助金受託大学の青山学院大学，関西学院大学，東北大学の３大学からなる委員会）
共催 会計大学院協会
後援 日本公認会計士協会，特定非営利活動法人国際会計教育協会
本事業は，文部科学省の補助金により実施するものです。

事務局

東北大学大学院経済学研究科会計大学院
高田敏文研究室気付 会計大学院コアカリキュラム事務局
メールアドレス ascc@econ.tohoku.ac.jp
電話・ファクス 022-795-6305

2. 会計教育懇談会

テーマ 会計教育の現状について

趣旨と目的

専門職大学院としての会計大学院は、2006 年度に本格的に設置され、現在は 17 大学に設置されています。17 大学の会計大学院は、公認会計士をはじめとした会計の職業的専門家養成を目的としており、その教育課程は内外の規範に基づいて編成されています。文部科学省は、形成支援経費、教育推進経費等の補助金により専門職大学院の教育推進を支援しています。会計大学院もこれらの補助金を受給し、会計大学院の認証評価基準の形成、会計大学院のコアカリキュラムにかかる情報収集等、会計大学院の教育課程充実を目的とした事業を実施してきました。

会計大学院は、学校教育法、専門職大学院設置基準、認証評価基準等の規範に基づいてアカデミアとプロフェッションとの架橋により教員組織が編成されています。また、修了生の多くは公認会計士試験をはじめ会計の職業的専門家をめざしていますので、それらの試験制度の要件等により教育課程が影響を受けます。さらに会計の国際化は進んでおり、国際会計士連盟の教育審議会の教育基準を反映した教育課程を編成しなければなりません。会計大学院は、それらの規範により影響を受けます。

その結果として、わたくしたち会計大学院の教職員は悩みや問題を抱えて日々の教育に携わっています。そこで、この懇談会では、それぞれの会計大学院の諸問題を腹藏なく話し合いたいと存じます。この懇談会には、翌日の国際シンポジウムにご参加予定の海外からお越しいただいた先生方もご参加される予定です。懇談会は下記のテーマにより進行させますが、フリー討議ですので、気軽にご参加ください。

- (1) 学生募集と収容定員－入学定員割れはどうして起こるのか
- (2) ファカルティ（教員団）の一体性をどのように確保するのか
- (3) 公認会計士試験合格率の向上－受験予備校化の進展をどう防ぐのか
- (4) 国際会計教育基準－資格の相互承認とボトムラインとしての教育
- (5) 認証評価基準の目標基準化－会計大学院は対応できるのか

皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

日時と場所

2009 年 3 月 14 日（土）午前 13 時から 14 時 30 分

青山学院大学会計大学院棟（16 号館）

なお、15 時から青山学院大学主催の会計大学院FDセミナーが予定されています。

講師等

司会進行役 東北大学 教授 高田敏文氏

ディスカスタント Mustafa Hanefer 氏（マレーシア）

参加予定の方々

全国の大学および会計大学院教職員、日本公認会計士協会の教育担当の方、公認会計士。自由討議方式ではありますが、資料等の準備の都合がありますので、ご参加いただける皆様には、事前に事務局宛に添付様式でお申し込みください。すでに申し込みいただいている皆様は、申し込み手続は不要です。青山学院大学のFDセミナーにつきましては別途ご案内が同大学からございます。

主催者

会計大学院コアカリキュラム推進委員会

（補助金受託大学の青山学院大学，関西学院大学，東北大学の3大学からなる委員会）

事務局

東北大学大学院経済学研究科会計大学院

高田敏文研究室気付 会計大学院コアカリキュラム事務局

メールアドレス ascc@econ.tohoku.ac.jp

電話・ファクス 022-795-6305

会計大学院のコアカリキュラム全国検討会Ⅱ部

テーマ 会計大学院の教育課程の向上のために

－ユーザーサイドからみた会計大学院－

趣旨と目的

この全国検討会Ⅱ部は、前日の午前中に開催された全国検討会Ⅰ部に引き続き開催されるものです。会計大学院の学生の皆さん、ならびに大学の外部にあってその修了生を受け入れる組織・機関の方々、専門職大学院の設置・運営に全体的な責任を持つ文部科学省の担当課の皆さんの声は、会計大学院の教育課程の編成にあたり、わたしたちがもっとも耳を傾けなければなりません。日々の教育活動に携わっていらっしゃる会計大学院の教職員の皆さんにおかれましては、このⅡ部で会計大学院のユーザーの声をぜひお聞きいただき、ユーザーの期待に応えることのできる教育課程とは何なのか、またユーザーが期待する会計大学院修了生の質とは何か、またそれはどのようにして保証されるのか等について一緒に考えてみませんか。全国検討会Ⅱ部はそのような趣旨で企画したものです。

パネルディスカッション形式で進めますが、フロアからのご意見も大歓迎です。パネリストの方々からは、それぞれ下記のようなお話をしていただく予定です。

- (1) 会計大学院のコアカリキュラムと質保証－文部科学省
- (2) 会計大学院の授業と受験－現役の会計大学院学生
- (3) 会計大学院の授業は役立っているのか－会計大学院修了者（公認会計士）
- (4) 日本公認会計士協会として期待すること－JICPA教育担当役員
- (5) 金融庁が期待すること－金融庁担当官

皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

日時と場所

2009年3月15日（日）午前10時から12時

青山学院大学会計大学院棟（16号館）

なお、13時からNPO国際会計教育協会主催の国際会計教育シンポジウムが予定されています。

講師等

パネリスト	会計大学院現役学生（公認会計士試験合格）	百島 雄 氏
	会計大学院修了者（公認会計士試験合格者）	秋山美樹 氏
	文部科学省専門教育課	浅野敦行 氏
	金融庁総務企画局	土本一郎 氏
	日本公認会計士協会	木下俊男 氏
司会進行役	東北大学	高田敏文 氏

参加予定の方々

全国の大学および会計大学院教職員、日本公認会計士協会の教育担当の方、公認会計士。パネルディスカッション方式で進めます。資料等の準備の都合がありますので、ご参加いただける皆様には、事前に事務局宛に添付様式でお申し込みください。すでに申し込みいただいている皆様は、申し込み手続は不要です。

主催者

会計大学院コアカリキュラム推進委員会

（補助金受託大学の青山学院大学，関西学院大学，東北大学の３大学からなる委員会）
共催 会計大学院協会
後援 日本公認会計士協会，特定非営利活動法人国際会計教育協会
本事業は，文部科学省の補助金により実施するものです。

事務局

東北大学大学院経済学研究科会計大学院
高田敏文研究室気付 会計大学院コアカリキュラム事務局
メールアドレス ascc@econ.tohoku.ac.jp
電話・ファクス 022-795-6305

会計大学院国際シンポジウム

テーマ 国際化時代の会計教育

－資格取得前の教育プログラムを中心として－

趣旨と目的

会計大学院における会計教育は、国際的な枠組みの中で進んでいます。経済活動がグローバルに展開していることから、海外で事業を展開する企業の会計・財務の側面での水先案内人である会計士が国際的な知識を持つ必要があることは当然のことです。国際会計士連盟は早くから会計士の国際化に対応した教育のあり方について審議（教育審議会）する組織を編成し、国際会計教育基準を制定し、各国の会計士団体に対してその遵守を求めてきました。一方、大学教育のサイドでも、認証評価（アクレディテーション）により教育の質の維持・向上をはかる枠組みが形成されました。認証評価は、諸外国ではすでに50年の歴史を有する国もありますが、わが国では、分野別認証評価が求められるようになったのはつい最近のことです。

会計大学院の教育は、こうした国際的な環境の中で行われる必要があるのは、その修了生が国際的な標準を超えていることが求められるからです。会計大学院の教育課程については、教育課程が国際標準に照らして十分であるのかどうか、修了生の質はどのようにして評価できるのか、教員組織は国際的な水準であるのか等、多くの論点があります。本シンポジウムでは、国際化時代の会計教育と題しまして、国際会計士連盟の教育基準を念頭にして、アジア各国の会計教育事情について、日本、中国、台湾、韓国、マレーシア各国で会計教育に携わっていらっしゃるリーダーの先生方にご登壇いただき、お話をいただき、それに基づいて討議します。

パネルディスカッション形式で進めますが、フロアからのご意見も大歓迎です。下記のトピックにしたがって報告と討議を進める予定です。なお、報告と討議は英語で進めます。

- (1) 国際会計教育基準第2号は教育課程に反映されているか
- (2) 学部レベルと大学院レベルの会計教育の教育課程
- (3) 会計教育の質をどのように保証するのか

皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

日時と場所

2009年3月15日（日）午後1時から3時30分

青山学院大学会計大学院棟（16号館）

講師等

基調講演者	Ronan O'Laughlin氏	国際会計士連盟国際会計教育基準審議会 前テクニカルアドバイザー アイルランド勅許会計士協会教育部長
パネリスト	夏 冬林 氏	清華大学(中国)
	朱 仁基 氏	延世大学(韓国)
	蔡 揚宗 氏	台湾大学（台湾）
	Mustafa Hanefer 氏	Universiti Sains Islam Malaysia（マレーシア）
	藤田 幸男 氏	会計大学院評価機構（日本）
司会進行役	高田敏文 氏	東北大学（日本）

参加予定の方

全国の大学および会計大学院教職員，日本公認会計士協会の教育担当の方，公認会計士。パネルディスカッション方式で進めます。資料等の準備の都合がありますので，ご参加いただける皆様には，事前に事務局宛に添付様式でお申し込みください。すでに申し込みいただいている皆様は，申し込み手続は不要です。

主催者

特定非営利活動法人国際会計教育協会

共催 会計大学院協会

後援 日本公認会計士協会

本事業は，文部科学省の委託研究調査事業補助金により実施するものです。

事務局

特定非営利活動法人国際会計教育協会

会計大学院評価機構事務局

メールアドレス kokusaikaikei4@iaej.or.jp

電話・ファクス 03-5980-8365

基調講演について

Ronan O'Laughlin氏

国際会計士連盟国際会計教育基準審議会

前テクニカルアドバイザー

アイルランド勅許会計士協会教育部長

基調講演のテーマ

国際会計教育基準の動向

－2010年から2012年までの方針を中心として－

趣旨

Ronan O'Laughlin氏は、国際会計士連盟（International Federation of Accountants, 以下IFACと略す）国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board, 以下IAESBと略す）前テクニカルアドバイザーとしてIAESB委員長であったHenry Saville氏を3年間支えました。現在は、アイルランド勅許会計士協会教育部長として古巣で活躍しています。

IAESBは会計教育の指針となる基準を2003年以来設定してきました。今年から委員長がHenry Saville氏からスコットランド勅許会計士協会出身のMark Allison氏に交代し、新しい体制でInternational Education Standards（以下IESsと略す）全8基準の改訂作業に入っています。改訂される国際会計教育基準では、会計にかかる諸基準と同様にIFAC加盟団体に対してその受け入れ（Adoption）を求めるとする方向性が、IAESBのBuenos Aires セッション（2009年3月2日から4日）のAgendaで示されました。IAESBのIESsは何を求め、どこに行こうとしているのか、その基本的な枠組みを作ったRonan O'Laughlin氏のお話は、資格試験前の会計教育課程の柱としてのコアカリキュラムを検討しているわたくしたちにとって貴重な情報をもたらしてくれるはずです。

ご承知の通り、わが国の公認会計士試験制度は、公認会計士法の前回の改正の際、規制緩和の政府方針の下で受験資格を撤廃してしまいました。それに対して会計にかかる諸基準の国際的な枠組みでは、Best Practiceとは何かを審議・決定し、加盟する組織・機関に対してBest Practiceとして合意した諸基準を遵守していくことを求めています。わたくしたち会計教育に関わる関係者は、会計教育のあり方に対するある種の「哲学」の違いについて、Ronan O'Laughlin氏のお話から何らかのヒントを得られるはずです。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

平成21年3月10日

特定非営利活動法人国際会計教育協会

会計大学院評価機構事務局

メールアドレス kokusaikaikei4@iaej.or.jp

電話・ファクス 03-5980-8365

Speaker : Mr. Ronan O'Laughlin

Post Technical Advisor of International Accounting Education Standards Board
International Federation of Accountants

Executive Officer of the Chartered Institute of Accountants in Ireland

Theme : Objectives and Futures of International Education Standards

- Focusing on the Revision of IESs between 2010 to 2012 -

Outline :

Mr. Ronan O'Laughlin has supported Mr. Henry Saville, Chairman of International Accounting Education Standards Board, International Federation of Accountants and he is now working as Executive Officer of the Chartered Institute of Accountants in Ireland. He is responsible for the education of CIAI.

IAESB has promulgated Accounting Education Standards since its inception of 2003. Mr. Mark Allison of the Chartered Institute of Accountants in Scotland has occupied the chairman's position from Mr. Saville in January of 2009. Mr. Allison has started to revise the existing IESs and he will finish the revision work between 2010 and 2012. There are 8 IESs and all of them will be revised. Based on the agenda of Buenos Aires Session of IAESB held on March 2 -4, the adoption of IESs will be required to member bodies of IFAC. What is the objective of IESs and where are they heading for ? Mr. O'Laughlin knows everything of IESs and his presentation will give us lots of useful information who are now preparing core curricula of accounting schools as pre-qualification stage.

As we know, the Financial Service Agency has introduced new CPA Examination since CPA Law revision in 2005. Under new CPA Examination, any person even high school student can sit the examination. FSA did this revision under the Japanese Government policy of deregulation. On the other hand, the standards in accounting and auditing, people involved in the international organizations like IFAC seeks the best practice and when they agreed with it, they required the member bodies to meet the standards as the best practice. We need to understand the differences between "deregulation" and the best practice in accounting education. It is a kind of philosophy of education. The presentation of Mr. O'Laughlin will bring many insights in accounting education.

Looking forward to seeing you soon.

March 10, 2009

Non Profit Organization of the Association of International Accounting Education Japan
The Organization for Accounting Schools Accreditation

Email : kokusaikaikei@ec4.technowave.ne.jp

Tel & Fax 03-5980-8365

【平成 21 年 11 月 2 日開催国際会計教育シンポジウム】

国際会計教育シンポジウム

教育基準は何をめざしているのか

－国際会計士連盟国際会計教育基準審議会の新教育基準と高等教育へのその影響－
シンポジウムの目的

会計基準と監査基準は、国際機関でベスト・プラクティスとしての国際基準が策定され、それぞれの国が国際基準にどのように対応するのかにより、その国の会計制度のあり方は大きな影響を受けることから、関係者の関心は高まるばかりです。これら国際基準は、その適用を受けることになる企業にとってばかりでなく、関係する行政当局、税務当局、市場関係者、教育関係者にとりまして、それぞれの対応が急がれています。

わたくしたち会計教育に携わる者にとりまして、国際基準をどのように教育していくのかは、緊急かつ大きな課題となっていますが、わたくしたちにとって今一つ関心を向けなければならない大切な国際基準として、国際会計士連盟（International Federation of Accountants, 以下 IFAC）の国際会計教育基準審議会（International Accounting Education Standards Board, 以下 IAESB）が策定している国際会計教育基準があります。IAESB は、今年に入り、新しく委員長に就任した Mark Allison 氏の下で、従来の教育基準の全面改訂作業を進めています。2012 年までに改訂作業を完了し、IFAC 加盟組織には、Adoption を求めていくことが、2009 年 2 月のブエノスアイレスでの IAESB の Board Meeting で決定されています。

国際会計教育基準がどのように改訂されるのかは、それが、教育課程のあり方ばかりでなく、会計教育制度全般のあり方のテンプレートとして機能しますので、わたくしたち会計教育に携わる者にとりまして、きわめて重要な意味を持ちます。そこで、今回、文部科学省の教育推進経費によって組織されておりました会計大学院におけるコアカリキュラム推進委員会が主催して、新しい国際会計教育基準は何をめざしているのか、そして日本、中国、韓国のアジア各国の教育関係者はそれにどのように対応しようとしているのかについての知見を得ることを目的として、標記の国際会計教育シンポジウムを開催するものです。

会計教育に関係する多数の皆様のご来場をお待ちしています。

開催日時と場所

2009 年 11 月 2 日午後 1 時から 5 時まで

日本公認会計士協会本部会館地下会議室

住所とアクセスマップを参照してください。

シンポジウムの概要

基調講演者

国際会計士連盟国際会計教育基準審議会副委員長

マーク・スポフォース氏 Mark Spofforth, Deputy of IAESB

パネリスト

(1) マーク・スポフォース氏 Mark Spofforth, Deputy of IAESB

(2) 国際会計士連盟審議官 デビット・マクピーク氏

David McPeak, Technical Manager of IFAC

(3) 中国アモイ大学教授 孫謙氏

Qian Sun, Professor of Xiamen University, China

(4) 韓国延世大学教授 朱仁基氏

In Ki Joo, Professor of Yonsei University, Korea

(5) 日本公認会計士協会専務理事 木下俊男氏

Toshio Kinoshita, Chief Executive of Japanese Institute of Certified Public Accountants, Japan

司会者

東北大学会計大学院教授 高田敏文氏

Toshifumi Takada, Professor of Tohoku University, Japan

シンポジウムの言語

英語。同時通訳が付きます。

主催団体

会計大学院コアカリキュラム推進委員会

共催団体

会計大学院協会，一般財団法人会計教育研修機構，日本公認会計士協会，
特定非営利活動法人国際会計教育協会

なお，この事業は，文部科学省教育補助金で実施するものです。

議事録

国際会計教育シンポジウム

国際会計教育基準は何をめざしているのか

－国際会計士連盟国際会計教育基準審議会の新教育基準と高等教育へのその影響－

2009年 11月 2日（月） 午後 1時 - 5時

公認会計士会館 ホール 1

【01 主催者（高田敏文氏）あいさつ】

高田： 皆さま，本日は国際会計教育シンポジウムに，ようこそいらっしゃいました。

このシンポジウムのテーマは，国際会計教育基準は何を目指しているのかです。わたくしは，高田敏文と申します。本日，皆さまに，会計大学院コアカリキュラム検討委員会を代表いたしまして，感謝申し上げます。

皆さまには，よくご存じのように，会計の世界には国際組織として国際会計士連盟，そして国際会計教育基準審議会がございまして，この審議会は教育基準としての国際基準を策定しています。そして，各国がそれらを **converge** するのか，それともアドプションするのかといった議論があります。そしてまた，会計，および上場企業，そして証券市場，そして政府が，この国際基準の中身に関心を示しています。

しかし，会計教育に携わっている関係者も，やはり同様に会計および監査基準に関心を示しております。さらにわたくしどもは，国際会計士連盟および国際会計教育基準審議会の国

際基準に注意を払う必要があります。

IAESB (International Accounting Education Standards Board : 国際会計教育基準審議会) のマーク・アリソン委員長は、従来のすべての基準の改訂の手続きを始めました。そして、この改訂作業は 2012 年末までに完了するものと思われます。同審議会のブエノスアイレスでのボードミーティングが 2009 年 2 月に開催され、そこで新しい会計教育の基準が IFAC (International Federation of Accountants : 国際会計士連盟) メンバーによって採択されることを委員長は表明しています。

IAESB の基準は、会計カリキュラム、そして会計教育システムについての、それぞれの国のテンプレートとして機能しております。そういった意味で、わたくしたち教育関係者が行うべきこと、すなわちこの会計教育の関係者が今後何をすべきであるのかといったことに、国際基準は大きな影響力を及ぼします。そこで、わたくしたちは、IFAC、IAESB の基準に関するシンポジウムを計画いたしました。そして日本の文部科学省がわたくしどもに支援をしてくれています。このシンポジウムのフォーカスは次のとおりです。

第一に、IAESB 国際基準の改訂についてです。そして第二に、新旧基準の違い。そして第三に、ポリシーとしてのアドプションの意味。そして、第四に会計教育、つまり、大学および会計専門職における会計教育に対する、新しい基準の影響力であります。

本日は、IAESB から著名な基調講演者、そしてパネリストの皆さまをアジア各国からお招きすることができて、嬉しく思っております。

では皆さま、ご紹介させていただきたいと思います。最初に、基調講演者、マーク・スポフォース氏であります。氏は IAESB の副委員長を務めていらっしゃいます。氏は英国において監査、および会計における豊富な経験をお持ちであり、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の教育の責任者でもあります。また、IAESB の副委員長として、マーク・アリソン委員長を支援していらっしゃいます。

次にパネリストでありますが、David・マクピーク氏をご紹介します。David・マクピーク氏は、IAESB の審議官であります。氏は多くのカナダ Certified General Accountants 協会の要職に携わっていらっしゃいました。現在、氏は IAESB におきまして、基準設定の原案作成、審議の準備資料作成等をされています。

そして、3 番目のパネリストが孫謙氏です。中国のアモイ大学の教授でいらっしゃいます。そして、孫謙氏は、中国において、財務、会計分野のもっとも有名な研究者の一人です。アモイ大学の財務会計研究所の所長を務めていらっしゃいます。そして、このアモイ大学でありますけれども、中国における財務会計の教育・研究のメッカとして有名です。

そして、第 4 番目が朱仁基教授であります。韓国延世大学の教授であります。朱仁基氏は、大変有名な会計の教授であります。単に韓国だけではなく、日本、そして国際的にも著名でいらっしゃいます。氏は日本、中国そしてまた韓国のネットワークをつくられました。これは、会計教育におけるアコード・イニシアチブのネットワークです。今は CAPA

(Confederation of Asian and Pacific Accountants : アジア・太平洋会計士連盟) の会長を務めていらっしゃいます。

そして、5 番目が木下俊男氏です。木下氏は、米国の公認会計士でありました。現在、氏は JICPA (The Japanese Institute of Certified Public Accountants : 日本公認会計士協会) の専務理事を務めていらっしゃいます。今年の 6 月に発足しました会計教育研修機構におき

まして、職業会計士の教育に責任をお持ちでいらっしゃいます。

わたくし高田は、本日、進行役を務めさせていただきます、東北大学の教授であります。シンポジウムは 2 つの部分によって構成されています。まず第一部が基調講演。そして、パネリストのプレゼンテーションが予定されています。そして第 2 部がパネリスト相互のディスカッション、そして最後に、オーディエンスの方からの質問を予定しております。

では、ただいまから始めたいと思います。最初にマーク・スポフォース氏の方から、IAESB の国際基準に関する基調講演をお願いしたいと思います。40 分、予定されております。マーク、お願いします。

【02_基調講演 Mark Spofforth 氏】

Mark Spofforth : 皆さま、こんにちは。

本日は、皆さまのシンポジウムでプレゼンテーションをさせて頂く機会をいただきまして、ありがとうございます。これは、大変名誉なことでもあります。わたくし、今回、初めて日本に来ました。ですので、まず高田先生にお礼を申し上げたいと思います。非常に素晴らしいおもてなしを頂いております。今回、東京もみせていただき、ご案内いただきました。お箸を使う能力が、これであまくなったかどうか分かりませんが、これまでおなかを空かせることを許されない旅になっているのは、確かであります。

紹介にありましたように、わたくしは国際会計教育基準審議会の副委員長をしております。非常に長いタイトルですので、この審議会は「審議会」とだけ、今後、呼びたいと思います。本日、ご説明したい内容ですけれども、この審議会の成り立ち・構造について。基準をつくる役割の審議会であります IFAC、これは International Federation of Accountants ですが、これも「IFAC」とだけ呼びたいと思います。また、今、審議会としてどう考えているのか。また、目的や目標をどのように達成しようとしているのかについてご説明します。

最初にわたくし自身についてですが、学界で教えているわけではなくて、職業として実務を行う勅許会計士であります。ですから、難しい質問が来たら、David・マクピーク審議官にパスしたいと思います。

わたくしはロンドンのビッグ 4 の 1 つで訓練を受けました。そして、資格取得の直後に、自分の家族のやっている会計事務所に移りました。この事務所はロンドンの南の方の田舎にあるのですが、勅許会計士としては、わたくしが三代目でございます。祖父も父も勅許会計士でした。ですので、小さいころから会計士の仕事、それからイングランド・ウェールズ勅許会計士協会の仕事に興味を持っておりました。

多くの委員会に参加しました。中小企業の実務についてもかかわりましたし、教育部長も務めました。先ほど説明があったと思いますけれども、教育部長を 5 年間務めまして、その後、IFAC の教育審議会に加わりました。教育審議会の仕事はボランティアとしてやっておりまして、フルタイムの仕事としてやっているわけではないということをご理解ください。

プレゼンテーションの最初に申し上げたいことは、IFAC の使命についてです。この組織は、加盟団体ですとか、大規模会計事務所の負担金で運営されています。その次に審議会の目的や目標についてご説明します。これらについてご理解いただきますと、今から 5 年から 10 年先にどのような変革が起きるのか、その背後にある考え方が何なのかということをご理解いただけるかと思います。

また、ぜひご理解いただきたいことは、基準設定審議会は IFAC に 4 つかあるのですが、われわれの国際教育審議会だけは、加盟組織のみを対象として基準を策定していることです。他の基準設定審議会は、加盟組織、個々の会計事務所だけではなくて、あるいは会計士全般を対象とする基準を策定しています。倫理の基準ですとか、他の基準の審議会とわれわれとは、その点が違います。

IFAC と IAESB の説明をします。そして IES (International Education Standard) , 国際教育基準の 1 つひとつについて、簡単に説明します。わたくしの次に、David が、これについては詳細に説明すると思います。また、現在取り組んでおります基準の改訂についても

David が説明します。

ここで強調したいのは、8つ、教育基準があるのですけれども、これは全部で1セットだということです。基準を1つにすべきかどうかと、1つにまとめるべきじゃないかという議論もあるのですが、われわれとしては資格取得前と後の会計教育すべてを8基準で包含したいと考えております。職業会計士になるための資格取得前の教育も、もちろん含まれておりますので、8基準は相互にリンクしております。ですから、1つの基準にのみに関心を持つことは意味がありません。

ということで、われわれの審議会は、IFAC が設定している4つの基準設定審議会のうちの1つです。ですので、まず「IFACは何であるのか」を理解することが重要です。IFACはグローバルな組織です。職業会計士のグローバル組織でありまして、これだけ大きな組織は他にありません。これだけ多くの職業会計士が集まっているのは、よくないと言う人もいますけれども、非常に有益な組織でもあります。基準についてのディベートをしたり、職業会計士の将来をディスカッションしたり、意みを交換したりする場になっております。でも一番の優先順位は、公益に貢献することであります。自分たちの利益だけを追求しているではありません。

今、加盟団体数は157です。それに加えて、準会員が123カ国から参加しております。これら加盟団体には250万人の会計士が所属していますので、IFACは彼らを代表しております。準会員には教育機関、上場会社、政府、コンサルティング会社、金融業界、つまり商業銀行、証券会社などが含まれております。

IFACは、自己の利益のためにも、もちろん活動しています。というのは、会計士の負担金によって成り立っている、会計士を代表する団体だからです。しかし、一番の優先順位は、公益のために貢献することにあります。しかし、それら2つのベクトルは、同じ方向に向いています。もちろん、もっとも重要なことは職業会計士の負担金で成り立っているにもかかわらず、高潔さと客観性といった理念をベースにして、高度のプロフェッショナルとしての基準を確立し、それらを遵守させることです。そのことを通して、職業会計士の育成に貢献しております。

しかし、重要な目的は、会計士のクオリティを高め、維持することです。そのことにより会計士が実践する監査業務のクオリティとコンサルティング業務のクオリティが維持できるのです。

ですから、重要なことは、公益にどのように貢献するか、どのようなインパクトを交易に与えるかなのです。

それでは、われわれはどのようにして責任を全うしているのかといいますと、もちろん一番の仕事は基準の設定、そして職業会計士をあらゆるレベルで代表することです。企業内の会計士はもちろん、中小会計事務所で実務を行っている会計士たちに対する支援もしております。中小会計事務所で仕事をしている会計士は、会計士の組織としては非常に小さいことがよくありますので、われわれが実践的な形でサポートします。同僚がいなかったり、頼れる人がいないという会計士たちを支援しているわけです。

また、公共の利益に関する問題に関しても意みを述べます。最近もG20に関して経済状況、世界の景気に関して意みを発表しました。IFACは非常に迅速に適切に情報や意みを集めて、こうしたソリューションがあるのではないかと考えているのを提案しているわけです。例えば、

景気などに関してもそうです。

次に、IFAC の組織図をおみせしますが、すごく小さい文字ですので読めなくても心配しないでください。ここでメッセージとして申し上げたいことがあります。IFAC は複雑な組織であり、複数の特別委員会と基準設定委員会からなっています。特別委員会の 1 つは、国際的な監査業務に関する監査委員会があり、この構成メンバーは大規模会計事務所からなっています。つまり大きな監査法人が委員です。彼らは国際的な監査業務をしている監査法人です。他の委員会としましては、企業内会計士のための委員会、それから開発途上国の会計士のための委員会があります。

後ほど説明しますが、教育にかかわっている会計の技術的専門家と呼ばれる人たちが参加する組織があり、加盟団体がそれぞれの国々で今、彼らの育成に入っています。ここに今、力を入れています。

IFAC には、4 つの基準設定委員会があります。われわれは IAESB、国際会計教育基準審議会です。その他にも国際監査保証基準審議会、それから会計士倫理基準審議会、そして公会計の基準審議会の 3 つがあります。

基準設定審議会が策定する基準は、どのような組織や会計士が対象となるのかについてですけれども、われわれの国際教育基準審議会は、他の 3 つの審議会とは少し違います。教育基準は、加盟団体を対象としているのであって、個々の企業会計士ですとか、職業会計士の日常の業務を対象としているわけではありません。そして、公に対しても説明責任を果たさなくてはならないわけです。

われわれが設定、確立した基準は、非常に透明度が高く、監督の行き届くようなストラクチャーを有しています。審議会は 1 年に 2~3 回、会議を開きます。会議に参加するのは、審議会委員に加えまして、3 人の外部の有識者、それから監視委員会の 3 人のメンバーでありまして、全ての審議事項に関して、非常に厳格なデュープロセスを経ております。時としてちょっと息が詰まるとか、なかなか難しいなと思うこともあります。そして、もっと早く進まないかと思うこともあるのですけれども、やはり審議会が、独立性を確保していることを示す必要があります。

それから、われわれの審議会には、コンサルティング・アドバイザー・グループが付設されておりまして、彼らと教育にかかる相談をしています。基準は最終決定する前に公開し、コメントなどを皆さまからいただき、公開草案に対するフィードバックを行っています。そうすることによって、われわれが正しいことをやっているのかどうかを、自分たちも確認・検証しようとしております。

後ほどコミュニケーションに関する問題があることをご説明しますが、このことは、われわれの組織がグローバルであるからです。基準によって加盟団体すべてが影響を売れますから、この問題があることを説明します。したがって、教育に関係する個人の方、それから組織も、ぜひわれわれにご意みをフィードバック・プロセスの中でいただけると大変有り難く思います。

先ほど申しました公益に関する公益監視審議会についてですけれども、これは 4 年前に設置されました。ここには 10 人の独立の委員がいます。彼らは規制当局と国際的な組織の中から任命された人たちです。

ただ、ここも苦勞しております。というのは、彼らは、独立しているのですけれども、彼ら

自身の監視活動について信頼性を担保するために情報を必要としているからです。銀行家であったり、弁護士であったり、いろんな職業の人々が委員になっていますので、われわれとして重要なことは説明をしなければなりません。会計のバックグラウンドがない、会計をそこまでは知らないという方たちに理解してもらうことが必要なわけです。他方、彼らは独立した組織であることを示さなくてははいけません。わたくしたちに依存しすぎてはならないのです。ですから、彼らとわれわれとの間にハードルがあります。それを乗り越えていかななくてはならないわけです。

IFAC の審議会では、基準のほかにもガイダンスをつくっています。これは職業会計士に向けたものです。この段階でぜひ申し上げたいのは、プロフェッショナル・アカウンタント、職業会計士というときにはわれわれのメンバーボディーの加盟団体を言っていますが、加盟団体といってもそれぞれの教育システムが違うことがあるのは当然です。ですから、われわれとしまして、加盟団体ごとに異なるシステムを、今、理解しようとして努めています。本質的には職業会計士のコアとなるもの、基本的に必要な技術的なスキルとか持っていないとはいけない知識とか、そうした基本的資質を各加盟団体がどのように認識しているのかをわれわれは理解しようとしていますし、その基礎にあるプロフェッショナル概念の重要性をわれわれは強調しています。価値観とか倫理観とか、姿勢といった概念です。これは、資格取得前の人々にとっても、職業会計士にとっても重要です。

基準をつくるのと同時に、実務基準書と参考資料もつくっています。実務基準書は、加盟団体の方々が基準の施行しやすくするための指針です。これは、基準を受け入れて施行するために非常に重要です。それから、他の多くの基準策定委員会もやっていますが、コンバージェンスをどのように進めるのかが重要です。皆さまご存知の IFRS のコンバージェンスはその代表です。

財務報告基準は世界中どこでも均一に適用されなければいけないとわれわれは考えていますので、コンバージェンスが求められます。同じようにコンバージェンスは教育の世界でも求められます。教育システムは国によって違いがあります。職業会計士の資格要件も国によって違います。教育基準、監査基準、倫理基準にも違いがありますけれども、それを国際的に統一することが非常に重要です。われわれが教育基準の統一を通して何を達成したいのかは、基準を読んでいただければご理解いただけると思います。いずれにしましても、コンバージェンスは避けて通れないことですけれども、近い将来、教育基準が 1 点に収束することはありません。やはりディベートを行って、ディスカッションを行って、アイデアを持ち寄って、ベスト・プラクティスとは何なのかについて、時間をかけて合意する必要があります。ですから、教育システムを統一することは、少なくともあと 100 年くらいはないと思います。

参考資料とツールキットを IAESB は提供しています。これは成功しておりまして、特にツールキットの 1 つは CD の形で配布しています。CD に収められているのは、倫理に関するケーススタディーなのですが、皆さまご覧になっていらっしゃるでしょうか。わたくしも自分の会計事務所で実は使っているのです。学生に教えたり、ケーススタディーを実際にやってみたりしています。ベーシックの教育として非常に有益なツールです。オーストラリアの生徒には笑われたこともあるのですが、非常に役に立つ教訓が詰まっています。

基準を設定して、8~9 年ディスカッションしてきたのですが、5 つか 6 つの教育モデルが世界にあることが、分かってきました。われわれが、これから数年かけてやることは、

現在の国際教育基準を書き換え、改訂をすることです。理想とされる教育モデルを特定して、どの国でどのモデルが使われているのかをみ極めた上で、そのモデルに対して基準を当てはめてテストをしていくことが必要です。それと同時に、おそらく、個々の改訂された基準についても、改訂の基本方針を示すことになります。

もちろん、「これは違うのではないか」というご批判の言葉を、ぜひいただきたいと思います。「英語で考えるとこうなるのだけれども、わたくしたちの言語では違うよ」というような意みも大歓迎です。世界中に多くの国がありますから、ご批判はぜひいただきたいと思います。特に、開発途上国でどういった実務ガイダンスを実施していけるのかについて、われわれは知りたいと思っています。

それから、関連文書に関するハンドブックも出版しております。ハンドブックは解説書です。これはインターネットでも入手可能です。

ここまでわたくしがお説明した文書はすべて提供しているのですが、他にも重要な文書があります。これは「3 カ年戦略と作業計画」というものです。この文書は国際会計教育基準審議会の今後の活動方針を示したものです。皆さまの中で、われわれの方向性は間違っているのではないかとお考えの方は、本日の午後のシンポジウムが終わった後の **Q&A** でぜひコメントをお願いいたします。本当に正しい方向に向かって、われわれは旅をしているのかですね。そのことを認識した上で、それを戦略ですとか作業計画に反映したいと思います。「われわれ、これでなければ駄目だ」として突き進んでいるわけではなく、皆さまのお考えを入れて柔軟性を持って対応してまいりたいと考えています。というのは教育のプロセスですとかシラバスを変えるのには 3～4 年から場合によっては 5 年くらいかかりますので、すべての学生にそれにしただがって勉強してもらって、それが本当にきちんと機能することを確認しなくてははいけません。しただがって、かなり長くなります。他の基準よりも教育の基準は、設定して確立するまでに時間が長くなるのですね。

このスライドで申し上げたいことは、基準の表現に関することです。われわれとしてやらなくてはいけないのは、教育基準をもっと明確に分かりやすく提示しなくてはいけないことが分かりましたので、特に他の言葉に翻訳したときによく理解できるようにしなければならぬのです。英語が不明瞭ですと、翻訳も難しくなってしまいますから、このことは当然です。ということで、この部分はかなり力を入れて表現の明確化を、今、やっているところです。

この次のスライド 2～3 枚は簡潔に説明しますが、教育基準がどのように施行されているのかについてご理解いただければと思います。教育基準とその他の諸基準とに違いがあることはすでに説明しました。例えば、会計基準は、個別企業に対して政府が遵守を求めます。しかし、教育基準は、加盟団体が受け入れ、その内容を遵守・実施していただいているものです。しただがって、われわれは、加盟団体に対して、遵守する際にどこか難しいところはないか、遵守できるのか、できないのかも、聞いております。

ステートメント・オブ・メンバーズ・オブリゲーション、**SMO**（会員の義務にかかる規則）という規範があります。これは会員が遵守すべき基準で、加盟団体すべてにサインをしています。つまり、自己規制をしていただいているわけです。ですので、規制がどう機能しているかということを、ぜひご理解いただきたいと思います。ウェブサイトを見ますと、われわれが出しているアンケートに加盟団体がどのように回答しているのかが分かります。

これは遵守していますよとか、ここはちょっと遵守が難しいですなどと回答されています。ですので、IFAC の加盟団体として継続するためには規則を遵守することが必要です。先ほど言いましたように、教育基準は、再三申し上げております通り、加盟団体に遵守していただかないといけない基準です。

将来の IFAC のフォーカスといたしましては、もう既に決定されておりますけれども、国際的な大規模会計事務所の考えを世界に届けること、中小会計事務所のニーズに対応すること、そして個々の企業会計士のニーズに応えることであります。

このスライドの一番下に書いてありますけれども、IFAC がどのようにこうしたニーズに応えることができるのかといいますと、強力に各国の職業会計士団体をサポートすることです。このことを高い水準で実行していくためには、各国の職業団体に対するサポートが必要であります。

それでは国際会計基準審議会が最近何をしているのかをみてみましょう。同審議会は、昨年までに 8 つの教育基準を策定しました。これら 8 基準は 1 つのセットとして機能しています。8 基準は、個別具体的に規定されていますが、これらは包括的な 1 つのセットとなっております。

もちろん世界は動いております。最初に教育基準をつくってから、世の中、動いておりますし、世界の教育システムについてのわれわれの理解も上がってきています。ですから、また原点に戻りまして、教育基準全体の枠組みをみ直しました。このみ直し作業は、われわれが個別の教育基準をつくった際の構造、枠組みについての検討から始めましたが、非常に興味深い、そしてまた長いディスカッションがあり、プロセスがありました。

そこで、基本コンセプトに立ち戻りました。職業的会計士とは一体何であるのかについて、長い議論をしました。教育基準のコンバージェンスはどのように実施したら、基準を機能させることができるのか。そして職場における教育、研修は職場と、教室内での教育と何が違うのか。非常に興味深い適用事例も紹介されました。しかし、われわれが、当然のようことと考えてきた教育システムは、英国流のシステムにすぎなかったのかもしれない。それゆえ、今ではもっと考えなければならないことがあることが分かりました。

教育基準の概念枠組み基準について、先週の審議会で、文言を改訂いたしました。その草案を読んでいただきたいと思いますけれども、それをみると、教育基準が必要であることの理由が分かります。それは会計士の能力を強化することに尽きます。そしてまた、コンバージェンスが必要であることもお分かりいただけます。会計士のスキルの定義、またスキルが実施されるパフォーマンスの定義も重要です。一方、会計士の倫理基準も一貫して適用されなければいけません。会計士の仕事の世界は世界に広がっていますが、新しい仕事、新しい役割を違う国で担ったときでも、会計士個々人が持っているスキルの重要性を理解してなければいけません。

今、この概念枠組み基準は、何を規定しているかという、この基準によって教育にかかる基礎的な疑問に答えてくれます。教育基準とは何か、誰が対象なのか、この基準がメンバーに適用されたときには、その内容には何を含めるべきであるのか。そして、どのようにして教育基準が実施されるのか。もちろん、これは基本的な質問への答えなので、実際にそれぞれの 1 から 8 の個別の基準をみていただく前に、この概念枠組み基準を読んでください。

概念枠組み基準検討のプロセスで、ディスカッションをしているときに、他の問題にも直

面しました。そのことにより、いまだにわれわれが解決できていない問題があることが分かりました。それらをさらに今後 5 年、10 年かけて議論をしていくつもりでありますけれども。

会計士が果たすべき役割には、それぞれの国、そしてそれぞれの地域において、幅広い相違があることを認識しなければなりません。会計は、事業の言語の 1 つです。言語は環境によって意味が違ってきます。会計士の役割は、経済の中でも非常に重要であると思いますけれども、個々の会計士によってもキャリアパス、役割に違いがあります。こうした違いを認識することは、やはり教育に携わる者として考慮しておかなくてはいけないと思います。まず、職業的会計士としてのコアが何であるのか。そのことが明らかとなつて初めて、ある特定の分野に専門知識を持って、そして役割を果たしていくにはどうしたらよいのかを考えなくてはなりません。

もう 1 つ、先ほど言いましたけれども、やはり教育システムは世界各国で多様性があります。もちろん会計の専門教育だけではなく、会計に入る前の一般教育についてもバラエティーに大きな幅があります。

例えば、わたくしの息子は、わたくしが言うのを嫌がるのですけれども、彼の世代は E-メールとか、あるいはコンピュータで勉強することがあるので、やっぱり実際にフェース・トゥ・フェースのインタラクションが苦手だと言います。わたくしたちは言葉を使い、対面でコミュニケーションするのは当然と考えているのですけれども、息子の時代ではもう本当に文章とか E-メールが主体なので、やはりそれはカルチャーの違い、また学習態度の違いが世代ごとに違って出てきます。ですから、やはりそうした違いを認識し、どのように克服するのが、われわれ教育者にとっての課題です。

企業が大きくなり会計事務所が大きくなるにつれて、より早い段階でアカウントとして専門知識を持つことが可能になってきています。それも、われわれが対応していかななくてはならないことであります。

再度申し上げたいのですが、教育基準は、監査基準や会計基準と違いがあるということ。そして、また教育基準には 3 つの主要な問題があると先ほど申し上げましたけれども、それらをぜひご理解いただきたいと思います。現状と、そしてまた今までの経緯も、併せてご理解いただきたいと思います。

わたくしの次に David の方から、個々の教育基準について詳細に説明する予定ですが、われわれが何をやっているのか、そして教育基準をどのように改訂しようとしているのかについて、David の説明によって、会計のプロとして必要な知識、またスキルについてどのようなことが必要なのかをご理解いただけたらと思います。

また、やはり生涯学習と学習の姿勢が必要であります。今、多くの会計士の方々にご理解いただけていることと思いますけれども、われわれを取り巻く世界は急速に変わっていくので生涯学習が必要であります。会計のプロとしての能力開発が、現代の方が 30 年前よりも大事であります。今までよりも多くの努力、そしてインプットが必要になっていきます。

また、わたくしたちが教育基準をつくるときに、インプットではなくアウトプット、つまり結果にも焦点を当てます。すなわち、例えば何時間勉強したのか、教室で何を勉強したのか。あるいは、会計のプロとしての開発に何時間かけたのかということよりも、やはり、学んだ結果どうなったのか、それによって何がどう変わったのかを評価することが重要です。インプットした数字や内容ではなくて、学習した結果を評価することが重要であります。と

ころが、教育を実施する加盟団体としては、インプットの数字を重視したいのです。それに対してわれわれは、会計プロとしての能力開発は、結果を重視したいと考えています。加盟団体は、何時間学習したのかを、基準として入れてほしいと要望しています。そうした要望が出てくるのは、怠慢かと思われかもしれませんが、非常にたくさんの会員とか、あるいは会計士を評価するときに、職業団体としては、アウトプットの評価をするよりも、例えば「皆さま 150 時間勉強してください」と言う方が、彼らにとっては簡単なのです。

次に、最初の 6 つのスタンダードを簡潔に説明します。これらは、「資格取得前の基準」と呼んでいます。これでは簡単に言いすぎでしょうか。やはりご理解いただきたいことは、世界の各国の中には会計士資格が監査人としての職業資格の意味もありますし、例えばフランスの場合には、監査人にならないと会計職業団体の会員にはなれません。監査人はキャリアでもかなり後の方に来る資格なので、これまで、会計士になることの可能な資格は、所定の教育プロセスが終了していることにしておりました。ただし、このことは、ケースバイケースで違っております。例えば、大学卒で資格があることもありますし、また他の国では卒業してから 10 年、あるいは 15 年の会計士としての職業訓練後に資格が生まれることもあります。しかしながら、最初の 6 つの基準は、ご存知の通り、すべて会計士職業に入ってくるための参入要件であります。誰がこのプログラムに入れるのかということを決めています。そして、またシラバス、内容も決めています。多分、この話をもうなさっている方もいらっしゃると思いますけれども、要するに内容は何にしたらいいいのか、そして、いろんな大学でもここで規定している内容を標準化しようとする動きがあります。

ご興味がおありになるかもしれませんが、EU ではここ 9 年間かけまして、EU の大学の教育内容を標準化しようとしています。かなり大変な仕事なのですけれども、その定義のところでは相当作業が進んだようであります。しかしながら、複数の国と多様な言語がありますから、EU 内部でただ 1 つの基準に標準化するのは難しいと思います。

IS3 はプロフェッショナル・スキルと書いてありますが、職業的会計士には、どのようなスキルが必要なのか。そしてまた、どのような素養が必要なのか。テクニカルの知識だけではないことが規定されています。IS4 は倫理に関すること。IS5 は実践経験であります。各国で、経験年数には違いがあります。IS6 は評価です。今のところ、この評価の基準は、要するに最後の資格取得のための試験、職業団体の会員になる前に受ける試験のことを示していますが、その定義を拡大しなければならないと考えています。会計のプロになった後も、能力開発を続けていくことが必要だと思います。この基準は、今後 4~5 年の後には変わってくるかもしれません。

次に、資格取得後のスタンダードでありますけれども、これは継続職業教育（Continuous Professional Development, CPD）と呼んでいます。それから IS8 は監査人に要求されている要件でありますけれども、この IS8 の要件は、今のところもっとも多くの賛否両論がある基準であります。例えば大きな会計事務所の中にはその文言が気に入らないという方もいらっしゃると思います。ですから、最近できたスタンダードではありながらも、もしかしたら書き換えが一番先に必要になるものかもしれません。さしあたり IS8 を実行するときの問題を考え直さなくてはいけないかもしれません。今、改訂草案を書いておりますので、それを公表して、加盟団体にみてもらわなくてははいけませんが、実際に IS8 を実行し始めると、おそらく、文言の書かれ方によって問題が出てくる可能性はあると思います。

先ほど、職業的会計士とは何なのかについて議論していると申し上げました。議論の結果、職業会計士の定義は変わっていくことが予想されます。また、英語の使い方にも問題があると申し上げました。例えば、**competence**, **capability** という用語がそうです。教育基準の中で実に多く使われている用語であります。これらをなくして、必要なスキルとテクニカルな知識、また、そのスキルのパフォーマンスにできないか検討しています。このように、教育基準には、資格取得前と資格取得後の 2 つの基本的なエリアでありますけれども、基準を実行しようとする、混乱させるような要素があるかと思います。

また、もう 1 つお話をしたいことは、どこでこのスキルを取得するのか。教室なのか、あるいは職場なのか。また経験を実務上することが必要なのか。例えば、適切な倫理姿勢を取得するのに必要なのは、職場での経験であるのか。あるいは、他の人たちの行動を観察して、あるいは多くのジレンマとかケースをみることで、倫理観ははぐくまれるものであるのかも考えなくてははいけません。

CPD についても申し上げました。それに対して初期導入教育（**Initial Professional Development**, **IPD**）があります。ここまで、資格取得前、そして資格取得後のこととお話しいたしましたがけれども、**IPD** は初期の基礎職業訓練です。これは資格取得前の教育です。今後、**IPD** と **CPD** との違いは何か。何が教育の初期段階で得られなければならないクオリティーなのか。またスキルや、知識とは何か、それらの中で仕事を始めてから得られるものは一体何なのかについて、みていかなくてははいけません。

さらに、初期教育からまた継続教育までの間に、職業団体への加盟要件があります。職業団体への加盟要件は、継続教育のプロセスの 1 つとしてわれわれは位置付けています。評価は、先ほども申し上げましたように、難しい作業です。多段階のレベルの能力 **competence** がありますけれども、このことに関連して会計の技術的専門家についての問題の話をしたいと思います。

ある国においては、会計の技術的専門家が職業として存在しています。そうした国においては、職業的会計士だけでは、不十分と考えられているからです。したがって、会計の技術的専門家は、例えば、簿記の担当者、あるいは財務諸表を作成することに従事する、同じような判断をする人々である必要があります。技術的専門家は、メカニカルなプロセスだけをやる人であって、会計士として高度の職業的判断を行使するような職業的会計士とは違うわけです。その技術的専門家が一体何をするのか、職業的会計士と違って何をするのかについての定義が必要であります。彼らが、会計職業全体の中でどのように組み込まれるのかについて考える必要があります。会計の技術的専門家は新しいコンセプトでありまして、実際にさまざまなレベルの能力や、さまざまなレベルのスキルがあると思われます。メカニカルなプロセスの中で、必要とされているスキルは違うと思われます。もちろん、そうした知識も今後、変わっていかなくてはならないことであります。

もう 1 つのエリアとして、われわれが本当に難しいと思っていることは、基準の翻訳です。**IFAC** 自体は、翻訳はいたしません。翻訳をするための人材と資金がないのです。ですから、加盟団体に独自に翻訳をしてもらっています。ただ、その翻訳作業した結果を、逆に英語に翻訳したときにどうなるのでしょうか。同じ基準ができるのかどうか。このプロセスを実施してみれば、大元の基準と翻訳された基準とが本当に同じかどうかの比較ができると思います。ただ慎重に考えなくてははいけないことは、やはり翻訳をしていただく際の支援でありま

す。本当に、翻訳された基準を英語にすることも始めることを検討しなければならないかもしれません。かつて英語の微妙な表現が、ほかの言語に翻訳されると全く変わってしまっていたことがありました。ですから、翻訳の問題は、ぜひ考慮に入れなければならないポイントであります。

では、まとめでありますけれども、非常に重要なことはこれから国際教育基準を改訂して参りますけれども、重要なことは、基準が実施されて、そしてその成果が、共通の背景、バックグラウンドでもって評価されなくてはならないことです。IFAC の会員や組織が、アンケートに回答するだけでは不十分です。基準には、定性的な情報もあるわけでありますので、数量的な評価だけでは不十分です。そのことは、これから議論していかななくてはならないこととあります。特に途上国の間ではそうです。そこでどのようにして彼らが基準を実行しているのか、それが本当に他の先進国と同じやり方なのかどうか、検証していく必要があります。

最後に重要なこととしては、これからも文化の多様性、そして環境の多様性を考えいく必要があることです。国際教育基準は多様な文化の中で実施されています。今までのところは、われわれにとっても基準がどのように適用されているのかは、なかなか見えませんでした。したがって、今回のようなシンポジウムが貴重なわけであります。例えば、このシンポジウムを持つことによって、われわれは、日本がどういうふうに基準を実行しているのかが分かりますし、また皆さま方にとっても、他の国でどのように実行されているのかがご理解いただけたと思います。また、日々実際に基準を実行していらっしゃる方々がどのようにしているのかということ、ぜひこのような場で情報を共有したいと思います。

これから、改訂作業において、ドラフトの書き直しをやっていきますけれども、基準に加えてガイダンスを付け加えていきます。これからもっとさらに詳細なレベルに落とし込んでいきますけれども、そうすると多くの加盟団体相互間の違いの比較ができるようになると思います。

このシンポジウムは本当に貴重だと思います。これからわれわれが考えていく議論の内容にとりましても、参考になると思います。本当に今日はお招きありがとうございました。もし何かご質問があれば、後ほどお答えしたいと思います。

【03_プレゼンテーション 1David McPeak】

David McPeak： ありがとうございます。皆さま、こんにちは。

本日、このシンポジウムでお話をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。皆さまの前でお話しできますことを、大変光栄に存じております。また、IAESBのマーク・アリソン委員長からよろしくと伝えて欲しいと言われております。また、IFACの専門職業基準担当の専務理事であります、ジム・シルフは本日来ることができませんでしたので、よろしくとお伝えくださいとのことでした。

また、日本公認会計士協会でありますけれども、国際会計士連盟の創設メンバーであります日本公認会計士協会は、大変強くIAESBのサポートをしてきました。そして、わたくしはここに、関西学院の平松一夫教授が、IAESBのパブリックメンバーとなられたことを、そして2010年以降、3年間の任期を務められることが決定されておりますことを皆さまにお伝えし、先生のご貢献を楽しみにしております。

わたくしの本日のプレゼンテーションの目的でありますけれども、まず国際教育基準、これはIAESBが発行したものでありますけれども、について紹介し、それからまたこの基準の改訂プロジェクトについてお話をし、どういったところが変更されているのかについてご説明申しあげます。それから3番目といたしましては、IFACの基準設定活動に対する公共監視状況について、そしてまた教育基準がどのように適用されるかについてを第4点としてお話しします。

マークのプレゼンテーションでも先ほどありましたように、IAESBでありますけれども、8つの国際教育基準を設定しました。基準はIFACのメンバーもしくは職業会計士団体、例えば日本公認会計士協会のような団体を対象としています。そして団体の教育方針、そしてまた職業会計士の教育プログラムに影響を与えることを目的としています。また、教育、能力開発におけるグッドプラクティスを確立することを、資格取得前、そして資格取得後についてIFACの加盟団体に対して規定しています。

そして、基準でありますけれども、それぞれが互いに関係しております。資格取得前および資格取得後の要件がすべて関係しています。わたくしたちは教育が、今後、会計士になる人、あるいは経験を積んだ会計士がプロとしての知識、スキル、価値を習得するための基盤となると認識しております。そして最近のこの会計教育に携わっている関係者に対して実施しましたアンケートの回答により、IAESBの目標は次のものであるべきであることが確認されました。つまり、加盟団体の職業会計士に対しての質と信頼性を向上させることが目標です。この目標を実現するために、IAESBでは概念枠組み基準の中で、教育および実務経験の要件、継続教育の要件を規定しています。そして、国際教育基準よりも各国の基準、もしくは規則が優先することとなっています。

一方、IFACの加盟団体と準会員の国は、通常、基準が定める要件の実施を国レベルで責任を持っております。そして、個々の国の教育カリキュラム、例えばJICPAでは3カ年の職業会計士の教育プログラムが設けられましたけれども、これはIAESBの教育基準の要件に鑑みて設定されているということをうれしく思っております。基準はステークホルダーにとって重要なフレームワークとなっております。つまり、会計士の質の高い能力に関心を持っている人たちに対してのフレームワークとなっております。例えば、規制当も関心を示して

います。そしてまた教育基準ではありますけれども、会計士を目指す学生たちが、会計士になるに当たりどのような要件が必要であるのかを規定しています。また基準は、会計士のスキルおよび生涯学習の戦略、つまり会計士が継続的に社会の期待に応えるようにと構成されています。そして教育基準はインプットではなく、アウトプットに重点を置いています。また教育審議会はグローバルなフレームワークを提供しております。つまり、会計士が前向きな貢献を社会に向け、そしてまた職業に貢献できるようにすることであります。そして、この理念が会計教育基準と一貫しております。

また、会計士の質を高め、そして会計教育における一貫性を維持することでありますけれども、国際教育基準審議会は最初の 6 つの教育基準、つまり資格取得前の要件を規定しています。この 6 つの基準は、4 つの基本分野にかかる基準、つまり能力開発にかかわっております一般教育、そしてまた専門職としての会計教育、実務経験、および評価、そして他の 2 つの基準は、資格取得後の分野をカバーしております。つまり、生涯教育、あるいは継続職業教育です。

IAESB は、これまで会計教育について 2003 年に最初に基準を公表して以来、大きな影響力を及ぼしていることをうれしく思います。しかしながら、その独立した基準設定の団体としましては、基準が常に重要性を持っていることを確認する必要があります。また、これから 3 カ年のプロジェクトとして、昨年 6 月に教育基準を全面的に改訂することを決定し、その責任を持っています。

そしてまた、IAESB は、最初に改訂した基本方針案を提示し、各基準について基本方針に沿った草案をつくることにしております。より明確な新しい構造を草案に対して適用することとしています。これによって、改訂した基本方針により各基準の整合性を保ち、会計教育における環境の変化に対応することを明確に示すこととなっています。

さて、ここで手短に、それぞれの 8 つの基準について話をしたいと思います。そしてまた、こういった変更が基準に対して提案されているかについてのお話をしたいと思います。

最初の基準でありますけれども、これはまず会計士になるための要件であります。つまり、専門家としての会計教育へのエントリー要件であります。そこでは、候補者が少なくとも大学卒業同等レベルの教育を受けていることとしています。つまり、大学卒業に相当する教育を受けていることとします。そしてまた、基準の目的は、学生が成功を収める確率が高いこととしています。また、基準とそれを評価するための規則で規定では、どのようにこの会計士になるための要件を評価するのかについて書かれています。

IAESB は、この基準を改訂する予定です。つまり、この会計士になるための要件をより明確にすることにしています。この要件には、プロとしての会計士のさまざまな役割が規定されることになっています。

そして、次の 3 つの基準でありますけれども、会計士に求められる知識、スキル、そして価値観を規定しています。2 番目の基準でありますけれども、これは会計の知識についての基準で、会計士になろうとする候補者すべてが、有能な会計士として機能するのに必要にして十分な知識を持っていなければいけないことを規定しています。そして基準としては、3 つの主なエリアにおいて必要とされる知識について規定しています。会計、財務、その他関連知識が第一です。第二に、組織およびビジネスに関する知識、そして第三に IT の知識です。

IAESB は、この基準を改訂する予定であります。つまりコンピテンス・ベースのアプローチを教育、そして能力開発に対してとることとしています。そして、学習が実証かつ測定可能な成果に重点を置くべきであることとしています。コア・コンピテンスに関しての要件を明確にしておりますけれども、その際、この職業会計士に対しての多様な役割を考慮しなければならないこととしています。

3 番目の基準でありますけれども、プロフェッショナルなスキル、そして一般教育でありますけれども、これは将来、会計士を目指す者が次のようなスキルを持っているべきであるとしています。つまり専門技能だけでなく、対人スキル、コミュニケーションスキル、および組織、ビジネス、経営のスキルであります。また基準では、スキルについて詳細に規定しています。そして、一般教育がいかにこれらスキルの取得に貢献しているのか、そして、生涯を通して一般教育の重要性について説明しています。

IAESB はこの基準を改訂し、一般教育の中身について明確にし、またコア・コンピテンスのレベルについて規定することとしています。つまり、資格取得時に職業会計士として必要なスキルと一般教育とを一貫性を持たせて規定する予定です。

そして、4 番目のスタンダードでありますけれども、これはプロフェッショナルな価値観、つまり倫理、またプロとしての判断についての枠組みを規定しています。この基準は、職業会計士の候補者に対して、プロとしての判断および倫理的な行動を促す枠組みが明示されています。これは社会、会計士の職業に対して貢献でもあります。そしてまた IAESB は、今後、基準を改訂し、会計教育プログラムが継続的に、職業会計士に必要とされる多様な役割を果たすことのできる能力を満たし続けることを求めることとしています。そしてまた、改訂された IFAC の倫理基準と本教育基準との間で、用語が一貫していることにも配慮することとしています。

そして、5 つ目の基準でありますけれども、これは実務経験であり、最低限 3 カ年の実務経験が必要であると規定しています。このことは会計士としての資質として規定しています。本基準では、少なくとも 12 カ月の職業会計士としての教育が必要であるとしています。この教育を受けることのできる者は、学士以上としておりまして、さらに職業会計士としては実務経験が必要であるとします。経験を積んだプロの会計士の下で実務経験を積むことを求めています。そしてまた、この基準とは、ここで習得された教育スキルについて定期的に記録し、レビューすべきであるとしています。

IAESB は、この基準についても改訂する予定であります。つまり、ここで規定する要件は、今後もこのコンピテンス・ベースのアプローチに基づいて適切な形で、成果に基づいて評価しなければならないこととしています。そしてまた、要件が職業会計士の多様な役割に求められる資質をカバーしなければならないこととする予定です。

そして、最後の基準でありますけれども、資格取得前でありますので、職業会計士候補者の能力に関しての評価について規定しています。つまり、公認会計士としての資格が認められる前段階の評価であります。理論的知識および実務的な知識の応用に関しての評価が重要です。

IAESB はこの基準を改訂し、初期職業教育についても、また資格取得前教育についても、成果に基づいた評価に重点を置かなければならないこととします。さらに、資格取得前の最終評価の段階で、職業会計士の多様な役割に必要とされるレベルに合致していなければいけ

ないこととする予定です。

ここまで教育基準に関しまして資格取得前のお話をしてきましたけれども、最後の 2 つの基準は資格取得後となります。7 番目の基準は IFAC の加盟団体が継続能力開発の要件を満たさなければならないことを規定しています。この要件を満たすことは、会計士が継続的に会員資格を保持するために必要です。そして、この基準は、個々の会計士の責任として職業会計士としての能力を継続維持しなければならないことを規定しています。加盟団体は、継続職業教育を実施する機関に対してアクセスの機会が保証され、CPD の活動に関してモニターすることを規定しています。また、CPD の実行を円滑にしなければならない責任を規定しています。

そして、この基準の改訂でありますけれども、要件を満たすために 3 つのアプローチを提唱しています。インプット、アウトプット、つまりこの学習した成果、必要な成果、そして両者を組み合わせたアプローチです。アウトプットベースのアプローチ、これは職業会計士がその成果によって会計能力を開発した、維持したことを実証することを求めるものです。このインプットとアウトプット両方の組合せのアプローチは、学習量、そしてその成果を測定する方法です。

IAESB は、この基準を改訂します。つまり、この基準で規定する要件が CPD の継続的能力開発を反映すること、システム基準、およびコンプライアンスの仕組みを反映し、そして公共の利益が満たされること、を求めます。

そして、最後の基準でありますけれども、これは専門家に関するものです。会計職業、つまり監査に関する専門家です。この基準は、2006 年 7 月に制定されました。IFAC 加盟団体が 2008 年 7 月 1 日から施行しなければならないこととしました。この基準は、適切なレベルの教育、およびスキルについて書かれております。監査人となるために必要なスキルです。そして教育スキルですけれども、通常は、学士が要件とされ、さらに会計職業団体による教育プログラムによって提供されたコンテンツによって学習していることが求められています。

監査人には、監査および財務諸表、高度なレベルの知識、IT、内部統制の評価、そしてまた、財務報告に関するリスクの評価が求められます。IES8 は、監査人は監査の実務経験、少なくとも 3 年間の実務経験を経て、初めて監査のプロになることができることを規定しています。この実務経験のうちの相当部分が監査、財務報告のリスク評価に当てることを規定しています。

IAESB は、この基準を改訂します。ここで規定している概念の定義を明確にし、その国際的に共通の監査の役割を明確にし、IFAC の加盟団体と、また監査法人、そして規制当局の間の責任のシェアに関して規定します。

次に、公共監視機構と基準の適用のことについて話をしたいと思います。IFACS は、規制当局と国際組織の支援の下にさまざまな改革を進めてきました。その 1 つが、基準設定の活動の強化とそれら活動の透明化を図ることです。公共監視機構により、公共の利益を満たすことを決定しました。2005 年の 2 月に公共監視機構が IFAC の倫理および教育の基準設定を監視し、また IFAC 加盟団体の規則遵守を関しするためのプログラムが導入されました。

公共監視機構の目的は、IFAC の基準設定の活動すべてについてその透明性が保たれること。そして IFAC の組織が厳格なデュープロセスを経て、それぞれの審議会活動によって公

共の利益を満たしていること。例えば、公開草案に対してコメントすること、あるいは審議会と委員会に対して委員を送ること、そして公共監視機構によるコメントがプロジェクトに優先して反映されるようにすることです。

そして、最後にお話することは教育基準の適用についてであります。2003年から2009年までの間に、教育基準は相当程度の国際的認識を得ることができました。教育基準が、IFAC加盟団体が従うべき義務に関してのステートメントとして使われただけではなく、世界銀行が、各国の会計システムを診断する際のツールとして使われるアンケートの中に織り込まれました。このツールは、会計および監査における規範となっています。そして、この情報は世界銀行がROSC（Reports on the Observance of Standards and Codes：国際基準の遵守状況に関する報告書）、つまり、国際基準およびコードの準拠に関する報告書作成に使われました。その結果、国際財務報告基準および監査基準が、財務諸表の信頼性の強化につながる手段となりました。さらに教育基準は、例えば国連のUSAIDなどでも、ベンチマークとして使われています。ベンチマークは、会計教育基準の準拠のギャップを測定する際の基準です。これは将来、資金拠出者の資源配分決定の基礎となります。ベンチマークは、分析ツールとして、つまりアカウンティング・デベロップメント・インデックスとして使われています。このインデックスは、国の透明性および責任を明確にし、継続的な改善が行われているのかについて、国別に比較する際に用いられます。

そして最後に、この教育基準の知識およびプロのスキルでありますけれども、これはUNCTAD（the United Nations Conference on Trade and Development：国連貿易開発会議）においても使われ、世界の会計カリキュラムおよびその他の資格要件のガイドラインとして使われております。

まとめたいと思います。会計教育の目的は、優良な会計士に対して前向きに、会計士としての生涯を通して、また社会に対して貢献することです。そして、IAESBは、会計教育の側面でリーダーシップを発揮することによって、職業会計士のスキルと能力の開発に役立つことを目標としています。IAESBは、策定する国際教育基準によって、スキルと知識を開発し、そしてより質の高いパフォーマンスを実現し、公共の利益に貢献します。他のIAESBの活動や出版物に関する情報は、わたくしどものIAESBのウェブサイトにはアップされていますので、ご活用ください。ご静聴ありがとうございました。

【05_プレゼンテーション 孫謙氏】

司会： David, ありがとうございます。 IFAC, IAESB が、今、世界中でかなり影響力を増していることは認識しておりますので、後でその点につきましてディスカッションしたいと思います。次は、中国アモイ大学教授の孫謙先生に、中国の会計教育についてお話いただきたいと存じます。

孫謙： ありがとうございます、高田先生。

皆さま、こんにちは。わたくしはこのプレゼンテーションをここでさせていただくことを、本当に誇りに思っております。名誉なことであります。プレゼンテーションは 2 つに分かれておりまして、1 つは中国の会計教育の手短な説明、そして 2 つ目は高田先生からリクエストがありました日本の会計大学院の教育の基準についてコメントしたいと思います。

まず、中国の会計教育についてです。1979 年より前には、欧米のタイプの教育基準は中国にはありませんでした。また、会計は職業ではありませんでした。しかし、1980 年、会計は中国で非常に人気が出てきました。なぜかといいますと、仕事が探しやすいからです。ですから、多くの学校で会計の授業が始まりました。会計学の教育は、1 つは大学で行われています。学生は、高校を卒業した後、大学に入って、会計学を専攻します。もう 1 つは、高校を出た後、専門学校に行って会計学を学ぶ学生がいます。この 2 つがあるわけです。それに加えて、多くの訓練機関、特に日本の財務省に当たる財務部が北京政府にあります。そこが会計教育を実施しています。それは継続職業教育です。それから地方の市町村ですとか、省の財務部でも会計教育をやっています。

また、エグゼクティブ・トレーニングといいまして、幹部の教育も行われています。ただ、中国には会計教育基準はありませんし、独立の資格認定機構がありません。北京政府の教育部、これは日本の文部科学省に該当しますが、教育部と財政部が会計教育に関するガイドラインをつくっています。これは会計教育用のガイドラインでありまして、実施されているかどうかのモニターも行われています。

例えば、教育部は大学の会計教育のカリキュラムですとか、質を 5 年ごとに審査しておりまして、全国の大学の会計教育のランキングをつくっています。ただ、これは政府が監視してやっていることですので、なかなか職業会計士団体の意向を反映したシステムになっておりません。財務部よりも教育部のモニタリングが強い影響力を持っていますので、意向が反映しにくいのです。大学で会計教育にかかわる教員が関心を持つランキングも M 教育部がつくっているわけです。

会計教育の使命は、教育部が規定しておりまして、専門学校の場合は、会計技術専門家と呼ばれる実務重視の会計士の育成が使命とされています。一方、大学、これは学部レベルですけれども、理論、実務、両方の幅広い知識ベースを持った会計士の育成が使命とされています。それから大学院です。1980 年当時は、会計学の修士はほとんどいませんでした。ですから、大学を卒業して学士を取れば、もう素晴らしいとみなされる時代でした。しかし、現在は、大学院の修了生は非常に増えました。修士の学生の使命につきましては、なかなか意見の一致をみることは難しいのですけれども、コンセンサスとしては、とにかく高度な会計

専門家をつくること、強固な理論的バックグラウンドを持った人材を養成することとなります。ということは、大学の学部レベルでは強固な理論教育をしていないことになってしまうかもしれないのですが、大学院の使命について合意することは難しいことなのです。彼らの就職については、要求が厳しくなっておりまして、今は博士課程修了者もいるのですが、なかなか仕事がみつけれない状況です。しかし、博士課程の使命は、研究者や会計学の教員を育成することにあります。博士課程の使命については、定義が比較的簡単です。ただし、使命といっても多様な考え方がありまして、普遍的なのか専門的なのか、知識なのか能力なのか、それから CPA の試験に特化したカリキュラムであるのか、仕事がみつけれられるように多岐にわたるカリキュラムを組むのか等の議論があります。

今の学生は、非常に実利主義的で、とにかく卒業したらすぐに仕事に就きたいという人が多いわけです。したがって、わたしたちは専門的な知識の教育に力を入れています。専門知識さえあれば仕事をみつけやすいからです。それから、日本に限らず中国でも会計の世界の動きは非常に速いわけです。それから、国際基準と国内基準とのギャップに関しても、一般会計原則についてさえも、ギャップが存在しますので、国際基準へのコンバージェンスが必要とされています。ですから、国際財務報告基準を知っていれば、就職のための強力なツールを持っていると認められて、仕事がみつけやすいわけです。そういった学生の要望に合わせて、学生募集をしている大学も相当数あります。その結果、一般教育を少し犠牲にして、専門知識と能力を教育する大学も出てきます。David も言いましたが、会計士のための継続職業教育もあります。会計士には、継続職業教育が必要です。大学での教育は、会計士の土台をつくるだけです。学生のニーズを考慮して、大学のカリキュラムをつくり、CPA の試験に合格するように教育することだけをやっている大学もあるかもしれませんが、中国に限らずどこでもそうかもしれませんが、中国では非常にこれが深刻な問題になっています。CPA の試験だけに合わせてカリキュラムをつくるような大学は問題です。多岐にわたる幅広い知識を教育するのではないのです。そのような教育をすると、将来の学習にもダメージが加えられると悪いと思います。

多くの議論がなされていますが、まだコンセンサスは得られておりません。アメリカの基準をそのまま持ってこようとか、変化の速い職業会計士の世界に対応できるように生徒を育成しようということでは一致していますけれども、大学に入って学習する方法を身に付けてもらうことは重要です。将来、仕事に就いたときに、自分ですばやく勉強、学習ができるようにするためです。

中国の CPA は非常に新しい仕事ですけれども、この 20 年の歴史は少なくともあります。産業界では、中国と外国の企業との間のジョイントベンチャー、合弁が相当数できまして、多くの外国人が中国にも来ました。1979 年に合弁企業法ができました。そして 1980 年には合弁所得税法ができました。これら 2 つの法律により、合弁企業は、CPA による監査報告書の提出を義務付けられまして、職業としての CPA が 1980 年に復活しました。1985 年には会計法が公布され、施行されました。そして 1986 年には CPA の規制ができまして、中国の CPA 管理制度の基礎ができました。そして 1986 年末までには CPA が 500 人誕生し、監査法人もできました。そして経済改革が進行しておりましたけれども、改革により上海と深センに証券取引所ができました。証券取引所の出現は、上場企業の財務諸表監査に対する要求が出てきたことを意味します。このような次第で、職業としての CPA が中国で大きく発展

する結果となりました。

そして、財政部の下に、1988年、中国公認会計士協会ができました。その業務範囲、責務範囲は、会計基準をつくり、CPA試験を実施し、そして上場企業の監査をする監査法人を認証することです。1992年には13の監査法人がありましたが、1993年には45に増えました。監査法人は、すべて上場企業の監査の資格が当時がありました。そして、1993年、公認会計士法が公布されました。監査法人をこの法律で定義しておりますし、それから監査法人は中国では共同経営か有限責任会社ですけれども、そういった定義がされました。そして1993年の終わりまでには、実務を行うCPAが1万733人、監査法人は70を超えました。現在、CPAの試験に合格して、実務を行っている中国の公認会計士は7万5,000人です。

中国のCPA試験、公認会計士試験は、合格することが非常に難しいです。5年のうちに、7つの論文式試験を合格しなくてはなりません。合格率は2~3%だったと思います。ですから、非常に難関です。大学の学位が要求されます。会計学の学位でなくても何の学位でもよいのですが、とにかく大学を卒業していることが試験を受ける要件です。会計学の博士号を持っている人は試験科目の1科目が免除されますけれども、他の6科目は全部受けなくてはなりません。会計を専攻する大学院生は、CPA試験の準備に時間をかける人が相当数います。大学院の授業には時間をかけません。このことが、中国の会計教育上の問題になっています。

もう1つ、ACCA (the Association of Chartered Certified Accountants : 勅許公認会計士協会) が資格試験を実施しています。勅許公認会計士協会は、協会の宣伝にかなりお金を使ってある程度成功しておりますけれども、会計学の修士号取得者に対して特定の試験科目を免除しています。中国には会計専門職修士学位課程を設置している大学があります。これは、働く人々を対象にしたプログラムで、こちらの修了生に対してもACAAは科目免除をしています。

中国の会計教育の問題ですけれども、クオリティー対クオンティティ問題がありまして、質なのか量なのかで、今、学位の水増しが起きています。多くの学生が入学してきています。これを学位の水増しと言っているのですけれども、その問題が1つあります。それから、多くの会計学科が、お金儲けだけを目的にしておりまして、あまり厳しいカリキュラムがないことが問題となっています。修士号が欲しい人を入学させて、お金を払ってくれば学位をあげますよと、言ってみればそういうことをやっています。それから、官僚的なコントロールがあります。普通の大学ではなくてブランド大学に行きたいという学生も多いわけです。クオリティーコントロール、品質管理の問題が普通の大学にはかなりありますので、有名大学に行きたい人が多いわけです。

大学の品質を保つために、官僚的な政府のコントロールが行われています。自分たち自身でアメリカをはじめとした他の国のように自己規制するのではなくて、政府のコントロールに依存しています。統一された教育基準ですとか、独立した認証評価システムができれば、中国でもかなり前に進むと思います。日本のような認証評価システムを中国でも実施したいとわたくしは考えています。やはりそういったことを考慮する必要があります。

次に、日本の会計大学院の認証評価基準についてコメントしたいと存じます。皆さまはもちろん基準は読んでいらっしゃると思います。1章から10章までありますけれども、1つ目、会計大学院の使命についてですが、学生の自己学習の能力を育成することが必要かと思いま

す。基準の中でそのことが明確になっていません。それから、AECCの使命に合わせて、変化する職業会計士の仕事についていけるような学生を育成することも必要であると思います。そして、会計教育のクオリティーのアップ、大学院そのものの向上、両者の継続的向上が必要です。

それから、2番目の教育内容ですけれども、これももう少し具体的に必要があると思います。例えば単位、credit hourとかです。ただ、単位時間だけに重きを置くのではなくて、アウトプット、結果が重要です。しかし、アウトプットを測定するのは難しいわけです。インプットとアウトプットが正の相関関係を示していれば良いのです。もっと具体的に書かないと、適格性の認定が難しいと思います。

それから、教育内容のところではいいますと、3つのサブジェクトが載っておりますけれども、この定義をより幅広く、より具体的に定義した方がよいと思います。これは詳細でなくてもいいと思いますけれども。

教育方法とは、もちろん教室での教育ですが、インターシップが必要なのか、それとも義務付けられるのかとかが書いてありません。

中国におきましても教育方法は議論されておりました。教科書は、普通、会計情報を作成する人々の立場で書かれています。しかし、会計情報の利用者の立場から、教科書を作成することも必要であると思います。会計情報の作成者ではなくて利用者に重点を置いて、ダイナミックなプロセスで教育を行っていく必要があります。そういったフレームワークを確立した上で、会計の歴史について学ぶコースが必要であると思います。歴史を学ぶことはダイナミックなプロセスです。会計の方法や基準だけではなくて歴史が重要です。会計の歴史は常に進化していますから、このことはなおいっそう重要性を増しています。

自己学習ができる会計士を育成するということも必要です。理論と研究についての自己学習です。アメリカでは、特に今、会計の研究は非常に進んでいます。ですから、学生たちに、会計研究とは何なのか、リサーチとは何なのか、実証研究とは何なのか、会計の方法論にはどういうものがあるのかを教えて、将来に備えてもらうことが必要だと思います。そういった方法論を学んだ場合、将来研究者にならなくても、勉強の方法を身に付けることができるわけです。

それから、学生の学習指導相談です。学習についてのコンサルティングをするべきなのかどうか。講義だけではなくて、会計教育は1対1のコーチングも必要です。そういった方法も考慮した方がよいと思います。

次に、スタンダードの5番と8番ですけれども、これは順番を替えた方がいいかもしれませんね。5というのは、教育内容等の改善措置について、それから8番は教育組織について言っています。でも、まず教育組織について5で定義した方がよいのではないのでしょうか。ですから、教育組織を最初に持ってきて、教育内容等の改善、そっちを後に持っていくと全体の流れがスムーズになると思います。

教員の評価も重要です。質の高い教員を確保することが、質の高い教育を提供することにとっては必要です。教員の評価は重視されなくてははいけません。もし、第三者評価の際には、教員の評価基準をこの基準の中に盛り込むことが必要であると思います。

それから、入学試験でGMATのような、アメリカで行われている統一テストを実施することも必要かもしれません。日本の大学院の入学試験では使われていないと思いますが、また

必要かどうかは分かりませんが、もしかしたらそういった統一テストをやった方が、質が担保されるのではないのでしょうか。

それから、認証評価についてなんですけれども、基準にもうちょっと詳細な測定インジケータを加えた方がよいと思います。もちろん、中に必ず入れなければならないということではないですけれども、例えば、学生の公認会計士試験合格率ですね。この種の定量的な基準を向上させる、それに基づいた改善を実施していく方がよいかと思います。以上です。ありがとうございました。（拍手）

【06_プレゼンテーション朱仁基氏】

司会： ありがとうございます。非常に貴重なコメントをいただきました。

スライド1のところで、「ナショナル・アカウンティング・インスティテュート」という言葉をおっしゃいましたが、その中には三つのナショナル・アカウント・インスティテュートというのが中国にあります。北京、上海、そして厦門(シャーミン)です。わたくし、何回も Xiamen (National Accounting) Institute には訪問いたしましたが、非常に素晴らしくて、そしてまた、ぜいたくな施設であります。ですから、ぜひ皆さんと一緒に行ってみたいと思います。われわれは、どれだけの資金を中国政府が会計教育に投資をしているのかが分かります。

それでは、次のプレゼンテーションに進みたいと存じます。朱仁基氏先生でありまして、「国際財務報告基準を採択する上での韓国の教育上の問題」ということでお話していただきます。

朱仁基： 高田先生、ご紹介ありがとうございます。皆さま、こんにちは。今日は皆さまにこちらにお招きいただき、そして皆さまの前でお話しすることを非常にうれしく思っております。IASB がどのように国際会計教育基準を改訂しようとしているのかについて、そしてその新しい基準がどのように会計教育、また大学や会計業務に影響を与えるのかについて、お話をしたいと思います。

わたくしの方からは、特に、韓国における影響をお話しし、皆さまにコメント、ディスカッションしていただきたいと思います。

すみません、ちょっとチェックいたしまして、最初のスライドですが、まず韓国においてはすべての上場企業は義務として、IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準) を 2011 年から採択する必要があります。そして、非上場会社につきましては、IFRS の採択はオプションとなっております。厳密に言いますと、2011 年よりも早い段階で採択することもできます。2009 年から、実際、今年から採択している会社が数社あります。このようにグローバル企業は IFRS を今年から採択している会社もありますが、それ以外の企業は、例えば上場会社はこの IFRS を 2011 年から採択するための準備をしています。非上場企業につきましてはオプションがありまして、IFRS を採択するか、あるいは現在の韓国国内基準を使うのかについての選択肢があります。

わたくしの方から、3つのことをお話ししたいと思います。1つは、IFRS を採択する上での問題について、そしてまた、それが教育にどのような影響を与えるのか、教室での会計教育について。また、このことに関連して、IASB に対する提案をしたいと思います。

まず、IFRS の採択についての主要な問題としては、3つの問題があります。1つは、大きな差違が韓国国内基準と IFRS の間にはあります。そして、IFRS を韓国語に翻訳をすることについては、先ほどマークから指摘がありましたけれども、いつも大きな問題となっています。また、IFRS の解釈に対する権限です。IFRS は、これは原則ベースの会計基準でありますので、われわれは、何らかの解釈をする必要があります。どのようにだれがその解釈を承認するかというのが、非常に大きな問題となっています。

最初に、主要な差、韓国国内基準と IFRS との間の大きな差違をみていきたいと思いますが、4 つ、大きな点があります。第一は、IFRS は公正価値による評価が原則となっていることです。伝統的に、われわれは、歴史的な原価評価を基礎とする会計基準を使ってきました。しかし、それを公正価値評価に変換する必要があります。その公正価値の定義が難しいのです。公正価値がいくらなのかは、ディスカッションが必要です。今、一番大きな問題が公正価値です。このことについてのセミナーやフォーラムを、1 カ月おきくらいにやっておりますけれども、それでもまだ明らかな公正価値の定義が出来上がっておりません。それが非常に大きな問題です。

もう 1 つの問題は、連結財務諸表です。IFRS 以前は、韓国では連結財務諸表は補完的な財務諸表でした。本編ではなかったのです。財務諸表の中心は個別財務諸表だったのですが、IFRS では、連結財務諸表が中心にされています。その結果、われわれはすべての会計システムを変更しなくてはならなくなりました。というのは、連結財務諸表は、今までのところ恐らく 1 年に 1 回出せばよかったのですが、もし連結の財務諸表が主要な財務諸表になったならば、われわれは、四半期ごとにこれを出さなくてははいけないので、すべての会計システムを変えなくてははいけません。会計システムを変えて、連結財務諸表をタイミングよく出せるようにしなくてはなりません。このことは非常に大きな変更であり、非常に大きな会計上のインフラを必要とするような変更であります。

3 つ目の問題は、フルディスクロージャーです。今までのところは、ディスクロージャーはサマリーでよかったのですが、例えば、主要な財務諸表と、その脚注を書けばよかったのでありまして、ディスクロージャーは限定的でした。しかし、IFRS になりますと、フルディスクロージャーが必要とされます。フルディスクロージャーにより投資家は詳細な情報を得ることができます。

フルディスクロージャーの財務諸表では、今まで資産や負債ではなく、脚注で説明すれば十分であった資産・負債項目について、それが資産になるのか、あるいは負債になるのかを、投資家が判断することになります。これまで、われわれはすべての情報を明記しなくてもよかった、つまり、まだ資産なのか、あるいは負債なのかが決まっていなかった財産については今までは財務諸表に計上しなくてもよかったのですが、意図的ではないのですけれども情報が漏れていることがあったかと思います。しかし、これからはフルディスクロージャーにしていけないので、すべての情報をどのようにして網羅した方がいいのか、そのことの判断が必要になります。

もう 1 つの問題としては、やはり原則ベースのアプローチということです。つまり、詳細な手続指針がないことです。韓国では、日本と同じように、すべてが明確に定義されてはいけません。皆、ルールに従うのですけれども、今、ルールではなくて原則になってしまったので、解釈が求められることになりました。これまでの解釈は、権威ある団体、例えば政府や何らかの組織で解釈を提供する権限のある機関が行っていました。しかしながら、IFRS を採択すると、そのような権威ある団体が解釈を提供してくれることはなくなります。ということは、財務諸表作成者が自ら解釈しなくてはならないのです。脚注でどのような説明をしなくてはならないのか。その適否は後に市場が判断することになります。こうした原則ベースのアプローチは、われわれにとって初めての経験です。

われわれのシステムは、全面的に変えなくてはならない状況にあります。これからは事例

主義システムに変えなくてははいけません。原則を与えられますので、自分たちで判断をする。その判断が正しかったのか否かについての評価は、後に社会からなされるというようなシステム、このシステムは全く今までとは違ったものであります。したがって、われわれは新しいシステムを採択した後に、徐々に改善していく必要があります。

4 つの大きな違いが、韓国国内基準と国際会計基準との間にあると申し上げましたけれども次に IFRS の翻訳ですね。韓国語への翻訳の問題です。マークも指摘しましたけれども、韓国語への翻訳だけではなくて、もちろん日本語や他の言語への翻訳は、非常大的な問題になってきます。

例えば、確率、probability という言葉がありますけれども、probability は、どのように翻訳するのでしょうか。Probability に厳密に対応する言葉は韓国語にはないのです。可能性という言葉はありますので、possibility と言われれば、韓国語に翻訳できますが、probability と言われると、どのように翻訳したらよいのでしょうか。これは難しい言葉なのです。どういう意味なのでしょうか。

IFRS では、もしあることが起こる確率は 50%以上であれば probable と定義し、確率が高いと表現しています。これは、この確率は資産と負債の認識に適用されます。しかし、韓国では別のコンセプトがあります。例えば、起こる確率が 81%以上であった場合のみ、probable と言うのです。そのような確率となりますと、資産や負債として認識されるのです。われわれは、確率 50%をどのように翻訳したらよいのでしょうか。翻訳は、文化にも、国にも関係してきますし、また、担当者の経験にもよるでしょう。その結果、翻訳には、ケースによりませんが、困難性があると思います。

もう 1 つ、reasonable degree of certainty、これはどういう意味でしょうか。確信の reasonable な度合いとなりますでしょうか。われわれには、法治国家であれば、法律に基づいたクリアな定義があると思います。何を入れて何を入れないのか、確信の reasonable な度合いと言われますと、すべて判断になってしまいます。ですから、この新しいシステムの中で、どのようにわれわれは判断したらよいのが難しいのです。

もう 1 つ、テクニカル・ワードで「ベンチマーク」という言葉があります。ベンチマークという言葉も韓国語にはならないのです。こういった専門用語もありますけれども、最初の 2 つは概念的な言葉なので、翻訳の問題が、やはり IFRS を採択する上での課題となっています。

もう 1 つは、解釈です。解釈の権限なのですけれども、IFRS が採択されると、権限ある当局がその解釈をしてくれることはなくなります。IASB の解釈に従うのですが、IASB だけでは十分なインフラがないので、すべての必要な解釈を韓国の企業に提供することはできません。非常に多くの国とのやりとりがありますので、今、それも大きな問題になっています。

IFRS を採択した場合に、それが教室内での教育にどういう影響を与えるのでしょうか。教育への影響については、4 つ考えました。

1 つは枠組み。IFRS のフレームワーク、枠組みを教えなくてははいけません。今までとは違った枠組みを教える必要があります。

そして、多くの基礎概念も教えなくてははいけません。例えば、費用収益対応をしないことから、この概念はもう重要ではありません。IFRS では資産・負債アプローチを教育しなければなりません。損益計算書中心のアプローチではなくなりましたから、費用収益対応もな

いし、また保守主義もありません。また財務数値の信頼性は、会計数値の正確性によるものではなくります。

それから、資産と負債は、利益計算上、非常に重要になります。より基礎的な理論も教える必要があります。経済学とファイナンス理論です。

同時に、最も重要なことでありますけれども、その判断の方法を教えなくてははいけません。これも非常に重要であります。

「ブルームの分類学」から皆さまにご紹介したい概念があります。これは人間がクリエイティブになっていく過程を示しているのですが、最初は、暗記、記憶から始まります。暗記、記憶したことを理解します。その上で、自分たちが理解したことを人間は使います。つまり適用していきます。そして、ある環境の中で人間は分析します。そして、評価をします。自分たちが適用した結果を評価します。こうした一連のステージを通して、人間はクリエイティブな判断をできるようになるわけです。

人間の判断は進化を遂げるんですけれども、わたくしたちは会計の世界の中では、IFRSが世界中の国々で採択されていくわけでありましてけれども、われわれ自身も進化の過程をたどらなくてはなりません。IFRS 以前は、われわれは適用のステージまでで十分だったでしょう。覚えて、理解して、そしてそれを適用する、ここまでで十分だったのです。しかし、これからは IFRS が原則ベースなので、それでは十分ではないのです。覚えることは、それほど多くないのです。クリエイティブでなくてははいけません。自分の判断を使わなくてははいけません。したがって、もっと上のステージに上がっていかなくてはならないのです。教育もそうです。われわれの会計士がよりクリエイティブになれるように、そしてより高い判断能力を持てるように教えていかなくてはならないわけです。

IFRS を例にとって教育の問題を申しあげましたが、われわれは会計の学習だけでは十分ではありません。会計基準、会計を学ぶだけでは十分ではないのです。考えなくてははいけない。判断しなくてははいけない。そして、クリエイティブな能力を持つことが、会計士にとっては重要であります。どうやって会計士をよりクリエイティブにしていくのか、より判断能力を高めていくのか、それは教育しかありません。

そのような枠組みの中で、先週、北京で会計士はどうあるべきかについてアジア太平洋地域会計士会議の定期会合を持ちました。われわれは、会計士についての一般的なイメージでありますけれども、簿記係 **bookkeeper** や、会計記録係 **record-keeper** のイメージもあります。そうした意味での会計士は何の判断もしないし、何も決断をしないとイメージされています。会計士は、第三者として単なる記録をしているだけでよいのでしょうか。会計士は、非常に客観的な目を持って数字を記録するだけだったのですけれども、そういう役割から、意思決定者にならなければならないのです。会計士には、マネジメントによりかかわっていくタイプの役割が期待されています。というのは、会計士は管理をする、リスクの評価をする、会社の評価をする、そして、資産や負債の価値評価をすることが必要になってきます。会計士は、会社の内部管理にもかかわってきますし、業務の効率性の管理にもかかわってきます。

会計士にはこれだけの多くの活動をする必要がありますので、それだけのことができるような教育を受けなくてはなりません。会計士は単なる簿記係ではありませんので、簿記の学習だけでなく、マネジメントのエリアまで学習していく分野が増えてきています。

しかし、教室内では、会計はビジネススクールでのビジネス・エデュケーションの一部であるとみなされています。ですから、アカウンティングのすべての側面をビジネススクールで教えることができません。例えば、人事も、マーケティングも、また色々なことも教えなくてはいけないので、ビジネススクールでアカウンティングを教えるのには時間的にも足りないのです。というのは、会計士には、会計以外の分野の知識が必要となってきたからです。

また、公認会計士試験も、会計教育に影響を与えます。公認会計士試験の試験科目は、主に財務報告や監査や税務に焦点が当てられています。したがって、やはりそれらが教室内容に影響を与えます。

現代の会計士には、多様なマネジメントにかかわった判断をしなくてはならない一方で、大学での教育については、やはり公認会計士試験の試験科目に焦点を当て過ぎています。他にも、経済学、ファイナンス等の分野も本当は学ぶことがたくさんあるはずなのに、厳しい資格試験が厳然として存在する状況の中でどのようにして会計士を教育して能力を上げていくことができるのか、それが非常に大きな問題になっています。

わたくしは、ぜひ提案したいと思います。国際会計教育基準に対してです。マークが最初に言ったように、いくつかの教育モデルがあります。5つか6つぐらいの教育モデルがありますけれども、わたくしの方で何らかの、少なくとも2つの違ったスタイルのモデルを紹介したいと思います。

プロフェッショナル・スクール・モデルであります。日本では、このプロフェッショナル・スクール・モデルを採択しようとしています。プロフェッショナル・スクールで学生を教育するのです。会計だけでなくマネジメントの知識についても、やはりプロフェッショナル・スクールで教育するのです。

もう1つのアプローチとしては、OJTのアプローチを取ることです。公認会計士試験に合格することは、会計士としてのスターティング・ポイントにしか過ぎないのです。そこからさらにOJTでの教育が始まります。このように2つの基本的なアプローチがあると思います。

そこで、提案なのですが、IASBとして、2つのモデルを使って、どのようにわたくしたちが会計士の能力を上げる教育ができるのかということを検証して欲しいと思います。社会から必要とされている役割を果たすのに、この2つのモデルを使って検証し、その効果を示して欲しいと思います。

もう1つ提案なのですが、IASBに対して、それぞれのモデルに対する認証評価システムをつくってほしいと思います。今、会計教育システムは非常に複雑になっています。ある国においては、例えば日本は違うかもしれませんが、他の国においてはプロになるためのライセンスシステムがあります。また、他の国では、例えばシンガポールなどにおいては、あるいはマレーシアもそうですけれども、複数のライセンスシステムがあります。非常に混乱します。どちらがよいのか、どちらが劣っているのかは誰にも分からない。会計職業自体に多様性がありますから、複数のライセンスシステムがあってもかまわないのですが、提案としては、どんなシステムであつたにせよ、もしも認証評価システムがあれば、会計士の、そしてまた会計教育のクオリティーが上がっていくと思います。以上、どうもありがとうございました。（拍手）

【07_プレゼンテーション木下俊男氏】

司会： ありがとうございます。朱先生，大変洞察に富んだ，また意義深いプレゼンテーションでした。ありがとうございます。

ブエノスアイレスを，今年 2 月に訪問したとき，IAESB のボードミーティングで，翻訳について話が出ました。マーク・アリソン委員長が委員に，「どれぐらいの期間をかけて，それぞれの言語に公開草案を翻訳すべきか」という問題提起がありました。翻訳には，こうした時間の要素とは全く違う側面がありますので，韓国の人には **probable** を 80% 以上と理解するけれども，IFRS では 50% 以上であり，これでは翻訳ができないことが朱先生から指摘されました。いずれにしても，大変洞察に富んだプレゼンテーション，ありがとうございます。

次に，木下俊男氏のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。「JICPA による会計教育の活動」であります。

木下： 高田先生，ありがとうございます。わたくし，木下俊男と申します。日本公認会計士協会専務理事を務めております。

最初に，JICPA はこの国際会計教育シンポジウムを，この施設で行うことができることをうれしく思っております。お越しいただきまして，ありがとうございます。特に海外からいらした方，日本によろこそいらっしゃいました。恐らく，日本の東京の滞在をお楽しみいただけていらっしゃると思います。

いずれにしても，わたくしのプレゼンテーションは 3 つの部分から構成されています。1 つは JICPA の IFAC への貢献，IAESB の活動，そして 2 番目が IFAC の日本における教育，そして最後が職業会計士の教育に関してであります。

すでに，マークの基調講演を含めまして 4 つのプレゼンテーションがありましたけれども，わたくしが最後のプレゼンテーションとなります。これは一番，わたくしにとっては難しいものとなります。といいますのは，皆さま，もう既にお疲れのご様子ですし，もう本当に休憩を心待ちにしていらっしゃると思いますので，このプレゼンテーションをどういうふうに扱っていいのか分かりませんが，最善を尽くしたいと思います。

まず，JICPA の IFAC の活動に対しての貢献でありますけれども，IFAC は，「The Statements of Membership Obligations (SMOs)」と呼ばれる，加盟団体とその会員が遵守すべき義務に関するステートメントを定めています。これに JICPA も準拠しなければなりません。そしてまた，国際会計教育基準でありますけれども，IAPS (International Association People-Environment Studies)，IASB，IFAC が発行したステートメント，あるいはインフォメーション・ペーパーに準拠する必要があります。もちろん，幾つかの違いはあります。それほど大きな違いとはいえませんが，わたくしたちの基準と，それから IFAC の基準との間には，多少の教育に関する違いがあります。

David がさきほど言及していましたが，関西学院大学の平松教授であります，すでに IAESB の審議会委員に，パブリックメンバーとして，2010 年 1 月 1 日に任命されることが決定されました。これまでのところ，日本のボードメンバーは，IAESB に任命されたことはありません。したがって，わたくしたちにとって，これは大変よいことだと思います。

情報を入手することもできますし、またわたくしたちの考え方や期待を IAESB に日本から伝えることができます。

JICPA は平松先生が審議会委員になることを、本日はいらっしゃるかどうかわかりませんが、大変心からお祝いしたいと思います。

JICPA の IAESB への貢献でありますけれども、わたくしどもはこれまで日本のボードメンバーは送っておりませんでした。JICPA はオブザーバーを IAESB の会議にできるだけ派遣してきました。例えば今年の 6 月、ニューヨークでの会議が行われましたので、2 人、オブザーバーを送っております。また、2008 年 12 月および 9 月にも同様にオブザーバーを送っています。

JICPA におきましては、IES (International Education Standard : 国際会計基準) のサブコミッティーを設けました。このサブコミッティーのチェアは吉田氏でありますけれども、サブコミッティーがこれまで行っているのは IES 1 から 8 まで、もちろん研究し、レビューをしました。そして、IES と日本の教育基準の相違点について特定してきました。日本の教育基準および教育要件に関しての相違点を明確にして参りました。

そして、なぜ相違があるのか、その理由は、日本の教育基準もしくは要件は、日本の法律、規則によって設定されておりますので、関連する法律、規則を変更するのはそれほどたやすいことではないからです。したがって、IES とわれわれの教育基準、要件の間には、依然として違いがあります。

また、JICPA は、コメントを公開草案に対して提出しました。IAESB が 2009 年 10 月に、先月のことでありますけれども、この 2010 年から 2012 年の戦略およびバックプランとして、わたくしたちのコメントを送りました。また 2009 年 7 月、IAESB のプロフェッショナル・スキルに関してのガイダンスのアンケートがありました。また、2009 年 5 月、IAESB の公開草案の説明覚書、そしてまた 2009 年 4 月には IAS (International Accounting Standards : 国際会計基準) の職業会計士に対してのフレームワークが提案されました。われわれは慎重にこれら一連の IAESB のアジェンダの資料、そしてまた公開草案をレビューし、そしてコメントレターを提出しました。

JICPA は、もちろん今後も IAESB の活動に貢献、支持して参ります。そして、この貢献は、新しい IAESB の審議会委員である平松先生をサポートすることを通して継続して参ります。

これがわたくしのプレゼンテーションの第 1 でありまして、JICPA の IAESB への貢献でありました。

次は、IFRS のアドプションに関してご説明申し上げます。ご存知のように、G20 は統一された高い質の会計基準、グローバルな基準を各国が採択することに向けた進展を求めています。つまり、統一された会計基準、つまり IFRS の遵守が求められています。G20 は、EU、オーストラリア、あるいは米国に対してその進展を求めています。日本政府は IFRS のアドプションに向けたロードマップを決定し、それを発表しました。日本における IFRS の適用に関しての宣誓書として、今年の 6 月 30 日に公表されました。

そして、IFRS の適用に関しての宣誓書の意味であります。任意に使用することが認められています。すなわち、早期適用は、今年度末の 3 月に期末を迎える会社から任意の IFRS 使用が認められました。この適用は連結財務諸表においてであります。つまり、公開企業の

連結財務諸表だけです。非公開、あるいはスタンダード・ベース、もしくはその親会社だけの個別財務諸表には適用されません。唯一、上場企業の、公開企業の連結財務諸表だけに使用が許可されます。

2010年3月末に期末を迎える会社のうち、どれぐらいの日本の公開会社がこの早期適用をした財務諸表を開示するのかは分かりませんが、マスコミのレポートによれば、どの会社かは分かりませんが、恐らく何社かは開示すると思います。

それから、強制適用、あるいはアドプションと言われている考え方ではありますが、すべての上場会社の連結財務諸表、4,000社の上場会社が日本にはありますが、強制適用する方針が2012年に決定されることとなっています。これはアメリカが決定した1年後となります。わたくしは遅くなることを批判してはおりません。おそらく、強制適用の確率が高いのは2015年、あるいは2016年であると予測しています。もし2012年にアドプションを決定すれば、準備期間を考慮して2015年か2016年に強制適用が始まるでしょう。もちろん、日本は世界で2番目に大きな経済大国であります。したがって、アドプションのインパクトは非常に大きいと思います。これが、IFRSの日本におけるアドプションに関しての中身です。

IFRSの日本におけるアドプションの最近の進展状況でありますけれども、わたくしどもはIFRSカウンシルを設置しました。これは民間セクターの推進協議会であります。日本の今後のIFRSの実施に向けたロードマップに関しての問題に取り組むことにしております。

このIFRSカウンシルの主な目的は、実施つまりIFRSの日本の企業がこれを採択することの問題点を特定することと、IFRSのアドプションに関しての戦略について明らかにすることです。

IFRSカウンシルのメンバーは日本会計基準審議会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）、財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation: FASF）、この2つの組織は日本における会計基準設定機関です。金融庁（Financial Services Agency: FSA）、これは日本の開示制度に関する政府組織です。それから、経済団体連合会（Japan Business Federation: JBF）、またわたくしども日本公認会計士協会（Japanese Institute of Certified Public Accountants: JICPA）、東京・大阪証券取引所（Tokyo and Osaka Stock Exchange: TSE, OSE）、日本証券アナリスト協会（The Securities Analysts Association of Japan: SAAJ）です。

つまり、われわれはIFRSのアドプション、あるいは実施について、関係する日本すべての組織ベースで、つまり公開会社あるいは経団連、もしくは日本公認会計士協会だけではなく、全日本的に対応しています。

このスライドは、IFRSカウンシルの組織図です。FASFの萩原氏がIFRSの評議会の議長であります。それから戦略委員会がありますけれども、これは経団連の島崎氏（住友商事）が委員長を務めています。それから教育トレーニングの方はわたくし木下、それから広報はJICPAの山崎氏、そして、個別財務諸表はJBF阿部氏が委員長を務めています。翻訳につきましてはASBJ加藤氏が委員長を務めています。

IFRSカウンシルは、このように5つのサブコミッティーから構成されています。各サブコミッティーには、各メンバーから代表が入っています。活動的なカウンシルでありまして、今朝も、IFRSカウンシルミーティングが11時から12時半までありました。そのためにわ

たくし、本日ここに来るのが遅れてしまいました。

次に日本における職業会計士の教育……，失礼しました。もう 1 項戻って，IFRS の評議会の下に，タスクフォースが組織されます。これは IFRS の早期適用に関してのタスクフォースです。JICPA そして経団連が参加しており，その目的は，早期適用，そしてアドプションを促進することです。そして，準備のコストが過重にならないこと，特に経団連の負担が大きくなるようにすることが目的であります。これは経団連による強い要望となっています。

すでに 21 社が早期適用に関心を示していますが，日本のマスメディアでも，どの会社が早期適用に関心を示しているのかについて，取り上げられておりました。この 21 社の日本の公開会社に加えまして，例えば 4 大監査法人や，またはタスクフォースのメンバー会社が関心を持っています。IFRS の早期適用に関しましては，ASBJ が IFRS の実務的対応の鍵となりますので，タスクフォースに参加し，さらには 4 大監査法人から ASBJ に派遣されているテクニカルスタッフ，あるいはテクニカルメンバーが参加しています。

では，今度は職業的会計士の教育についてお話ししたいと思います。IFRS の教育，あるいは学習だけではなく，すべての職業的会計士の教育につきまして，わたくしども JICPA は会計教育研修機構 (Japan Foundation for Accounting Education and Learning :JFAEL) を設立しました。2009 年 7 月 6 日，今年の夏のことであります。この機構には，わたくしども JICPA が会員として入っていますけれども，その責任を，経団連，東京証券取引所，そして関係する学者の先生方と一緒に協力して担っております。

この会計教育研修機構における主な活動は，CPA の試験後の実務トレーニング，CPA の試験を合格した若い人たち向けの実務トレーニング，継続職業教育 (Continuing Professional Education : CPE)，CPA および企業内会計士に向けた IFRS のトレーニング等を実施しています。

このスライドは，この機構の組織図でありますけれども，FSA から，全面的なご協力をいただいています。具体的には，組織機構のあり方に対するアドバイスをいただきました。ASBJ，4 大監査法人からも協力をいただいています。会計研究学会，会計大学院といったアカデミアからも，非常に大きな協力支援をいただいています。

会計教育研修機構に対しては，東京証券取引所，経団連と共に，主な責任は，JICPA が担っています。日本におきまして，この機構は会計教育プロセスを担って参ります。CPA の教育については，例えば会計大学院でも公認会計士の試験を受験する前に教育を受けることができます。

公認会計士試験を合格した後には，今度は 3 年間の教育プログラムを受ける必要があります。これまでは JICPA がこの教育プログラムを提供してきました。この 3 年間の教育プログラムの過程で，会計と監査の実務経験を 2 年間積む必要があります。2 年間については，他の国と同様かと思います。わたくしどもの 3 年間の実務会計教育プログラムは，日本独特といってもよいと思います。おそらく，他の国々では 3 年間の教育プログラムは公認会計士試験合格者には提供されていないと思います。JICPA は修了考査をその人たちに対して実施します。そして，修了考査を合格しましたら CPA のライセンスを与えられ，継続職業教育が生涯続くシステムとなっています。

われわれの CPE プログラムは，すべての CPA が少なくとも 120CPE クレジットを 3 年間

で取得する必要があります。最低限、20CPE クレジットを 1 年間で受けなければならないことになっています。しかし、3 年間で合計 120 クレジットを取得する必要があります。CPE プログラムには、監査、会計、コンサルティング、IT テクノロジー、会計職業倫理とその規則、法律が準備されています。

われわれにとって喫緊の重要な課題は、どのようにして IFRS の教育を行うのかです。つまり、物理的に、いつ、あるいはどこで、IFRS の教育を行うのかです。CPA の試験の前に IFRS は教育されている必要があります。また、IFRS 自体が CPA の試験科目とされるべきであるとわたくしは考えています。これまでのところ、日本の FSA では、いつ IFRS を公認会計士試験の出題範囲に入れるのかは決まっておられませんけれども、このことは、いずれ重要な問題となると思います。

それから、もう 1 つの問題としては、IAS の要件をどのように遵守していくのかです。日本では、公認会計士試験受験者は大学の学士号を持っていなくてもよいことになっています。誰でも公認会計士試験を受験することができます。小学生でも合格する可能性はあるわけです。しかし、IAS では、プロとしての会計の教育を、フルタイムの学生として少なくとも 2 年間勉強すること、もしくはパートタイムであれば、それに同等する時間の単位を修得すべきであるとされています。したがって、われわれの公認会計士試験のプログラムは、IAS の要件とは全く合わないわけです。すでにこの件について JICPA は IFAC と議論しておりますけれども、まだ交渉中であります。今後どうなるか、みていかなければなりません。わたくしのプレゼンテーションは以上です。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

司会： ありがとうございます。では、ここで暫時休憩にします。3 時 40 分に再開したいと思いますので、いらしてください。

【08_パネルディスカッション+Q&A】

司会： レシーバーは聞こえていますでしょうか。パート 2 を始めたいと思います。ここからはディスカッションと Q&A です。

ここでは主に、パネリストとの間で 4 つのことを議論したいと思います。1 つは哲学。国際会計の哲学についてです。2 つ目は、新しい基準と古い基準の主な違い。3 つ目が採用ポリシー、IAESB の採用ポリシーについてです。4 番目が影響です。新しい基準が教育についてできますけれども、大学と職業会計士双方に対する影響についてです。これら 4 つの柱に沿って議論を進めたいと存じます。

それでは、1 番目、哲学です。哲学というと、基本的な目的ですとか、概念、姿勢、そして価値観などを意味します。基本的な目的については、マークにお聞きしたいと思います。IAES が求めていることは、最小限なのか、それともアベレージなのか、高いのか。ICAEW (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会にとっては、IAES に準拠することはそんなに難しいことではないはずです。しかし、協会によっては難しいところもあると思われます。IFAC のメンバーが 140 以上の加盟団体があります。このように多数の加盟団体がありますから、ハイレベルの内容の基準を規定するのは難しいと思われます。この点についてどのようにお考えでしょうか、マークさん。

Mark Spofforth： はい。おっしゃるとおりで、基本的な基準というのをつくって、すべての加盟団体が遵守できるようにすることが重要かと思います。このディベートはわたくしたちもやりました。ものすごく低い基準をまずつくって、それからだんだん加盟団体が増えるにつれて高くしていくのか、それとも高い基準を最初に設定して、最初は遵守できなくても、加盟団体を手助けしていくのかどうかの選択です。その結果、レベルの高い詳細な基準よりも、原則に基づいた基準をつくろうということになりました。すべての加盟団体が、少なくとも自分たちがどのようにして基準を達成するのかの説明ができるようにしたいと考えました。

先ほど申し上げました通り、世界中にはいろいろな教育プロセスがあるわけです。わたくし自身が所属していた職業団体では、大学院修了レベルの人たちが会計事務所に就職してきます。まず大学で会計と全く関係ない、例えば歴史とか文学を学んでいてもかまいません。多様な学問を勉強してから、会計事務所に入って会計の専門的な教育と訓練を受けるシステムになっています。アメリカですと CPA 試験を大学の教育 150 単位を取得してから受験させます。ですから、1 つの基準を多様な教育システムに適用できるのかの検討をした上で、アベレージに落ち着きました。つまり、原則ベースでなるべくやっていくことに落ち着きました。ほぼすべての加盟団体が「遵守できます」、「遵守しています」、「基準を適用しています」と言えます。そして、そこからさらに高いステージに上っていけるようにしたいと考えています。

司会： 中国の状況はいかがでしょうか。中国は職業会計士の歴史が浅いわけですがけれども、ゼロから職業会計士のための教育を始めた場合、国際基準は、中国にとっても有益なものな

のでしょうか。Qianにお聞きしたいと思います。

孫謙： わたくしが、中国公認会計士協会（The Chinese Institute of Certified Public Accountants: CICPA）を代表して話すわけにはいきなりなんですけれども、実際、中国政府、それから中国公認会計士協会は現実をみています。ですから、遅かれ早かれ遵守しなければいけないと考えていますので、それなら早い方がよいと考えているはずですよ。この3年間で相当数の規則が制定されました。IFRSに合わせるような形での規則が多いのですが、多くの規則が制定されています。

司会： フィロソフィーに関してDavidに質問があります。わたくしの感触としては、改訂される教育基準の要件は、少し哲学的というのでしょうか、抽象的になったような気がします。哲学的な、あるいは抽象的な基準を遵守しているのかどうかを評価できない場合があると思いますが、このことの背景には何か意図があるのでしょうか。改訂の方向性に関する意図は何でしょうか。

David McPeak： それはかなり懸念している点です。IFAC全体についてもそういうことが言えるのですが、加盟団体が基準の遵守状況を評価できるのかどうか、基準を遵守していることを測定できるのかどうかはわれわれも懸念しております。

基準の中には、例えば3年間の実務経験を求めている、IES5の5項などの条項もありまして、そうした数量要件ははっきりしていますが、多くの要件が抽象的というんでしょうか、あいまいであるかもしれません。ベンチマークとか、要件とか言うにしても、あいまい過ぎるということです。そこで、プロジェクトとして、measurable implementation、測定可能な実施プロジェクトを実行しております。これは測定基準のことです。基準で規定している要件について、認識でき測定できるような基準を補足的に策定することを検討しています。そしてそれらを利用することによって、「加盟団体が基準を満たしました」ということ客観的に言えるようにするためのプロジェクトがこれです。特に開発途上国あるいは開発途上にある加盟団体にとっては、非常に有益なプロジェクトだと思います。

司会： 今後、何らかの開発途上国支援活動は計画されていますか。基準の実施が困難であるような開発途上国に対するサポートプログラムはありますか。

David Mcpeak： IFACとしての戦略的テーマは、これは2009年から2012年までの戦略計画の中のことでございますけれども、基準のアドプションがあります。われわれの審議会すべてが、今、アドプションを求めることにしています。そして、アドプションのための参考資料を開発途上国向けに増やすことを実施しております。教育基準審議会は、このことを強力に推進しています。2007年には3つの実務基準書を策定しました。これら基準書は、実施に際しての指針として役に立っています。まだ弱いところもあります。これは基準の採択する際の指針です。

これからの2、3年で、われわれはプロジェクトを進めて、参考資料の数を増やして、開発途上にある加盟団体が基準の採用を簡単に行えるようにしていきたいと考えています。基

準の採用に向けての支援することをテーマとしています。

もう1つ、基準の採用に関しての側面ですけれども、これは正しい適切な関与者を特定することです。そのことを通して、開発途上にある加盟団体を支援して、関与者たちにどのようにアプローチするのかを知らせることができます。これも採用の1つの側面で、これから対応していきたい問題であります。

司会： それでは、InKiにお聞きします。プレゼンテーションの中で、IFRSを技術的に教えるのは簡単であるとおっしゃいました。わたくしの質問は、職業会計士の基本的な哲学ですとか姿勢、価値観、判断、あるいは倫理基準を、誰が教えるのでしょうか。あるいは教えられるのでしょうか。

朱仁基： 高田先生、ありがとうございます。倫理ですとか、そういった哲学的なことは、大学の学部レベルで教えることができると思います。学部レベルの教育は、非常に重要です。Markがおっしゃいましたように、例えばわたくしのところでもそうですけれども、公認会計士試験を受けるには大学の卒業資格が必要です。でもCPAの試験をすぐに誰でも受けることができ、合格した後に哲学を勉強する、トレーニングを受けるシステムの国があります。ところが、能力開発、とくに公認会計士試験に受かった後の能力開発は非常に難しいのです。ですから、その側面の教育は、試験を受ける前に受けておかなければいけません。資格取得前の教育でやらなくてはならないのです。

Markがおっしゃった通り、IAESはどの加盟団体の教育システムにも適用できるようにする、平均的なものにすることですけれども、わたくしが強調したいことは、人々は測定されたとおりに行動することです。ですから、測定可能性が非常に重要なわけです。もし哲学的にあまりにも抽象的な場合、全員が「わたくしは基準を遵守している」と言い始めるはずですが、ですから、わたくしの提案としては、より具体的な基準をお願いしたいと思います。基準は測定可能なものでなくてはなりません。ここでは不足しているとか、ここではまだクライテリアを満たしていないと明確に言えるような測定可能な基準が必要です。

基準の中には、もちろん哲学的な意味も含まれておりますけれども、一方でもっと具体的な測定基準をつくって、それを盛り込むことが必要だと思います。それぞれの国の制度の中で、多様な教育システムがありうるのですが、最後には同じクオリティーの人たちが生まれる教育システムでなくてはならないとわたくしは考えます。哲学的な教育はどこで実施するのか、能力開発はどこで実施するのかと問われますと、理想的には大学の学部レベルで実施するべきであると思います。CPAの資格を取得した後では遅いとわたくしは考えます。

司会： ありがとうございます。わたくしも、おっしゃるとおりだと思います。教養教育や学部のレベルの教育は非常に重要です。これは、職業会計士にとっても同じです。

ここで木下先生、手短で結構なのですが質問させてください。CPAの試験に受かった方で、教養教育、あるいは学部とか大学レベルの教育を受けてない方もいますね。高校を卒業しただけで受かってしまう方もたくさんいることを知っています。そういった方たちには、どのようにこの問題を解決するのでしょうか。つまり、哲学にかかる教育をどのようにするのかについての質問です。

木下： はい。わたくしのプレゼンの中でも説明したのですが、これは日本にとっても非常に重大な問題であります。教育の要件として、日本の公認会計士試験の受験要件は、IAS の要件とは違います。FSA とか、政府の組織が、今、検討していますが、未定ですし、改善もされておられません。

例えば、去年、3,024 人が公認会計士試験に合格しました。そのうち、149 人は大卒ではありませんでした。つまり高校だけを卒業した方たちだったのです。

もちろん、時間をかけてどういう負のインパクトがあるのか、つまり大卒でなくてもよいという要件によって、どういう負のインパクトがあるのかをみきわめなければいけないのですが、まだ今のところは CPA の質については、どのような影響があるのかは分かっていません。現在の CPA の試験制度の下では教育的な要件はないので、今しばらくは続けていかざるをえませんが、日本の CPA 全員が非常に高い質の職業意識ですとか、技術的なバックグラウンドとか、そういったものを持つべきだと思います。哲学についての知識もそうですし、会計監査の知識を同じです。このことは、アメリカや、イギリスや他の国と比べて、日本の将来の CPA にとって、ますます重要なことになってくると思います。

司会： この論点は後ほど質問を受けますので、トピックの 2 番目に移ってもよろしいでしょうか。2 番目の論点は「違い」としてありますが。マーク・アリソン委員長がなぜすべての基準を 2012 年までに改訂する方針を表明したのか教えてください。恐らく、お答えになるには、David が最適であると思います。

David Mcpeak： どうしてわたくしたちが改訂をしようとしたのか、改訂の決断についてですけれども、2、3 の理由があります。

まず第 1 点目としては、IFAC の基準全体についての概念枠組みが改訂された結果、コンセプトや原則がみ直しを見直されました。各基準と概念枠組みとの一貫性を保つため、教育基準の改訂が必要となったのです。わたくしどもの 8 つの基準は、概念枠組みで規定されている原則やコンセプトに基づいてつくられていますので、概念枠組みとの一貫性を保つために改訂されました。

もう 1 つの理由は、わたくしたちはここ 2 年間プロジェクトを実施してきていますが、そこで、われわれの審議会の基本方針草案の作成をして参りました。これは教育基準の新しい枠組みです。要するに、IASB でも実施されました clarity project と同様のプロジェクトでありまして、その結果、今、われわれはすべての基準についての改訂草案を作成し直すことを clarity concept を使って作業しています。それに加えて、すべての基準設定審議会としては、スタンダードを定期的にレビューする必要があります。わたくしたちは、この 6 年間、レビューをしておりません。その結果、基準を改訂する必要が出てきました。

第 3 の理由は、会計教育モデルは変わってきたことです。この 12 年ぐらいでモデルが変わってきたので、この基準が今の時代に合っていることを、われわれが確認しておかなくてはならない。そういった 3 つの理由であります。

司会： どうもありがとうございます。それではまた後でこの話に戻りますけれども、それ

では3つ目のトピックに移りたいと思います。「アドプシオン」です。

最近、国際的な機関が会計基準と監査基準を設定しておりまして、その基準のアドプシオンを要求しています。これらの基準は、かつては国内の基準との調和化を求められていただけでありますけれども、何年か前にIASBがconvergenceを求めました。そして、今、アドプシオンを要求しています。アドプシオンは、強制的な適用を求めること、つまり国内の基準を国際基準に合致させることを強制するものでありますけれども、こういった変化についてどう思われますか。朱仁基先生、お願いいたします。

朱仁基： 今、世界は国際化しておりまして、コンバージェンス、そしてアドプシオンはそれぞれの国の戦略によります。国際機関としてはそれぞれの国を強制することはできません。コンバージェンスさせるのか、あるいはアドプシオンさせるのか、強制はできません。

そのことは基本なのでありますけれども、国際基準に関しましては、多くの国がおそらくコンバージェンスではなくて、アダプシオンの方針を採択すると思います。というのは、コンバージェンスについてはより多額のコストがかかるからです。もしもコンバージェンスの方針を採択するとなると、継続して国内基準が国際基準とシンクロナイズしていく作業が必要であるばかりでなく、そのことをPRしていかななくてははいけない。そのためのコストが非常にかかるのです。採択してしまった方が、コストを下げることができます。もちろん、採択をする、アダプシオンすることによってフレキシビリティはなくなります。もしもわたくしが日本人であったならばコストについては全然心配しません。というのは、日本には非常に大きな経済力があり、そしてまた能力がありますので、基準のコンバージェンスをしていくことについては、効率よく実施できると思います。アドプシオンもコンバージェンスも実質は同じことなので、どちらの戦略がよいのかは分かりませんが、韓国の場合には、コンバージェンスするだけのコストの負担に耐えられません。ですから、わたくしたちはアダプトすると宣言したのです。その結果、基準を同等化するため莫大なコストも、PRのためのコストも必要がなくなります。

それぞれの国においては、戦略があると思います。会計にかかる国際基準については、多くの国がアドプシオンを選んでいきます。しかし、これは国際機関が、あるいは規制当局が強制したのではなくて、経済学に基づいた決断が各国でなされた結果であるとわたくしは考えています。

司会： IFRSについての質問なのでありますけれども、韓国においてはIFRSの適用対象となるのは、すべての上場企業の連結財務諸表なののでしょうか、それとも一定の条件に合った上場企業の財務諸表に適用されるのでしょうか。

朱仁基： IFRSは条件付きで採択しています。全く同じではないです。連結がその主要な財務諸表になっているわけでありまして、そのことについて条件はありません。連結財務諸表を作成しなければならない上場会社はすべて、IFRSを採択しなくてはなりません。それら企業の場合、連結財務諸表が主要な開示書類になります。その点では条件はありません。

司会： Qian, どうぞ。

孫謙： 中国では条件付きです。全面的にアダプトするとは言っていない。IFRS を採択するとは言っておりません。しかし、国際会計基準にコンバージェンスすることは表明しています。公正価値評価が必要とされておりますけれども、例外は設定しています。政府としては、会計基準に対するコントロールをまだ持っているわけです。そうしますと、一定の財産の評価を政府がコントロールできます。それらのアイテムについては、公正価値評価の要求を受けません。その結果、政府は多くのことを規制することができるのです。

逆に、グローバル化のトレンドはありますので、中国政府としてもコンバージェンスをブロックするつもりはありませんし、ご存知のように中国は、世界ナンバー1、ナンバー2 の貿易国になっていますので、国際化も、経済の自由化も阻害することはできません。

監査システム、また財務会計システムは、アメリカのシステムに似ています。透明性の要件もありますし、ディスクロージャーの要件もあります。形式的に中国にはアメリカと同じくらいの会計にかかる要件があります。

問題は強制力です。会計基準も監査もまだ浅い歴史しか中国は有していません。したがって、会計基準をどのようにコンバージェンスしたとしても、発生するコストは変わらないのです。朱仁基先生が韓国について言ったようなコストについては、中国では高くないので、特定の会計システムを海外から借用してきたとしても問題ありません。中国の状況に合わせて調整していけばいいわけであります。

また、会計にかかる規制は、今後ますます増えてくるでしょうけれども、全体的に中国の姿勢はポジティブです。国際会計基準審議会の代表になっている方もおります。実地面をみますと、政府の規制、あるいは MOF 規制を使って IFRS のルールをオーバールールしています。つまり IFRS を守らなくてもよいような例外をつくってあります。

教育の問題でありますけれども、すべての中国の大学が焦点を当てていることは、中国の国内基準と IFRS, 両方です。コンバージェンスが今後進みます。すでに 90% 近くの大学が両方の教育を実施していることが、わたくしの理解であります。

司会： 次のポイントについて、Mark にお聞きしたいのですが、もしも、加盟団体が IES を遵守しなかった場合にペナルティーがあるのでしょうか。

Mark Spofforth： 最終的なペナルティーは、IFAC を除名することです。もしも遵守していない場合、あるいは遵守しようとしていなければ、彼らは IFAC の加盟団体にはなれません。除名後、何人かのメンバーにより、職業団体を再結成して加盟しようとした団体もあったのですが、加盟は難しいことが分かったのであきらめて加盟しなかった団体もありました。

さきほど、評価について、あるいは基準が非常にぼんやりしているという指摘がありましたが、このことは非常に重要なことです。この点は同意しますけれども、基準は評価できるような仕組みを有していなければなりません。このことは、教育の世界においては、なかなか難しいことです。全体として、客観的な評価をすることは困難なことです。われわれとしては多くのケースを示して、他の加盟団体が実行していることは何なのかを例示して、評価できる部分を増やしてきました。

われわれは参考資料を公にしまして、プロフェッショナル・スキルについてのケースを示しました。例えば、コンピテンスフレームワークのケースを示しました。銀行のケース、実務のケース、あるいは政府のケースを示して、実例を理解していただきました。わたくしも同意いたしますけれども、すべてが評価できればよいのですけれども、注意しなくてはいけないことは、評価であります。

1 つ申し上げたいことなのですが、非常に有益なツールがあります。ウェブサイト「アイファックネット」というツールがあります。加盟団体であれば、アクセスしていただけますので、そのコンテンツをみていただくことができますけれども、そのサイトにケースがアップされています。他の加盟団体のウェブサイトもリンクできるようにされていまして、皆さまがアメリカの組織でコンピタンシーフレームワークとして何を実施しているのかを調べれば、「コンピタンシーフレームワーク」をアイファックネットの中にタイプインする。そうしますと、多くの加盟団体のケースが出てきます。5 年、10 年くらいの間、そのプロセスを続けていけば、われわれの理解は深まると思います。非常に有益なツールです。

この評価のポイントでありますけれども、わたくしはアカデミアにも所属しておりまして、認証評価システムについては承知しています。

司会 David に聞きたいのですけれども、IAESB が、メンバーのエデュケーションシステムをどのように認証評価するのでしょうか、あるいはそもそも認証評価をしているのでしょうか。

David McPeak : わたくしたちは、認証評価システムは持っていません。また基準の中には盛り込まれておりません。われわれの基準は、加盟団体を対象としていますが、中には個人にも、そして学会組織にも関連するところがあります。認証評価組織は、国際的に活動している場合もあります。われわれは会計教育基準設定の審議会ですので、どのようにして認証評価のためのリソースを使うのかを考えなくてはなりません。そして、それをどのようにわれわれのプロセスの中に統合するのかを考えなくてはなりません。

もちろん他の団体で、北米や、あるいはヨーロッパにある組織で、教育機関や大学を認証評価することについて、より進んでいる組織があります。その認証評価の結果を使って、われわれの基準のレベルを上げていきたいと思います。しかし、われわれが、認証評価を行うことはないと思います。われわれの活動として、われわれは基準設定のための組織ですから、そういう方向には向かわないと思います。

司会 : ありがとうございます。それでは次の、4 番目のトピックでありますけれども、「影響力」です。国際教育基準は、程度の差はあれ、教育システム、そしてカリキュラムに影響を与えます。特に、それぞれの職業団体、あるいはその国においては独自の試験制度、あるいは資格制度を持っています。IAESB の基準は、わたくしからみれば ICAEW あるいは ICAI (The Institute of Chartered Accountants in Ireland : アイルランド勅許会計士協会) の資格システムや教育システムを背景としているように思われます。彼らのシステムが、ベストプラクティスであるとみなされているからです。

日本の公認会計士試験は、日本政府がコントロールしています。そして、今はその受験に、

Toshio が言ったように、要件がないのです。このことについて、どのように考えますでしょうか。Toshio, ご意見ありますか。

木下俊男： われわれとしては、資格取得前後の教育を考えなくてははいけません。資格取得前の教育はもちろん大学教育、あるいはそれ以外の教育機関での教育もあります。われわれも、もちろん公認会計士試験の受験要件は改善していかなくてははいけませんし、今後、例えば学歴が必要であるとか、あるいは教育歴が必要であるとかといった要件も改善していかなくてははいけないのですが、資格取得後の教育、例えば CPE とか、CPD がありますけれども、そのことを考えてなければなりません。

われわれの CPE カリキュラムは、FSA が最終的に承認します。その意味で CPE プログラムは、日本政府がコントロールしています。資格取得前の合格後研修についても、FSA がコントロールしています。もちろん、われわれがイニシアチブをとって、CPE プログラムをメンバーのために率先して実施しておりますけれども、しかしながらプログラムのコンテンツは政府のコントロール下に置かれています。教育プログラムのあり方を変更するには、法律や規制そのものを変えていかないとはいけませんので、簡単なことではありません。政府だけでなく、会計教育に関与する複数の国際組織があるので、そうした組織に関与させませんと法律や規制は変わらないのです。IAS は遵守しなければなりませんので、できることから変えていきたいと考えております。

司会： ただ今の教育についての補足ですけれども、日本では、ご説明の通り誰でも公認会計士試験を受けることができます。一方、修了審査を受ける前に、3 年間の実務教育プログラムがあります。つまり、CPA の試験に合格した後に実務教育が義務付けられていますが、IFRS や国際監査基準の教育について、資格取得前教育とこの 3 年間の教育プログラムとの間に違いがあるのでしょうか。

木下俊男： グローバル基準の教育に関しましては、例えば日本の監査基準は IFAC の国際監査基準と似ております。また、clarity project もあります。監査基準に対しての clarity project も、同様に日本では行われています。JICPA も、そうした活動に深く関与しております。

また、グローバルな会計基準は、IFRS であると思いますが、IFRS にどのように対応するのかについては、まだ FSA で始まったばかりですので、つまり IFRS のアドプションに関しては、ロードマップが公表されたばかりです。2015 年あるいは 2016 年を目指しておりますけれども、IFRS の会計教育は、すでにわれわれの会員向けに始まっております。

ご紹介した日本の会計研修機構では、IFRS 教育を CPA だけではなく、会社の会計業務に携わっている方々にも実施しています。これだけでは不十分であることは分かっていますが、これが現在の状況です。もちろん、今後、改善していく必要はあると思っています。

司会： David に質問があります。ただ今の論点に関連したことですけれども、スライド 7 ページの改訂 IAES1 と現在の IAES1 の要件と比較しますと、現在の基準では、少なくとも大学同等レベルの教育が必要であると規定してあります。しかし、提案されている改訂基準

では、すべての人々に会計職業に対しての公平な機会が与えられるべきであると規定しています。この改訂はすなわち、IAES が、学生が会計士資格を取得する段階の前に、必ずしも大学を卒業している必要はないということを意味するのでしょうか。

David McPeak : この公平な機会の問題でありますけれども、必ず適切な仕組み、あるいは経路を、今後、会計士を目指す人たちがこの職業に入る上で経てることが必要であると規定しています。つまり、この改訂で意図したことは、イギリスでは幾つかの公平な機会の提供に関して問題があり、これを解消することでした。

ここで混乱を引き起こしたくないのですけれども、あたかも大学の学士号を取得しなくてよい抜け道として改訂する意図はまったくくないのです。つまり、会計職業に対しての公平な機会、アクセスが与えられていることが必要な要件です。現行の IEAS1 が規定している要件は少なくとも大学同等レベルに相当していなければいけないということです。したがって、現行の基準では必ずしも学士は求めています。つまり大学に入学し、そこで教育された者に相当する学歴が求められています。

Mark Spofforth : この件については、わたくしからコメントしたいと思います。というのは、イギリスにおける状況は、現在、興味深いからです。わたくしのような小さな会計事務所に所属する者にとりまして、大学教育は高くつきますので、学生は相当額のお金を借りて大学に入学しなければなりません。また最終的にそのローンを返さなければいけません。

したがって、わたくしの会計事務所にも学生が高校を卒業し、ACA(Associate of the Chartered Accountants : 勅許会計士候補生)として、大学を卒業してからではなく、高校を卒業してから、3年間の期間、収入を得ながら協会の教育プログラムを受けることができます。そして、3年間の教育を受ければ、会計士試験の受験資格は、大学で学士を取得したレベルと同じとみなされるわけです。したがって、学士を取得しているだけの学力を付け、かつ3年間収入を得ることができますので、必ず学士を取得しなければいけないという方向とは反対になっておりますけれども、イギリスの事例です。

ただし、わたくしどもの問題としては、高校を卒業して、もしかしたら CPA の試験に合格しないリスクもあるのに彼らを教育プログラムに受けられてもよいのかです。というのは、協会の教育プログラムの受講生は、その最終段階でケーススタディーとして、ある特定の問題あるいは倫理に関して理解していなければなりません。これは 25 歳か、26 歳になれば簡単なのでしょうかけれども、若い人、例えば 21 歳ぐらいの人だと難しいかもしれません。そういった問題を今議論しています。

おそらくそれに対する答えとしては、会計の技術的専門家として3年間のトレーニングを積み、その後、AGAを始めるプロセスが、代替案としてよいのかもしれません。つまり、勉強しつつ、かつ収入を得ることができる方法です。そして一定のトレーニングを経て ACA になるということです。

誤解しないでいただきたいのですけれども、わたくしは高校を卒業した人が、CPA の試験を受験すべきではないと言っているわけではありません。わたくしの申し上げたいポイントは、高校の卒業生の場合、例えば事前試験、公式な公認会計士試験の前に事前試験を受けるべきであると言いたいのです。例えば、大学あるいは短期大学を卒業していない人たちは、そうい

った CPA の試験の事前試験を受けるべきであるというのが、わたくしの主張のポイントです。決して差別しているわけではございません。

David McPeak : Mark が言っていることは、理解しているつもりです。また、若い学生さんたちがどういった問題に直面しているのか分かっているつもりです。ただ、わたくしたちがそういった経済的問題を若い学生さんのために解決するためには、事前試験のようなプログラムを CPA 試験の前に設けるべきだというのが、わたくしの論点です。

司会 : では、ここでご質問をオーディエンスから受けたいと思います。お名前と組織を教えてください。では、どなたでも質問をいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

質問者 : 東北大学のダニエル・ドーランと申します。この質問は、David と、それから Mark, 両方もしくはどちらか一人に回答をお願いしたいんですけども。

フレームワークおよび改訂された基準に関してなんですけれども、どれぐらいその改訂のプロセスは進んでいるのでしょうか。何か具体的に期限はあるのでしょうか。

David McPeak : 質問を、2つの部分に分けてお答えしたいと思います。

最初に強調したいのは、まだブリュッセルの会議を、先週終えたばかりです。その会議の結果、教育審議会がフレームワークの中身と、また草案の中身を承認しました。したがって、今、フレームワークが今後どういったものになるのか、またわれわれの基準はどういった明確な基準になるのかといったところがようやく確定したところです。

質問に対しての2番目ですけれども、つまり基準の改訂に関してですが、改訂プロジェクトはもともと2009年6月の会議で承認されました。先週行われましたブリュッセル会議の成果として、このプロジェクトを承認しました。つまりプロジェクトの改訂に関して承認したわけです。ということで、これから実際の改訂作業が始まります。つまり、基準を改訂するために4つのタスクフォースが設けられ、基準を改訂することになっています。

プレゼンテーションで申し上げましたように、8つの基準のうちの7つが全面的に改訂され、草案が書かれます。そして今の見通しとしましては、草案作成については、おそらく2010年の第4四半期には終えるものと思っています。

司会 : 質問は日本語でも結構です。レシーバーを付けてください。

秋田 : 中国の孫先生と、韓国の朱先生のところで、それぞれのお国のことについてご質問を申し上げたいと思います。

コンバージェンスか、アドプションかというお話が出たのですけれども、中国と韓国では、IAESの適用についてコンバージェンスなのか、それともアドプションなのかということが1つと、きっとそれぞれのお国の法律や基準が、あることでしょうから、完全なアドプションは現状では難しいと思います。アドプションにしろ、コンバージェンスにしろ、どちらの方向性なのかはかまいませんが、言いにくいかもしれませんが、クリアしないといけない大きな課題とかがあれば、ぜひ同じアジアの国として知っておきたいと存じます。また、

協力できることがあれば協力しながら解決していきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

司会： 今の英語で聞いていましたか。

孫謙： わたくしどもは、政府が **IAES** をアドプションするかどうかについては、まだ情報をもらっていませんので、アドプションするかどうかはまだ決まっていないと思います。ただし、会計教育に関しての情報は学会において伝達されますので、それらは新聞記事に書かれたり、あるいは以前の基準、現在の基準、そして中国の教育実践等を考慮して、何らかの提案が出されることになると思います。そして、教育部は、**IAES** の幾つかを採択するかもしれない。

わたくしたちがどのような教育基準もすぐにアドプションしないのは、中国はまだ社会主義の国でありますので、またわたくしたちの思考には独自のものがありますので、教育基準に関しても、何度も何度も慎重に考える必要があります。しかし、原則的には会計基準は技術的なものであると思いますので、何かイデオロギーとかそういったものではありませんので、国家会計学院では、おそらく間もなく **IAES** に基づいたカリキュラムを導入するものと思われる。

朱仁基： 韓国の会計教育基準は、**IAES** とは違っており、かなり相違があります。したがって、アドプションはしません。コンバージェンスもしないのではないのでしょうか。取り入れる場合には、最低限の要件となると思います。

われわれの教育基準は、**IAES** と大きく違わないようにしようとはしておりますけれども、タスクフォースが、国際会計教育基準を慎重に評価しております。そして、われわれの教育システムをどのように改善し、基準で規定されている活動を実現できるかどうかを検討しています。教育基準をわれわれはガイドライン、つまり指針と考えております。したがって、教育基準に関していえば、コンバージェンスでも、アドプションでもないと思います。

一方、アジア太平洋地域会計士会議の会長としてわたくしは、教育の質、会計教育水準、職業会計士の質を改善することを目標としておりますので、会計教育に関して、わたくしどもの地域における独自の評価、そしてまたわれわれの会計教育基準の改善に関連して、現在、認証評価についても慎重に考えております。ただし、まだその検討は始まったばかりです。どのような対策を取り、会計教育の質を高めることができるのかを慎重に模索しています。そして、会計教育ですが、非常に基本的な課題であると認識しています。

司会： すみません、ただ今の質問者の方は、記録に残すものですから、お名前とご所属をお願いします。

秋田： **JICPA** で **IES** の検討委員をしております、秋田と申します。

司会： どうもありがとうございました。他にご質問はございませんか。どうぞ、松尾先生。

松尾明： 松尾明でございます。青山学院大学で IT を教えております。監査のコースも担当しています。

IPS の IT トピックに関する指針なのですが、これに関して質問があります。他のガイドラインや基準と比べますと IPS2 は抽象的ではなくて、かなり具体的であると思います。

質問は同じで、IPS2 に関して IFAC の教育基準のポジショニングとして、将来の遵守を期待しているのか、コンバージェンスを期待しているのか、それともアドプションを期待しているのか、IPS2 について、教えてください。1 つだけの質問です。

Mark Spofforth： とてもよい質問であると思います。最初に基準，あるいは指針ができたとき，IT は新しい科学だったのです。IT の場合は，具体的に内容を書かなくてはいけないと，そういう必要性を感じていました。指針が出されてから 5，6 年間経過しましたがけれども，この間，IT について多くを学びました。

IT は非常に進化が早いわけです。ですから，具体的にになりすぎると失敗することが分かりました。したがって，改訂する場合には，今度はあれほど具体的には書かないと思います。しかし，加盟団体は，自分たちで評価する際に，学生にとって IT のニーズは何かについての指針を必要としています。

以前からの典型的な問題なのですが，基準や指針は過度に具体的になってはいけないのです。ベストプラクティスとしてその例を出せば出すほど，コンバージェンス作業は簡単になると思います。タスクフォースが，今，それを検討しています。IPS2 はこれまでよりも，詳細の度合いは低くなると思います。

司会： その次に。どうぞ，島田先生から。

島田： 会計士協会の島田と申します。中国アモイ大学の孫先生と，韓国の朱先生に，1 つずつお聞きしたいことがあります。

1 つは，中国で国家会計大学院が北京と上海とアモイにできて，20 万人から 30 万人の会計専門家を育てるということで，スタートしたことを聞いていますが，この機関の設立の目的と，そこでは会計教育はどういうようなステージで考えてやっていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

それで，韓国の朱先生には，今年からもう韓国は IFRS を導入されて，2011 年から強制適用されることを決定されたのですけれども，こういうことの前提に公認会計士の試験制度をどのように改正されたのか。すなわち，先生ご指摘のように，語学力は会計士にとって様々な面で必要とされます。その意味から，語学力についての試験科目も入れるような形で，試験制度そのものを検討されたのかをお聞きしたいと思います。

孫謙： 国際会計学院ですね。これは中国には，おっしゃったように，3 つあります。非常に高いレベルの研修機関です。財政部の下にありまして，目的はハイレベルの国営企業，あるいは民間企業の幹部を育てることです。財務や会計の幹部養成です。会計士ではありません。研修期間は短いこともありますし，長いこともあります。1 週間とか，1 カ月とかの研修となります。受講者はまとまったグループごとになりますけれども，大学の教授も受

講者として来ることもあります。それから、講師としては、外国からも専門知識を持った方たちや教授を招へいしております。多目的の財務・会計の研修施設であります。

朱仁基： 先ほどの質問に対する答えですけれども、IFRSを2010年から適用することになっています。2011年から全面適用が始まることとしていますので、2010年は2つのシステムが並列して走ることになります。2010年から、公認会計士試験にはIFRSが含まれます。それは、すでに公表されました。

大学ではそれに向けて大きな課題があります。2つ教えなければならないからです。学生たちはIFRSをもちろん知っていなければいけないわけですが、非上場企業は韓国の会計基準でもよいわけです。ですから、両方教える必要がありますので、両方教えるべきなのか、それともIFRSだけを教えるべきなのか、今、議論が起きております。まだ議論が続いておりますけれども、2010年からCPAの試験はIFRSベースになります。

それから英語も公認会計士試験科目とされています。英語が試験科目とされたのは、IFRSが導入されるからではなくて、語学能力の高い学生にCPA試験をぜひ受けてもらいたいと考えて試験科目とされました。CPAの合格率は10%です。ですから、英語が苦手な受験者が会計だけに専念すると90%の人たちは不利になります。これは意図的にやっております。英語の試験がだめでCPAの試験に合格しなかった学生でも、仕事がみつけれられる可能性はありますが、最近英語が話せ理解できないと、韓国の雇用市場では、よい仕事をみつけることは非常に難しいのです。このような次第でありますので、英語を意図的に入れております。

それから、CPA試験の受験資格は、よりアメリカに近いシステムに移行しております。CPAの試験を受験するための単位 credit hour として、大学で24単位を要求しています。ご承知のように、アメリカでは150単位が要求されますから、CPAの試験を受ける前に大学あるいは大学院で150単位を学生は取得しなければなりません。韓国では、大学で取得すべき単位を増やすことを検討しています。

司会： 補足しますが、朱先生のお話では、韓国のCPA試験の英語の試験は、TOEFLだそうです。

椿： JICPAの椿と申します。今ですね、JICPAではCPEと言っていますが、わたくしたちが担当しております。2つ質問してもよろしいでしょうか。せっかくIAESBの直接お話を聞ける機会と思いますので、2つ質問させてください。

1つ目は、先ほどアドプションかコンバージェンスの話が出たのですけれども、やはり教育制度は国によってかなり違いがありますので、コンバージェンスの方に進むのかなと、われわれは思っているのですけれども。それに当たり、やはり翻訳の問題がかなり出てくると思います。IAESBで、改訂の基本方針ドラフティング・コンベンションを出されていますけれども、それと監査基準審議会の clarity project で出している基準が微妙に違うのです。

例えば、shall と should の使い方や用語の定義が少しずつ違っています。先ほど、倫理基準審議会の方については用語を統一しようという話が出ていましたけれども、われわれ会員は全部一緒ですので、すべてのプロジェクトで、同じ定義の元に用語を使っていきたいと思っているのですけれども、その点は、どのようにお考えなのかということが1つです。

それから 2 つ目ですけれども、特に監査基準についてです。要求されている内容といえますか要件が多数ありますけれども、それをすべて一人の個人が満たさなければいけないのか、それとも、われわれ、今、監査をする場合にチームを組んでいて、例えば IT についての高度な知識については IT の専門家がチーム内にいる形になるわけなのですけれども、個人として全部満たさなければならないのか、それとも、チームとして全体の要件が満たされていればよいのか、わたくしは後者ではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。個人が守るべき基準と、それからチームとして満たされていればよい基準とを明確にしていたきたいと存じます。これは要望かもしれませんが、よろしくお願いします。

司会： David でしょうか、Mark でしょうか。

David McPeak： ありがとうございます、2 つの質問をいただきましたので、1 つ目から始めたいと思います。文言についてですね。非常に面白いのは、特に **may** とか **should** とか **shall** の使い方です。これがかなり、スペイン語だと難しいのです。南米でよく使われているスペイン語ですと、これらの使い方が非常に難しい。というのは、スペイン語ではこれらの言葉に区別がないからなのです。ですから、スペイン語に置き換えたときに基準をどう翻訳するのか、また世界各国の言語で同様の問題は発生することなのですけれども、どのように翻訳するのかはかなり苦労しています。

コンバージェンス、アドプションについても、明確にしないではいけません。少なくとも文言は統一しなくてはいけないと考えます。基準は標準化された表現がなされていなくてはいけません。このことは、ご指摘のように、教育基準でも監査基準でも同様です。そうすることによって基準全体がより明確になるわけです。

監査基準 IAS8 では国際的な監査について規定しておりますが、今のご質問は国際的な監査、あるいは大規模監査法人について指摘されたものと理解してよろしいですね。IAS8 の諸要件は、個人が満たすべきなのか、それともチームとして満たすべきなのか、チームとして必要なスキルを持てばよいのか、つまり、一人ひとり全員が持つ必要があるのかないのか、基準が明確ではないということです。

IAESB はこの問題を認識しておりまして、解決すべく、書き換えを行います。大規模監査法人の場合、すべての監査人が一定のスキルを持っていなくてはいけないことは明らかであると思うのですけれども、すべて高い水準のスキルを持つことは不可能ですので、その部分についてはこれから改訂していきたいと思います。

Mark Spofforth： 手短に申し上げますと、質問 1 は規約に関するご質問ですね。特に、他の審議会が使った定義、あとは **shall** とか **should** というような、ご指摘の言葉については、今、細心の注意を払って検討中です。**should** は基準の中では使わないということが基本方針です。それから、**shall** は、**requirement** のところだけで使うということになります。**requirement** のセクションでのみ **shall** は使われます。これは、他の審議会でも同じようにしていきます。

司会： ありがとうございます。他にご質問はございますか。シンポジウムをクローズする

時間になりました。長い1日でしたね。会場の皆さまにお礼を申し上げたいと思います。そして、このシンポジウムを開催するに当たり多くの皆さまのご協力いただきました。心から感謝を申し上げます。特にパネリストの皆さま，どうもありがとうございました。

最後に1つお願いがございます。レシーバーをテーブルの上に返してってください。お持ち帰りにならないようお願いいたします。

日本語でも言います。皆さま，お使いになりました通訳用レシーバーは机の上に置いてお帰りください。よろしくお願いいたします。それでは，どうも皆さま，長時間ありがとうございました。（拍手）

Ⅶ 委員会実施記録，委員名簿

1. 委員会実施記録

第 1 回	検討委員会	平成 20 年 10 月 5 日
第 2 回	検討委員会	平成 20 年 11 月 30 日
第 3 回	検討委員会	平成 20 年 12 月 14 日
第 4 回	検討委員会	平成 21 年 1 月 25 日
第 5 回	検討委員会	平成 21 年 2 月 22 日
第 6 回	検討委員会	平成 21 年 3 月 14 日
第 7 回	検討委員会	平成 21 年 4 月 25 日
第 8 回	検討委員会	平成 21 年 6 月 28 日
第 9 回	検討委員会	平成 21 年 8 月 25 日
第 10 回	検討委員会	平成 21 年 11 月 1 日
第 11 回	検討委員会	平成 21 年 12 月 23 日

【第 1 回検討委員会議事要録】

日 時 平成 20 年 10 月 5 日(日) 15 時 00 分～17 時 00 分

場 所 ニッキン第 2 ビル 8F NPO 法人国際会計教育協会

出席者（敬称略，順不同）

高田敏文(委員長)，松井隆幸(副委員長)，山地範明(副委員長)，多賀谷充(副委員長)
ダニエル・ドーラン，木村史彦，青木茂男，上田耕治，中島稔哲，藤田幸男
岡野睦美，藤原英賢(事務局)
及川勝治(オブザーバー)

議事内容

1. 委員の紹介
2. 本事業の概要の説明

高田委員長から本事業の申請書内容に沿って今年度の事業概要が説明された。

3. コアカリキュラム設定について

高田委員長から，コアカリキュラムを設定する科目・領域について説明があった。会計職業倫理，国際会計基準，監査情報システム，インターンシップの 4 科目についてそれぞれの検討委員長と委員を決めた。それぞれのカリキュラム設定については，高田委員長，藤田委員から説明があった。

4. 海外調査について

今年度予定している海外調査について高田委員長から説明があった。

5. その他，次回日程等

次の開催予定日を確認した。

【第 2 回検討委員会議事要録】

日 時 平成 20 年 11 月 30 日(日) 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 ニッキン第 2 ビル 8F NPO 法人国際会計教育協会

出席者（敬称略，順不同）

高田敏文(委員長)，松井隆幸(副委員長)，山地範明(副委員長)，多賀谷充(副委員長)，
橋本尚，ダニエル・ドーラン，木村史彦，上田耕治，中島稔哲，藤田幸男，斎藤敬子
岡野睦美，藤原英賢(事務局)
及川勝治(オブザーバー)

議事内容

1. カナダ調査について

10 月に実施したカナダ調査について，高田委員長から調査結果の概要が説明された。松尾委員，上田委員，木村委員から報告があった。

2. ヨーロッパ調査について

11 月に実施したヨーロッパ調査について，高田委員長から調査結果の概要が説明された。これについても参加された松井先生と山地先生から報告があった。

3. 今後の活動について

まず IFRS とアイルランド勅許会計士協会調査についての座談会を年内に実施する方向で調整していることが報告された。そして，HP 案に基づいて本事業の HP 作成について説明した。それから，3 月 14 日に会計大学院コアカリキュラム全国検討会を実施することが提案された。最後に 2 つの調査で入手した資料について日本語翻訳し今後の検討資料とすることも提案されている。

4. その他，次回日程等

次の開催予定日を確認した。

[第 3 回検討委員会議事要録]

日 時 12 月 14 日(日) 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 ニッキン第 2 ビル 8F NPO 法人国際会計教育協会

出席者（敬称略，順不同）

高田敏文(委員長)，松井隆幸(副委員長)，山地範明(副委員長)，
橋本尚，ダニエル・ドーラン，木村史彦，上田耕治，中島稔哲，藤田幸男，斎藤敬子
岡野睦美，藤原英賢(事務局)

議事内容

1. 資料翻訳について

松井委員からアイルランド調査で入手した資料について説明があった。高田委員長から，監査支援ソフトウェアのトレーニングテキスト等の概要が説明された。これらの科目について，高田委員長から翻訳資料の提案があった。国際会計基準については，デロイトが作成するポケット資料集の日本語版が存在する可能性もあるので，そちらを確認してから翻訳するかどうかを決定することにした。会計倫理のテキストについては，翻訳料との兼ね合いで別の方法を模索することとした。

2. 3 月 14 日開催予定の全国会議の議事等

会計大学院コアカリキュラム全国検討会の開催について高田委員長から説明があった。午前 11 時から 12 時まで青山学院大学で開催することが確認された。

3. その他，次回日程等

次回の開催予定日を確認した。

【第4回検討委員会議事要録】

日 時 1月25日(日) 午前10時00分～12時00分

場 所 ニッキン第2ビル8F NPO法人国際会計教育協会

出席者(敬称略, 順不同)

高田敏文(委員長), 松井隆幸(副委員長), 山地範明(副委員長), 多賀谷充,
橋本尚, 松尾明, ダニエル・ドーラン, 木村史彦, 上田耕治, 中島稔哲, 藤田幸男,
岡野睦美, 藤原英賢(事務局)

オブザーバー 文部科学省 浅野室長, 川崎係長

議事内容

1. 資料翻訳について

事務局で翻訳についての事務手続を行うことを確認した。→会議終了後, 一部委員からのIFRSsに関する資料翻訳について意見が出たため, この資料の翻訳については凍結することとした。

2. IFAC/IAESB 調査

この調査について日程, 参加者とその調査内容及び予想される成果について高田委員長から説明があった。高田委員長と橋本委員が参加することを確認した。

3. 会計大学院コアカリキュラム全国検討会について

会計大学院コアカリキュラム全国検討会の日程について確認し, 本補助金で実施する2つのセミナーの内容と意義について高田委員長から説明があった。まず, 前回委員会で確認した全国検討会の内容を再確認し, 3月15日に開催する第2部について学生, 金融庁, 日本公認会計士協会からコメンテーターを招へいし会計教育についての討論会を開催することとした。全国検討会には取組み校ではない会計大学院の教員の参加を促すことを確認した。

4. その他

オブザーバー参加の浅野室長と川崎係長から, 他の専門職大学院のコアカリキュラムの検討状況について説明があった。また, 法科大学院のコアカリキュラムについての議論についても説明があった。わが国の会計大学院での教育課程の編成について高田委員長, 藤田委員を中心に議論が交わされた。

5. 次回日程

次回は2月22日午前10時から開催することを確認した。

【第5回検討委員会議事要録】

日 時 2月22日(日) 10時00分～12時00分

場 所 ニッキン第2ビル8F NPO法人国際会計教育協会

出席者(敬称略, 順不同)

高田敏文(委員長), 松井隆幸(副委員長), 山地範明(副委員長), 橋本尚, 松尾明,
ダニエル・ドーラン, 木村史彦, 上田耕治, 中島稔哲, 藤田幸男, 斎藤敬子
岡野睦美, 藤原英賢(事務局)

議事内容

1. 会計大学院コアカリキュラム全国検討会について

会計大学院コアカリキュラム全国検討会について高田委員長から説明があった。会場となる青山学院大学の施設について、松井副委員長から説明があった。当日の受付等人員配置については事務局で対応することが確認された。

2. 資料翻訳について

中国で利用されている職業倫理のテキストの翻訳を依頼している旨報告があった。

3. 次年度の事業計画について

次年度の事業計画について高田委員長から提案がなされた。要旨は下記の通り。平成 21 年度補助金執行計画第 1 次草案事業の骨子は下記の 4 点。

(1) コアカリキュラムの策定については IES（国際会計教育基準）第 2 号を基礎とする。

→ IES を作成・公表する IAESB の調査を 6 月（NY）または 10 月（BRUSSEL）に実施。

(2) IES No2 を具体化したコアカリキュラムを策定するため、下記の作業部会を編成する。

(a) 会計系（山地副委員長，橋本委員）

(b) IT 系（松尾委員，上田委員，木村委員）

(c) インターンシップ（松井副委員長，ドーラン委員，中島委員）

(d) 倫理系（高田委員長，藤田委員）

→ 月 1 回東京で作業部会を開催する予定で旅費宿泊費を積算する。

→ 作成した資料を 3 月末の日中韓アコード会議（ソウル）で提案。

(3) 修了者の質保証プログラムについての提言

→ アチーブメントテストの実施

(4) 全国検討会を通じて会計大学院全体にコアカリキュラムを浸透させる。

→ 3 月中旬に実施予定

4. 次回日程

今回は 3 月 14 日午前 9 時から開催することを確認した。

【第 6 回検討委員会議事要録】

日 時 3 月 14 日（土） 9 時 30 分～10 時 00 分

場 所 青山学院大学 16 号館 7 階ミーティングルーム

出席者（敬称略，順不同）

高田敏文（委員長），松井隆幸（副委員長），山地範明（副委員長），

松尾明，ダニエル・ドーラン，木村史彦，上田耕治，中島稔哲，藤田幸男，

オブザーバー 及川勝治（会計係）

事務局 仲河久恵

議事内容

1. 会計大学院コアカリキュラム全国検討会のスケジュール等について

今回の検討委員会後に本補助金で実施される 14，15 日の会計大学院コアカリキュラム全国検討会の内容について，パンフレットとスケジュール表をもとに高田委員長から説明あった。

2. 会計大学院コアカリキュラム全国検討会第 I 部について

高田委員長から第Ⅰ部の論点について説明があった。論点として、会計大学院を設置している大学毎のレベル差、定員割れ、認証評価基準が挙げられた。

3. その他

今回全国検討会に不参加の熊本学園大学に後日討論内容を知らせる事を確認した。

[第7回検討委員会議事要録]

日 時 4月25日(土) 13時00分～15時00分

場 所 T K P 東京駅ビジネスセンター1号館 カンファレンス 12C 室

出席者(敬称略, 順不同)

高田敏文(委員長), 松井隆幸(副委員長), 山地範明(副委員長),
松尾明, 柴健次, 上田耕治, 中島稔哲, ダニエル・ドーラン,
木村史彦, 蟹江章, 藤田幸男, 斎藤敬子, 上林三子雄
事務局 仲河久恵

議事内容

1. 委員の追加について

高田委員長から本年度新たに委員となった柴委員, 蟹江委員, 上林委員が紹介された。

2. 平成21年度の事業計画と予算

高田委員長から, 本補助金申請資料をもとに, 今年度の事業計画と予算について説明があった。平成22年2月をメドに全国検討会を開催するとともに, 本事業の報告書をまとめることが確認された。

3. 修了生の質保証プログラム

修了生の質保証プログラムについて全体スキームの中で議論されることが確認された。

4. 各WGからの報告

(1) 全体

(2) 国際会計基準

藤田委員から, 国際会計基準の教育方法について, 検討状況が報告された。基礎的な理念を重視した教育がなされるべきとの指摘があった。

(3) ITと監査支援ソフト

松尾委員から, 会議日程ならびにケーススタディ開発の枠組みについて説明があった。また, 高田委員長から, University of applied sciences Deggendorf の George Herde 教授が開発した ACL の関連ソフト (dab:exporter) に関する講演が東北大学で実施されたことについて紹介された。

(4) インターンシップ

松井副委員長から, 本委員会前に開催したインターンシップグループ会議について報告があった。シラバスを作成するにあたって, ㈱ILCC で実施されている枠組みをいかに活用できるかについて検討中であることが説明された。

(5) 会計職業倫理

藤田委員から『商業道德と会計職業倫理』の翻訳状況について報告があった。翻訳が不十分な箇所があるため, 後日修正したものを委員に再配布する旨説明された。

5. 次回以降の予定

次回6月の検討委員会日時を事務局から委員にメールし、調整することとした。場所はサピアタワー東北大学分室を使用することを確認した。

【第8回検討委員会議事要録】

日 時 6月28日(日) 13時00分～15時00分

場 所 東北大学東京分室A及びB室

出席者(敬称略, 順不同)

高田敏文(委員長), 松井隆幸(副委員長), 山地範明(副委員長),
橋本尚, 三島徹也, 上田耕治, 中島稔哲, 武見浩充, 藤田幸男,
松尾明, ダニエル・ドーラン, 柴健次, 木村史彦, 蟹江章, 上林三子雄
オブザーバー 文部科学省 高等教育局専門教育課専門職大学院室
浅野敦行室長, 川崎宏推進係長, 小代哲也室長補佐
事務局 仲河久恵

議事内容

法科大学院におけるコアカリキュラムの検討状況について

議事に先立ち, 浅野敦行室長から法科大学院におけるコアカリキュラムの検討状況についての説明があった。

1. コアカリキュラムのフレームワークについて

高田委員長からモデル・カリキュラムについて説明があった。

2. カナダでの Co-op Education(インターンシップ)の調査について

高田委員長からカナダの調査先について説明があった。平成21年9月にインターンシップWGがカナダ調査を実施することが提案され, 承認された。

3. 各WGの進捗状況について

(1) インターンシップ

松井副委員長から第2回インターンシップWG会議について報告があった。唐沢昌敬青山学院大学教授による青山学院大学のエクスターンシップ実施内容の説明と昨年エクスターンシップに参加した修了生による報告を行ったことが説明された。また, 青山学院大学のインターンシップに, 他大学学生の参加が可能であることが説明された。インターンシップの事前教育として, NPO 法人産学連携教育日本フォーラムのネット教育の枠組みを参考とすることが提案された。

(2) 国際会計

山地副委員長から本委員会前に開催した国際会計WG会議の成果について, 次回検討委員会で報告する旨の説明があった。

(3) IT (監査支援ソフト)

松尾委員から第3回監査ソフトウェアWG会議について報告があった。売上サイクルの機能ごとのケース項目とデータ内容の検討, 元帳システムの監査内容とデータの検討, その他(給与, 購買, 支払)のデータおよび教材の翻訳の検討がなされた旨報告された。

(4) 会計職業倫理

藤田委員から『商業道德と会計職業倫理』の翻訳について, 翻訳が不十分な箇所を修正する旨の説明があった。また, 会計職業倫理の教育方法について議論が交わされた。

4. 今後の予定について

(1) 次回日程

次回は 8 月 25 日(火)にサピアタワー東北大学東京分室にて開催することを確認した。

(2) 全国検討会と国際シンポジウムの日程

高田委員長から全国検討会について、会計処理の都合上、平成 22 年 2 月中に開催し、国際シンポジウムも併せて行う予定である旨、説明された。日程については後日事務局から委員に連絡し、調整する事とした。

【第 9 回検討委員会議事要録】

日 時 平成 21 年 8 月 25 日(火) 13 時 00 分～15 時 00 分

場 所 サピアタワー10 階 東北大学東京分室 A 及び B 室

出席者(敬称略、順不同)

高田敏文(委員長)、松井隆幸(副委員長)、山地範明(副委員長)、
多賀谷充、松尾明、柴健次、松本祥尚、上田耕治、中島稔哲、武見浩充、
ダニエル・ドーラン、木村史彦、藤田幸男、斎藤敬子、上林三子雄
オブザーバー 文部科学省 高等教育局専門教育課専門職大学院室
浅野敦行室長、山脇聖大推進係長

事務局 仲河久恵

議事内容

1. 前回から今回までの報告事項

(1) 各WGの報告

① 監査ソフトウェア

松尾委員から第 4 回監査ソフトウェア WG 会議での検討内容について報告があった。
監査ソフト教育についての実証(実験授業)は、平成 21 年 4～7 月に青山学院大学で実施されており、その結果を踏まえ 10～11 月に関西学院大学と東北大学で実験授業(3 コマから 4 コマ程度)を実施する予定であることが報告された。

② インターンシップ

松井副委員長から第 3 回インターンシップ WG 会議での検討内容について報告があった。
カナダ及びアメリカにおけるインターンシップの状況について、ビクトリア大学、ブリ
ティッシュコロンビア大学、ドレクセル大学、ワシントン大学の 4 大学に関してインター
ネットによる情報収集を行い、日本とは異なり長期間・有償で行われている等の情報
が得られた旨の報告があった。また、カナダ訪問調査の調査日程と訪問先について報告
があった。

③ 会計倫理

藤田委員から『商業道德と会計職業倫理』の翻訳資料を報告書の資料とする旨の報告
があった。

④ 国際会計

山地副委員長から国際会計基準の背景にある基本的な考え方をシラバスに取り入れて
まとめる旨の報告があった。

(2) インターンシップのカナダ調査の準備状況

斎藤委員からカナダ訪問調査で訪問予定の UBC, UVic について説明があった。

2. 会計大学院コアカリキュラム報告書のまとめ方について

- (1) 会計大学院コアカリキュラム検討の目的
- (2) 学校教育法, 専門職大学院設置基準, 会計大学院評価機構評価基準要綱
- (3) IFAC 教育基準, 内閣府令による公認会計士試験一部免除根拠, 免除要件
- (4) 基本科目・応用科目の体系
- (5) 会計職業倫理, 国際会計基準, 監査情報技術, インターンシップの枠組み
- (6) 4 科目の関係資料

高田委員長から上記(1)～(6)の内容について報告書をまとめる旨の発言があった。また, そのうち(5)・(6)に関しては WG 毎にシラバスにまとめ, 12 月末までに報告してもらいたい旨の説明があり, 了承された。

3. 11 月 1 日(日)の委員会と 2 日(月)のシンポジウムについて

- (1) 11 月 1 日(日)15 時から 17 時まで, 場所はサピアタワー東北大学分室, 翌日の国際シンポジウムの基調講演者, パネリストとのディスカッションを予定
- (2) 11 月 2 日(月)午後 1 時から 4 時まで会計教育国際シンポジウム, 場所は市ヶ谷 JICPA 本館会議室

高田委員長から上記(1)・(2)の枠組みで開催することが提案され, 了承された。また, 検討委員会委員で東京 23 区外からの出席者に限り旅費支弁となる旨, 説明があった。

4. 11 月 21 日(土)から 26 日(木)の国際学会での情報収集について

- (1) Asian Pacific Conference on International Accounting Issues の第 21 回大会(米国 Las Vegas)に参加し, 会計教育関係のセッションで情報収集する。
- (2) 派遣者は, 藤田幸男委員と高田委員長の 2 名。

高田委員長から上記(1)について情報収集を行うことが提案され, 了承された。また, 上記(2)について藤田委員・高田委員長以外に参加希望者がいる場合は, 本補助金予算内で調整する旨の説明があり, 了承された。

5. 来年 2 月の委員会, 全国検討会とシンポジウムについて

- (1) 平成 22 年 2 月 20 日(土)コアカリキュラム検討委員会, 21 日(日)全国検討会とシンポジウムを実施
 - (2) シンポジウムの基調講演者には, IFAC IAESB の Mark Allison 委員長を招聘する
- 高田委員長から上記(1)・(2)の内容で準備を進めることが提案され, 了承された。

【第 10 回検討委員会議事要録】

日 時 平成 21 年 11 月 1 日 (日)15 時 00 分～17 時 00 分

場 所 サピアタワー10 階 東北大学東京分室会議室

出席者(敬称略, 順不同)

高田敏文(委員長), 松井隆幸(副委員長), 山地範明(副委員長),
松尾明, 橋本尚, 松本祥尚, 上田耕治, 中島稔哲, 蟹江章,
三島徹也, 武見浩充, ダニエル・ドーラン, 木村史彦, 藤田幸男
オブザーバー

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室室長補佐 小代哲也,

国際会計士連盟国際会計教育基準審議会副委員長 マーク・スポフォース，
国際会計士連盟国際会計教育基準審議会審議官 デビット・マクピーク，
中国アモイ大学教授 孫謙，韓国延世大学教授 朱仁基，
愛知淑徳大学助教 藤原英貴，東北大学大学院生 李袁琳
事務局 井上美恵子，仲河久恵

議事内容

1. カナダ調査の報告

松井副委員長から平成 21 年 9 月に実施されたカナダ調査について報告があった。

2. アンケート調査の枠組みについて

高田委員長からアンケート調査について，アンケート調査案を調整し，各会計大学院研究科長宛に送付する旨の説明があり，承認された。

3. 各WGの報告

山地副委員長から国際会計基準シラバスにについて説明があった。また，高田委員長から実施報告書について，11 月から 12 月にかけてまとめる旨の説明があった。

4. 今後の予定

(1) 国際会計教育シンポジウム

高田委員長から 11 月 2 日開催される国際会計教育シンポジウムについて説明があった。

(2) IFRS 教育セミナー・シンポジウム

高田委員長から IFRS 教育セミナーについて次の通り開催準備を進めたい旨の提案があり，承認された。

- ・平成 22 年 1 月に開催する。
- ・講師として平松一夫氏（関西学院大学教授）を招聘する。
- ・IAAER の Donna Street 会長に基調講演者の人選を依頼する。
- ・経団連に共催を依頼する。

(3) 全国検討会でのセミナー

高田委員長から全国検討会とセミナーについて，次の通り開催準備を進めたい旨の提案があり，承認された。

- ・平成 22 年 2 月 21 日(日)に全国検討会を開催する。
- ・IAESB の Mark Allison 会長，IAAER の Donna Street 会長を招聘する。

5. 国際会計教育シンポジウム講師・パネリストとの意見交換

高田委員長から国際会計教育シンポジウムの講師とパネリストが紹介され，検討委員と意見交換を行った。

6. その他

次回検討委員会を，12 月 23 日（水）13 時 00 分～15 時 00 分に東北大学東京分室会議室で開催することを確認した。

[第 11 回検討委員会議事要録]

日 時 平成 21 年 12 月 23 日(水) 13 時 00 分～15 時 00 分

場 所 サピアタワー10 階 東北大学東京分室会議室

出席者（敬称略，順不同）

高田敏文（委員長）、松井隆幸（副委員長）、山地範明（副委員長）、
松尾明、橋本尚、柴健次、松本祥尚、上田耕治、中島稔哲、蟹江章、
三島徹也、武見浩充、ダニエル・ドーラン、木村史彦、藤田幸男
オブザーバー 文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 小代哲也室長補佐
事務局 仲河久恵

議事内容

1. コアカリキュラム原案について

高田委員長からコアカリキュラム原案をもとに、コアカリキュラム編成の基本的な考え方とその意義についての説明があった。続いて、各 WG リーダーから基幹 4 科目について説明があった。

2. 成果報告書の取りまとめについて

高田委員長から今回委員会の審議、基準協会からのヒアリング、年明け早々に各会計大学院代表者 1 名に実施するアンケート、1 月 25 日 IFRS セッション等を踏まえ、1 月末にコアカリキュラムを確定させる旨の説明があった。

3. 今後の予定

- (1) 1 月 25 日 IFRS セッション
- (2) 2 月 21 日全国検討会
- (3) 2 月 23 日アコード会議（ソウル）

高田委員長から上記今後の予定について次の通り説明があった。

- ・検討委員会について
2 月 20 日 13 時～15 時、最終検討委員会を東北大学東京分室で開催する。
- ・全国検討会について
2 月 21 日全国検討会を東北大学東京分室、又はサピアタワー内会議室で開催する。
基調講演としてマーク・アリソン氏（国際会計士連盟国際会計教育基準審議会委員長）、
ドナ・ストリート氏（アメリカ会計教育学会会長）を招聘する。
また、検討委員については本補助金から旅費を支弁する。
- ・アコード会議について
全国検討終了後、2 月 22 日韓国に移動し、2 月 23 日アコード会議に出席する。

2. 委員名簿

(大学名 50 音順, 敬称略)

青山学院大学	青木	茂男	(教授)
	松井	隆幸	(教授)
	松尾	明	(教授)

関西大学	柴	健次	(教授)
	松本	祥尚	(教授)
	三島	徹也	(准教授)

関西学院大学	山地	範明	(教授)
	上田	耕治	(准教授)
	中島	稔哲	(准教授)

千葉商科大学	武見	浩充	(教授)
--------	----	----	------

東北大学 (幹事大学)	高田	敏文	(教授, 委員長)
	Daniel Dolan		(教授)
	木村	史彦	(准教授)

北海道大学	蟹江	章	(教授)
-------	----	---	------

特定非営利活動法人国際会計教育協会

会 長	橋本 尚	青山学院大学教授
理 事	多賀谷 充	青山学院大学教授
会計大学院評価機構評価委員会委員長		
	藤田 幸男	早稲田大学名誉教授
会計大学院評価機構評価部会委員		
	斎藤 敬子	(株)ILCC 代表取締役社長
	小波 良子	特定非営利活動法人産学連携教育日本フォーラム

日本公認会計士協会

常務理事	上林 三子雄	公認会計士
------	--------	-------